

Journal of Minamata Studies

# 水俣学研究

Number 12・13

第12・13合併号

発行月・年  
March 2024

花田昌宣先生・宮北隆志先生・東俊裕先生退職記念号

退職記念号刊行に寄せて

花田昌宣先生と水俣学

井上ゆかり

宮北隆志先生の業績を振り返る

中地 重晴

東俊裕先生と障害者の人権

堀 正嗣

研究論文  
Research Article

カネミ油症被害者の底辺

第2報 遠隔地転出者の次世代、次々世代に認められた鼻出血と先天性の歯牙欠如

藤野 糺 ほか

医療講座・竹の子塾（1977-1979）— 水俣環境教育史断章 —

川尻 剛士

水銀に関する水俣条約の採択・署名から10年、  
日本における水銀使用をめぐる現状と課題

中地 重晴

研究ノート  
Research Note

「鯨学校」の記憶と実像 — 寄鯨からみる水俣の歴史

矢野治世美

研究会報告  
Report of Research  
Group

水銀被害に関するオーラルヒストリー — カナダ水俣病とアニシナベ先住民

森下 直紀

書評  
Book Review

岩波新書『水俣病』（原田正純著）を再読する  
『見えていたもの、見えていなかったもの』

高峰 武

高岡 滋著『水俣病と医学の責任 — 隠されてきたメチル水銀中毒症の真実』

田尻 雅美

水俣学研究センター報告

熊本学園大学水俣学研究センター

The Open Research Center for Minamata Studies  
Kumamoto Gakuen University



## 目 次

## 退職記念号刊行に寄せて

花田昌宣先生と水俣学	井上ゆかり	3
花田昌宣先生の経歴・研究業績		7
宮北隆志先生の業績を振り返る	中地 重晴	17
宮北隆志先生の経歴・研究業績		19
東俊裕先生と障害者の人権	堀 正嗣	27
東俊裕先生の経歴・研究業績		29

## 研究論文

カネミ油症被害者の底辺 第2報 遠隔地転出者の次世代、次々世代に認められた鼻出血と先天性の歯牙欠如	藤野 紘 <small>ほか</small>	35
医療講座・竹の子塾（1977-1979）— 水俣環境教育史断章 —	川尻 剛士	63
水銀に関する水俣条約の採択・署名から10年、 日本における水銀使用をめぐる現状と課題	中地 重晴	85

## 研究ノート

「鯨学校」の記憶と実像 — 寄鯨からみる水俣の歴史	矢野治世美	105
---------------------------	-------	-----

## 研究会報告

水銀被害に関するオーラルヒストリー — カナダ水俣病とアニシナベ先住民	森下 直紀	121
-------------------------------------	-------	-----

## 書評

岩波新書『水俣病』（原田正純著）を再読する 『見えていたもの、見えていなかったもの』	高峰 武	135
高岡 滋著『水俣病と医学の責任 — 隠されてきたメチル水銀中毒症の真実』	田尻 雅美	147

## 水俣学研究センター報告

研究活動の記録	149
水俣学研究センター規程および内規	169



## 花田昌宣先生と水俣学

井上 ゆかり

熊本学園大学水俣学研究センター研究員

花田昌宣先生、宮北隆志先生、東俊裕先生という3人の巨匠が2023年3月をもって熊本学園大学（以下、本学）を退職された。水俣学研究の今号は先達の退職記念号とする。どの先生にも学部時代から教えていただき様々なエピソードがあるが、ここでは私が学部のゼミから大学院でも主任教授であった花田先生と水俣学について書かせていただこうと思う。

花田先生は先に述べたように本学を退職されたが、いままシニア客員教授として在籍していただいている。フランスの大学で10数年にわたり経済学講師を務められ、1994年に本学社会福祉学部の社会政策の担当として着任された。その後2000年に新たに設置された、社会福祉学部社会福祉学科に所属され、社会政策Ⅰ、就労支援論、経済学Ⅱ、福祉環境と政策、現代の福祉国家、福祉キャリア特講、環境社会論、水俣学講義、ハンセン病講義、福祉環境学入門、福祉環境学演習、卒業演習、災害と社会、災害と社会（演習）、大学院指導など、当センターが把握しているだけでも相当な科目を担当してこられた。加えて、本学には第二部があり、夜間の講義、大学院のフィールドワークⅠ（水俣）、Ⅱ（国内）、Ⅲ（海外）も担当されていた。本学に着任当初は、数年後に他大学に移籍する予定だったそうだが、1999年に原田正純先生を本学に迎え、水俣学研究プロジェクトを始動させるため残られた。同学部の学部長を2002年から2005年まで2期務められ、同学部で「福祉環境学」という専攻名で学部から大学院まで水俣学の研究が体系的にできる教育環境を整えられた。

2005年に水俣学研究センター（以下、センター）が本学に設置され、先生は、2008年1月から事務局長を担われた。センター設立と同時に研究員（当時は研究助手）を務める田尻によれば、当初は事務局長という役職はなかったという。しかし、原田先生が「花田君が実質担っているのでつけておいたほうがいい」とのことで事務局長を務めることになられた。原田先生が退職されたあと2010年からセンター長を務められ、退職なさるまで水俣学をけん引された。先生は、2006年に新日窒労組の元組合員の方々へのヒアリングをベースにした討論研究会として「チッソ労働運動史研究会」や、2013年に海辺の生き物や土壌などの調査をする「みなまた地域研究会」を水俣の市民や研究者らと立ち上げられた。また、2015年には「水俣病事件資料集編纂委員会」を研究者や記者らと立ち上げ、水俣病研究会編『水俣病事件資料集1926-1968』の続刊を刊行するため資料調査研究会を継続しておられる。これらの成果として、『さいれん復刻版』（柏書房、2010-2012年）や『水俣に生きた労働者 — チッソと新日窒労組の59年』（明石書店、2021年）を残された。

先生は、マルクス経済学の平田清明に師事し、もともとは経済理論が専門で水俣との関わりはないように思われる。しかし、先生が水俣との関わりを「ライフワーク」と表現され、

そのはじまりを『水俣学講義』で語っておられるので少し触れてみたい。熊本水俣病第一次訴訟で原告の患者が全面的に勝訴する1973年、名古屋で大学1年生だった先生は「これは何事か」ということで関わりをもつようになったという。一次訴訟判決後、名古屋には被害を訴える当事者はいなかったが「誰その妹は名古屋にいる」と聞こえてきた。そこで、愛知や岐阜に移り住んだ水俣・芦北出身の方々を1軒1軒訪ね、生活や病歴を聞き取り、原田先生に名古屋に来てもらい検診を受けてもらうことや、公健法上の水俣病認定申請や行政不服の支援をして、60家族100名の患者の集まりを作っていた。なかには、体調が悪化し仕事もできない被害当事者の生活保護申請も手伝ったという。この時の仲間が「名古屋水俣病を告発する会」であり、このメンバーは今も名古屋で行政不服審査請求の支援を行い、水俣病事件研究交流集会で名古屋の現状を報告してくれている。このように道行きをともにする仲間を大事にされている。

さて、先生の調査や資料保存に対する姿勢について触れておきたい。先生は2004年から原田先生とともにカナダ水俣病の調査に6回行き、カナダから被害当事者や支援者、研究者を招きシンポジウムをするなど関係が続いている。原田先生亡き後も調査が続いているのは、水俣学の理念のひとつである「国境を越え、国内外への発信と世界に開かれた学問の形成を目指して」きたからにはほかならない。これを継続するには科研費などの研究費を取得し続けねばならず、かなりの労力があるが、花田先生はこれを続けてこられた。

資料の収集・保存に関する先生の考えは、先に紹介した『水俣に生きた労働者』のあとがきに記されている。「私は、これまでの様々な経験から、紙媒体だけが記録として残されることへの悔しさがあり、できる限り物品類も保存したかった。(略)活動を彷彿とさせるものも語らぬ資料として保存されるべきであった。」とあるように、水俣市にある水俣学現地研究センターには先生の強い信念のもと看板からもさしに至るまで保存されている。この整理作業を新日窒労組の元組合員の方々と5年もの歳月をかけ実現できたのは、先生が組合の研究會だけでなく、全国巡回資料展で元組合員を準備スタッフとし、説明スタッフとして東京や大阪の展示会をともにする、書籍を刊行すれば地元で記念シンポジウムをするなど組合の方々を主体とした仕掛けをしてこられたからにはほかならない。

先生のかつての研究フィールドであるフランスへ社会的企業の調査に行った。朝7時30分から調査に繰り出し、時には昼や夕食まで調査対象の方々と食事をしながらヒアリングをすることもあった。調査の最終日はゆっくりできるかと思えば、それまでの調査漬けがたたり、先生をはじめ調査一行の具合が悪くなり寝込むこともあった。先生は、現場の方々との関係をつくり、調査後も関係を続けることに力点をおかれ、自分たちが知りたいことをただ聞いて帰る取奪型の調査は決してされない。これは水俣学の理念にも活かされている。

ところで、タイのバンコクから車で2時間ほどの場所にマプタブットという工業団地があるのはご存じだろうか。社会福祉学専攻大学院のフィールドワークで、修士の学生と教員らがグループをつくり工業団地周辺に暮らす人々の被害調査を行ったことがあった。炎天下のなかを歩き続け、ようやく夕食にありつけたと思えば、花田先生が「各グループで調査した

報告会をしないと次に活かさない」と言い出される。夜の11時である。このようなことは熊本県天草市御所浦町での調査でもあり、先生との調査はいつも疲労困憊となるものだった。しかし、これが現場を歩くことだと身をもって教えていただいた。

このように、先生の調査に同行することで後にハッとさせられることも多かった。社会福祉学専攻大学院フィールドワークの事前調査で沖縄に行った時には、糸数アブチラガマ（防空壕）に入り、当時ガイドもないなかで先生が懐中電灯を持ち先頭を歩いておられた。突如懐中電灯を消され真っ暗となった。パニックである。「ここにいた人たちの思いを考える」と先生の声が聞こえた。考えるなら自分だけにしてほしいと言った記憶があるが、いま思い返せばこの出来事によって「被害当事者に共感するとは何か」を考える機会になり忘れ得ぬ場所となった。

最後に、先生の被害当事者に対する眼差しを記しておきたい。2016年熊本地震の時、本学は指定避難所でないにもかかわらず自主的な避難所を24時間体制で45日間運営した。宮北先生が本学避難所の本部長、花田先生が避難所の運営本部統括、東先生が自宅から大きな炊き出し用具から食料までを運び、とくに障害をもつ方々への支援をはじめられた。花田先生は自宅が全壊になったにもかかわらず、センターの床に寝泊まりして、避難者と同じ炊き出しを食べ、昼夜を問わず訪れる取材や調査を受け、避難所の運営を指揮された。他大学が次々と避難所を閉じるなか本学の避難所に移ってこられる方々が多くなった。こうしたなか避難者の間で「ここも閉じるらしい」という噂がながれ、花田先生が「最後の避難者の行き先がきまるまで避難所は閉じない」と言い出された。私たちは正直「またはじまった」と思ったものだが、先行きのみえない避難者たちにとって安心して行き先を決めることができることにも繋がった。こうしたことは避難者のみならず避難所を運営するスタッフにも向けられた。運営する教職員や学生の疲れがピークとなった2日目、花田先生が掲示スペースに原田先生



カナダ グラッシーナロウズのバンドオフィスにて  
2012年6月2日撮影

が最後に書き残された「感謝、ご縁」という色紙を貼られた。涙があふれた。原田先生を知る教職員や学生はそれを見て「自然災害はどうしようもないが、ここで人災は出さない」ことが暗黙の了解となり45日間を乗り切ることができた。

原田先生は晩年、「花田君は水俣学にとって『五重塔』の源太たい。この人がおらんばできんかったとよ」とおっしゃっていた。その花田先生が退職された今、私たちは原田先生、花田先生の思いを引き継ぎ、水俣学のさらなる発展を目指していかねばならない。

先生が退職はされたものの、今後はシニア客員教授として活躍されることとなる。これまでのご尽力に心から感謝するとともに、まだまだ学ばせていただきたい。



フランスでの社会的企業（INFOBAT）調査（手前右）  
2014年3月10日撮影



## 花田昌宣先生の経歴・研究業績

### 経歴

- 1952年 大阪府生まれ
- 1979年 3月 名古屋大学経済学部卒業
- 1983年 3月 滋賀大学大学院経済学研究科修士課程修了
- 1987年 3月 京都大学大学院経済学研究科後期博士課程単位取得退学
- 1987年 6月 パリ第7大学経済学研究科高等研究学位取得
- 1987年 9月 フランス国立東洋言語文化研究所日本学科専任講師
- 1990年 9月 国立ルアーブル大学国際貿易学部専任講師
- 1992年 9月 国立パリ第13大学経済経営学部専任講師
- 1994年 4月 熊本学園大学社会福祉学部教授
- 2000年 熊本学園大学第一部社会福祉学科長（2001年まで）
- 2003年 熊本県部落解放研究会会長（現在に至る）
- 2005年 社会福祉法人くまもと障害者労働センター理事長（現在に至る）
- 2006年 熊本学園大学大学院社会福祉学研究科長（2009年12月まで）
- 2007年 学校法人熊本学園評議員（2010年7月まで）
- 2008年 熊本学園大学水俣学研究センター事務局長（2009年12月まで）
- 2010年 1月 熊本学園大学水俣学研究センター長（2023年3月まで）
- 2016年 学校法人熊本学園理事・評議員兼務（2019年7月まで）
- 2018年12月 企業組合エコネットみなまた代表理事（2023年11月まで）
- 2023年 3月 熊本学園大学を定年退職
- 2023年 4月 熊本学園大学シニア客員教授（現在に至る）

### 研究業績

#### 著書・共編著・監修

- 『水俣学研究序説』（原田正純と共編）、藤原書店、2004、「水俣病被害補償にみる企業と国家の責任論」pp.271-312。
- 『水俣学講義』（共著、原田正純編著）、日本評論社、2004、「水俣学の開講にあたって－まえおきにかえて」pp.1-21、（共著）「被害補償の経済学」pp.283-308。
- 『水俣学講義・第2集』（共著、原田正純編著）、日本評論社、2005、「水俣学二期めで何が見えてきたか－いまの水俣について考える二、三のこと」pp.305-324。
- 『発達障害白書』（共著、日本発達障害福祉連盟編）、日本文化科学社、2006、「公的機関にお

- ける知的障害者雇用を問う」 pp.119-121。
- 『勃興する社会的企業と社会的経済』（齊藤縣三、鈴木不二一との監修）、同時代社、2006。
- 『水俣学講義・第3集』（共著、原田正純編著）、日本評論社、2007、「水俣学の展望－熊本学園大学の取組み」 pp.1-16、「水俣病のグローバルな視点－水俣学プロジェクト構想」 pp.241-266。
- 『水俣学講義・第4集』（共著、原田正純との共編著）、日本評論社、2008、「水俣学への誘い」 pp.1-22。
- 『「さいれん」復刻版』（山本尚友と監修）柏書房、2010。
- 『「さいれん」復刻版 第2回配本』（山本尚友と監修）、柏書房、2011、「解説 水俣を揺るがした一八七日間－新日窒労組安定賃金争議が照らし出したもの」 pp.1-15。
- 『「さいれん」復刻版 第3回配本』（山本尚友と監修）、柏書房、2011。
- 『「さいれん」復刻版 第4回配本』（山本尚友と監修）、柏書房、2012、「解説 労働者が行動を起こす時おのずから道はひらける」 pp.1-3。
- 『「さいれん」復刻版 第5回配本』（山本尚友と監修）、柏書房、2012、「解説 会社の存続・強化を訴えて」 pp.1-10。
- 『水俣学講義・第5集』（原田正純と共編著）、日本評論社、2012、「水俣病公式確認50年のいま 水俣学の課題」 pp.1-18。「差別と人権の視点からみた水俣病事件」 pp.269-291。
- 『日本発共生・共働の社会的企業』（共著、共同連編）、現代書館、2012、「第一章 社会的経済の意味と展開」 pp.8-35、「第七章 共生・共働を創る」（堀利和、白杉滋郎、斎藤縣三との共著） pp.164-182。
- 『「さいれん」復刻版 第6回配本』（山本尚友と監修）、柏書房、2013、「解説 チッソの逃走をゆるさない」 pp.1-7。
- 『ハンセン病講義－学生に語りかけるハンセン病』（大野哲夫、山本尚友と編著）、現代書館、2013。
- 『原田正純追悼集 この道を－水俣から』（共著、熊本学園大学水俣学研究センター・熊本日日新聞社編著）、熊本日日新聞社、2013、「水俣学と原田先生の最後の仕事」 pp.418-428。
- 『いのちの旅』（共著、原田正純著）、岩波書店、2016、「解説」 pp.201-222。
- 『いま何が問われているか：水俣病の歴史と現在』（久保田好生と編著）、くんぶる、2017、「第10章 被害の現場に身を置くということ 水俣学の構築の経験から」 pp.217-234。
- 『水俣病問題のいま（差別禁止法制定を求める当事者の声9）』（田尻雅美と編著）、部落解放・人権研究所、2017、「水俣病の現在と差別・偏見」 pp.5-11、「差別の事件史としての水俣病」 pp.83-127、「資料① 水俣病公式確認60年アンケートにみる差別と偏見の現状」 pp.130-141。
- 『不知火海の漁師聞き書き（水俣学研究資料叢書Ⅵ）』（編著）、熊本学園大学水俣学研究センター、2017。

『水俣に生きた労働者－チッソと新日窒労組の59年』（富田義典、チッソ労働運動史研究会と編著）、明石書店、2021。

## 論文

- 「障害者の就労と社会的企業－共同連と共働事業所運動に寄せて」『社会運動』304、2005、pp.25-34。
- 「水俣学研究センターの設立にあたって－負の遺産としての公害・水俣病事件を未来に活かすために」『環境と公害』35-2、2005、pp.46-50。
- 「水俣の負の遺産とその展望 50年後の水俣病事件」『部落解放研究くまもと』50、2005、pp.3-17。
- 「長期経過後のカナダ先住民地区における水銀汚染の影響調査（1975－2004）」（共著）『環境と公害』34-4、2005、pp.2-8。
- 「日本における社会的経済の可能性と現実性：社会運動の再定義から」『生活経済政策』111、2006、pp.8-13。
- 「水俣病事件研究の新展開に向けて：水俣学の課題ノート」『社会関係研究』11-1・2、2006、pp.143-167。
- 「大学に人権教育の取組み 熊本学園大学から（1）」『熊本県人教News』272、2006、pp.4-10。
- 「水俣学が提唱するもの」『環』25、2006、pp.285-289。
- 「大学に人権教育の取組み 熊本学園大学から（2）」『熊本県人教News』273、2006、pp.2-7。
- 「水俣病患者50年の闘いの歴史と今」『部落解放研究くまもと』52、2006、pp.3-10。
- 「水俣50年の教訓は活かされたか－環境被害に関する国際フォーラム報告」（共著）『環境と公害』36-3、2007、pp.45-49。
- 「水俣病50年の歴史と今－差別と人権の視点から」『部落解放』578、2007、pp.270-277。
- 「労働法と障害者自立支援法－就労継続支援A型事業をめぐる」『DPI われら自身の声』22-4、2007、pp.40-41。
- 「水俣病における差別の現実」『じんけん』311、2007、pp.11-17。
- 「福祉国家の変容とソーシャルワークの課題 フランスでの再検討を題材に（上）」『社会関係研究』12-2、2007、pp.57-74。
- 「人権侵害としての水俣病事件」『部落解放研究くまもと』53、2007、pp.120-133。
- 「27条（労働と雇用）とわれわれの課題」『福祉労働』117、2007、pp.80-87。
- 「熊本洋学校教師L.L.ジェーンズの被差別部落に関する記述によせて」『部落解放研究くまもと』56、2008、pp.77-83。
- 「水俣病終焉策と終わらない水俣」『環境と公害』39-1、2009、p.57。
- 「水俣病の社会史と水俣病特措法の経済学的批判」『環境と公害』39-2、2009、pp.13-19。
- 「チッソにおける労働組合運動と安定賃金争議：地労委斡旋をめぐる荒木講演に寄せて」『水

- 『水俣学研究』創刊号、2009、pp.53-60。
- 「部落差別の現実と課題：最近の差別事件と私の経験から」『部落解放研究くまもと』57、2009、pp.3-22。
- 「水俣学の創生と課題：事件をフィールドから捉えるために」『水俣学研究』創刊号、2009、pp.15-25。
- 「現場からのレポート 共働・共生と社会的事業所の制度化へー第二十七回共同連大会報告に寄せて」『福祉労働』129、2010、pp.126-131。
- 「チッソ労働運動史研究の経過と課題 研究会記録の公開に寄せて」（共著）『水俣学研究』2、2010、pp.101-111。
- 「部落差別は生きているー最近の差別事件と私の経験から」『佐賀部落解放研究所紀要』27、2010、pp.2-27。
- 「春夏秋冬 水俣の地の労働運動を記録せよ」『社会評論』160、2010、pp.2-4。
- 「対馬の部落についてー2010年対馬フィールドワーク報告」『部落解放研究くまもと』61、2011、pp.109-115。
- 「カナダ・オンタリオ州先住民地区における水銀汚染ーカナダ水俣病の35年間」（共著）『水俣学研究』3、2011、pp.3-30。
- 「水俣病被害史と原発事故ー水俣、福島、そして障害者」『福祉労働』132、2011、pp.154-162。
- 「マブタプット工業団地の拡張をめぐる諸問題の現状と課題」（共著）『水俣学研究』3、2011、pp.83-103。
- 「新日本窒素における労働組合運動の生成と工職身分制撤廃要求ー組合旧蔵資料の公開に寄せて（特集 水俣病事件と新日本窒素労働組合）」『大原社会問題研究所雑誌』630、2011、pp.1-13。
- 「今日の部落差別と解放運動の課題に寄せて」『部落解放研究くまもと』62、2011、pp.94-101。
- 「タイの産業公害と労働者の現状」『労働情報』854-855、2012、pp.16-19。
- 「カナダ先住民の水俣病と受難の社会史（第1回）」（共著）『社会運動』382、2012、pp.19-24。
- 「カナダ先住民の水俣病と受難の社会史（第2回）」（共著）『社会運動』383、2012、pp.41-45。
- 「カナダ先住民の水俣病と受難の社会史（第3回）」（共著）『社会運動』385、2012、pp.36-40。
- 「日本の近代化過程におけるハンセン病」『社会福祉研究所報』40、2012、pp.151-165。
- 「変革への意思が世界を変える」『生活経済政策』185、2012、p.3。
- 「水俣学の創成と原田先生の最後の仕事」『環境と公害』43-2、2012、pp.9-13。
- 「3・11と5・1：原田先生と水俣学」『環』51、2012、pp.62-64。

- 「水俣学の現在と課題」『保健師ジャーナル』68、2012、pp.1098-1102。
- 「原口先生との一〇年」『リベラシオン：人権研究ふくおか』147、2012、pp.76-81。
- 「大学における人権教育の取り組み 熊本学園大学から」『部落解放研究くまもと』64、2012、pp.69-100。
- 「変化を読む 56年を経た水俣病：水俣学の新たな取り組み」『Seeder』7、2012、pp.52-56。
- 「公害の原点、水俣病と福島：水俣学の視点から」『震災学』2、2013、pp.60-76。
- 「熊本県水平社創立をになった人々：今日に生きるもの」『部落解放研究くまもと』65、2013、pp.32-74。
- 「熊本県における近世部落史研究の到達点と課題」『リベラシオン』149、2013、pp.43-57。
- 「水俣病の教訓の内実を問う 国際水銀条約と水俣病最高裁判決」『社会運動』401、2013、pp.22-25。
- 「公害の原点、水俣病と水俣学（特集 食の自治と循環）」『地方自治ふくおか』57、2013、pp.42-52。
- 「熊本県水平社創立期群像」『リベラシオン』152、2013、pp.20-39。
- ‘Signs and symptoms of methylmercury contamination in a First Nations community in Northwestern Ontario, Canada.’ (共著) *Sci. Total Environ*, 468-469, 2014, pp.950-957.
- 「明治4年の道後温泉入浴差別事件：全国部落史研究大会報告に寄せて」『部落解放研究くまもと』67、2014、pp.78-92。
- 「いのちをつなぐ、東北、熊本：3.11以降の福祉と環境を考える（2012年6月福祉環境学フォーラム記録）『社会関係研究』19-2、2014、pp.87-91。
- 「第72回社会的企業研究会 福祉就労を超える社会的企業の可能性：社会的企業と障害者就労」『社会運動』412、2014、pp.48-54。
- 「水俣病は終わらない：どうしたらいいのか（特集「水俣病」を撃つ）」『Kumamoto：総合文化雑誌』6、2014、pp.123-127。
- 「水俣学関連資料管理・活用の現状と課題（特集 シンポジウム 市民活動記録管理の現状と歴史的課題：日本と韓国の事例を中心に）」『大原社会問題研究所雑誌』673、2014、pp.10-16。
- 「新日本窒素における工職身分撤廃過程と労使関係：水俣病と闘った労働組合の起点となった1953年争議（特集 新日本窒素の労使関係・労働運動の諸相（2））」『大原社会問題研究所雑誌』676、2015、pp.1-18。
- 「水俣学をつくる」『歴博』192、2015、pp.11-15。
- 「福祉就労を超える社会的企業の可能性」『社会運動』412、2014、pp.48-54。
- 「日本で被害が拡大する社会経済的要因－水俣病の経験から（足立明氏追悼シンポジウム（京都大学）記録）」『水俣学研究』6、2015、pp.11-30。
- 「差別禁止法を求めます：差別事例の調査から見えてくるもの（第7回）水俣病に関する差別の現状と課題」『ヒューマンライツ』333、2015、34-39。

- 「公式確認六〇年：なぜ水俣病が終わらないのか：差別と人権の課題として」『部落解放研究くまもと』71、2016、pp.62-77。
- 「水俣病を人権と差別の課題として（特集 水俣病差別の六〇年）」『部落解放』724、2016、pp.46-55。
- 「水俣病の六〇年：公害の経験をどう活かすか（水俣病、公式確認から六〇年）」『科学的社会主義』216、2016、pp.38-44。
- 「公害水俣病に対する差別の現在形」『ヒューマンライツ』338、2016、pp.2-9。
- ‘2014 Report on Research Results for Minamata Disease in First Nations Groups in Canada’（共著）『水俣学研究』7、2016、pp.19-34。
- 「障害者を受け入れたインクルーシブな避難所：熊本学園大学での取り組み」『福祉労働』152、2016、pp.124-130。
- 「熊本地震と障害者支援：避難所の経験から」『部落解放研究くまもと』72、2016、pp.2-77。
- 「水俣病60年、今残された課題と水俣病研究の教訓（特集 水俣病公式確認60年）」『環境と公害』46-2、2016、pp.40-45。
- 「被災者支援と人権保障」『ヒューマンライツ』344、2016、pp.3-11。
- 「水俣病は終わっていない：水俣病公式確認60年の現状と将来への課題—熊本震災をふまえて」『部落解放』736、2017、pp.15-23。
- 「被差別部落のライフヒストリー 家族3世代の聞き取り」（共著）『社会福祉研究所報』45、2017、pp.95-105。
- 「現在の部落問題の状況と課題について」『部落解放研究』74、2017、pp.23-39。
- 「インクルーシブな避難所と水俣学の経験：地域に根ざした学と社会運動」『現代思想』45-8、2017、pp.96-104。
- 「研究と実践をつなぐ新たな研究モードの創生：水俣学から熊本地震へ」『Social Design Review』9、2018、pp.10-21。
- 「現在の部落問題の状況と課題について（続）史資料と部落差別」『部落解放研究』75、2018、pp.120-146。
- 「公害被害と社会福祉の課題の方法論序説：水俣病事件の被害の社会的側面に関して」『水俣学研究』8、2018、pp.47-60。
- 「水俣避病院と水俣病：水俣病差別の理解のために」『部落解放研究くまもと』76、2018、pp.71-107。
- 「水俣病の学術と運動の担い手」『日本看護倫理学会誌』11-1、2019、pp.109-110。
- 「平成28（2016）年熊本地震と熊本学園大学避難所運営：避難所の方針と災害ソーシャルワーク実践の一考察」（共著）『社会福祉研究所報』47、2019、pp.169-185。
- 「追悼 羽江忠彦さん」『部落解放研究くまもと』78、2019、pp.3-6。
- 「水俣病公式確認60年アンケート調査結果総論」（共著）『水俣学研究』9、2019、pp.19-38。
- 「環境教育実践に利する水俣学アーカイブの構築」（共著）『デジタルアーカイブ学会誌』4、

- 2020、pp.65-68。
- 「基調講演 第3回国際フォーラムの課題：失敗の教訓を将来に活かす」『水俣学研究』10、2020、pp.42-47。
- 「排除しない避難所：熊本学園モデルの試み」『建設労働のひろば』116、2020、pp.29-32。
- 「感染症、洋の東西とその歴史：新型コロナによせて」『部落解放研究くまもと』80、2020、pp.3-6。
- 「2016年 熊本地震の自主的な避難所：インクルーシブな運営」『消防防災の科学』145、2021、pp.24-27。
- 「水俣学研究所の課題と水俣病事件の現在」『水俣学研究』11、2022、pp.43-52。
- 「熊本県部落出身家族のライフストーリー：2家族3世代の聞き取りから」（共著）『社会福祉研究所報』51、2023、pp.19-38。

### 講演・口頭発表

- 「水俣病の問題から何を学び、継承するか」日本学術会議第2部シンポジウム「地域住民の福祉環境とエンパワーメント」熊本学園大学、熊本市、2005.7.7。
- 「水俣学の創生と課題：事件をフィールドから捉えるために」障害学会プレシンポ、熊本学園大学、熊本市、2008.5.17。
- 「産業開発と公害：水俣病事件を鏡として」南京師範大学講演会、南京市、中国、2008.11.1。
- 「ソーシャルエコノミーの経験と地域の発展」『第8回ワーカーズ・コレクティブ全国会議記録集』2008、pp.44-53。
- ‘Role of People Movement: Experience from the Minamata Disease in Japan, What are the Lessons?’ Map Ta Phut Seminar、マプタプット市、タイ、2011.1.20。
- 「フランスにおける社会的企業と障害者の就労」障害者労働研究会総会、市民交流センターひがしよどがわ、大阪市、2011.6.5。
- 「水俣病の負の教訓と東日本大震災・福島原発事故」第28回天草環境会議、天草郡苓北町、2011.7。
- ‘Crise économique et sociale et Économie sociale en tant que l'alternative, Rencontres du Mont Blanc’（第5回社会的経済モンブラン国際会議）、Majestic Convention Centre、シャモニー、フランス、2011.11.11。
- 「日本の社会経済的危機とオルターナティブとしての社会的経済：社会的排除と障害者運動の取り組み」2011年度日韓社会的企業セミナー（基調講演）、イルムセンター、ソウル、韓国、2011.11.17。
- 「今日の経済危機の中でのソーシャルエコノミーの課題：日本における社会企業の可能性」関西ベンチャー学会第11回年次大会（基調講演）、大阪市立大学学術情報総合センター、大阪市、2012.3.23。
- 「水俣学のとびら：水俣病と福島原発事故」日本地域福祉学会（第26回年次大会 基調講演）、

- 熊本学園大学、熊本市、2012.6。
- ‘Experience from the Minamata disease in Japan and Canada: What are the lessons?’ カナダ先住民の水俣病報告講演会、トロント、カナダ、2012.6。
- 「社会連携経済の制度的革新とフランス版社会的協同組合（SCIC）の10年」社会政策学会第125回秋季大会、長野大学、上田市、2012.10.14。
- ‘Precautionary principle and compensation for victims and sufferer: Face to the industrial pollution and disaster’ 第3回リスクコミュニケーション円卓会議、マプタプット、タイ、2012.12。
- 「胎児性水俣病患者と水俣学の課題」シンポジウム「胎児性水俣病が問いかける・公式認定50年後の今日から」熊本学園大学高橋守雄記念ホール、熊本市、2013.2。
- ‘From the experience of MTP and Minamata Disease: Some questions on the Precautionary principle and compensation for victims and sufferers: Face to the industrial pollution and disaster’ International Conference on Risk Communication and the Possibility Towards Constructive Solutions for A Healthy Future of Map Ta Phut、バンコク、タイ、2013.3。
- 「予防原則と被害補償に関するいくつかの問い：公害被害に直面して—マプタプットと水俣病の経験から」リスクコミュニケーションとマプタプットの健康的な将来のための建設的解決に向けた可能性についての国際会議、チュラロンコン大学、タイ、2013.3.1。
- 「水俣学をめざすもの：学的方法の革新」公教育計画学会（招待講演）、熊本学園大学、熊本市、2013.3.9。
- 「日本で被害が拡大する社会経済的要因—水俣病の経験から」京都大学経済学研究科シンポジウム「水俣病、アスベスト、胆管がん問題の社会経済的要因」京都市、2013.3。
- 「公害の原点、水俣病と水俣学」福岡県自治体研究所研究会、福岡市、2013.4。
- 「水俣病認定義務づけ訴訟最高裁判決に寄せて」日弁連水俣病シンポジウム、東京都、2013。
- 「水俣病に解決はあるか：水俣病をめぐる現状と課題」第30回天草環境会議、天草郡苓北町、2013.7。
- 「水俣病と水俣学の試み 環境施策、被害住民の現在と水俣学の国際的展開」第2回環境被害に関する国際フォーラム、熊本学園大学高橋守雄記念ホール、熊本市、2013.9.5-7。
- 「水俣病の経験と福島被害：水俣学からの問題提起」社会思想史学会全国大会、八王子市、2013.10。
- 「産業開発と公害被害：水俣病事件を鏡として」中国清華大学公共管理学院国際シンポジウム、北京市、中国、2013.11。
- 「水俣学関連資料の管理活用の現状と課題」法政大学大原社研・環境アーカイブス統合記念シンポジウム、東京都、2013.11。
- 「原田先生の足跡：水俣学の軌跡」大阪人権博物館シンポジウム「水俣病と向きあった医師たち」大阪市、2013.11。



- 「水俣病最高裁判決が拓いた水俣病事件史の新たな地平」第9回水俣病事件研究交流集会、水俣市公民館、水俣市、2014.1.12。
- 「新日窒における工職身分撤廃闘争と企業内賃金決定」社会政策学会第128回春季大会、八王子市、2014.6。
- 「水俣学の課題と展望：水俣病事件の多様な側面」福島大学うつくしま未来支援センター「東日本大震災を契機とした震災復興学の確立」研究会、福島市、2014.7。
- 「被害の現場に身を置くということ、水俣学構築の経験から」日本教育学会大会、福岡市、2014.8。
- 「カナダ先住民における水俣病調査結果報告（第一報）」第10回水俣病事件研究交流集会、新潟市、2015.1。
- ‘Lessons from the history of Minamata Disease and current challenges in the international community’ International conference, ‘Minamata@60: Learning from Industrial Disaster toward Sustainable Society and Environment（招待講演）」、チュラロンコン大学、バンコク、タイ、2016.9.10。
- 「平成28年熊本地震と避難所運営に関する健康医療支援体制について」（井上ゆかり・田尻雅美・花田昌宣・下地明友・中地重晴・宮北隆志共同発表）第75回日本公衆衛生学会総会、グランフロント大阪、大阪市、2016.10.25。
- 「今なお解決をみない水俣病事件を次世代に『伝える』ネットワーク形成」（井上ゆかり、花田昌宣、守弘仁志共同発表）社会情報学会九州・沖縄支部2016年度研究会、九州大学、福岡市、2017.2.10。
- 「日本とカナダの水俣病問題の現状と課題」水俣病公式確認60年国際シンポジウム「カナダ先住民の水俣病と水銀汚染」熊本学園大学高橋守雄記念ホール、熊本市、2017.2.18。
- 「日本とカナダの水俣病問題の現状と課題－2014年調査を踏まえて」水俣病公式確認60年国際シンポジウム「カナダ先住民の水俣病と水銀汚染」水俣市公民館、水俣市、2017.2.19。
- 「日本とカナダの水俣病問題の現状と課題」水俣病公式確認60年国際シンポジウム「カナダの水俣病：オジブエ先住民の水銀被害の歴史と現在」和光大学ポプリホール鶴川、町田市、2017.2.22。
- 「『震災』熊本地震後の資料復旧と『公害』水俣病の記憶を伝える意味」（井上ゆかり、花田昌宣、田尻雅美共同発表）フクシマの復興の歩みを学術的視点から海外に発信するシンポジウム、コラッセ福島、福島市、2017.3.12。
- 「『公害』水俣病の記憶を伝える－水俣学の基底」（井上ゆかり、花田昌宣、田尻雅美共同発表）福島大学うつくしま福島未来支援センター研究会、福島大学うつくしま福島未来支援センター、福島市、2017.3.13。
- 「各国障害者の労働について」（共同）第35回共同連全国大会、ウランバートル、モンゴル、2018.7.26。

- 「公害発生企業における労働関係史：水俣病とチッソ」経済理論学会、九州産業大学、福岡市、2022.9.17。
- 「戦後高度経済成長と同和对策事業」第39回九州地区部落解放史研究集会、大分県教育会館、2022.7.28。
- 「水俣学とは何か：事件史の振り返り」SSHプログラム、熊本県立鹿本高校、山鹿市、2022.11.4。
- 「企業の社会的責任：地域社会と人権の保障」長崎県企業人権啓発セミナー、オンライン、2022.11.21。

### その他・ブックレット

- 『水俣学ブックレットNo.9 水俣からのレイトレッスン』（共著、熊本学園大学水俣学研究センター編）熊本日日新聞社、2013、「序章 水俣病の現在と課題」pp.5-18、「第7章 カナダ先住民の水俣病と受難の社会史」pp.97-126、「終章 水俣病の現在と水俣学の課題：私的覚書き」pp.127-139。
- 『水俣学ブックレットNo.10 水俣病と向き合った労働者の軌跡』（井上ゆかり・山本尚友との共著）熊本日日新聞社、2013、「第1章 新日素労組の誕生と戦後期労使関係の特徴」pp.7-12、「第2章 水俣を揺るがした一八七日間」pp.21-41、「第4章 労働者が行動を起こす時おのずから道はひらける」pp.85-105、「第5章 会社の存続・強化を訴えて」pp.109-133、「第6章 チッソの逃走を許さない」pp.135-152。
- 「被害の現場に身を置くということ：水俣学の構築の経験から（3.11以後の世界に教育学は何を提起するのか？）公開シンポジウムII, 発表要旨」、『日本教育学会大会研究発表要項』73、2014、pp.363-365。
- 『水俣学ブックレットNo.13 いのちをつなぐ ～水俣、福島、東北～』（中地重晴との編著）、熊本日日新聞社、2015。
- 『水俣学ブックレットNo.14 九州・熊本の産業遺産と水俣』（中地重晴との編著）、熊本日日新聞社、2016。
- 『水俣学ブックレットNo.15 水俣病60年の歴史の証言と今日の課題』（中地重晴と編著）、熊本日日新聞社、2016。

## 宮北隆志先生の業績を振り返る

中地 重晴

熊本学園大学水俣学研究センター長

### はじめに

宮北先生は京都大学工学研究科衛生工学修士課程終了後、1977年4月から熊本大学医学部衛生学教室の助手、講師を歴任された後、2003年4月から熊本学園大学社会福祉学部福祉環境学科教授として赴任されました。原田正純先生が提唱された水俣学研究グループに加わり、2005年8月水俣学現地研究センター設立とともに現地研究センター長を2022年3月まで務められ、2023年3月定年退職されました。

2017年夏に食道がんが見つかり、手術を受けられ、その後、体調がすぐれず、思うような教育、研究活動ができないまま、退職されました。先生の御業績を振り返りたいと思います。

### 水俣学現地研究センター長として

先生の専門は衛生学で、騒音で、沖縄の嘉手納基地の爆音訴訟に証人として関わられました。本学に赴任されてからは、主に水俣のもやい直しに始まるまちづくりについて、研究されてきました。水俣学研究センターの研究プロジェクト2「地域再構築モデルの提案と実践」の中心メンバーとして、調査・研究活動を実施されました。地元のさまざまな関係者（被害者団体、市民/農漁民、NPO、行政、企業、元チッソ労働者、地域経済団体など）と協働して、地域再構築の方向性を探り、戦略的な政策提言が可能なプラットフォームを構築されました。

水俣学現地研究センターで、2006年から課題検討会を継続的に開催し、2008年12月には、ゼロ・ウェイスト円卓会議を発足させられました。水俣のまちづくり、環境首都水俣をどのように作っていったらよいかを検討していく中で、課題検討会を「水俣・芦北地域戦略プラットフォーム」となるよう地域戦略検討会と名称変更し、ごみ問題だけでなく、観光と公共交通、エネルギーと産業などの円卓会議を組織されました。

そうした市民との議論、協働作業の成果を、2010年5月『水俣学ブックレット⑧失敗の教訓を活かす～持続可能な水俣・芦北地域の再構築』としてまとめられ、熊本日日新聞社から出版されました。課題検討会は2017年まで41回開催され、水俣のまちづくりに多大な貢献をなされたと思います。

残念なことに、2011年3月水俣市が、「みなまた環境まちづくり研究会報告書」を発表し、地域住民の声よりも、東京の研究者、コンサルがまとめた提案に基づいて、まちづくりのあり方を変更したため、円卓会議は開催されなくなりました。体調を崩されたこともあり、総括できずに今に至ります。

## タイNGOとの海外調査活動

2010年頃からは、タイのNGOと協働して、東南アジアで最大規模の石油化学コンビナートであるマプタプット工業団地の操業による公害、工場災害について、工業団地と住民との共存について、調査、研究を開始されました。2013年からは、タイ北部のルーイ県の金鉾山による環境汚染と地域住民のまちづくりに関わられました。水俣の経験を伝える中で、綿花栽培をきっかけにした地域おこしに協力されました。

## 「かんくま」での活動

1994年10月に、環境問題に取り組む熊本県内外の個人・グループをゆるやかにつなぐネットワークとして、環境ネットワークくまもと（愛称 かんくま）の設立に参加されました。2002年から副代表、2008年から2017年まで、代表理事を務められ、持続可能な農的暮らしと健康な地域社会の実現をビジョンとして掲げ、そのプロセスへの多様な市民の参画と協働のしくみづくりと場づくりを実践されました。研究者と市民活動家の二足のわらじを履いて、研究者と市民の協働によるまちづくりを実践されました。

かんくまでは、全国の環境問題に取り組む市民団体と共に、グリーンコンシューマーを育てる活動や環境首都コンテストを主催されました。2011年3月環境首都コンテスト全国ネットワークから水俣市が「環境首都」の称号を受けることに、尽力されました。

## さいごに

宮北先生は、大学の研究者として、水俣やタイのマプタプットやルーイのまちづくりを研究するだけでなく、市民と協働して、実践者として関わるという稀有な存在でした。市民にとって力強い応援者として、研究者生活を送ってこられました。惜しむらくは、最後の数年間、体調を崩され、まとめができなかったことは心残りだと思います。体調のことも気がかかりますが、ご自身で、まとめられることを期待したいと思います。長い間、御苦勞さまでした。



タイ・ルーイ県にて  
2014年9月撮影



タイ・ルーイ県ナーノンボン村の村人たちと  
2016年12月撮影

## 宮北隆志先生の経歴・研究業績

## 経歴

- 1952年 大阪府生まれ
- 1975年 3月 京都大学工学部衛生工学科卒業
- 1977年 京都大学大学院工学研究科修士課程（衛生工学専攻）修了
- 1977年 熊本大学医学部衛生学講座助手
- 1984年 医学博士（熊本大学）
- 1987年 熊本大学医学部衛生学講座講師
- 1991年 文部省在外研究員  
（スウェーデン・イエテボリ大学、アメリカ・ノースカロライナ州立大学）
- 1994年 JICA海外派遣専門家（フィリピン労働安全衛生センター）  
9月 環境ネットワークくまもと副代表（2007年まで）
- 2003年 4月 熊本学園大学社会福祉学部教授  
健康くまもと21推進市民会議理事
- 2005年 8月 水俣学現地研究センター長（2022年3月まで）
- 2007年10月 NPO法人環境ネットワークくまもと代表理事（2017年3月まで）
- 2008年 水俣市環境モデル都市推進委員会アドバイザー
- 2011年 7月 熊本県健康食生活・食育推進連携会議会長
- 2017年 4月 NPO法人くまもと未来ネット副代表理事（現在に至る）
- 2023年 3月 熊本学園大学退職
- 2023年 4月 熊本学園大学名誉教授

## 研究業績

## 著書・共編著・監修

- 『水俣学ブックレット3 ガイドブック 水俣を歩き、ミナマタに学ぶ』（熊本学園大学水俣学研究センター編著）、熊本日日新聞社、2006。
- ‘Minamata studies booklet N0.5 Guidebook: Walk in Minamata, Learn from MINAMATA’ Open Research Center for Minamata Studies,’ Kumamoto Gakuen University, Kumamoto Nichinichi Shinbun, 2006.
- 『水俣学講義 第3集』（原田正純編著）、日本評論社、2007、「カナダ水俣病」原田正純、宮北隆志著、pp.199-240。
- 『水俣学講義 第4集』（原田正純・花田昌宣編著）、日本評論社、2008、「『環境モデル都市』

- 水俣と産廃処分場計画」 pp.127-164。
- 『環境首都コンテスト 地域から日本をかえる7つの提案』（環境首都コンテスト全国ネットワーク財団法人ハイライフ研究所編著）、学芸出版社、2009、「戦略的に事業を組み立てる～将来像実現の道筋を明確にし、実行する～」 pp.76-103。
- 『水俣学ブックレット3 ガイドブック 水俣を歩き、ミナマタに学ぶ 改訂版』（熊本学園大学水俣学研究センター編著）、熊本日日新聞社、2009。
- 『水俣学ブックレット8 失敗の教訓を活かす～持続可能な水俣・芦北地域の再構築』熊本日日新聞社、2010。
- ‘*Environmental Governance*,’ 2011, ‘Realizing Sustainable Moinamata and Ashikita Region and Minamata Studies’, pp.1-7.
- 『水俣学講義 第5集』（花田昌宣・原田正純共編著）、日本評論社、2012、「水俣・芦北地域戦略プラットフォーム」 pp.235-268。
- 『人と鉱山 ルーイの未来』（タイ語版監訳）、熊本学園大学水俣学研究センター、2011。
- 『人と鉱山 ルーイの未来』（英語版監訳）、熊本学園大学水俣学研究センター、2012。
- 『水俣学ブックレット9 水俣からのレイトレッシン』（熊本学園大学水俣学研究センター編）、熊本日日新聞社、2013、「地域戦略プラットフォームを核とした市民参画・協働の取り組みと『水俣学』」 pp.71-84。
- 『蘇陽風とくらしと健康ーわたしたちのヘルスプロモーション実践報告』（福本久美子・星旦二編）、熊本日日新聞社、2013、「高齢者の社会参加と耳のバリアフリー・プロジェクト～『生活』に根ざしたヘルスプロモーションの実践～」 pp.132-150。
- ‘*Risky engagements: encounters between science and art* Ed. by R.Cox and A. Cary,’ IUniv. of Manchester, 2013, ‘Minamata disease and revitalization’, pp.20-21.
- 『活性化するタイの地域健康影響評価 CHIA』（監訳）、熊本学園大学、水俣学研究センター、2013。
- 『人と鉱山 ルーイの未来』（日本語版監訳）、熊本学園大学水俣学研究センター、2014。
- 『福島・三池・水俣から「専門家」の意見を問う』（三池CO研究会編）、弦書房、2014「寄稿 水俣から『中央』と『地方/地域』－差別と犠牲のシステム・国策に翻弄される地域」 pp.114-120。
- 『地域健康影響評価 タイ・チャチェンサオ県、パノムサーラカム郡、タンボン Khao Hinsorn における石炭火力発電所の事例』（日本語版監訳）、熊本学園大学水俣学研究センター、2015。
- 『よくわかるヘルスコミュニケーション』（池田理知子・五十嵐紀子編）、ミネルヴァ書房、2016、「ヘルスプロモーションの理念と健康格差」 pp.128-129。

## 論文

- 'Behavior and lifestyle factors related to quality of life in junior high school students' (共著)  
『Environmental Health and Preventive Medicine』10, 2005, pp.94-102.
- 「『環境モデル都市』水俣と産廃処分場－今なぜ水俣に、しかも湧水の豊富な上水道水源の上流域に？」『環』23、2005、pp.332-341。
- 'The Okinawa study: Effects of chronic aircraft noise exposure on daily lives and the health of residents near the U.S. Bases' (共著), Proceedings of KSEH・Minamata Forum 2005, 2005, pp.23-34.
- 「航空機騒音による生活妨害と健康影響の関係－嘉手納飛行場周辺での疫学調査に基づく考察」(共著)『日本騒音制御工学会研究発表会講演研究論文集』2006、pp.85-88。
- 「協働の原動力としてのソーシャル・エコノミー」『くまもと わたしたちの福祉』47、2005、pp.4-5。
- 「ガバメントからガバナンスへ－英国における協働の“しくみづくり”と“ひとづくり”」『海外事情』34-1、2006、pp.153-169。
- 「公害の原点・ミナマタの“今”」『アイソムズ』128、2006、pp.52-53。
- 「水俣50年の教訓は活かされたか－環境被害に関する国際フォーラム報告」(共著)『環境と公害』36-3、2007、pp.45-49。
- 「騒音の健康リスクから見た環境基準の課題－嘉手納飛行場周辺での疫学調査に基づく考察」(共著)『日本リスク研究学会研究発表会講演論文集』2006、pp.359-364。
- 'Dose-response relationship between hypertension and aircraft noise exposure around Kadena airfield in Okinawa' (共著), *The 9th Congress of the International Commission on the Biological Effects of Noise Noise as a Public Health Problem (ICBEN)*, 2008, pp.348-353.
- 「健康に影響を及ぼす騒音の生活妨害は何か」(共著)、宮北隆志『騒音・振動研究会資料』2008-9、2008、pp.1-8。
- 「『水俣学』と持続可能な社会の再構築 (1)、いまこそ、『失敗の教訓』を将来に生かすとき」『労働の科学』63-2、2008、pp.100-103。
- 「『水俣学』と持続可能な社会の再構築 (2)、『環境モデル都市』から『環境首都』をめざす水俣市の取り組み」『労働の科学』63-4、2008、pp.232-235。
- 「『水俣学』と持続可能な社会の再構築 (3)、『環境首都』をめざす水俣と産廃処分場建設計画 (1)」『労働の科学』63-6、2008、pp.360-363。
- 「『水俣学』と持続可能な社会の再構築 (4)、『環境首都』をめざす水俣と産廃処分場建設計画 (2)」『労働の科学』63-8、2008、pp.488-491。
- 「『水俣学』と持続可能な社会の再構築 (5)、水俣・芦北地域『子どもの食育パートナーシップ事業の現状と課題』『労働の科学』63-1、2008、pp.624-628。
- 「『水俣学』と持続可能な社会の再構築 (6)、『水俣・芦北地域戦略プラットフォーム』の取

- り組み」『労働の科学』63-12、2008、pp.724-752。
- 「航空機騒音暴露が幼児問題行動に及ぼす影響－嘉手納・普天間飛行場周辺における調査結果」（共著）『日本衛生学雑誌』64、2009、pp.14-25。
- 「水俣・芦北地域戦略プラットフォームの発足からゼロ・ウェイスト円卓会議へ（シンポジウム 水俣の未来へ－水俣学研究5.のあゆみの）」『水俣学研究』2、2010、pp.31-40。
- ‘Realizing Sustainable Moinamata and Shikita Region and Minamata Studies’ *Proceeding of International Conference for Environmental Governance* 2011、pp.1-7。
- 「マブタプット工業団地の拡張をめぐる諸問題の現状と課題」（共著）『水俣学研究』3、2011、pp.83-103。
- 「水俣・芦北地域戦略プラットフォームを核とした市民参画・協働の場づくりと『水俣学』『保健師ジャーナル』68、2012、pp.1004-1009。
- 「水俣の国際化－タイにおける近代化／工業化の進展と公害問題」『月刊地理』57、2012、pp.65-72。
- ‘Minamata and Ashikita Regional Strategic Platform Providing Opportunities for Citizens’ Participation and Collaboration and “Minamata Studies” *Journal of Minamata Studies* 5、2014、pp.137-149。
- 「社会的困難に長年向き合う地域における『生活の質』と多様な主体による『地域運営』～公式確認から57年目を迎えた水俣病事件と水俣・芦北地域の再構築」『社会医学研究』特別号2013、第54回日本社会医学会総会講演集、2013、pp.42-43。
- 「脱水銀社会の実現に向けて～採択された水銀条約の成果と課題」『流れを変える 環境市民マガジン』3、2014、pp.18-19。
- 「水俣病認定義務付け4.16最高裁判決の意義と課題—申請から棄却まで21年間の放置を断罪」『労働の科学』68-7、2013、pp.418-420。
- 「持続可能な農的暮らしと健康な地域社会の実現をめざして－地域固有の資源を活かしたエネルギー自治」『月刊 社会教育』700 (58-2)、2014、pp.28-34。
- 「水俣病事件と“社会的合意の形成”」『流れを変える』5、2014、pp.5-6。
- 「社会的困難に長年向きあう地域における『生活の質』と多様な主体による『地域運営』（足立明氏追悼シンポジウム（京都大学）記録）、『水俣学研究』6、2015、pp.31-47。
- ‘Japan’s Decades of Social Conflict and Community Governanse:Minamata and Ashikita Regional Srategic Platform Providing Opportunities for Citizens’ Participation and Collaboration and “Minamata Studie”, *JSN Journal (Japanese Studies Association of Thailand)* 5、2015、pp.1-14。
- 「〈現地報告〉2016.熊本地震－被災者とともに震災と向きあった14号館避難所の45日間」『環境と公害』46-2、2016、p.59。
- 「〈コメント〉ヘルスリテラシーの視座から考える（特集 原発事故と教育：ベラルーシから福島へⅢ）」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』1004、2016、pp.27-29。



- 「事例研究：化学工場における爆発災害管理とリスクコミュニケーション」（共著、宮北隆志監訳）『水俣学研究』7、2016、pp.87-106。
- 「タイにおける労働災害の発生と被災者のリハビリテーション・職場復帰」（共著）『社会関係研究』22-2、2017、pp.53-96。
- 「大学内にインクルーシブな避難所を開設 家族・地域を丸ごと受け入れた熊本学園大学の取り組み（特集：熊本地震 被災地の安全と健康－取り組み経験と課題）」『労働の科学』72-3、2017、pp.142-147。
- 「健康格差の縮小に向かう公衆衛生看護アプローチの検討 ～ A. センのケイパビリティ・アプローチを手がかりに」（共著）『社会関係研究』24-2、2019、pp.103-125。

### 学会発表

- 「子どもの食育パートナーシップ事業（第3報）～水俣・芦北地域食育推進計画策定」（久保彰子、佐藤克之、藤内修二と共同発表）、第64回日本公衆衛生学会、札幌市、2005.8。
- 「市民と行政の協働による健康・環境地域づくり活動の評価に関する一考察」第64回日本公衆衛生学会、札幌市、2005.8。
- ‘The Okinawa study: Effects of chronic aircraft noise exposure on daily lives and the health of residents near the U.S. Bases’ (Matsui Toshihito, Hiramatsu Kozo, Yamamoto Takeoと共同発表), Proceedings of KSEH・Minamata Forum, Minamata City, December, 2005.
- 「航空機騒音による生活妨害と健康影響の関係－嘉手納飛行場周辺での疫学調査結果」（松井利仁、平松幸三、山本剛夫と共同発表）、日本騒音制御工学会研究発表会、愛知工業大学、2006.9。
- 「子どもの食育パートナーシップ事業（第4報）パートナーシップの構築と強化」（久保彰子、末永英士、佐藤克之、藤内修二と共同発表）、第65回日本公衆衛生学会、富山市、2006.10。
- 「水俣・芦北地域戦略プラットフォームを核とした多面的なヘルスプロモーションの展開」第65回日本公衆衛生学会、富山市、2006.10。
- 「公害の原点・水俣の今－現状と課題」フォーラム“20世紀の公害病”第65回日本公衆衛生学会、富山市、2006.10。
- 「騒音の健康リスクから見た環境基準の課題－嘉手納基地飛行場周辺での疫学調査に基づく考察」（松井利仁、平松幸三、山本剛夫と共同発表）、日本リスク研究学会第19回研究発表会、産業技術総合研究所、つくば市、2006.11。
- 「地域における国保ヘルスアップ事業の成果について」（徳永和美、大森久光、河津佐和子、戸渡洋子と共同発表）、第66回日本公衆衛生学会、松山市、2007.10。
- 「子どもの食育パートナーシップ事業（第6報）～食育おたすけ隊の活動」（廣田富士子、永里さよ子、久保彰子、末永英士、佐藤克之と共同発表）、第66回日本公衆衛生学会、松

- 山市、2007.10。
- 「子どもの食育パートナーシップ事業（第7報）～世代間交流をとおした食育文化継承事業」（永里さよ子、廣田富士子、久保彰子、末永英士と共同発表）、第66回日本公衆衛生学会、松山市、2007.10。
- 「芦北地域食育パートナーシップ事業の現状と課題 ヘルスプロモーションの視点から」公衆衛生行政研修フォーラム5 “食育推進計画と公衆衛生”、第66回日本公衆衛生学会、松山市、2007.10。
- 「産業廃棄物の不適切な処理・処分に伴う土壌・地下水汚染」台日市民社会フォーラム、台湾政治大学サードセクター研究センター、台北、台湾、2008.10。
- 「水俣市・熊本市における廃棄物政策の現状と課題」廃棄物政策に関する日韓シンポジウム、泰安郡環境管理事業所、忠清南道、韓国、2008.11。
- 「持続可能な水俣・芦北地域の実況と水俣学」国際セミナー『環境コンフリクトと大学研究の役割：日本における水俣の経験』、バンコク、タイ、2010.9。
- ‘Realizing sustainable Minamata and Ashikita region and Minamata Studies’ International Conference for Environmental Governance, Tainan, Taiwan, January10, 2011.
- 「水俣学研究センターの取り組みとマプタプット調査」日・タイセミナー『産業公害の経験と課題に学ぶ地域力の展開』、マプタプット、タイ、2011.1。
- 「水俣・芦北地域戦略プラットフォームを核とした多面的なヘルスプロモーションの展開（第3報）『円卓会議』の立ち上げから市民参画型の『資源物ステーション』調査へ」第70回日本公衆衛生学会総会、秋田県民ホール、秋田市、2011.10.20。
- ‘Quality of life and community governance in the region facing decade of social hardships-Fifty-five years experience of Minamata disease and revitalization of Minamata and Ashikita Region’ JSPS symposia 2011, The University of Manchester, kingdom of british, January6, 2012.
- 「マプタプットの環境と健康」第1回リスクコミュニケーション円卓会議、マプタプット、タイ、2012.3.2。
- 「マプタプットの環境と健康」第2回リスクコミュニケーション円卓会議、マプタプット、タイ、2012.5.15。
- ‘Experience sharing from Japan, Canada and Thailand’ 1st Community Health Impact Assessment (CHIA) Conference: CHIA for intellectual empowerment towards social and self determination, Thailand, July16-17, 2012.
- 「水俣・芦北地域戦略プラットフォームを核とした多面的なヘルスプロモーションの展開 第4報 半世紀以上にわたり水俣病事件に向き合う地域社会の現状と課題」第71回日本公衆衛生学会総会、サンルート国際ホテル山口、山口市、2012.10.25。
- 「社会的困難に長年向き合う地域における『生活の質』と多様な主体による『地域運営』～公式確認から56年目を迎えた水俣病事件と水俣・芦北地域の再構築」第71回日

- 本公衆衛生学会総会フォーラム（招待講演）、サンルート国際ホテル山口、山口市、2012.10.25。
- 'Report on Explosion and Fire at Iwakuni-Ohtake Works, Mitsui Chemicals, Inc.' Workshop on Learning the Chemical Disaster and Response on the Cases of BST Elastomers, the Map Ta Phut Industrial Estate and the Mitsui Chemicals in Yamaguchi, Japan, Rayong, Thailand, December 23, 2012.
- 'The Role of the Open Research Center for Minamata Studies and Research in Map Ta Phut Area' International Conference on Risk Communication and the Possibility Towards Constructive Solutions for A Healthy Future of Mmap Ta Phut, Bangkok Thailand, March 1, 2013.
- 「社会的困難に長年向き合う地域における『生活の質』と多様な主体による地域運営 — 公式確認から57年目を迎えた水俣病事件と水俣・芦北地域の再構築」第54回日本社会医学学会総会（シンポジウム）、首都大学東京・南大沢キャンパス、八王子市、2013.7.6。
- 'Minamata and Ashikita Regional Strategic Platform Providing Opportunities for Citizens' Participation and Collaboration and "Minamata Studies" The 2nd Annual Global Regional Studies Symposium, Chulalongkorn University, Bangkok, Thailand, August 26-27, 2013.
- 「環境破壊を経験した地域社会の再構築のための新たな統治と『水俣学』」（セッション5：生存環境と政治社会）、政治社会学会（ASPOS）第4回研究大会、千里金蘭大学、吹田市、2013.11.17。
- 「水俣学 — 『失敗の教訓』を将来に活かす」第45回日本看護学会 — ヘルスプロモーション — 学術集会基調講演、熊本県立劇場、熊本市、2014.8.28。
- 「水俣市における土壌中の高濃度水銀汚染について」（中地重晴と共同発表）、第74回日本公衆衛生学会、長崎ブリックホール、長崎市、2015.11.5。
- 'International Conference, 'Minamata@60: Learning from Industrial Disaster towards Sustainable Society and Environment', Chulalongkorn University Bangkok, Thailand, September 10, 2016.
- 「平成28年熊本地震と避難所運営に関する健康医療支援体制について」（井上ゆかり・田尻雅美・花田昌宣・下地明友・中地重晴と共同発表）、第75回日本公衆衛生学会総会、グランフロント大阪、大阪市、2016.10.5。

## その他

- 「『環境モデル都市』をめざす水俣に大規模な産廃処分場は必要ない」『ごんずい』92、2006、pp.3-6。
- 「今こそ、『失敗の教訓』を将来に生かす時」『ごんずい』100、2007、pp.53-56。
- 「これからの50年について考える『場』としての『プラットフォーム』」『ごんずい』106、2008、pp.16-18。



## 東俊裕先生と障害者の人権

堀 正嗣

熊本学園大学社会福祉学部教授

東俊裕先生は2023年3月に本学を退職された。東先生は1953年1月1日に熊本県菊池市で誕生された。幼少期にポリオに罹患され、障害を持たれることになった。1989年に弁護士登録をされ、障害者を中心にマイノリティの人権問題に取り組まれてきた。1991年からは全国自立生活センター協議会権利擁護委員会委員長として、障害者運動でも重要な役割を果たしておられた。

私は2001年に本学に赴任し、間もなく東先生にお会いした。「車いすの弁護士」として著名な先生のことは存じ上げていたが、障害者差別を許さない強い意志とパワーを全身から感じ感銘を受けた。その時、「ADA法（障害を持つアメリカ人法）の翻訳を一緒にしませんか」とお誘いいただいたのを鮮明に覚えている。その後、2003年から国連障害者の権利条約日本政府代表団顧問として日本の障害者政策の推進に尽力され、2007年4月に本学社会福祉学教授に着任された。私は東先生とご一緒に「差別と人権に関する委員会」などの仕事ができることをとても心強く感じていた。

ところが2009年8月末の衆院選で民主党は自民党を破り政権交代を果たした。民主党政権は障害者権利条約の批准に向けた国内法改正や体制整備に向けて画期的な会議を設置した。「障がい者制度改革推進会議」（以下、会議とする）である。障害当事者・関係者が委員の半数以上を占め、当事者主体で制度改革に向けてのラディカルな検討が行われた。そのエンジン役として白羽の矢が立ったのが東先生だった。会議の設置が2009年12月に閣議決定されると、内閣府障がい者制度改革推進会議担当室長として東京に赴任された。そして、2012年7月まで同室長を、2012年8月から2014年3月まで内閣府障害者制度改革担当室長を務められた。

日本の障害者法制は、東先生が室長を務められた会議での検討を経て、障害者権利条約を踏まえた抜本的な改正が行われた。障害者差別解消法や障害者総合支援法のように、新たに制定された法律もある。日本における障害者の人権が大きく前進したのはこれらの法改正によるものである。日本の障害者施策転換のメルクマールとなるこれらの動きを、エンジンとして推進されたのが東先生であり、その功績はいくら強調しても強調しすぎることはない。

東京でのお仕事を終えて、2015年4月に再び本学の教授として熊本に帰ってこられた。東先生とご一緒させていただいた仕事のうちで、特筆すべきものが2016年度のインクルーシブ学生支援体制の整備であった。東先生は障害者の人権についての学識とこれまでのご経験を注ぎ込んで制度の創出に尽力された。先生が退職された後も、それは引き継がれており、本学の障害学生支援の礎となるとともに、社会的に高く評価されている。私立大学を含む民間

事業所に合理的配慮の提供を義務づける改正障害者差別解消法が2024年4月に施行される状況の中で、機会平等や合理的配慮の提供を理念とした本学のインクルーシブ学生支援体制の先駆性を改めて認識している。東先生の志を受け継ぎ、人権大学としての本学を更に発展させていくことが私たちの使命である。



熊本地方裁判所前で第2世代訴訟原告を見守る東先生（右）  
2009年4月27日撮影



熊本地震後の本学避難所での東先生（右）  
2016年4月22日撮影

## 東俊裕先生の経歴・研究業績

## 経歴

- 1953年 熊本県生まれ
- 1976年 3月 中央大学法学部政治学科卒業
- 1989年 4月 弁護士登録（熊本県弁護士会）
- 1990年 熊本学園大学商学部非常勤講師
- 1991年 7月 熊本県社会福祉事業団理事（2005年6月まで）
- 1991年 11月 全国障害者自立生活センター協議会権利擁護委員会（現・人権委員会）委員長  
（2009年12月まで）
- 1991年 12月 自立生活センターヒューマンネットワーク熊本代表（2010年2月まで）
- 2001年 12月 日弁連・障害のある人に対する差別を禁止する法律に関する調査研究委員会委員  
（2009年12月まで）
- 2003年 国連障害者の権利条約日本政府代表団顧問（2006年まで）
- 2003年 DPI日本会議常任委員（2009年まで）
- 2003年 佐賀大学医学部非常勤講師
- 2004年 4月 熊本学園大学社会福祉学部非常勤講師（2007年3月まで）
- 2005年 佐賀大学医学部非常勤講師
- 2005年 4月 熊本県弁護士会副会長（2006年3月まで）
- 2007年 4月 熊本学園大学社会福祉学部教授（2010年3月まで）
- 2009年 12月 内閣府本府参与（2010年3月まで）
- 2009年 12月 内閣府障害者制度改革推進会議担当室長（2012年7月まで）
- 2011年 5月 弁護士登録取消
- 2012年 8月 内閣府障害者制度改革担当室長（2014年3月まで）
- 2014年 4月 弁護士再登録（熊本県弁護士会）
- 2015年 4月 熊本学園大学社会福祉学部教授
- 2015年 10月 日弁連・障害者権利条約パラレルレポートPT委員（2023年6月まで）
- 2016年 4月 熊本地震「被災地障害者センターくまもと」事務局長（2019年3月まで）
- 2016年 12月 日本障害法学会発起人代表
- 2023年 3月 熊本学園大学退職

## 研究業績

### 著書・共編著・監修

- 『障害のある人の人権と差別禁止法』（共著、日本弁護士連合会人権擁護委員会編）、明石書店、2002。
- 『障害者の権利条約と日本一概要と展望』（長瀬修、川島聡と編著）、生活書院、2008、「第1章 障害者の権利条約の成立」 pp.11-34、「第2章 障害に基づく差別の禁止」 pp.35-72、「第4章 司法へのアクセス」 pp.85-96。
- 『障害者の権利条約でこう変わる』（監修）、解放出版社、2007、「はじめに 日本の福祉を障害者権利条約からみてみよう」 pp.1-3、「条約って何ですか」 pp.7-9、「障害に基づく差別にはどんなものがあるのですか」 pp.14-23、「障害者差別禁止法はなぜ必要なんですか」 pp.99-101。
- 『障がいと共に暮らす—自立と社会連帯—』（河野正輝と編著）、放送大学教育振興会、2009、「第2章 障害者の権利条約」 pp.26-38、「第4章 教育の保障」 pp.54-65、「第13章 アクセシビリティ」 pp.177-187、「第14章 自立した生活と地域社会への統合」 pp.188-200。
- 『障害者総合福祉サービス法の展望』（茨木尚子他共著）、ミネルヴァ書房、2009、「第2章 社会的排除に対する人権保障枠組みの拡大—インクルーシブな社会構築に向けて」 pp.31-45。
- 『概説障害者権利条約』（松井亮輔他共著）、法律文化社、2010、「第15章 虐待防止」 pp.236-255。
- 『水俣学講義 [第5集]』（花田昌宣、原田正純編著）、日本評論社、2012、「水俣病認定の義務付けを求めた溝口訴訟の意義と課題」 pp.65-93。
- 『障がい者差別よ、さようなら！ケーススタディ障がいと人権2』生活書院、2014、「差別の禁止—障がい者制度改革の流れと課題、差別解消法と権利条約を中心に—」、障害と人権全国弁護士ネット編、pp.10-19。
- 『アビリティーズ選書8 共生社会の実現をめざして・障害者差別解消法—成立までの経緯と展望—』日本アビリティーズ協会、2015、「障害者差別解消法の意義と課題」 pp.46-61。
- 『合理的配慮、差別的取扱いとは何か・障害者差別解消法・雇用促進法の使い方』解放出版社、2016、「インクルーシブな社会構築への新たなステップ・差別の撤廃に向けて」、DPI 日本会議編、pp.9-19。

### 論文

- 「厚い壁—保護法から権利法へ—」『ジョイフル・ビギン』 5、1995、pp.52-56。
- 「日本の福祉立法と自立生活運動における障害当事者による権利擁護」『福祉労働』 71、1996、



- pp.31-37。
- 「差別禁止法（権利法）の制定に向けて」、リーガル・アドボカシー育成会議編『人権を拓く一障害を持つ当事者による新たなアプローチ』、国際交流基金日米センター支援事業報告書、1997、pp.49-61。
- 「成年後見制度に対する障害当事者側の一意見」『福祉労働』80、1998、pp.30-38。
- 「頑張ることを求められた時代：ポストポリオ・私の場合」『ノーマライゼーション障害者の福祉』21-5、2001、pp.48-49。
- 「差別禁止法制定の必要性」『福祉労働』93、2001、pp.12-28。
- 「差別禁止法制定に向けて考えること」「障害者差別禁止法制定」作業チーム編『当事者がつくる障害者差別禁止法：保護から権利へ』現代書館、2002、pp.8-16。
- 「障害者差別禁止法【第三次要綱案】」「障害者差別禁止法制定」作業チーム編『当事者がつくる障害者差別禁止法：保護から権利へ』現代書館、2002、pp.78-116。
- 「なぜ条約が必要か、国内法との関連」DPI日本会議+2002年第6回DPI世界会議札幌大会組織委員会編『世界の障害者 われら自身の声—第6回DPI世界会議札幌大会報告集』現代書館、2003、pp.115-117、pp.121-122。
- 「障害者差別禁止する法体制の確立を～障害者差別禁止法と障害者の権利条約の策定に向けて～」『DPIわれら自身の声』19-2、2003、pp.31-33。
- 「障害者の権利条約に関するNGOの課題」『DPIわれら自身の声』19-3、2003、pp.22-23。
- 「障害者の人権条約めぐる基本的な視点について」『福祉労働』100、2003、pp.141-149。
- 「障害者権利条約への道・第9条「法の下での平等」」『ノーマライゼーション障害者の福祉』25-1、2005、pp.40-41。
- 「障害者権利条約への道・第15条『地域社会における自立した生活およびインクルージョン』」『ノーマライゼーション障害者の福祉』25-5、2005、pp.40-41。
- 「障害者権利条約への道・第9条bis・司法へのアクセス」『ノーマライゼーション障害者の福祉』25-6、2005、pp.44-45。
- 「差別禁止法の潮流」『月刊自治研』47-551、2005、pp.36-45。
- 「障害を理由とした差別をなくすための条例の法的問題点と条例私案」『福祉労働』108、2005、pp.8-31。
- 「障害者差別禁止法制定に向けて③・障害のある人の権利及び尊厳の保護及び促進に関する包括的かつ総合的な国際条約（障害者の権利条約）（その1）」『リハビリテーション研究』125、2005、pp.39-42。
- 「障害者差別禁止法制定に向けて④・障害のある人の権利及び尊厳の保護及び促進に関する包括的かつ総合的な国際条約（障害者の権利条約）（その2）」『リハビリテーション研究』126、2006、pp.39-42。
- 「障害者差別禁止法制定に向けて⑤・障害のある人の権利及び尊厳の保護及び促進に関する包括的かつ総合的な国際条約（障害者の権利条約）（その3）」『リハビリテーション研

- 究』127、2006、pp.39-41。
- 「障害のある人の権利条約草案採択（上）」『福祉労働』113、2006、pp.149-155。
- 「障害者の権利条約とインクルーシヴ教育」『教育と文化』46、2007、pp.16-26。
- 「条約実施における国内課題—差別禁止法の制定—」『ノーマライゼーション障害者の福祉』27-1、2007、pp.18-21。
- 「画期的な人権条約の国内実施に向けて」『外交フォーラム』222、2007、pp.36-37。
- 「障害のある人の権利条約草案採択（中）」『福祉労働』114、2007、pp.155-162。
- 「『障害のある人の権利条約』、国連で採択」『世界』762、2007、pp.25-28。
- 「障害のある人の権利条約の意義と課題」『社会福祉研究』98、2007、pp.2-8。
- 「権利擁護とは～自立生活センターに求められているもの～」全国自立生活センター協議会発行『障害当事者のための自立生活センター 権利擁護相談支援入門ハンドブック』、2007、pp.1-6。
- 「障害のある人の権利条約草案採択（第3回）」『福祉労働』115、2007、pp.156-162。
- 「障害のある人の権利条約草案採択（最終回）」『福祉労働』116、2007、pp.140-145。
- 「障害者の権利条約から見た日本の課題」『日本重症心身障害学会誌』34-1、2009、pp.19-30。
- 「障害者権利条約における差別禁止と差別の三類型」『法律時報』81-4、2009、pp.15-23。
- 「障害者の権利条約から見た日本障害者法の構造的課題」『社会関係研究』15-1、2010、pp.1-63。
- 「障害者の権利条約—日本における意義、障害の概念と差別禁止に焦点を当てて—」『法政理論』42-3・4、2010、pp.132-145。
- 「障害者の権利条約と日本における障害法との乖離」『社会保障法』25、2010、pp.7-19。
- 「障がい者制度改革推進会議の第一次意見と閣議決定」『ノーマライゼーション障害者の福祉』30-9、2010、pp.10-17。
- 「障害者基本法改正から総合福祉法・差別禁止法へ」『福祉労働』133、2011、pp.32-40。
- 「差別禁止部会の意見の概要について」『ノーマライゼーション障害者の福祉』32-11、2012、pp.10-15。
- 「障害者差別解消法の意義と課題」『月刊福祉』96-13、2013、pp.12-20。
- 「障害者制度改革の成果と権利条約の視点から見たこれからの課題」『われら自身の声』30-1、2014、pp.28-30。
- 「障害者差別解消法と合理的配慮」『法律時報』87-1、2014、pp.62-67。
- 「国連・障害者委員会へ提出される第一回政府報告（案）の分析と評価（一）」『福祉労働』149、2015、pp.8-38。
- 「国連・障害者委員会へ提出される第一回政府報告（案）の分析と評価（二）」『福祉労働』150、2016、pp.135-150。
- 「国連・障害者委員会へ提出される第一回政府報告（案）の分析と評価（三）」『福祉労働』151、2016、pp.145-163。

- 「国連・障害者委員会へ提出される第一回政府報告（案）の分析と評価（最終回）」『福祉労働』152、2016、pp.143-153。
- 「障害者差別解消法施行1年と熊本地震」『ノーマライゼーション障害者の福祉』37-4、2017、pp.9-11。
- 「被災地における障害者支援」『ヒューマンライツ』354、2017、pp.10-15。
- 「在宅の被災障害者への支援の取り組み」『ノーマライゼーション障害者の福祉』37-9、2017、pp.29-31。
- 「第4次障害者基本計画に向けた政策委員会の意見案—防災について—」『ノーマライゼーション障害者の福祉』37-12、2017、p.19。
- 「熊本地震—公的支援からこぼれ落ちる障害者」『災害復興研究』10、2018、pp.99-104。
- 「災害時における肢体不自由児・者の状況と入浴問題について」『はげみ』385、2019、pp.18-22。
- 「条約の実施体制と日本障害者の置かれている基礎的な社会構造から見た評価」『福祉労働』163、2019、pp.8-24。
- 「熊本における優生保護法に対する国家賠償請求訴訟の概要」『障害法』4、2020、pp.59-76。
- 「被災した在宅障害者に対する災害支援の体系的把握と特質（一）—熊本地震における「被災地障害者センターくまもと」の実践を通して—」『社会関係研究』27-1、2021、pp.53-71。
- 「避難行動要支援者の実態と課題—2018年西日本豪雨・倉敷市真備町の事例から—」『福祉のまちづくり研究』23、2021、pp.15-24。
- 「被災した在宅障害者に対する災害支援の体系的把握と特質（二・完）—熊本地震における「被災地障害者センターくまもと」の実践を通して—」『社会関係研究』27-2、2022、pp.1-25。
- 「障害者権利条約の第一回日本報告に対する総括所見—その概要と意義」『福祉労働』173、2022、pp.54-65。
- 「防災における当事者参画と個別避難計画の課題—自治体アンケートを通して—」『福祉労働』174、2023、pp.114-128。

### 講演録・対談等

- 「鼎談 障害当事者のための条約にするためにこれから何が必要か」『DPIわれら自身の声』20-3、2004、pp.4-15。
- 「差別をなくす法制度の検討—障害者権利条約と人権侵害救済法案によせて—」『部落解放研究くまもと』58、2009、pp.3-54。
- 「政治権力下の社会運動—共同のリスクと可能性〈対談〉東・俊裕×湯浅・誠」『オルタ』3・4月号、2010、pp.4-11。
- 「障害者制度改革の現状と今後の課題」『部落解放』656、2012、pp.47-59。

- 「障害者権利条約と国内法整備」『インクルーシブ社会研究5 生存をめぐる制度・政策 連続セミナー「障害／社会」』立命館大学人間科学研究所、2015、pp.63-99。
- 「ハンセン病を理由とする差別の解消に向けて―障害者差別解消法から考える（らい予防法廃止20年・ハンセン病国賠訴訟勝訴15年を迎えて）」『ハンセン病市民学会年報2016』、2017、pp.262-305。
- 「もし、あの日私があつた場所にいたら一車いす障害者からの語り」花田昌宣・中地重晴編著『水俣学ブックレットNo.13 いのちをつなぐ～水俣、福島、東北～』熊本日日新聞社、2015、pp.10-21

### その他

- 「虐待防止ワークショップ」『虐待防止ワークショップ報告書』JIL人権委員会、2003、pp.3-7。
- 「障害者の人権条約を巡る国連第2回特別委員会参加報告」『ノーマライゼーション障害者の福祉』23-8、2003、pp.12-14。
- 「DPI日本会議ポジションペーパー」（共著）『DPIわれら自身の声』19-2、2003、pp.18-24。
- 「批准に向け差別禁止法の制定を」『障害者権利条約で社会を変えたい』福祉新聞社、2008、p.33。
- 「日本障害法学会設立に寄せて」日本障害法学会編『障害法』創刊号、2017、pp.4-7。

## 研究論文

## カネミ油症被害者の底辺

第2報 遠隔地転出者の次世代、次々世代に認められた  
鼻出血と先天性の歯牙欠如<sup>〔注1〕</sup>

藤野 紘<sup>\*1</sup>、武田玲子<sup>\*2</sup>、早川純午<sup>\*3</sup>、宮川康一<sup>\*4</sup>、  
橋詰義幸<sup>\*5</sup>、岩瀬優子<sup>\*6</sup>、赤羽根 巖<sup>\*7</sup>、  
福田章典<sup>\*8</sup>、浦崎貞子<sup>\*9</sup>

<sup>\*1</sup>菊陽病院、水俣協立病院、<sup>\*2</sup>クリニック玲タケダ、<sup>\*3</sup>名南ふれあい病院、  
<sup>\*4</sup>横浜歯科医院、<sup>\*5</sup>みなと歯科診療所、<sup>\*6</sup>協立総合病院皮膚科、<sup>\*7</sup>赤羽根医院、  
<sup>\*8</sup>ふくたクリニック、<sup>\*9</sup>うらさき母乳育児相談室、助産院

## 要約

2012年の救済法でカネミ油症と認定された長崎県五島市で過去汚染を受け、愛知県名古屋  
市などに転出した姉（1950年生、調査時65歳）；弟（1954年生、同61歳）とそれぞれの子供  
計6人、姉の孫3人を含む未認定の11人（男/女=6/5）を対象とし2015、18年に調査した。  
なお、弟の妻（1954年生、同61歳）も同市の出身で未認定であるが、私たちはカネミ油症と  
診断した。姉の長男と弟の長男を除く継世代の7人に対し歯科レントゲン撮影を実施した。

姉の次女には両上第2大臼歯、三女にも左下側切歯の先天性欠如が認められた。また、弟  
の次男は30週の早産で1504gの低体重児で生まれ、両下第2大臼歯に加え、右下中切歯・左  
下第2小臼歯の先天性欠如が認められた。次々世代でも次女の長女には他の症状とともに右  
下側切歯の先天性欠如が認められた。

日本小児歯科学術委員会は歯科用エックス線写真を使用した永久歯先天欠如を全国7大学  
28施設での15,544人を対象とし報告している<sup>8)</sup>。発現頻度（10%）、欠如本数別頻度、歯種  
別頻度と比較して、対象には一般的に少ない頻度のパターンが1家系の次世代、次々世代7  
人中4人（57%）に、欠如本数、歯種別にも極めて高率に認められたことはきわめて特徴的  
であった。

油症診断基準<sup>19)</sup>には「小児期の被曝での歯牙異常（永久歯の萌出遅延）」が「参考所見」  
とされているが、次世代、次々世代の歯牙の先天性欠如はカネミ油症の影響である可能性を  
示している。

また、姉の一家は姉婿を除いて全員鼻出血があり、名大病院にて血小板無力症<sup>〔注2〕</sup>の診  
断を受けていた。姉の夫は他県の出身であり名大病院にて出血性素因を否定された。血小板  
無力症は常染色体潜性（劣性）遺伝<sup>〔注3〕</sup>の疾患であり、明らかに異常な遺伝形式を呈して  
いる。

カネミ油症は次世代・次々世代に影響を及ぼしていることが考えられ、その原因につい  
て、エピジェネティクス<sup>〔注4〕</sup>をかく乱するダイオキシンという面からの研究が重要である。

キーワード：食中毒、カネミ油症、ダイオキシン、先天性歯牙欠損、血小板無力症、エピジェネティクス

## I はじめに

前報<sup>12)</sup>で私たちは北九州市で数回の審査会の検診を受けるも認定されない、直接カネミ油を摂取した被害者とその子供の検診を実施し、これら未認定患者の健康実態とともに、厳しい認定診断基準<sup>19)</sup>の問題点を明らかにした。即ち、カネミ油症は全身病であるにもかかわらず、当初は一部の被害者から作られた皮膚症状中心の診断基準<sup>1)</sup>で、原因がPCB（ポリ塩化ビフェニル）からダイオキシン（ポリ塩化ジベンゾフランPCDFなど）と明らかにされてからは、2、3、4、7、8-PeCDF（ペント塩化ジベンゾフラン）の残留濃度が追加された2004年の診断基準<sup>13)</sup>で、多くの被害者は認定されない状態が続いている。

他方、現在、カネミ油症ではその影響が次世代に及ぶのではないかということが医学的な研究課題となっている。厚労省による2010年11月に発表されたカネミ油症認定患者を対象とした初の大規模な健康実態調査では、子供の38%、孫の35%に症状があると回答した<sup>18)</sup>。これらの結果をうけて、九州大学和気徳夫らはダイオキシン類曝露による継世代健康影響に関する臨床的、基礎的な研究を進め<sup>20)</sup>、全国油症治療研究班も2021（令和3）年度よりカネミ油症次世代調査を開始し、中間報告を出している<sup>5), 6)</sup>。

今回私たちは名古屋市において長崎県の汚染地より名古屋地方に転出し、2012年救済法による「家族内認定者がいる同居家族」で認定された被害者とその家族などでカネミ油を直接摂取した未認定・未申請の第I世代の被害者とともに、前報で報告した次世代（第II世代）に加えて、次々世代（第III世代）の健康調査を実施した。その結果、前報<sup>12)</sup>に報告した次世代の影響とは別に、今回次世代・次々世代に特徴的な鼻出血と先天性の歯牙欠如を確認したのでこれらを報告し、それらがカネミ油症の影響である可能性について考察する。

なお、本報告対象者の全員から情報開示の了解が得られた。

## II 対象と方法

2012年の救済法で家族内認定患者の存在から救済（認定）された姉、弟（1950、54年生）とともにそれらの子供（次世代）6人（1973～93年生）、孫（次々世代）3人（1996～2009年生）を含む13人を2015年12月に名古屋市協立総合病院にて検診した。

新認定の弟の妻及びその妹が油症発生前の出生（1954、57年）で、妹は未申請であった。上記妹の子供2人（1982、84年生）も未申請で、今回の検診に未受診であったが、母子手帳が供された。その他の未受診者の一部の健康状態も家族の陳述で補足した。

自覚症状として精神的身体的健康状態を簡易に測定するコーネルメディカルインデックス（CMI）が実施され、一般内科・皮膚科・歯科診察とともに、女性には婦人科的診察がなされた。

その後、次世代の対象の1人だけに2016年4月に東京都の代々木歯科クリニックでパノラマ撮影を実施した。さらに対象人数を増やして同じ受診者の一部（第I世代3人、第II世代

4人、第Ⅲ世代3人、計10人)に3年後の2018年12月名古屋市みなと歯科診療所にて歯科診察とオルソ・パントモレントゲン撮影を、同みなと診療所にて心電図、頸部・甲状腺超音波検査を追加検査した。この際、上記厚労省による健康実態調査票と同じ内容での自覚症状及び現病歴の補足調査を行った。

年齢は初診時の年齢を示したが、歯科レントゲン写真では3年後の撮影時年齢を示した。

### Ⅲ 結果

#### 1. 第Ⅰ世代

##### 1) 症例Ⅰ-①(1950年生、65歳、女、救済法による認定患者)

###### ①油摂食歴

17歳(1967、68年)時に長崎県五島市で家族中分けて食べる。

###### ②家族歴

父は油症旧認定患者。72歳で死亡。死因は不詳。母はそれを未申請のまま、65歳時肝硬変で死亡。子供は3女、2男をもうけるもすべて病弱(次男を除いて今回受診、症例Ⅱ-①~④)。また、次女の子供(孫に当たる)3人も全員病弱(今回全員受診、症例Ⅲ-①~③)。

###### ③既往歴

11歳虫垂切除術、24歳卵巣嚢腫手術・甲状腺機能亢進、40歳高血圧症

###### ④生活歴

五島市の自営業の長女として生まれ育つ。高校卒業後名古屋方面の工場に勤務。22歳で結婚し、主婦業に専念。

###### ⑤現病歴

17歳時の被曝後、生理の時に血の塊が異常に多くなり婦人科に受診した。24歳時ひどい腹痛あり、卵巣嚢腫の手術をうける。術後の癒着あり、その後便秘症に悩む。

生まれた5人の子供も全員の健康がすぐれず、自分の健康を考える余裕がなかった。本人の子供の皆にみられた大量の鼻出血が孫達にもみられたため、名古屋大学病院血液内科に受診したところ、本人を含めて全員が血小板無力症というなんらかの遺伝性の病気と診断された。

40歳頃より高血圧症といわれ服薬中である。現在もデパートに入ると具合が悪くなり、化学物質過敏症と診断された。新幹線や観光バスに乗る時や、MRI検査を受けると動悸、全身の力が無くなり、震え、寒気などが出現しパニック状態となる。

###### ⑥よくなった症状

閉経後の異常性器出血

###### ⑦最近悪化した症状

心窩部の動悸

⑧変わらない症状

ほとんどすべての症状

⑨現在最も困る症状

めまい、過呼吸・パニック発作、薬に過敏（吐き気）

⑩治療中の病気

高血圧、高脂血症、パニック発作、心臓病

⑪油症患者診定専門委員検診結果

- ・2005年頃検診：認定保留
- ・2012年救済法による認定
- ・2015年度血液中の血中PCBパターン、PCQ（ポリ塩化クワッターフェニル、油症原因油汚染の指標）濃度、PeCDF濃度：（いずれも書類を発見できないが、数値はほとんどない値だったと本人述）

⑫現在症

- ・皮膚症状：露出部位に日焼け、そばかす様の色素沈着
- ・神経・精神症状、発作性症状：パニック発作（閉鎖空間、飛行機はだめ）、抑うつ、希死念慮
- ・自律神経：たちくらみ、めまい、起立障害、入浴時気分が悪い、動悸・息切れ、朝起きが悪い、頭痛、疲労、発汗過多
- ・心臓・血圧：134/78mmHg（服薬中）、起立試験（-）
- ・消化器：便秘と下痢を繰り返す
- ・呼吸器：特記なし
- ・腎機能：特記なし（但し、妊娠中は蛋白尿で入院）
- ・生殖器関係：特記なし
- ・内分泌、アレルギー関係：化学物質過敏症
- ・その他：電磁波過敏症（携帯電話の長時間使用不可）
- ・歯科：特記なし
- ・心電図：不完全右脚枝ブロック（正常変異＝軽度異常）
- ・超音波：甲状腺；両葉ともびまん性腫大。（異常）  
頸動脈；IMT（内膜中膜複合体肥厚度、1.1mm以上を動脈硬化と診断する）  
両左右とも0.6mm, プラーク（コレステロールなどのかたまり）右（+）。  
（ほぼ正）
- ・CMI：領域Ⅳ（身体症状、特に心臓脈管関係。精神的には不適應、抑うつが高い。）

⑬日常生活障害の程度

症状ありながら、どうにか自立した生活をする。

⑭診断：カネミ油症



## 2) 症例 I - ② (1954年生、61歳、男、救済法による認定患者、症例 I - ①の実弟)

## ①油摂食歴

13、14歳 (1967、68年) 時に長崎県五島市で家族中分けて食べる。

## ②家族歴

両親の病歴は症例 I - ①と同じ。長男 (症例 II - ⑤)、次男 (症例 II - ⑥) とも病弱。

## ③既往歴

23歳腰痛症、40歳胃潰瘍、56歳痛風発作、57歳痔の手術、60歳耳鳴症。

## ④生活歴

五島市の自営業の長男として生まれ育つ。高校卒業後、自衛隊に入隊。22歳より名古屋方面の会社に勤務し、現在に至る。この間34歳で同郷の女性 (症例 I - ③) と結婚。

## ⑤現病歴

13歳時頃よりにきびなど皮膚症状が出る。また、立ちくらみ、指のしびれなどあり。過去、工作中にいらいらする、易怒、不眠などあり。

## ⑥よくなった症状

皮膚症状 (にきび)、歯茎の色 (紫)

## ⑦最近悪化した症状

耳鳴り

## ⑧変わらない症状

立ちくらみ、手指のしびれ

## ⑨現在最も困る症状

物忘れ

## ⑩治療中の病気

高脂血症、高尿酸血症、耳鳴症、痔疾患。

## ⑪油症患者診定専門委員検診結果

2006年度血中2、3、4、7、8-PeCDF:11.09 pg/g lipids (30pg/g lipids未満:通常みられる濃度)

## ⑫現在症

- ・皮膚症状: 顔面、背部の色素沈着、日焼けのそばかす、左中指爪の外側の割れ
- ・神経・精神症状、発作性症状: 聴力障害
- ・自律神経: 立ちくらみ、動悸・息切れ
- ・心臓・血圧: 130/90mmHg、起立試験未実施
- ・消化器: 高脂血症
- ・呼吸器: 特記なし
- ・腎機能: 痛風
- ・生殖器: 特記なし
- ・内分泌、アレルギー: 特記なし

- ・ 歯科：特記なし
  - ・ 心電図：(正)
  - ・ 超音波：甲状腺(正)。頸動脈；IMT右1.3mm、左0.3mm、プラーク(なし、以前有り、治療した)(異常)
  - ・ CMI：領域Ⅰ(心臓脈管系、消化器系が高い。情緒障害)
- ⑬日常生活障害の程度：社宅の管理・保全(昼間のみ、特に問題ない)
- ⑭診断：カネミ油症

3) 症例Ⅰ-③(1954年生、61歳、女、申請するも未認定、症例Ⅰ-②の妻、症例Ⅱ-⑤、⑥の母)

①油摂食歴

五島市で12~13歳時、移動販売車にて1斗缶で入手した油を近所で分けて、家族中で揚げものなどで摂食。一緒に分け合った中で同じ地区内で唯一申請し、認定されたN氏夫妻がいる。同地区の他の人々は調査時未申請。

②家族歴

父(88歳)：未申請。高血圧、前立腺肥大、便秘症、手足のしびれなどあり。グループホーム入所中。母(86歳)：未認定。骨粗鬆症、関節リュウマチ、白内障、流涙症、逆流性食道炎、手足のしびれ、足のつりなどあり。尾骨骨折で入院中。長妹(症例Ⅰ-④)：油症の症状あり。姉、弟、次妹は健康障害あるも未申請で、今回未受診。

③既往歴

40歳喘息発作、45歳一過性脳虚血性発作疑い、50歳頃狭心症疑い・高脂血症、60歳橋本病。

④生活歴

高校卒業後、神奈川県看護学校に行き、数年後長崎市に帰り、看護師に従事後、助産師、保健師の資格をとる。34歳で結婚し、35歳より名古屋市近辺に転居する。保健師として働きながら、社会福祉士、ケアマネージャー、養護教諭の資格をとり、2年前頃より養護教諭として勤務。

⑤現病歴

中学より高校にかけて、顔のこめかみ周辺や両腕の肩から肘にかけて、あるいは臀部などにも、ざらざらした大きな吹き出物が沢山できて、潰すと白い糸のような塊が出た。傷が治りにくく、化膿して膿が出ていた。また、めまい、耳鳴り、吐き気などあり、生理時に塊が出ていた。その後は時々だるさや脱力感があったが40歳までは比較的元気で仕事(保健師)をしていた。

40歳頃：喘息重積発作で入院。この後、脱力感がつよく、床に腹ばいになったまま動けなく、長時間そのままの姿勢でいることもあった。

45歳頃：めまい・眼振がひどく一過性脳虚血発作の疑いで入院することなどを何回か繰

り返した。症状も不定愁訴がいろいろとあり、良くなったり悪くなったりした（服薬中）。

50歳頃：狭心症疑い、高脂血症（服薬中）。

60歳：橋本病、右頸部腫瘤（服薬中）。

⑥よくなった症状

皮膚症状

⑦最近悪化した症状

足のつり

⑧変わらない症状

だるさ、頭痛、四肢末端のしびれ、両足親趾あたりの痛み（痛風は否定）

⑨現在最も困る症状

足のつり、だるさ、頭痛、めまい（時々）、腰痛、肩こり

⑩加療中の病気

一過性脳虚血性発作の疑い、高脂血症、橋本病、甲状腺腫

⑪油症患者診定専門委員検診結果

- ・2005年頃：認定保留。
- ・2012年：同年の救済法でも家族内認定者なしで未認定。
- ・2014年度（診定なし：認定には至らない）：PCBパターン；Cパターン（健常人のパターン）、血中PCQ濃度；検出されず（0.02 ppb以下：通常みられる濃度）、血中PeCDF濃度；15.13 pg/g lipids
- ・2015年：3月愛知県知事より（診定なし）の通知。

⑫現在症

- ・皮膚症状：顔面（前額部優位）の雀卵斑・背部の褐色斑などの色素沈着（そばかす様）
- ・神経・精神症状、発作性症状：抑うつ、いらいら、気分のむら、耳鳴り
- ・自律神経：たちくらみ、めまい、動悸、頭痛（いつも）、疲労（いつも）、発汗過多
- ・心臓・血圧：157/106mmHg, 起立試験（-）
- ・消化器：脂肪肝
- ・呼吸器：喘息（風邪をひいた時）、慢性気管支炎
- ・腎機能：蛋白尿（時々#~+）
- ・生殖器関係：閉経50歳
- ・内分泌・アレルギー：橋本病、甲状腺腫
- ・婦人科：特記なし
- ・歯科：右下一部に食物残渣
- ・心電図：右軸偏位（正常変異）
- ・超音波：甲状腺；びまん腫大、右嚢胞2個（17mm, 9mm）（異常）。頸動脈：（正）
- ・CMI：領域Ⅳ（情緒障害）

⑬日常生活障害の程度

症状を有しながらも養護教諭に従事

⑭診断：カネミ油症

4) 症例Ⅰ－④（1957年生、58歳、女 症例Ⅰ－③の妹、未申請）

①油摂食歴

10～11歳頃五島市で移動販売車にて1斗缶で入手した油を近所で分けて、家族中で揚げものなどで摂食。一緒に分け合った中で同じ地区内で唯一申請し、認定されたN氏夫妻がいる。

②家族歴

父（88歳）：高血圧、前立腺肥大、便秘症、手足のしびれなどあり。グループホーム入所中。未申請。母（86歳）：骨粗鬆症、関節リウマチ、白内障、流涙症、逆流性食道炎、手足のしびれ・足のつりなどあり。尾骨骨折で入院中。未申請。次姉（症例Ⅰ－③）：油症の症状あり。未認定。長姉・弟・妹は健康障害あるも未申請。長男：低体重児、アトピー性皮膚炎。長女：前歯の右下が生えなかった。

③既往歴

低血圧症、アレルギー性鼻炎、腰痛症、うつ状態、子宮筋腫。

④生活歴

高校卒業後上京し、働きながら福祉関係などの資格を取得。24歳結婚。未申請。

⑤現病歴

小学6年の夏（1968年8月）よりお尻におできが大量にできる。中学3年時首が腫れるも「一過性のものでホルモンが安定すれば20歳頃には自然に治る」と言われたが50歳頃まで続いた。その他にも、鼻血や肩こりが高校時代まで続いた。

18～19歳：献血に行くも低血圧（上が78mmHg）で不可といわれた。100を超えるのは45歳頃から。その他ひどい便秘（3～4日）が出現し、上京し寮に入って腰から臀部にかけての黒い色素沈着に気づいた。

20～24歳：体重が激減した。19歳に49kgだったのが、20歳に40kgに、21歳には37kgとなった。また手足の冷えや肩こりがひどくなり、腰痛が出て動けないこともあった。また、生理が狂い、生理痛がひどく婦人科に受診したところ、「子供ができない可能性あり」との診断を受けた。足がやたらつり始め、訳のわからない体調不良が出現するようになった。23歳になりアレルギー性鼻炎を発症し、現在も続き、1月から5月まで服薬している。

25～30歳：25歳時第1子（男児）を39週2050gにて出産。胎盤が異常に大きかった。1カ月後悪露が残っており搔把する。27歳時第2子（女児）を37週2670gにて出産。手のしびれがひどく強度の肩こりからの頸肩腕症候群の診断。

45歳前後：不安感増大し不安神経症の症状が増大する。更年期の漢方薬を服用し、メンタルヘルスの講座を受講する。乳癌検診にて精密検診を受けるも異常なし。気管支喘息が季節の変わり目などに出る。

50歳頃から：低体温にて体調不良あり。胸の痛み、動悸が頻発。夜眠れず、不安感が増大。めまい、吐き気など不定愁訴が出る。内科、心療内科を受診しうつ状態と診断され、カウンセリングを受ける。手指の関節の腫れと痛み出現するもリュウマチ反応（-）で、年に1、2回腫れ、変形あり。子宮筋腫、子宮内膜肥厚でも経過観察中。

⑥よくなった症状

鼻出血、腰痛

⑦最近悪化した症状

不安感の増大、胸の痛み

⑧変わらない症状

アレルギー性鼻炎、頭痛、肩こり、首の痛み、足のつり

⑨現在最も困る症状

胸の痛み、肩こり、足の痛み・つり

⑩治療中の病気

アレルギー性鼻炎、抑うつ状態、便秘症、子宮筋腫、子宮内膜肥厚

⑪現在症

- ・皮膚症状：色素沈着（色が黒い）、ざ瘡痕（治癒）
- ・神経・精神症状、発作性症状：不眠、抑うつ、意欲低下、いらいら、耳鳴り
- ・自律神経：たちくらみ、めまい、起立障害、動悸、息切れ、頭痛、疲労
- ・心臓・血圧：120/70mmHg, 起立試験（-）
- ・消化器：脂肪肝、便秘、嘔吐
- ・呼吸器：喘息、慢性気管支炎
- ・腎機能：妊娠中蛋白尿（+～#）
- ・内分泌、アレルギー関係：アレルギー性鼻炎
- ・婦人科：閉経50歳、子宮筋腫・内膜肥厚症
- ・歯科：口腔内良好
- ・その他：足のつり、足趾関節の腫れ・変形
- ・心電図：未検査
- ・超音波：未検査

⑫CMI：領域Ⅳ（情緒障害）

⑬日常生活障害の程度

朝は体を温めてから起きる。日中疲れやすく、急に体が動かなくなる。職場でめまい、嘔吐。やっとのことで介護関係の相談業務に従事（現業はできない）。

⑭診断：カネミ油症

これら4例の結果の概略を油症診断基準とその他の症状・所見に分けて表にまとめた。

表1 対象者の発病年・発病時年齢と過去・現在の主要な症状・所見

症例番号		I-①	I-②	I-③	I-④		
性別 年齢		女65歳	男61歳	女61歳	女58歳		
発病年・発病時年齢		1967年 17歳	1967年 13歳	1966年 12歳	1968年 11歳		
油症判断基準 (二〇二二年) による症状・所見	発病条件	摂取年	1967年	1967年	1966年		
		摂取年齢	17歳	13歳	12歳		
	重要な所見	油症母親を介して移行					
		家族発生	○	○	○	○	
		1) ざ瘡様皮疹	○	○		○	
	参考症状となる 症状と所見	自覚症状	2) 色素沈着	○	○	○	
			3) マイボーム腺分泌過多				
			1) 全身倦怠感	○			
			2) 頭重ないし頭痛				○
			3) 四肢のパレステジア (異常感覚)		○	○	○
4) 眼脂過多							
5) せき、たん			○				
他覚的所見	6) 不定の腹痛	7) 月経の変化					
		1) 気管支炎所見			○	○	
		2) 爪の変形		○			
上記を除く 症状・所見	1) 皮膚症状	3) マイボーム腺分泌過多					
		袋腫、毛孔拡大					
	2) 精神・神経症状、 発作性症状	湿疹		○			
		不眠、易怒、イライラ感、他		○	○	○	
		脳血管疾患			○		
	3) 自律神経	うつ病・うつ状態・希死念慮	○		○	○	
		その他症状	○	○		○	
		たちくらみ・めまい・起立障害	○	○	○	○	
	4) 循環器	息切れ	○	○		○	
		食欲不振					
	5) 消化器	高血圧、低血圧	○			○	
		心臓疾患、不整脈	○		○		
		吐きけ、胃食道疾患		○	○	○	
	6) 呼吸器	下痢、便秘、大腸肛門疾患	○	○		○	
		肝、胆、膵、脾疾患				○	
	7) 眼科	気管支喘息			○	○	
		肺疾患					
	8) 耳鼻科	視力障害、他	○				
		鼻出血	○			○	
	9) 腎・泌尿器	聴力障害他、他					
血尿							
10) 生殖器関係	腎疾患 (高尿酸血症を除く)				○		
	膀胱疾患						
	陰萎、男性生殖器関係						
11) 内分泌、アレルギー関係	女性生殖器関係・月経異常				○		
	妊娠・出産異常				○		
12) 代謝疾患	甲状腺疾患			○			
	アレルギー疾患・化学物質過敏症	○	○		○		
13) 骨・関節・筋肉疾患	糖尿病						
	高脂血症	○	○	○			
14) 悪性腫瘍	高尿酸血症		○				
	骨・関節痛、その他疾患		○		○		
15) 歯科	筋肉痛、その他疾患				○		
	先天性異常						
16) CMI	その他		○				
	領域 (IV、Ⅲ)	○		○	○		
17) 心電図	異常所見 (軽度異常を含む)	○		○	未検		
	甲状腺 (軽度異常を含む)			○	未検		
18) 超音波	頸部動脈 (軽度異常を含む)		○		未検		

出典：2015年12月、2018年12月調査データより作成

○：あり

Ⅱ-① 女42歳	Ⅱ-② 女41歳	Ⅱ-③ 男40歳	Ⅱ-④ 女32歳	Ⅱ-⑤ 男24歳	Ⅱ-⑥ 男22歳	Ⅲ-① 男19歳	Ⅲ-② 男16歳	Ⅲ-③ 女6歳
/	/	/	/	/	/	/	/	/
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○				○			
○								
○				○	○		○	
○								
○		/	/	/	/	/	/	/
○				○				○
○				○	○		○	
○					○			
○				○				
○								
○								
			○					
○	○		○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○							
/	/	/	/	/	○	○	○	○
○	○	/	/	/	/	/	/	○
		○			○		○	
○		○						
○								
	○		○		○			○
○			○		○			
○	○	未検		○	○		○	未検
○	○	未検	○	未検	○		○	
○		未検		未検				

## 2. 第Ⅱ世代

症例Ⅰ－①の子供の5人中4人（症例Ⅱ－①～④）を診察した。症例Ⅰ－②・③の子供は2人とも全員（症例Ⅱ－⑤～⑥）を診察し、母子手帳が供覧された。また症例Ⅰ－③の妹である症例Ⅰ－④の2人の子供は診察出来なかったが母子手帳が供された。これら4人の母子手帳は担当医とともに共同研究者の婦人科医及び助産師により詳細に健康状態が確認された。

ここでは各症例の簡単な病歴と私たちの実施した検査所見、さらに油症患者診定専門委員検診による血液中ダイオキシン類濃度測定結果を有するものはそれを述べ、それぞれの症状の概略は第Ⅰ世代に準じて表1に示す。

### 1) 症例Ⅱ－①（1973年生、42歳、女、症例Ⅰ－①の長女）

子供の頃大量鼻出血。頭痛、筋肉痛。生理不順、生理痛でピル使用中。うつ病加療中。

心電図：不完全右脚枝ブロック（正常変異）

超音波：甲状腺（正）、頸動脈（正）

油症患者診定専門委員検診：2017年度（診定なし＝認定なし）、PCB；Cパターン（健康人のパターン）、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下（通常みられる濃度）、血中2、3、4、7、8-PeCDF；2.51 pg/g lipids（30 pg/g lipids未満：通常みられる濃度）。2019年度（診定なし）、PCB；Cパターン、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下、血中2、3、4、7、8-PeCDF；3.25 pg/g lipids。

### 2) 症例Ⅱ－②（1974年生、41歳、女、症例Ⅰ－①の次女、症例Ⅲ－①～③の母）

子供の頃大量鼻出血。歯牙の欠如が認められる。

心電図：V2 rSr', ST上昇、saddle back 型、Brugada症候群様の心電図（異常）

超音波：甲状腺；右嚢胞2個（8mm、7mm）（異常）、頸動脈（正）

油症患者診定専門委員検診：2017年度（診定なし）、PCB；Cパターン、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下、血中2、3、4、7、8-PeCDF；1.96 pg/g lipids。2018年度（診定なし）、PCB；Cパターン、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下、血中2、3、4、7、8-PeCDF；1.51 pg/g lipids。2019年度（診定なし）、PCB；Cパターン、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下、血中2、3、4、7、8-PeCDF；2.40 pg/g lipids

### 3) 症例Ⅱ－③（1975年生、40歳、男、症例Ⅰ－①の長男）

子供の頃大量鼻出血、アトピー性皮膚炎が持続、頭痛、筋肉が固い。

心電図：未検

超音波：未検

### 4) 症例Ⅱ－④（1983年生、32歳、女、症例Ⅰ－①の三女）

子供の頃大量鼻出血、小学前より2年に1回肺炎で入院。思春期ざ瘡。歯牙の欠如が認め



られる。

心電図：(正)

超音波：甲状腺；嚢胞右2個（共に8mm）、左1個（小）（異常）、頸動脈（正）

油症患者診定専門委員検診：2015年度（診定なし）、PCB；Bパターン（健常人にかなり近い要検討パターン）、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下、血中2、3、4、7、8-PeCDF；4.18 pg/g lipids。2017年度（診定なし）、PCB；Bパターン、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下、血中2、3、4、7、8-PeCDF；4.49 pg/g lipids。2018年度（診定なし）、PCB；Bパターン、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下、血中2、3、4、7、8-PeCDF；2.85 pg/g lipids。2019年度（診定なし）、PCB；Bパターン、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下、血中2、3、4、7、8-PeCDF；5.22 pg/g lipids。

#### 5) 症例Ⅱ－⑤（1991年生、24歳、男、症例Ⅰ－②・③の長男）

母親（症例Ⅰ－③）は妊娠初期より皮膚掻痒感がひどかった。37週、2,720g、高ビリルビン血症（15.1g/dl）で出生。10歳時予防接種後蕁麻疹、背中の痒み。鼻出血、頭痛あり。

心電図：未検

超音波：未検

#### 6) 症例Ⅱ－⑥（1993年生、22歳、男、症例Ⅰ－②・③の次男）

30週の早産。1,504g、身長38cm、頭囲23cm。38日まで保育器、53日退院（2,786g）。乳歯、永久歯の欠如が認められた。鼻出血。熱性痙攣。尖足、転びやすい。

心電図：不完全右脚枝ブロック（正常変異）

超音波：甲状腺；嚢胞左1個（ほぼ正）、頸動脈（正）

なお、症例Ⅰ－①の1978年生の次男（37歳）は未受診であったが、子供の頃大量の鼻出血があり、近視、遠視、乱視、弱視、斜視などの眼科障害が強く、記憶力障害があるとのことである。

また、症例Ⅰ－④の2人の子供は未受診で母子手帳が供覧されたが、1982年生まれの長男（33歳）は39週、2,050gの未熟児で、身長44cm、頭囲31.5cm。新生児一過性低血糖、敗血症があり、アトピー、アレルギーがひどかった。また、1984年生まれの長女（31歳）は37週で早産に近く、出生時体重は2,670gであった。

特徴的なのは症例Ⅰ－①の子供には未受診の次男を含む全員に子供の頃鼻出血があり、名古屋大学病院で母親と同じ血小板無力症と診断されたとのことであった。症例Ⅰ－②・③の子供2人にも小中学生時代鼻出血がひどかった。

歯科所見で姉の次女（症例Ⅱ－②）に両側上第2大臼歯、三女（症例Ⅱ－④）に左下側切歯の先天性欠如が認められた。

また、弟の子供に関しては、私たちは母親もカネミ油症と診断したことに注意を要する。

この子供二人の結果は表1に示すとおりである。

特徴的なのは30週の早産で1,504 gの低体重児で生まれた次男の歯科所見で、下顎の両側第2大臼歯に加え、左第2小臼歯（乳臼歯の残存を伴う）と下顎両中切歯の合計4本の永久歯欠如が認められた。この症例のレントゲン写真は最初の診察後の2016年4月に代々木歯科（東京）にて撮影されていたが、本報告では2018年12月の所見を示した。歯牙欠如（欠損）の認められた症例Ⅱ-②、④、⑥のパノラマ写真を図1～3に示す。その他の写真結果は省略する。

また、レントゲン撮影未実施の症例Ⅱ-③、⑤は最初の歯科診察で特記すべき異常所見を認めていなかった。

症例Ⅰ-④の子供二人は母子手帳のみの供覧で未診察であるが、長男は2050 gの低体重児出生であった。長女には右下側切歯の先天性欠如があったとのことであるが、私たちはレントゲン写真で確認していない。この症例の夫、すなわちこの長女の父親はカネミ油の非汚染地区の出身である。

### 3. 第Ⅲ世代

この家系の第Ⅲ世代については症例Ⅰ-①の孫4人中3人を診察した。次男の長女である残る1人の孫は未受診であった。

ここでは各症例の簡単な病歴を述べ、それぞれの症状の概略は第Ⅰ世代に準じて表1に示す。

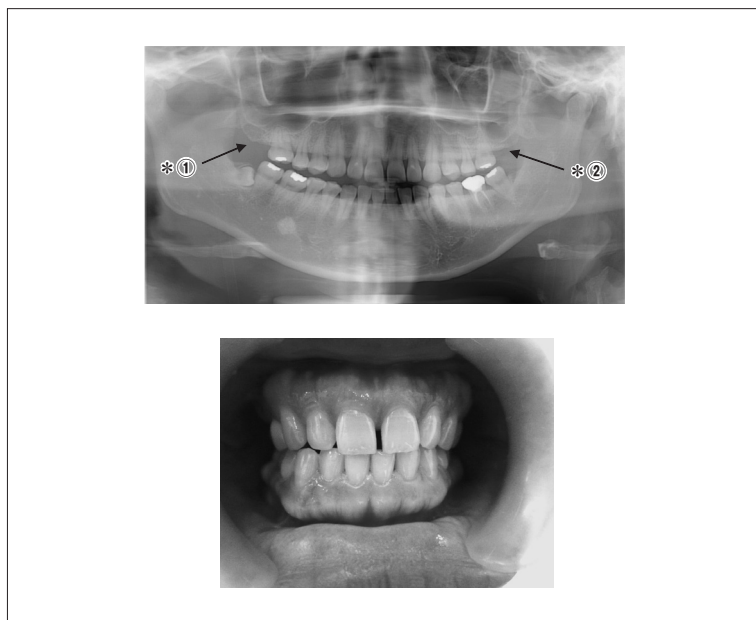


図1 症例Ⅱ-② 女性 1974年生まれ（44歳）

注記：右上第二大臼歯先天性欠如（\*①）、左上第二大臼歯先天性欠如（\*②）を示す  
出典：2018年12月調査データより作成

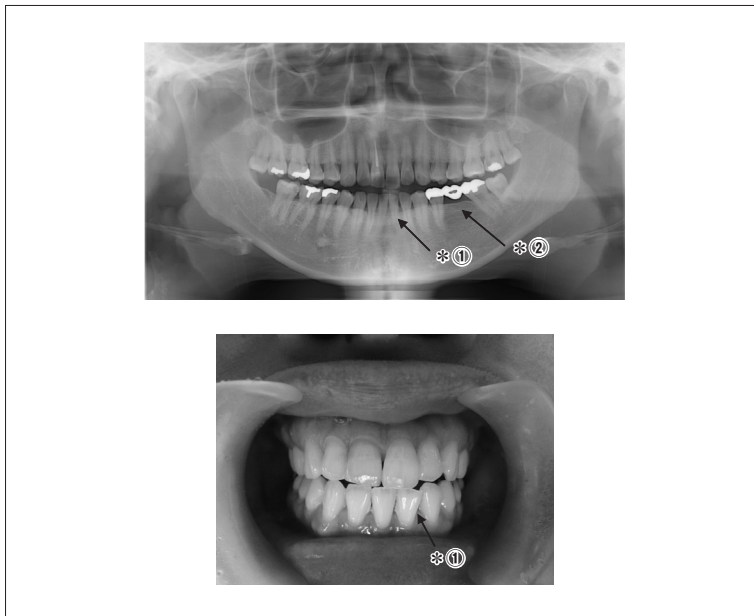


図2 症例Ⅱ-④ 女性 1983年生まれ (35歳)

注記：左下側切歯先天性欠如 (\*①)、左下第一大臼歯う蝕で抜歯 (\*②) を示す  
 出典：2018年12月調査データより作成

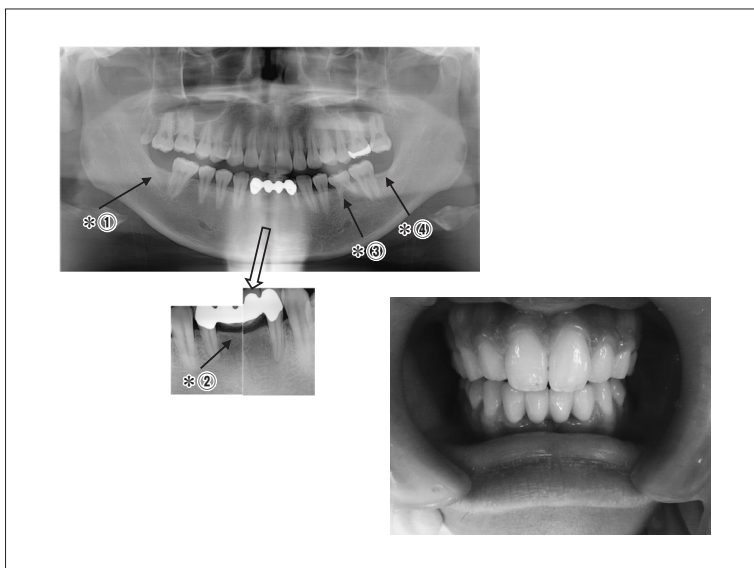


図3 症例Ⅱ-⑥ 男性 1993年生まれ (25歳)

注記：右下第2大臼歯欠如 (\*①)、右下中切歯 (\*②)、左下第2小臼歯欠如 (\*③)、第2乳臼歯残存)、左下第2大臼歯先天性欠如 (\*④)、左下側切歯矮小歯で抜歯、左下中切歯矯正を示す  
 出典：2018年12月調査データより作成

1) 症例Ⅲ-① (1996年生、19歳、男、症例Ⅰ-①の孫、症例Ⅱ-②の長男)

子供の頃大量の鼻出血、血小板が少ないといわれた。生殖器障害、肥満、腹の脂肪が鉄板のように硬く、押さえると痛がる。

心電図：(正)

超音波：甲状腺 (正)、頸動脈 (正)

油症患者診定専門委員検診：2017年度 (診定なし)、PCB；Cパターン、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下、血中2、3、4、7、8-PeCDF；2.04 pg/g lipids。2018年度 (診定なし)、PCB；Cパターン、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下、血中2、3、4、7、8-PeCDF；2.80 pg/g lipids。

2) 症例Ⅲ-② (1999年生、16歳、男、症例Ⅰ-①の孫、症例Ⅱ-②の次男)

子供の頃大量の鼻出血、生殖器障害、肥満、糖尿病 (中2より薬物療法)。

心電図：V6 T 平低 (正常変異)

超音波：甲状腺；嚢胞左1個 (ほぼ正)、頸動脈 (ほぼ正)

油症患者診定専門委員検診：2017年度 (診定なし)、PCB；Cパターン、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下、血中2、3、4、7、8-PeCDF；1.42 pg/g lipids。2018年度 (診定なし)、PCB；Cパターン、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下、血中2、3、4、7、8-PeCDF；1.21 pg/g lipids。2019年度 (診定なし)、PCB；Cパターン、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下、血中2、3、4、7、8-PeCDF；2.58 pg/g lipids。

3) 症例Ⅲ-③ (2009年生、6歳、女、症例Ⅰ-①の孫、症例Ⅱ-②の長女)

大量の鼻出血、4歳時耳の聞こえが悪いと言われた。

心電図：(正)

超音波：甲状腺；嚢胞1個 (ほぼ正)、頸動脈IMT測定不能、プラーク (-) (ほぼ正)

油症患者診定専門委員検診：2017年度 (診定なし)、PCB；Cパターン、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下、血中2、3、4、7、8-PeCDF；3.08 pg/g lipids。2018年度 (診定なし)、PCB；Cパターン、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下、血中2、3、4、7、8-PeCDF；2.51 pg/g lipids。2019年度 (診定なし)、PCB；Cパターン、血中PCQ濃度；0.02 ppb以下、血中2、3、4、7、8-PeCDF；2.49 pg/g lipids

なお、症例Ⅰ-①の次男は未受診であり、孫にあたるその長女 (4歳) も未受診であるが、孫は出生時軽度のコーラーベビーであったとのことである。そして、鼻出血も認められた。

この第Ⅲ世代で特徴的なのは未受診の1人を含む全員に鼻出血が認められたことであった。男性2人 (症例6、7) は名古屋大学病院で、母親 (症例3) や祖母 (症例1) と同じ血小板無力症と診断されたとのことであった。女性の1人 (症例Ⅲ-③) は大学病院には未受診

とのことであった。

また、症例Ⅲ-③には右下側切歯の先天性欠如が認められた（図4）。

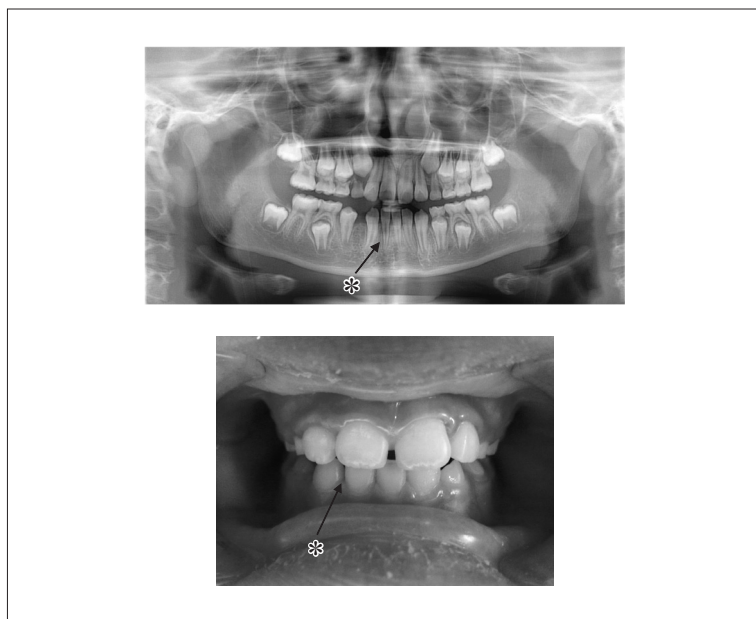


図4 症例Ⅲ-③ 女性 2009年生まれ（9歳）

注記：右下側切歯先天性欠如（\*）、右上第一大切歯、右上側切歯エナメル質減形成を示す

出典：2018年12月調査データより作成

先天性の鼻出血・血小板無力症と永久歯の先天性欠如（欠損）との家族内発症は図5に示すとおりである。これらの異常所見を共に呈するものが姉（症例Ⅰ-①）の次世代に2人（症例Ⅱ-②、④）、次々世代に1人（症例Ⅲ-③）の計3人に認められた。

また、弟（症例Ⅰ-②）の次世代の1人（症例Ⅱ-⑥）は4歯に及ぶ先天性歯牙欠如と過去の鼻出血があったが、血小板無力症の診断はまだ受けてはいなかった。

#### Ⅳ. 考察

私たちの調査結果のように、現在、胎児期被曝のカネミ油症（いわゆる“黒い赤ちゃん”）とは別に、被曝した女性が一定の年を経て出産した子供にカネミ油症（ダイオキシン）の影響が出るのではないかとという事が医学的課題となっている。

これまでのカネミ油症の次世代に対する影響の調査研究の概略を考察する。カネミ油症被害者支援センターの水野玲子<sup>15)</sup>らは2002年に未認定10人を含む59人の被害女性のアンケート調査を実施し、2003年の第31回ダイオキシン国際会議ボストンにおいて発表した。その中

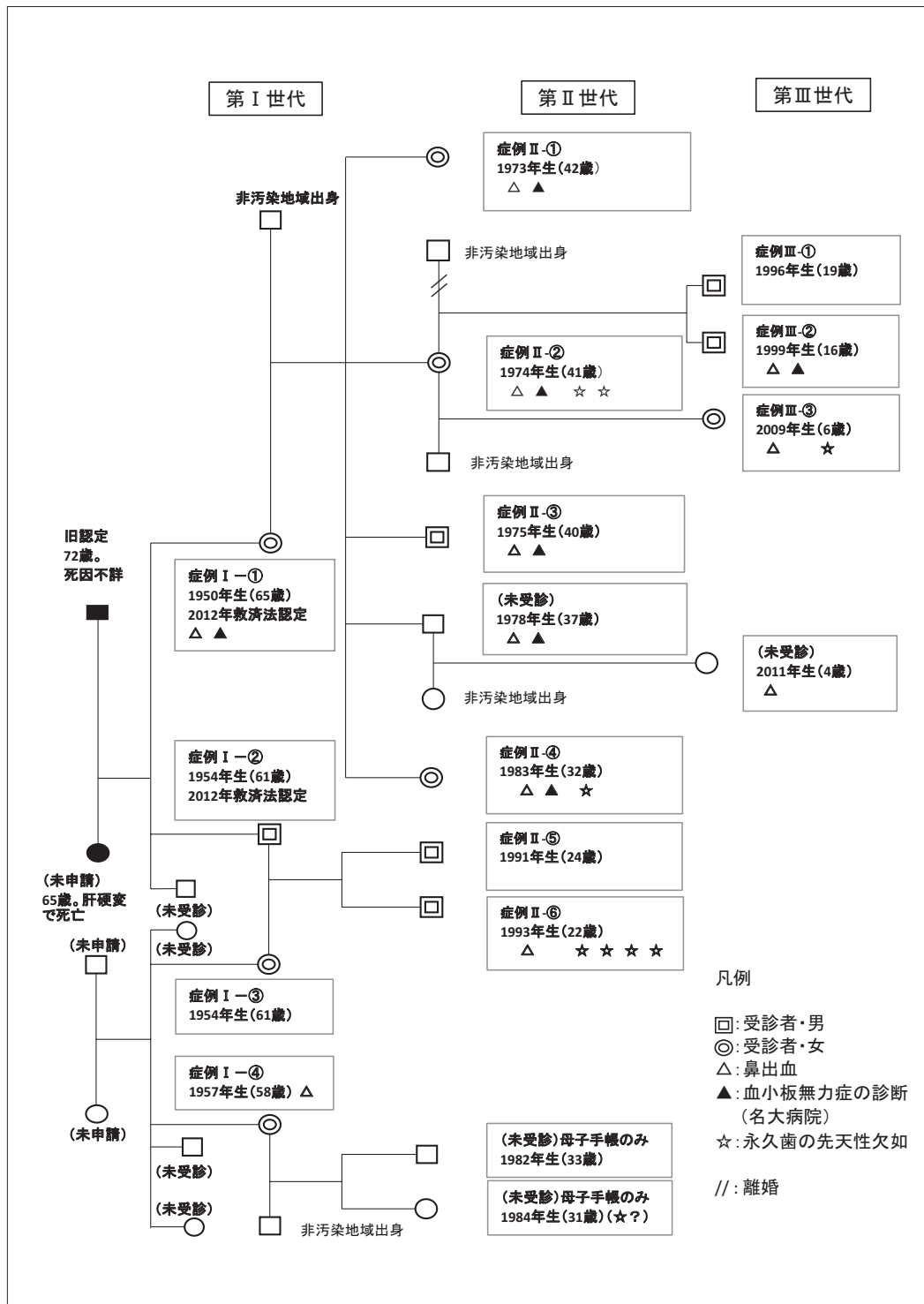


図5 結果 鼻出血、血小板無力症の診断、永久歯の先天性欠如

出典：2015年12月、2018年12月調査データより作成

で在胎時汚染を直接受けた胎児とは異なり、被曝を受けた女性が被曝後に出産した子供に限って引用すると、①在胎时被曝した母親より生まれた女：乳歯の異常、②2人流産・1人死産の後に生まれた男：肝臓・胆のう障害・脂症及び膀胱がん、③：②の妹、未熟児で出生、腎臓病・肥満・髪の毛が薄い・中耳炎・下痢・生理痛、④：③の妹、赤ん坊時より子宮出血、12歳の調査時も毎月高熱、月2回の生理、⑤、⑥：男女不明、低身長成長抑制、(⑤、⑥の母親は姉妹) (引用者註：原著では①の母親は在胎时被曝の二世として扱い、その子供①を三世としている)。

その後、水野玲子<sup>16)</sup>らは症例を追加し、結婚前曝露の認定患者90人の詳細な調査結果を次のように報告した。

#### (1) 生殖機能にかかわる疾患

無月経、無排卵、性染色体異常、生理激痛、ペニス短く太い、生理不順、産道發育不全、幼児からの子宮出血、思春期遅発(初経が遅く始まる)、包茎、子宮内膜症

#### (2) 成長、骨、歯、耳などの疾患

低身長、低体重、未熟児、乳歯が自然に抜けない、永久歯が2本生えない、爪が変形、二枚爪、骨折しやすい、背骨曲がる、股関節脱臼、難聴、メニエール病、頸椎椎間板ヘルニア、骨髓腫、中耳炎、出生前に歯がある

#### (3) その他、神経系や免疫系、ガンなど

自律神経失調症、神経症、集中力ない、多動症、学習障害、心臓中隔欠損、川崎病、心臓疾患、胆嚢が悪い、弱視、より目、目の異常、パニック症、角膜ガン、膀胱ガン、肥満、抜け毛

私たちの今回確認した永久歯の先天性欠如、未熟児、皮膚症状、出産時異常、男の生殖器障害、神経・精神・発作性症状、自律神経症状などは、鼻血・血小板無力症を除いてほとんどこれらに報告されたものである。

名古屋市での調査では、第I世代の被害者は認定、未認定、未申請にかかわらず、特に女性において全身の健康障害が著明であり、私たちは男性を含めて全員をカネミ油症と診断した。

先の報告<sup>12)</sup>で述べた第I世代と第II世代の健康障害と認定制度に関する共通の問題点の考察は省略し、ここでは姉弟の家系の歯科診断において特徴的であった次世代・次々世代に認められた永久歯の先天性欠如と姉の家系で継世代の全員に確認された鼻出血(血小板無力症)にしぼって考察する。そのためには、私たちは直接曝露を受けた第I世代である母親あるいは父親の症状が必要であると考え、認定患者である症例I-①、②や、未認定であるが私たちがカネミ油症と診断した症例I-③、④の所見を詳細に報告した。

姉(症例I-①)の次世代にあたる次女には両側上第2大臼歯の先天性欠如が、三女にも左下側切歯先天性欠如が認められた。また、弟(症例I-②)の子供では、30週の早産で1,504gの低体重児で生まれた次男には両側下第2大臼歯に加え、右下中切歯・左下第2小臼歯の先天性欠如が認められた。次々世代でも他の症状とともに長女の右下側切歯の先天性欠如が認められた。

九州大学の福山宏<sup>11)</sup>らは油症患者の口腔内病変を経年的に観察する中で、油症患者に特徴的な口腔内の色素沈着の変化とともに歯牙に関する検討を行っている。歯牙の萌出遅延が油症患児51名中9名(18%) (男性10%、女性23%)、油症新生児6名中2名(33%)に、また永久歯の歯胚欠損が43名中4名(9%)、しかも女性患児では24名中4名(17%)に認められた。また、この欠損所見とは逆に過剰歯所見が43名中2名(5%) (男女各1名)に認められた。さらに、永久歯の歯根彎曲(異常な歯根形成)が47名中36名(77%) (男性63%、女性86%)に認められた。そして、これらの歯牙萌出遅延、歯胚の欠損、過剰歯、歯根の形態異常についてPCB(著者注:当時はPCBが油症の原因物質と考えられていた)により間接的な影響を受ける可能性が示唆されたと報告した。これらが油症診断基準に「小児期の被曝での歯牙異常(永久歯の萌出遅延)」が「参考所見」とされている<sup>19)</sup>根拠と考えられる。

ここで一般的な小児における歯牙の異常を文献的に考察すると、大阪歯科大学の鈴木祥子ら<sup>4)</sup>は附属病院小児歯科外来患者における先天性欠如歯の統計から、小児患者25,130名(男児13,942名、女児11,188名)のうち乳歯または永久歯に先天性欠如があるものは340名(1.35%)〔男児197名(1.41%)、女児143名(1.28%)〕で男女間に有意差はなかったと報告した。乳歯に欠如のある者は31名(0.12%)で、永久歯に欠如のある者は338名(1.35%)であった。歯種別発現で、乳歯では乳側切歯、第一乳臼歯が多く、永久歯では、下顎の第二小臼歯15.9%が最も多く、次に上顎の第二小臼歯15.7%が認められた。著者らの報告と関連する第二大臼歯は上顎4.1%、下顎3.3%で、第一臼歯の上顎1.6%、下顎2.0%の次に少ない出現頻度と報告されている。

日本小児歯科学術委員会は歯科用エックス線写真を使用した永久歯先天欠如を全国7大学28施設での15,544人を対象とし報告している<sup>8)</sup>。それによると第三大臼歯を除く永久歯の先天性欠如者数の発現頻度は10.09%である。欠如本数別では1歯欠如:5.22%、2歯欠如:2.93%、3歯欠如:0.57%、4歯欠如:0.50%である。歯種別では、姉の次女の女子上第2大臼歯(右0.55%、左0.52%)、同三女の女子左下側切歯(1.74%)、弟の次男の男子下第2大臼歯(右0.07%、左0.11%)、右下中切歯(0.75%)、左下第2小臼歯(3.12%)、姉の孫の症例Ⅲ-③の女子右下側切歯(2.54%)である。

上記報告は全国的な一般調査総数の発症割合であり、著者らの調査は、各世代とも少数例であり、単純な比較はできないが、対象には一般的に少ない頻度のパターンが1家系の次世代で診察のできた6人中3人(50.00%)、レントゲン撮影では4人中3人(75%)、次々世代では診察のできた対象者はすべてレントゲン撮影を実施していて3人中1人(33.33%)と極めて高率に認められた。次世代、次々世代を合計するとレントゲン撮影をした7人中4人(57.1%)にそれが確認された。全体の未受診者を含めると次世代が7人、次々世代が4人の計11人の中で4人(36.4%)に歯牙欠損を確認したことになり、やはり高率である。

さらに欠如本数でもレントゲン撮影を受けた7人中4歯と2歯が各1人(各14.2%)、1歯が2人(28.6%)といずれも極めて高率に出現している。



歯種別では上記のとおりで、どの歯種も高率である。共著者の宮川康一は横浜市立・神奈川県立の障害児支援学校の歯科学校医の経歴から先天性の歯牙欠損を診る機会が多いが、下第2大臼歯のそれは初めて診たとの感想を述べたほどである。

このようにこの一家系に認められた歯の先天性欠如は特徴をもって多発していると想定される。

油症診断基準には「小児期の被曝での歯牙異常（永久歯の萌出遅延）」が「参考所見」とされている<sup>19)</sup>。カネミ油症（ダイオキシン）の第1世代の小児期の被曝に及ぼしたこの影響が次世代あるいは次々世代にも及ぼすか否かの研究が重要である。

次に、今回調査した姉（母親）とともに、今回未受診の第4子を含めて5人の子供全員に幼少時の大量鼻出血があり、孫の3人全員にも幼少時の鼻出血があった。さらに弟の長男にも小中学生時代に鼻出血がひどかった。姉の一家は未受診の孫の女性1人を除いて、今回未受診の次男を含めて過去名古屋大学病院で血小板無力症と診断されたとのことである。

姉（症例Ⅰ-①）の夫、即ち症例Ⅱ-①～④）の父親は兵庫県の出身であり、カネミ油は食していないこと、本人及び家族に出血性の疾患がないことを本人との面談により確認した。さらに、夫自身は2019年8月名古屋大学病院血液内科に受診し、血液凝集能に異常はないと診断された。また症例Ⅲ-①、②及び症例Ⅲ-③の父親もカネミ油の非汚染地区出身者であり、本人及び家族に出血性の疾患がないことを確認した。

血小板無力症は常染色体潜性（劣性）遺伝の遺伝性疾患であり、症例Ⅰ-①の夫が仮に保因者であったとしても、子供全員に出現することはなく、あきらかに異常な遺伝パターン（子供の全員に出現）を示している。加えて、孫の世代（症例Ⅲ-③）にもそれが出現しているのである。血小板無力症など遺伝性疾患の症状発現に及ぼすカネミ油症（ダイオキシン）の影響を明らかにすることが重要である。

厚労省は2007年4月24日時点で生存している油症認定患者及び2008年中に新たに認定された者1,420人中1,331人に健康状態の調査票などを送付し1,131人から回答を得て、2010年にその結果を発表した<sup>18)</sup>。その調査の中で、油症事件（1968年2月）以降に生まれた子供の症状について質問したところ、1,131人中432人から回答を得た。その内容をみると、「湿疹がでやすい」と回答したものが162人と最も高く、次いで、「疲れやすい」が158人、「鼻血が良く出る」が132人となっている。この他にもたくさんの症状が訴えられているが、本報告と関連するものを列挙すると、「歯並びが悪い」：105人、「鼻血が止まりにくい」：43人、「乳歯がうまく抜けず、何度も歯科で強制的に抜いた」：31人、「歯が足りない」：24人、「歯が生えて生まれた」：13人であった。次いで、孫の症状については「湿疹がでやすい」：60人、「喘息がある」：60人、「蚊に刺された後すぐ化膿し、治りにくい」：49人の順であった。同様に本報告と関連するものは、「鼻血が良く出る」：38人、「歯並びが悪い」：29人、「鼻血が止まりにくい」：15人、「歯が足りない」：9人となっている。これらの回答は、両親が共に、あるいは祖父母が共に認定され、回答している場合は複数回計上されていると断っているが、

子や孫の世代に多くの健康障害が現れていることを示す貴重な調査といえる。

九州大学環境発達医学研究センター研究推進部門ゲノム（著者注、ゲノムとは「遺伝子gene」の後ろに「全てを意味するome」を付加した造語で「すべての遺伝情報」を意味する）疫学分野特任教授の和気徳夫ら<sup>20</sup>もこのような立場で、2012～14年度にかけて（1）ダイオキシン類曝露による継世代健康影響及び血中ダイオキシン類濃度との関連に関する研究、（2）ダイオキシン類の曝露量と継世代移行量の評価に関する研究、（3）ダイオキシン類曝露による継代的健康影響の発症機序に關与するゲノム研究の体制で、化学物質曝露等が子どもの健康に与える影響を明らかにする調査を進めてきた。その結果、「男児出生率が有意に低いこと」を明らかにし、母体血中ダイオキシン類濃度との相関から、これら次世代への健康影響の発現は、高濃度のダイオキシン類の母児間移送によるものとは異なる機序が推察されると報告している<sup>20</sup>。

九州大学油症ダイオキシン研究診療センターの古江増隆らはそのメカニズムとしてダイオキシン受容体とも称される芳香族炭化水素受容体（aryl hydrocarbon receptor：AHR）に主眼をおいて油症の病態と治療に迫ることを強調している<sup>14</sup>。

全国油症治療研究班もこのような研究を受けて2021年より認定患者の中での次世代調査を開始した。2023年1月の班長辻学准教授の「2021（令和3）年度カネミ油症次世代調査中間報告」<sup>5</sup>）によれば認定次世代16人、未認定次世代306人、次々世代66人計388人中「倦怠感」：165人（42.5%）、「頭痛・頭重」：154人（39.7%）とともに、本報告に關連する「歯がうまく生えてこない」は25人（6.4%）に訴えられている。その他、多くの皮膚症状などが訴えられているが省略する。また、先天性疾患についても報告されたがそれは次項で述べる。

2023年6月同班長辻学准教授による2回目の中間報告「次世代調査」によれば、上記自覚症状の出現に親のPCDF血中濃度が、50 pg/g lipids未満と50 pg/g lipids以上で比較するも統計学的な差はなかったと報告した<sup>6</sup>）。

また、先天性疾患については388人中「早産・低体重」：20人（5.2%）、「歯の病気」：19人（4.9%）（うち歯牙欠損が16人、4.1%）、「目や耳の病気」：8人（2.1%）、「頭や顔の病気」：7人（1.8%）（うち「口唇口蓋裂」が3人、0.8%）、「心臓の病気」6人（1.5%）（うち「心室中隔欠損症」が3人、0.8%）、「手足・筋肉・骨・関節の病気」6人（1.5%）（以下略）と続いている。

この中で、次世代における先天性異常の発生率と一般人口におけるその発生率を口唇口蓋裂と心室中隔欠損に限って統計学的に検討している。その結果、口唇口蓋裂はマウスにおいては明らかにダイオキシン受容体を介して異常を生じる。カネミ油症患者の次世代では3名（後の患者会との説明会では、そのうちの2名は父親だけの被曝と説明）発見され、一般的なその疾患の出現頻度との比較から、カネミ油症との関係は高い傾向があると報告された。他方、心室中隔欠損については明確な傾向はないと報告された。

カネミ油症の次世代に対する影響のメカニズムに現在、「エピジェネティクスをかく乱するダイオキシン」という立場での研究が進められている<sup>7), 9), 14), 17), 20</sup>）。

「エピジェネティクス」という言葉は、個体発生に関する説の一つである「エピジェネシス（後成説）」と「ジェネティクス（遺伝学）」を起源としている。「エピ」はギリシャ語で「後で」や「上に」という意味の接頭語で、「エピジェネティクス」は「遺伝子の上にさらに修飾が入ったもの」である<sup>3)</sup>。

環境脳神経科学情報センター副代表の木村－黒田純子<sup>2)</sup>は「ひとつの卵が受精後それぞれの組織特有の細胞に分化していく過程で、それぞれの細胞は受精卵と同じ遺伝子DNAを持っていながらも、特有の遺伝子DNAを使って特有の蛋白質を産生して、特有の機能と形態を示すようになる。エピジェネティクスとはこのような細胞分化の要である、どの領域の遺伝子DNAが使われるようになっていくのかを、制御するすべての調節機構をいう。」と説明している。すなわち、どの細胞も基本的には同じ遺伝情報を持っているのに、別々の細胞になれるのは、使う遺伝子と使わない遺伝子に目印をつけているからである。これらの目印は、一旦つくると容易には外れない（エピジェネティックかく乱）という特徴がある。

私たち人間の23対46本の染色体のDNAは繋げるととても長く、その時使われるDNA以外は規則的に折りたたまれ休止している。細胞内のDNAをほぐしていくと、ヒストンとよばれるタンパク質に巻き付いてできているDNA（クロマチン）となる。エピジェネティックな目印には、DNAにつく目印（DNAメチル化）とヒストンにつく目印（ヒストン修飾）の二つがある。これらが主要な遺伝子発現の制御機構である。

DNAを構成する4塩基（A、T、G、C）の配列異常（突然変異）とは異なり、環境化学物質（環境ホルモンや農薬、重金属、PCBやダイオキシンなど）がこのエピジェネティクスをかく乱し、いろいろな疾患につながると考えられている<sup>2), 3), 7), 9)</sup>。

これまでは、この特徴は体細胞のみで生殖細胞では認められないとされていたが、動物実験（哺乳動物を含む）では、生殖細胞も維持される場合があることが報告<sup>21), 22)</sup>されており、これが次世代・次々世代へと変化が遺伝する根拠と考えられる。

原田正純<sup>10)</sup> 医師がカネミ油症は全身病で病気のデパート、特徴のないのが特徴と述べていたことがよく理解できる。

## V. おわりに

今回の調査で汚染地から被曝後都会に転出した住民の中にも多彩な症状を呈するカネミ油症被害者が救済されないままで存在していることが確認された。

在胎中被曝した「黒い赤ちゃん」だけでなく、若い頃被曝した女性の子供（次世代）にも被害が及んでいる。加えて、次々世代にも被害が及んでいる可能性が考えられる。それらの症状として異常な頻度で出現していた永久歯の先天性欠如や異常な遺伝形式で出現している血小板無力症が確認された。

これらの原因としてエピジェネティクスをかく乱するダイオキシンという面からの研究が重要であると考えられる。

現行のダイオキシン類の残留濃度を基準にした診断基準は誤りであり、基準に達しない場合は臨床症状を重視して、食中毒として法のとおり認定すべきである。

汚染を受けた全ての被害者の健康調査を実施し、全ての被害者の救済をはかるべきである。

本論文は、第93回熊本精神神経学会（2016年2月20日）、第31回保団連医療研フォーラム（2016年10月10日）、第39回ダイオキシン国際会議（2019年8月29日）において発表した。

## 謝辞

本調査は、カネミ油症未認定患者団体の要請を受けて、全国保険医団体連合会公害環境対策部、愛知県保険医協会、愛知県民主医療機関連合会の皆様のご協力で実施した。関係の皆様のご協力に感謝します。

また、個人の健康状態を明らかにすることを了承して下さった受診者の皆様にお礼申し上げます。

## 注

### 1) 先天性歯牙欠損、永久歯の歯牙欠損（欠如）

人の歯は、乳歯が20本（著者注；前より中切歯、側切歯、犬歯、第1小白歯、第2小白歯の順に「乳」のついた名称で上下・左右の計）、永久歯は親知らずを除いて28本（同；前記に加えて第1大臼歯、第2大臼歯、上下・左右の計）ある。う蝕・歯周病・外傷や便宜的抜歯が原因で歯を失ったものではなく、生まれつき歯数が不足している状態をいう。乳歯と永久歯ともに歯牙が欠如している場合と、永久歯のみ足りない場合がある。歯数の不足は顎骨の中の歯胚と呼ばれる歯の芽のようなものの形成が行われなかったか、あるいは歯胚細胞が増殖しなかったためにおこる。このような先天性欠損の場合には、臨床的に後続永久歯の欠如により、乳歯の歯根吸収がその時期になっても発現せず、しばしば成人になるまで残留しやすい。[出典] 山下浩「第7章 歯の発育と発育障害 4. 歯の発育異常」山下浩編『小児歯科学－総論－』医歯薬出版株式会社、1977年、pp.142-147。

### 2) 血小板無力症（Glanzmann thrombasthenia）

先天性血小板機能異常症のひとつで血小板凝集能の異常による。先天的な糖蛋白（GP）IIb/3a複合体の欠損や分子異常によって、フィブリノゲンを介した凝集が傷害され、一次凝集・二次凝集ともに低下する。血小板の数や形態は正常である。常染色体潜性（劣性）遺伝の遺伝形式をとる。[出典] 医療情報科学研究所編『病気がみえる vol.5 血液』第3版、メディクメディア、2023年、pp.279-281。

症状としては、幼少時より鼻や歯肉からの出血、女性においては、月経出血の増加など、皮膚粘膜出血が主で、ほかの血液凝固障害でよくみられる関節内出血は一般には認められない。[出典] 富山佳昭「血小板無力症」池田康夫他編『血小板生物学』メディカルビュー、2004年、p.543。

疫学としては、希な疾患で、日本では、1986年の調査で222例が報告されている。[出典] 浅野茂孝ほか監修『三輪血液学』第3版、文光堂、2006年、p.1650。

### 3) 常染色体潜性（劣性）遺伝

原因遺伝子が常染色体上にあり、一対2個の遺伝子のうち両方の変異（ホモ接合体あるいは複合ヘテロ接合体）により発症するものである。片方に変異を持つ（ヘテロ接合体）場合、保因者と呼ばれる。患者の親は通常保因者であり、この場合、次子の再発率は25%である。ホモ接合体で発症する場合、両親が血族結婚である場合がある。また、発症に男女差はない。[出典]：山口智美・古庄知己『遺伝の法則と遺伝形式、遺伝を考える』日本医師会雑誌、第152巻・特別号（1）、2023年、

pp.30-34。

#### 4) エピジェネティクス

私たちの身体の細胞は全て同じDNA（ゲノム）をもつのに、なぜ細胞の種類ごとに違う形をしていて、違う働きができるのだろうか？これを可能にしているのが、遺伝子のエピジェネティックな発現制御（調節）機構である。この機構による発現制御は、すべての細胞でおこなわれているので、エピジェネティクスはほぼすべての生命現象に何らかの形で関与していると言っても過言ではない。私たち生物のDNAに蓄えられた膨大な遺伝情報は、そのすべてが1つの細胞内で一度につかわれることはなく、細胞ごとに使われる情報とつかわれない情報とがある。そして、それぞれの情報には異なる目印（化学修飾）がついている。この目印による遺伝子の発現制御（調節）機構をエピジェネティックな制御機構（エピジェネティクス）と呼ぶ。[出典] 鶴木元香・佐々木裕之『もっとよくわかる！エピジェネティクス』羊土社、2020年、pp.12-14。

#### 文献

- 1) 小栗数太・赤嶺昭文ほか編：「付録1. 油症の診断基準と治療指針など」『油症研究、30年の歩み』、九州大学出版会、2000、pp.319-223。
- 2) 木村－黒田純子『地球を脅かす化学物質 発達障害やアレルギー急増の原因』海鳴社、2018年、p.85。
- 3) 国立環境研究所『環境儀、未来に続く健康を守るために 環境化学物質の継世代影響とエピジェネティクス』No.59、2015年、p.6。
- 4) 鈴木祥子・拓植昌代ほか「大阪歯科大学附属病院小児歯科外来患者における先天性欠如菌の統計学的研究」『小児歯科学雑誌』35-4、1997年、pp.563-572。
- 5) 辻学『令和3年度カネミ油症次世代調査の中間報告』油症対策委員会、2023年1月27日。
- 6) 辻学『次世代調査』第24回油症対策委員会、2023年6月23日。
- 7) 澁谷徹・堀谷幸治ほか『カネミ油症と継世代エピジェネティクス遺伝』日本毒性学会、2023年6月。
- 8) 日本小児歯科学術委員会「日本人小児の永久歯先天性欠如に関する疫学調査」『小児歯科学雑誌』48(1)、2010年、pp.29-39。
- 9) 野原恵子「将来世代に与える化学物質の健康影響」人間会議、冬号2019年、pp.42-47。
- 10) 原田正純『油症は病気のデパート カネミ油症患者の救済を求めて』アットワークス、2010年。
- 11) 福山宏・阿南ゆみ子ほか「油症患者における口腔病変の推移」『福岡医誌』70-4、1979年、pp.187-198。
- 12) 藤野紘・武田玲子ほか「カネミ油症被害者の底辺」『水俣学研究』No.8、2018年、pp.17-45。
- 13) 古江増隆・赤峰昭文ほか編「付録1. 油症の診断基準と治療指針など」『油症研究Ⅱ 治療と研究の最前線』九州大学出版会、2010年、pp.253-258。
- 14) 古江増隆、石井祐次ほか「Pathogenetic Implication of Aryl Hydrocarbon Receptor For Yusho and Its Therapeutic Approach 2020」『福岡医誌』、112(2)、2021、pp.61-89。
- 15) 水野玲子「二世、三世にも続くカネミ油症の被害 — PCBやダイオキシン 次世代への影響は —」『週刊金曜日』2004.12.24、pp.49-51。
- 16) 水野玲子「次世代影響 — PCB・被害は次世代まで」カネミ油症被害者支援センター『カネミ油症過去・現在・未来』緑風出版、2006年、pp.145-152。
- 17) 山田英之・石井祐次ほか「ダイオキシンの後世代影響とその機構」古江増隆ほか『油症研究Ⅱ、治療と研究の最前線』九州大学出版会、2010年、pp.185-191。

- 18) 厚労省「油症患者健康実態調査の解析に関する懇談会：油症患者に係る健康実態調査結果の報告」2012年、pp.66-71。
- 19) 油症治療研究班「油症診断基準（2012年12月3日追補）」2012年。
- 20) 和氣徳夫「5C-1251 ダイオキシン類曝露による継世代健康影響と遺伝的感受性要因との関連に関する研究（平成24～26年度）」2015年。 [https://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai\\_hyouka/h27/pdf/5C-1251.pdf](https://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai_hyouka/h27/pdf/5C-1251.pdf) 最終閲覧2023年10月30日。
- 21) Manikkam M., Tracey R. et.al「Dioxin (TCDD) Induces Epigenetic Transgenerational Inheritance of Adult Onset Disease and Sperm Epimutations」『PLOS ONE』, WWW. plosone.org、September, Volume 7, Issue 9, e46249、2012, pp.1-15. 最終閲覧2023年10月30日。
- 22) Viluksela M. and Pohjanvirta R.「Multigenerational and Transgenerational Effects of Dioxins」『Int. J. Mol. Sci.』 20, 2947; 2019, pp.1-22. doi:10.3390/ijms20122947 [www.mdpi.com/journal/ijms](http://www.mdpi.com/journal/ijms) 最終閲覧2023年10月30日。

## Left Behind Victims of Kanemi Yusho

## Part 2. The congenital permanent teeth deficiency and the nosebleed (Glanzmann thrombasthenia) in children of the second and third generations of Kanemi Yusho patients.

Tadashi Fujino<sup>\*1</sup>, Reiko Takeda<sup>\*2</sup>, Jungo Hayakawa<sup>\*3</sup>, Yasuichi Miyakawa<sup>\*4</sup>,  
Yoshiyuki Hashidume<sup>\*5</sup>, Yuuko Iwase<sup>\*6</sup>, Iwao Akahane<sup>\*7</sup>,  
Akinori Fukuta<sup>\*8</sup>, Sadako Urasaki<sup>\*9</sup>

<sup>\*1</sup>Kikuyou Hospital, Minamata Kyoritsu Hospital, <sup>\*2</sup>Clinic Rei Takeda, <sup>\*3</sup>Meinan Fureai Hospital  
<sup>\*4</sup>Yokohama Dental Clinic, <sup>\*5</sup>Minato Dental Clinic, <sup>\*6</sup>Kyouritsu Hospital, <sup>\*7</sup>Akahane Clinic,  
<sup>\*8</sup>Fukuta Clinic, <sup>\*9</sup>Urasaki Midwife Center

## Abstract

At present, whether or not Kanemi Yusho causes harm to the 2<sup>nd</sup> and 3<sup>rd</sup> generations has been an important issue in the medical field. In Nagoya City, we have been conducting the health examination of an unverified victim since 2015.

In Nagoya City, we have been investing Yusho victims certified under the 2012 Relief Law: sister (born in 1950, 65yrs. old at the time of the investigation, as follows), brother (born in 1954, 61yrs. old) and each of their children (2<sup>nd</sup> generation), 6 in total, sister's grandchildren (2<sup>nd</sup> daughter's children-3<sup>rd</sup> generation), 3 patients. Excluding the brother's 1<sup>st</sup> son, we have performed dental panoramic radiography on 7 of the 2<sup>nd</sup> and 3<sup>rd</sup> generation.

In addition, the brother's wife, who is the mother of the children (born in 1954, 61yrs old) who is from the same town as the children's father, is not certified. However, we have diagnosed her as a victim of Kanemi Yusho.

Other symptoms are omitted here, we report only the inborn congenital deficiency of permanent tooth which was characteristic in a dental examination and the nosebleed which was recognized in all subjects.

In the second generation of the sister's children, we found an inborn defect in the upper/lower 2<sup>nd</sup> molar in the second daughter, and an inborn defect in the left, lower lateral incisor in the third daughter. And in the brother's second son, born prematurely at 30 weeks, 1504 grams, congenital deficiency was found in addition to both lower 2<sup>nd</sup> molar, right lower central incisor and left lower premolar.

In the 3<sup>rd</sup> generations, with different symptoms, the 1<sup>st</sup> daughter of the sister's second daughter was found to have congenital deficiency in the right lower lateral incisor.

Japan Pediatric Dentistry Academic Committee has reported congenital permanent teeth deficiency by examining 15,544 people from 7 universities, 28 institutions using dental radiography. According to that, excluding the 3<sup>rd</sup> molar, congenital permanent teeth deficiency appearance frequency is 10.09%. The number of deficiencies is 1-tooth deficiency: 5.22%, 2-tooth deficiency: 2.93%, 3-tooth deficiency: 0.57%, 4-tooth deficiency: 0.50%.

In tooth type, sister's 2<sup>nd</sup> daughter, girl, upper 2<sup>nd</sup> molar (right 0.55%, left 0.52%), 3<sup>rd</sup> daughter, girl, lower incisor (left 1.74%), brother's 2<sup>nd</sup> son, boy, lower 2<sup>nd</sup> molar (right 0.07%, left 0.11%), right lower central incisor (0.75%), left lower premolar (3.12%), third generations, sister's grandchildren, girl, right lower incisor (2.54%).

Compared with the low frequency pattern in general, in our object of study, 1 family of the 2<sup>nd</sup> and 3<sup>rd</sup> generations, 4 out of 7 (57.14%) showed extremely high rate of deficiencies and tooth types. That are considered to be exceedingly specific. "Abnormal tooth (delayed eruption of permanent teeth) in the children who were exposed in childhood" is described as the "symptom that becomes the reference" of Yusho criteria. It is very important that the influence of the abnormal tooth (delayed eruption of permanent teeth) in first generation by Kanemi Yusho (dioxin) will be hereditary in second or third generations.

We find that all of the sister (mother), her five children and three grandchildren had a nosebleed in their childhood. In addition, the brother's eldest son had a severe nosebleed in elementary and junior high school. The sister's family except the granddaughter, including the second son who did not consult our investigation had been diagnosed as "Glanzmann thrombasthenia" by Nagoya University. Glanzmann thrombasthenia is an autosomal recessive disease. It is important that the influence of Kanemi Yusho (Dioxin) on the manifestation of hereditary disease such as Glanzmann thrombasthenia.

Frequently occurring congenital permanent teeth deficiency, Glanzmann thrombasthenia in second and third generation of Kanemi Yusho which we have recognized, indicate the possibility of Kanemi Yusho causing harm to the 2<sup>nd</sup> and 3<sup>rd</sup> generation. The epigenetic study of dioxin will be able to make clear about this problem.

Key words : food poisoning, Kanemi Yusho, dioxin, congenital permanent teeth deficiency, Glanzmann thrombasthenia, epigenetics



## 医療講座・竹の子塾（1977-1979）

— 水俣環境教育史断章 —

川尻 剛士

山口大学教育・学生支援機構

## 要約

本研究の課題は、水俣病被害地域において展開された医療講座・竹の子塾（1977-1979）の実践に対して、環境教育史研究の視角から接近し、その成立過程と実践の特徴を解明することにある。

チッソ水俣工場からのメチル水銀を含む汚染排水に起因して不知火海沿岸地域一帯で発生した水俣病は、近代医療では「不治」とされてきた。竹の子塾はそうした不治の病いと生きざるを得ない患者たちの切実な課題に対して、患者たちが生活の中で個別に蓄積していた水俣病と向き合うための技法の共有化と医学の基礎学習を中心に、他方では、医療関係従事者たちが患者に水俣病を学ぶために協働して組織した極めてユニークな医療講座である。

本稿では、竹の子塾の創設前史を跡づけたうえで、竹の子塾のカリキュラムと、患者自身が自らの水俣病に対峙する技法を語り共有化した患者講師の活動に注目して検討を行った。

竹の子塾は、「不治」の水俣病を背負い込んだ患者たちの生き直しの過程に付随して成立した、水俣病被害地域における新たな人づくりの仕組みといえる。それゆえ、何よりもまず〈患者に学ぶ〉ことが中核に据えられ、それは学習のカリキュラム編成のあり方を規定した。また、患者の自らの病いと向き合う諸実践の有した性格が、「竹の子塾」という共同学習の性格へと浸透したことも示唆された。竹の子塾は、水俣病事件を媒介とした、〈内なる自然〉と〈外なる自然〉とのかかわりの再調整に向けた環境教育実践として展開したのである。

キーワード：水俣病事件、竹の子塾、環境教育史

## I. はじめに

本研究の課題は、水俣病被害地域で展開された医療講座・竹の子塾 (1977-1979)<sup>1)</sup> の実践に環境教育史研究の視角から接近して、その成立過程と実践の特徴を解明することにある。

チッソ水俣工場からのメチル水銀を含む汚染排水に起因して不知火海沿岸地域一帯で発生した水俣病は、近代医療では「不治」とされてきた。竹の子塾はそうした不治の病いと生きざるを得ない患者たちの切実な課題に対して、患者たちが生活の中で個別に蓄積していた水俣病と向き合うための技法の共有化と医学の基礎学習を中心に、他方では、医療関係従事者たちが患者に水俣病を学ぶために協働して組織した極めてユニークな医療講座である。

こうした実践は、社会教育研究が対象としてきた健康学習の一環として捉えられるし<sup>2)</sup>、実際に竹の子塾も先行研究では健康学習として理解されてきた (山口忍、2013a; 2013b)。しかし、〈外なる自然〉の破壊がそのまま〈内なる自然〉の激甚な破壊として生じた水俣病事件に基づく、当事者たちの心身にわたる生存上の課題を中心に据えた学習実践として、竹の子塾はその中でも特筆すべきである。竹の子塾では様々な学習を通じて〈外なる自然〉と〈内なる自然〉の連続性の再確認が行われ、学習者に自らを取り巻く環境とのかかわりの再構築を促した。その意味で、竹の子塾は一つの環境教育実践としても見ることができる<sup>3)</sup>。

もう少し本稿での「環境教育」という視角の意図を明らかにしておきたい。ここでの「環境教育」とは、別言すれば、「発達文化と環境文化の接点」で行われる営み——すなわち、「環境文化の伝達・学習」——である (安藤聡彦、2001、p.61)。このうち「発達文化」とは、「ある集団に特徴的なひとりだちのさせ方、いかえれば、ひとりだちをめぐる感じ方、考え方、行動の仕方」 (関啓子、1998、p.283) であり、他方で「環境文化」は、「ある集団に特徴的な人間と環境とのかかわり方<sup>4)</sup>」 (安藤聡彦、2001、p.61) である。

以上を踏まえると、水俣病事件は、土着に存在したこれら双方の文化とその「接点」としての「環境文化の伝達・学習」のあり方を揺さぶり、患者らにそれらの新たな再構成を求めた出来事だったと解される。本稿では、こうした「発達文化と環境文化とのつながりを再構成するローカルな文脈」としての水俣病事件史をも視野に入れた「地域環境教育史」 (同上、p.64) としての叙述を試みることで、竹の子塾の成立過程と実践の特徴にアプローチしてみたい。

なお、検討に際して用いる資料は、主として一般財団法人水俣病センター相思社に所蔵された<sup>5)</sup> 竹の子塾関連資料及び運営委員会メンバー (当時) へのインタビュー・データである。本稿では、まず、竹の子塾の創設前史を跡づけたうえで、竹の子塾の実践を実際のカリキュラムと、患者自身が自らの水俣病に対峙する技法を語り共有化した患者講師の活動に注目して明らかにしたい。そのうえで、最後に結論と今後の課題を記すことにしたい<sup>6)</sup>。

## Ⅱ. 医療講座・竹の子塾創設前史

### 1. 「水俣に移動診療所を！」の活動

熊本水俣病第一次訴訟（1969～1973年）において、自らの勝訴が予想されるようになった訴訟派の患者たちは、次第に「判決後」を意識し始めていた。当時、水俣市の人口約4万人に対して訴訟派原告はわずか112名であり、原因企業である「チッソあつての水俣」と考える人が圧倒的に多かった。提訴以来、患者たちに向けられてきた差別と病苦を前に訴訟派患者たちの判決後の不安は切実なものとなっていた。こうした患者たちの不安から、支援者を交えて判決後の生活の検討が開始された（水俣病センター相思社編、2004、pp.47-48）。

その一つの展開が、水俣病患者・川本輝夫を中心に東京で展開された自主交渉運動や、将来の生活保障を求めて訴訟派がそこに合流し結成された東京交渉団を支援した「東京・水俣病を告発する会」の医療関係従事者たちによる「水俣に移動診療所を！」と呼びかける運動であった。他方で当時は、判決後の水俣病患者支援の拠点として「水俣病センター構想」が検討されていた。水俣病センター（現在の一般財団法人水俣病センター相思社、以下：相思社）は、水俣病患者のための精神的なより所としての場、水俣病運動・生活についての情報交換の場などに加え、将来的には「完全な医療施設の設置」（同上、p.54）を予定していた。

しかし、「水俣に移動診療所を！」（以下：「移動診療所」）のメンバー内では、「センター構想」に「すごい拒否反応」があり、「相思社を否定するわけじゃないけど、あそこに〔医療機能の〕一極集中はおかしい」という考えがあったとその一人であった遠藤寿子という。こうした発想の背景には、水俣病運動と同時代的に生起していた障害者の自立生活運動との交流があった。遠藤によれば、当時、東京の座り込みのテントでは、障害者運動を牽引する「青い芝の会」との交流があり、「府中療育センター」設立に対する反対運動の高揚を意識していた<sup>7)</sup>。このような展開の中で、「移動診療所」メンバーは、水俣に単なる医療施設ではなく、水俣病患者の生活の中での水俣病の闘争の現場を訪ねて支援するための移動診療所を求めたのだった。「移動診療所」の機関誌『「水俣に移動診療所を!!」通信』の創刊号には、移動診療所活動の発足の意図について次のように記されている。

水俣病患者、家族にとっての「医療」——、それは`不安、と`不信、の渦巻く`暗黒、  
と言えるでしょう。患者さん達は長く厳しい闘いを荷なって来ました。そして、その中  
で常に『自分達のための医療を求めて来ました。しかし、長い長い闘いの歴史は、`医学、  
とか`研究、とかいう美辞麗句が一切幻想のベールであり、それらが全く`被害民のため  
に存在、しているのではない事を患者さん達に、いやというほど見せつけたのでした。  
患者さん達は、自らの手で幻想のベールを一枚一枚剥ぎ取り公害列島の全ての人々の目  
前に提示して来たのでした。それは現日本医療体制への厳しい告発であり、さらに`傍  
観者、として存在しつつ日常的に医療に従事する者、一人一人に対する厳しい`つきつ  
け、と言えるでしょう。／私達は、こう言った水俣病患者自身の生命をかけた厳しく激

しい「つきつけ」と絶対終る事がない水俣病患者、家族の「永遠の闘争」のために「水俣に移動診療所を」造ろうと提起しました。

(「水俣に移動診療所を!!」事務局編、1972、頁なし)

以上の発足の意図のもとに、水俣出身の堀田静穂（看護師）が「水俣に移動診療所を！」事務局として1973年6月に現地入りすることで、患者の生活の場への訪問活動が開始された（水俣病センター相思社編、2004、p.66）。1975年以降には堀田のほか、遠藤寿子（薬剤師）、近沢一充（鍼灸学生）らも現地事務局に加わった。また、「移動診療所」スタッフが先述した相思社（1974年設立）の医療班を担うことになったが、医療班の活動は移動診療所活動が中心で、相思社からは実質的に独立した形で運営された（同上、p.114<sup>8)</sup>。さらに、相思社での医療班活動、健康相談、竹の子塾、認定審査申請書の手続き、住民調査の実施、電話対応、健康便り・機関紙の発行など、数々の活動を行なっていた（山口忍、2013a、p.38）。

## 2. 杉本栄子と堀田静穂の出会い

水俣病患者で第一次訴訟の原告でもあった杉本栄子は、「移動診療所」の活動と深く関わりを有していた。水俣病の身体と向き合う杉本の生き方は、「移動診療所」活動に関わった医療関係従事者たちに強く影響を与えた。以下では、杉本と堀田の出会いに注目したい。

堀田は、水俣市日当で育ち、看護師となって長崎と福岡の准看護学校で6年間にわたって教鞭を執っていた。しかし、当時は肢体不自由の子どもたちが障害者福祉施設に「収容されて連れて来られてる時代」であったことに対し、「あれは違う」と思った堀田は、「集められる治療ではなくて、その人その人のところで生活に入った療法があるんじゃないかっていうのが、ほんやり私の中にずーっと強くあった」という。そして、石牟礼道子『苦海浄土——わが水俣病』（1969年）の上梓とそこに記された胎児性水俣病患者「空太郎」との出会いから、「私は絶対水俣に行って、あの人たちに会わないと、このあと歩けない」と決意し、それ以後、水俣病問題と関わりを持つことになる<sup>9)</sup>。

「移動診療所」の現地事務局を担うことになった堀田は、「水俣病を病む人たち」に関わる中で「病者と医療者」の関係に改めて目を向けさせられたという。堀田は、続けて次のように指摘している。

病いを患う者を患者と呼び、カルテの上に名を記載した瞬間、なぜかその人が患っているのではなく、「病い」だけがみられていく。「病い」が歩いてやって来たかのように。その人が、どのように生きてきて、暮らしていて、その中で病いが生じ、どんな影響を及ぼされているかなど、ほとんど問題にもされず消されていく。ただ疾病だけが取り上げられ、そこだけに対処の目が向けられる。患者は、病いの宿り主としてのみ在るかのようだ。／そして、「よらしむべし、知らしむべからず」式の治療が開始される。患者はただ、治療者の命令、指示を持つ者、ごちゃごちゃいってはならない。そしてその結

果、患者は、治療によってもう一つの自分を失っていく。(堀田静穂、1982、p.156)

「移動診療所」と名づけた理由の一つには、こうした病者不在の医療への疑問があったからだと堀田はいう。そして水俣という「この地にこそ、病者を中心に据えた医療が考えられ、創り出されねばならない」と思い、「移動診療所」活動を開始した(同上、p.157)。

以上のような模索を開始していた堀田にとって、杉本栄子との出会いは「出口を示す灯」(同上、p.157)と映じた。それは、水俣病の身体と向き合う杉本の生き方——その具体像は竹の子塾における杉本の「患者講師」活動をめぐって後述する——に、治療によって失われた「もう一つの自分」の回復の努力を見たからであろう。のちに堀田は、そうした杉本の生き方について、「えい子さんにとっては、不治ということばが消えてしまう。たとえ未知であったとしても、不治ではない」(堀田静穂、1974a、p.5)とも評している。堀田は、杉本との出会いを次のように記している。

民間療法について聞きたいと思って訪ねた私は、とてつもなく大きな新しい何かをガンと与えられた思いだった。雄さん[杉本の夫]と栄子さん二人の話を聴きながら、私一人聴くにはおいしいおいしいと思い、医療を学びつつある皆を引つつれて聞く話だと感じた。／[……]この栄子さんとの出会いは[……]まさに患者さんから学ぶという事を深く思い知らされる出来事であった。高い授業料を払ってでも学びたい。彼女は自分でリハビリテーションを考え出した。家族の種々の治療も見つけ出した。

(堀田静穂、1974a、p.5)

以上のように、杉本との出会いによって「とてつもなく大きな新しい何かをガンと与えられた」堀田は、「私一人聴くにはおいしいおいしい」と痛感し、「栄子さんを治したものをもう一度検証」して「自分たちで実行してみたい」と強く思うに至った。そして、杉本の経験と堀田の「関心」とが「合体」し<sup>10)</sup>、それはのちの竹の子塾の成立を下支えしたのである。

### 3. 治療学習会

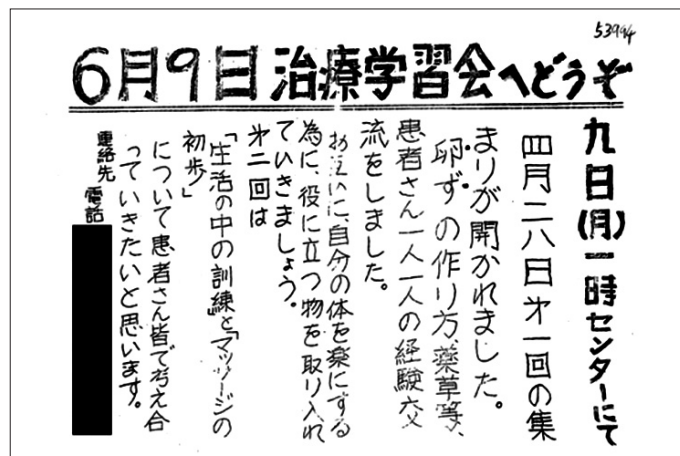
とはいえ、その後すぐに竹の子塾が成立したわけではない。まずは、相思社医療班——その実質は「移動診療所」メンバーである——が主催した、竹の子塾の原型ともいいうる、「治療学習会」(1975年)がある(資料1)。治療学習会は、相思社の近隣に住む住民を対象として相思社で行われた(水俣病センター相思社編、2004、p.114)。なお、水俣病センター相思社編(2004)において、「1975年4月から数ヶ月にわたり、月一回の『医療学習会』が開催された」(p.114)との記述があるが、実際に筆者が資料として開催を確認できたのはうち2回であった<sup>11)</sup>。以下では、その2回の治療学習会を跡づける。

第1回の治療学習会(1975年4月28日)は、水俣病患者・杉本栄子、尾上光雄、柳田タマ子らと相思社医療班の堀田、遠藤、近沢ら合計12、3名が参加して約2時間半にわたった

(水俣<移動診療所>、1975a、p.3)。堀田は治療学習会の開始にあたって、「自らが治療者であるという立場に立った最初の人」として杉本のところに「今後の〔治療〕学習会の用途をたてたい旨話し、協力」依頼に行っている（堀田静穂、1975、p.8）。そして、杉本は「ひとりでごんふたりでごんやろうち思う者のおればよかですたい、やってみまっしゅ」と応じ、第1回の「講師役」を務めた（水俣<移動診療所>、1975a、p.3）。

当日は参加者各自がこれまで実践してきた民間療法を共有し、杉本からは卵酢のつくり方とそれを使うようになった経緯が語られた。治療学習会が目指したのは、「民間療法の単なる伝達」ではなかったため、杉本の「体験」を丁寧に聞くことが重視された（同上、p.3）。また、杉本が「自分の過ごして来た日々は、思い出したくない」といいながらも、「それでもと気をとりなおして話し」たことが報告されている（同上、p.4）。

第2回（1975年6月9日）は、前回と同じメンバーで患者7名と医療班5名で行われた。主題を「生活の中での訓練」とし、まず、水俣病患者・尾上光雄の闘病生活を堀田が報告し、第1回と同様に参加者自身の健康面に成果のあった実践を語り合い、学習の最後には基本体操、運動療法を行っている（『治療学習会』報告、1975、p.2）。杉本は、体操や按摩を日課としており、古タイヤを利用したタイヤ踏みをして足腰を鍛えたことや、日本舞踊を訓練として再開したことから立ち上がって櫓をこぐ踊りを見せながら、自身の日常の「訓練の在り方」を語っている（水俣<移動診療所>、1975b、p.3）。



資料1 第2回治療学習会の開催呼びかけチラシ [相思社所蔵]

注) 記載中の連絡先は、川尻が黒塗処理を施した。

このように、治療学習会は、水俣病患者たち一人ひとりの日常生活における自身の病いと向き合い方、すなわち——堀田の表現を借りれば——「不治」の病いを「未知」の病いへと主体的に転換していく実践を共有化して、学習の対象とする学習実践であった。

#### 4. 水俣病に関する自主研修会と自主検診

他方、のちに竹の子塾の顧問を務める医師・原田正純を主宰として、1974年頃から夏に水俣病に関する自主研修会を開き、「水俣病は患者から学ぶ」（原田正純、1989、p.143）のスローガンのもとに「水俣病の理解者養成」を始めていた。それは、水俣病を診る医師不足に対抗するためであった。全国から延べ120～130人の医師が参加し、水俣病を理解するための学習を重ねた（原田正純、1985、p.203）。原田によれば、自主研修会の中では「一人一人の患者さんがどうして病気を酷<sup>マ</sup>服しているかという問題を含めて、杉本栄子さんなんかに話してもらった事」があったという（原田正純、1977、p.7）。

また、1976年7月末から8月初めにかけて、原田らを中心として不知火海沿岸住民を対象とする自主検診が行われた。当時、水俣病の医学調査は、原因究明期における調査研究と1971年から1972年の「熊本大学10年後の水俣病研究班（第二次研究班）」の調査にとどまっていた。この自主検診では、「移動診療所」のスタッフも重要な役割を担った（水俣病センター相思社編、2004、p.115）。

以上の治療学習会の取り組みと、原田らの自主研修会及び自主検診における「移動診療所」スタッフとの協働の取り組みの蓄積のうえに成立した<sup>12)</sup>のが、竹の子塾であるといえる。

### Ⅲ. 医療講座・竹の子塾（1977-1979）

#### 1. 竹の子塾の目標とその背景

医療講座・竹の子塾発足の直接的な契機は、原田が1976年10月に中国を訪問し、日本の高度経済成長下の公害経験として三池炭塵爆発事件と水俣病事件を報告した際に、原田の希望で現地の「赤脚<sup>チーヂイアォーシヤン</sup> 医 生」（以下：はだしの医者）と交流をもち、その経験を水俣に持ち帰ったことである。はだしの医者とは、中国の文化革命中に農村や工場の中に誕生した、医科大学の卒業や医師免許を持たない医者で、現場で経験しながら学ぶ自習医、民衆の中から生まれた医者である（原田正純、1989、p.134）。また、すでに1974年2月に堀田もはだしの医者と交流をしており（堀田静穂、1974b）、はだしの医者の実践に学びながら「移動診療所」活動を展開していくという発想は以前から語られていた。それが、原田の「はだしの医者ば、水俣につくろう」という「移動診療所」スタッフへの提案によって竹の子塾へと結実する<sup>13)</sup>。堀田は、そのときのことを次のように記している。

昨年〔1976年〕10月、中国へ水俣病を講義に出かけられた原田先生の口から「はだしの医者ば、水俣につくろう」と云われた時、思わず側にいた一同「おお、そっじゃ！、と叫んでいた。／待っていた時が来た。医者を破ろうとする医者が、現れたのである。／医学部によらない医者の養成、それを引き受けてくれる処があった。／今、その開会式を迎うべく、全力をあげて準備にかかっている。やがて、ここ水俣の地に、若い眼の輝いた赤脚醫生が、誕生するだろう。すでに、高校生の兄と、俺も今からやっぞとばかり

志願してきた中学生がある。／治療法なしに放置されつづけた母さん達の病気、どげんかして治すとじゃと、意欲を燃やしているという。／1977年、出発の年に出来るだろう。(堀田静穂、1977、p.3)

そして、1977年3月11日に竹の子塾は「出発」する(資料2)。塾名を「竹の子」としたのは、「はだしの医者、すなわちやぶ医者になろう。やぶ医者の子どもは筍であるというシャレ」(原田正純、1989、p.144)である。竹の子塾の目標は、「1. 水俣に裸足の医者をつくるまで 2. 各部落に2、3人の医療相談役を創り得るように」(竹の子塾編、1977a、p.18)とされた。竹の子塾の開始に際し、原田が「塾の運営方向」と題して、「たとえば茂道に一人、湯堂に一人、女島に一人、津奈木に一人というふうに、本当に患者を代表する医者というのか、そういう人が出来たらずいぶん状況が変わって来るのではないか」(原田正純、1977、pp.7-8)と語っていることから、水俣での「はだしの医者」の養成の主眼が、原田にとっては、まずは水俣病患者自身に向けられていたといっていよう。

ただし、原田によれば、中国のはだしの医者を意識したのは事実だが、「水俣という状況の中で水俣独自のやり方」(原田正純、1989、p.146)が目指された。水俣は、不知火海沿岸地域の全住民が程度の差こそあれ、ほぼ全員が健康を害されたことが背景にあり、地域ぐるみの汚染と健康障害が存在するため、これらの人々を病院に囲い込むことは不可能だった。したがって、水俣で医療を考える場合には、患者たちがなるべくそこに住み、生活をしながら治療を受けられる条件をつくるのが理想とされた(同上、p.143)。

実際に、その後、塾生たちは竹の子塾での学習を踏まえて、原田らが取り組んできていた自主検診活動(先述)でも「その予診と生活調査はすべて塾生が行」うなど(同上、p.165)、力量を遺憾なく発揮した。それは、汚染地域の住民参加による「地域参加型調査」としての「民衆疫学」の実践(成元哲、2004)というに相応しいものだった。

しかし、竹の子塾が開講された1970年代後半から80年代にかけての時期は、「未認定問題が急務であるために、認定運動や裁判の運動が先行して、政治的な戦いが優先して真の医療に対する民衆の取り組み」の展開は難しかった(原田正純、1989、p.165)<sup>14)</sup>。またそれによって「移動診療所」活動も1979年に終了し、「移動診療所」スタッフが事務局を担っていた竹の子塾も同年に幕を閉じた。

以下では、竹の子塾のカリキュラムの内実を具体的に検討し、中でも特徴的であった患者が自らの病いとどの取り組みの経験を語る「患者講師」による学習について見ていきたい。

## 2. カリキュラム

竹の子塾のカリキュラムについては、竹の子塾事務局が中心となって編集した竹の子塾編(1977a)『筍1』に詳しい。これは、「第6回竹の子塾で、今後の方向などについて熱心な討議」が行われ、「そのテープ録がおこされて原稿となって届けられたのを機会に、今迄の討論などの集録をしておくのがいいのではないかという意見」が出されたことから、「た





けのこのうと〔後述〕の副材というより、塾での記録や塾の方向を考えていく上での参考資料とするために、のうとと別な形のものにしてはどうかと云うことで、今回一先ず初回からの記録」を編集して発行したものである（竹の子塾編、1977a、p.37）。全体は37頁にわたり、第1回竹の子塾（1977年3月11日）のおよそ2ヶ月前からの運営に関する議論も収められ、そこからは当初の竹の子塾構想を読み出すことができる<sup>15)</sup>。以下では、『筈1』を中心に、必要に応じてその他の資料を補足的に検討しながら、竹の子塾の学習の展開を特に第1期に重点を置いて記述することとしたい。

竹の子塾は、1977年から1979年にかけて、1期1年として3年間にわたって開講された。開講にあたっては、毎年30名程度の受講生を募った<sup>16)</sup>。主な受講生の構成は、「1. 患者、患者家族 2. 工場労働者 3. 保母、教師、看護婦、薬剤師、鍼灸学生 4. 水俣病運動支援者 5. その他」（同上、p.18）であった。水俣市婦人会館と水俣市教育会館を主な開催場所として、月2回第2金曜日19～21時及び第4日曜日13～17時に開講し（同上、p.19）、秋には集中講義や公開講座を含みつつ展開されたが、第3期は月1回の開講となった。

第1期は、医学に関わる知識中心の学習、第2期と第3期は民間療法やりハビリテーションに関する実習中心の学習であった（表1）。竹の子塾の運営に際しての原則は、「1. 既成の医学書をそのまゝ持ちこまない、自分たちが必要だと思う題材を取り上げる 2. 最大の関心は水俣病、現場当事者がもっとも大事 3. 教材も講師も特定しない」とされた（同上、p.18）。ただし、「〔学習の〕第一段階として人間の体を知るため、裸足の医者教材からテキストをつくる」（同上、p.18）とし、『赤脚医生・培訓教材』（翻訳版）から副教材のテキストを作成している（西日本新聞、1977）。また、運営委員会で「運営及び教材検討等」を行い、「全体検討による方向選択」に基づいて学習を展開することとした（同上、p.18）。さらに、講座内容の一部は、講義後に運営委員会を中心に文字に起こして講義録『たけのこのうと』（資料3）へと収録し<sup>17)</sup>、参加者のみならず関心のある人びとに広く販売した（竹の子塾事務局、1978）。

表1 医療講座・竹の子塾（1977-1979）カリキュラム一覧表

実施年	実施日	実施回	内容	講師
<b>第1期</b>				
1977年	3月11日	第1回	からだのしくみ	原田正純（熊本大学医学部）
	3月27日	第2回	骨	原田正純（熊本大学医学部）
	4月8日	第3回	消化器	緒方俊一郎（緒方医院）
	4月24日	第4回	消化器	緒方俊一郎（緒方医院）
			循環系	緒方俊一郎（緒方医院）
			血圧測定実習	堀田静穂（移動診療所）
	5月13日	第5回	脳	原田正純（熊本大学医学部）
		水俣地区の地域小児診断	向井幸生（茨城大学教育学部）	
5月22日	第6回	問診	堀田静穂（移動診療所）	
		今後の方針について（全体討議）		
6月10日	第7回	発作	原田正純（熊本大学医学部）	
		指圧	近沢一充（移動診療所）	

1977年	6月26日	第8回	コレラ	堀田静穂（移動診療所）
			脳の病気	原田正純（熊本大学医学部）
			浜元二徳氏 肝臓疾患治療体験を語る	浜元二徳（水俣病患者）
	7月6日	第9回	救急処置	緒方俊一郎（緒方医院）
	7月10日	第10回	夏に多い病気	原田正純（熊本大学医学部）
	7月31日	第11回	合成洗剤	緒方俊一郎（緒方医院）
	8月3日	第12回	脳波	原田正純（熊本大学医学部）
			薬品	川合仁（京都大学医学部）
	9月4日	第13回	病人を診察する方法 針について	緒方俊一郎（緒方医院）
	9月18日	第14回	不眠症	原田正純（熊本大学医学部）
	10月4日	第15回	血压	原田正純（熊本大学医学部）
	10月14日	第16回	新潟水俣病の話	白川健一（新潟大学医学部）
	10月30日	第17回	脳軟化症	原田正純（熊本大学医学部）
	11月4日	第18回	医・食・農を考える（公開講座）	竹熊宜孝（公立菊池養生園診療所所長）
	11月5日	第19回	腎臓	浴野成生（熊本大学医学部）
	11月6日	第20回	肝臓	緒方俊一郎（緒方医院）
	11月7日	第21回	水銀中毒	原田正純（熊本大学医学部）
1978年	1月15日	第22回	第1期のしめくりとして	原田正純（熊本大学医学部）
	1月22日	第23回	小児病の処置	西山宗六（水俣市立病院）
	2月8日	第24回	針灸・実習	安達淑子（安達鍼灸院）
	2月26日	第25回	検査法	緒方俊一郎（緒方医院）
	3月10日	第26回	水俣病Ⅰ	原田正純（熊本大学医学部）
	3月26日	第27回	水俣病Ⅱ	原田正純（熊本大学医学部）
<b>第2期</b>				
1978年	4月7日	第1回	2学期にむけて（討論）	
	4月29日	第2回	土呂久見学	川原一之（記録作家）
	5月12日	第3回	土呂久報告	高倉史朗（水俣病センター相思社）
			2学期にむけて	花田俊雄（元チッソ第一組合）
	6月2日	第4回	浜元二徳氏の闘病	浜元二徳（水俣病患者）
	6月9日	第5回	塩ビ	久木田義男（チッソ第一組合）
	6月30日	第6回	薬草採集の報告	遠藤寿子（移動診療所）
			小児科学会の報告 （大腿四頭筋短縮症）	西山宗六（水俣市立病院）
	7月14日	第7回	坂本輝喜の病歴	坂本輝喜（水俣病患者）
	7月28日	第8回	自主検診について（討論）	
	9月9日	第9回	自主検診報告会への参加	
	10月13日	第10回	中国訪問報告	西山宗六（水俣市立病院）
	10月27日	第11回	菊池養生園見学	竹熊宜孝（公立菊池養生園診療所所長）
	11月17日	第12回	食品添加物（主に着色剤の実験）	大沢忠夫（反農薬水俣袋地区生産者連合）
11月24日	第13回	訪問教師のレポート	西弘（水俣・芦北公害研究サークル）	
12月16日	第14回	民間薬と漢方薬（公開講座）	浜田善利（熊本大学薬学部）	
1979年	1月19日	第15回	民間薬レポート	杉本栄子（水俣病患者） 柳田タマ子（水俣病患者） 浜本亨（水俣病患者） 岡本雅子（主婦）
			新年会	
	1月26日	第16回	何故、病院で山のように薬を出すか	遠藤寿子（移動診療所）
	2月9日	第17回	リハビリテーション	堀田静穂（移動診療所）
	2月23日	第18回	指圧、マッサージ その1	近沢一充（移動診療所）

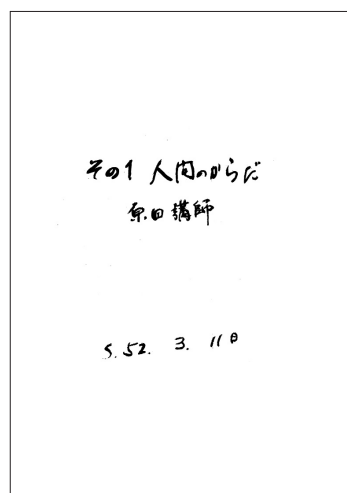
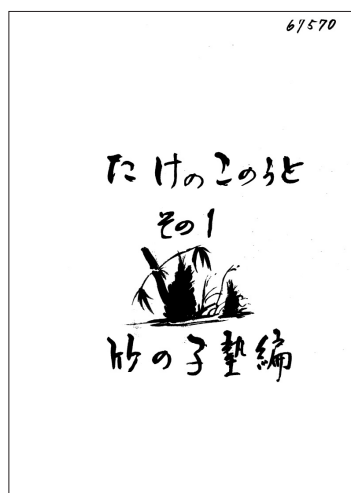
1979年	3月17日	第19回	薬酒	花田俊雄 (元チッソ第一組合)
			関西在住患者 マンガン病	原田正純 (熊本大学医学部)
	3月30日	第20回	くすりの飲み方 指圧 その2	遠藤寿子 (移動診療所) 近沢一充 (移動診療所)
<b>第3期</b>				
1979年	4月27日	第1回	3学期について	西弘 (水俣・芦北公害研究サークル)
	5月12日	第2回	食品公害 (映画)	
	5月26日	第3回	疫学について	二塚信 (熊本大学医学部)
	6月22日	第4回	大腿四頭筋短縮症	西山宗六 (水俣市立病院)
	7月*日	第5回	体質診断法	原田正純 (熊本大学医学部)
	7月13日	第6回	頭痛とめまい	原田正純 (熊本大学医学部)
	8月10日	第7回	死因	鶴田和仁 (宮崎医科大学)
	9月9日	第8回	薬草採集	浜田善利 (熊本大学薬学部)
	10月5日	第9回	高血圧	原田正純 (熊本大学医学部) 堀田静穂 (移動診療所) 遠藤寿子 (移動診療所)
	11月9日	第10回	高血圧のツボ	近沢一充 (移動診療所)
	12月15日	第11回	めまいの治療 痙攣の治療	原田正純 (熊本大学医学部)

注) 遠藤寿子氏の手書きメモ (B4・3枚、B5・3枚、いずれも記録年月日不明) をもとに、その他、第2期の学習内容を構想するうえで第1期を振り返るために作成されたと推察されるレジュメ (B3・2枚、1978年4月 [推定])、第2期第3回に配布された第2期の計画表 (B3・1枚、1978年5月)、講義録『たけのこのうと』等を主に用いて作成した。そのうえで、遠藤氏のコメント等を受けて一部加筆修正した。

なかには、資料によって実施日が異なって表記されているものや、実施日が不明なもの (\*と表記した) も含まれている (「実施回」は筆者が暫定的に付した)。

なお、第1期第18~21回は「集中講義」として開催されている。

出典：筆者作成



資料3 第1期第1回竹の子塾の内容を取録した講義録『たけのこのうと』(その1)の表紙(左)と中表紙(右) [相思社所蔵資料]

運営委員会は、運営委員 —— 坂本登（水俣病患者）、西弘（水俣・芦北公害研究サークル）、溝口美佐代（保育士）、高倉史朗（相思社）、山下善寛（チッソ第一組合）、谷洋一 —— 及び事務局員 —— 堀田、遠藤、近沢、塾頭<sup>18</sup>・花田俊雄（元チッソ第一組合） —— で構成され、事務局は「移動診療所」内におかれた（竹の子塾編、1977a、p.25）。「当初よりの意向で、先ず自分達の手でやることを主眼に講義内容の事から、方向及び運営をも、皆んなで考えようと云うことで、各方面から各々代表の形で運営委員を選出し」たとされる（同上、p.25）。また、堀田によれば、原田が顧問として加わった<sup>19</sup>。

治療学習会と比較して竹の子塾は、原田をはじめとして熊本県球磨郡相良村の開業医である緒方俊一郎ら医師が加わったことや「熊大以外の先生方が水俣を訪れることがあるとすぐに特別講師にしたてられてしまう」（原田正純、1985、p.207）など、医学や民間療法に関わる多様な専門家を呼び入れたことに特徴があったといえる。ただし、運営原則の一つが、「最大の関心は水俣病、現場当事者がもっとも大事」とされたように、水俣病学習や〈患者に学ぶ〉ことを中核に学習は組織されたといつてよい。

とはいえ、当初の竹の子塾の実態は、「原田先生から試案の試案みたいな型」で出されたスケジュールをもとに行う、医学に関する知識中心の基礎的学習の側面が強く、「スケジュール的には全然消化されていないと云っても良い感じ」であった（竹の子塾編、1977a、p.27）。また、「今までは受身の態度の受講だった様な気がする。もうすこしせつ極性を要求されても良いのではないだろうか」や、「生きた勉強はあまり出来なかつた」という声も上がっていた（竹の子塾編、1977b、p.37）。

そこで、運営委員会では、第1期後半の学習内容を再検討し、「講義そのものよりも質問とか、講義の中で出て来た問題についての話し合いや勉強とかがすごく大事」（同上、p.36）という確認がなされている。実際に、それ以降の講義録『たけのこのうと』を見ると質疑応答に比較的時間が割かれている。また、「講義の内容については水俣に多い病気から講義をしてもらうことを柱にしなが、それにつけ加えて応急処置なども大きく取上げ、食品、洗剤、民間療法など組み合わせ」ていくことを決定している（竹の子塾編、1977a、p.32）。こうした塾生の関心の現れは、のちに竹熊宜孝（公立菊池養生園診療所長）の公開講座「医・食・農を考える」を準備し、当日は80名の参加を得て、「いつもは見ない顔が半分ほどもみえていたので大成功であった」（柳田耕一、1977）という記録に結実する。他方で、第1期後半には、「新潟水俣病の話」「水銀中毒」「水俣病Ⅰ」「水俣病Ⅱ」という水俣病学習が位置づけられている。これらは、「もちろん[竹の子塾の]中心は水俣病においてある事は確かですが、周囲から絞って行く事にしていましたが、もうそろそろ集中してもいい頃だと思えます」（竹の子塾編、1977b、p.39）という声を受けたものと推察される。

以上のことから、竹の子塾では、水俣病学習を抜き差しならぬものとしてその中核に明確に位置づけ、また他方では、それらと連続するものとして、医・食・農などの〈内なる自然〉と〈外なる自然〉をつなぐ領域の関心を深める学習に取り組むことへの合意が形成されていたといえる。「病気というのは口から入る」という竹熊の言葉に、塾生たちが深く共感し

た（竹の子塾医療講座実行委員会編、1977、頁なし）のもそのためであっただろう。

### 3. 患者講師 —— 杉本栄子の場合

とりわけ竹の子塾の学習がユニークだったのは、特に治療やリハビリテーションの問題を扱う際に、患者が自らの経験を語る「患者講師」という取り組みによって講義が進められたことである。これは、竹の子塾の運営原則「現場当事者がもっとも大事」という〈患者に学ぶ〉ことを何よりも象徴するものといえる。原田によれば、濱元二徳、田上義春、杉本栄子らが自らの経験を語った（原田正純、1989、p.152）<sup>20)</sup>。また、カリキュラム（表1）からは、坂本輝喜や柳田タマ子、浜本亨らも語っていたことが把握される<sup>21)</sup>。本稿では、特に杉本の取り組みに注目したい。原田は、「彼女 [杉本] の体験は、『たけの子塾』ではすぐみんなの教材となって学習の対象となり、さらに検討が深められ」と記している（原田正純、1985、p.207）。

以下、やや長くなるが、まずは杉本の患者講師の語りの一部を再構成して、その雰囲気伝えてみたい。杉本は司会に自身の病歴の紹介を受け、水俣病による病苦を語ったうえで、当初の自らの身体との向き合い方について、次のように語り出している。

しかしまあ、しびれと痛みが襲うてくるともうどうにもなりません、紫に腫れて、頭もずきずきして、眠ってもおられません。[……] 父ちゃん [夫] も手術をしたり退院したり、症状は家族中みんな同じでやっぱり水銀のわざのあると思いますばってん……。そういう時、痛み止めやら眠り薬やら、安定剤やらホルモン剤とかじゃんじんのんでいましたもんなあ。その時は一時的にはよかどですが、あくる日には気分が悪くて、もう仕事は出来ません。何回も、もう薬をもらってくるのをやめようかと思うですばってん、今後はいいのに当たりはしないかと期待ばして、今度こそは、と繰り返し、二十年くらいたっていました。（原田正純、1989、pp.160-161）

しかし、医者から「不治」の病いの宣告を受けた杉本は、次第に、自身の身体との向き合い方の転換のための模索を生きた。そして、民間療法にも着手するに至る。

「あなたには、もう薬はやれん。やっぱ毒ばのんで病気になったとだろから、薬はあなたには合わんとよ」と医者どんにいわれて、もうがっくりしてしまい、落ち込んでしもうておりました。／漢方薬やら針がよかるうということで、それもだいぶやってみたばってん、それは保険がききませんとで、経済的に大変ですから長つづきはしません。温泉にも行きました。温泉に行ってゆっくりすると一、二日は少しはよかですね。恥ずかしいけど、あっち、こっちにお参りにも行ったりもしました。／どうしてもよくなかどで、やけみたいにある日、あまり関節が痛くて腫れるので手当たり次第庭先の草や木の葉をとってひねりつぶして、もんで、付けてみました。[……] ／狭か庭ですがよく

みると、五月頃になると白いかわいい花が咲くユキノシタがあります。これをもんで関節にまきつけてみました。小さな毛が生えていてあまりよくありませんでした。ドクダミも葉の形はそれに少し似とります。[……] これはわが家の裏にいっぱい生えとります。[……] これを揉んで腫れたところに貼ってみました。[……] これは少し熱をとってくれたと思います。[……] /それからビワの葉ですな、こればあぶって痛くて腫れたところに貼るとよかです。その他、ヨモギとかシソとかオオバコとか柿の葉とかいろいろやってみました。焼酎につけたとがよかと聞くとすぐしてみます。のどが痛くて咳の止まらん時はシソ焼酎は絶対よかです。その他、自分で調子をみながら自分で調合してのんでみました。それからだいぶ調子がよくなりました。(同上、pp.161-162)

そして、以上のような自身の模索の軌跡を振り返って、杉本は次のようにいう。

私は長いこと、薬は医者どんからもらってくるもんとばかり思っていました。しかし、私のごと薬に敏感で合わんもんにとっては、薬はわが庭にあったとです。薬がわが庭にあると思ってからはうれしくて、いろいろな自分なりに研究してみようという気がしました。わが病気はわがしかわからん、わがしか治しきらんと自分でいいきかせて頑張れるごとなりました。しかし、やっぱり、薬も副作用があります。失敗してひどく目にも会いました。それば、乗り越える研究のやっぱり必要です。(同上、pp.162-163)

杉本はこうして患者講師を務めた。そこで、原田は次のように指摘している。

「薬はわが庭にあった」という栄子さんの言葉の意味は大きい。私たちの身のまわりにある草花など植物の薬効について勉強することは、自らの健康に関心をもつばかりでなく、私たちの周囲の植物に対する関心を強くし、自然を大切にすることを強くするものである。(同上、p.164)

また興味深いことに、以上の原田と同様のことを、堀田は竹の子塾の実践の全体をめぐって指摘している。それは、すなわち、杉本ら一人ひとりの水俣病患者の自らの病いと向き合う諸実践の有した性格が、「竹の子塾」という共同学習の性格を規定するものへと浸透していたこと、約言すれば、水俣病は〈患者に学ぶ〉ということの具現化を示唆するものである。

自分の身体も含めた自然ですよね。自分のうちの周り、環境もそうですしね。だから単に、海が汚染された、魚がやられたとかっていうことではなくって、それが自分に直接につながっているということ、みんな認識したんじゃないでしょうか。認識する材料として [竹の子塾] は、すごく大事だったんじゃないでしょうか。<sup>22)</sup>

原田によれば、「この杉本さんの話がきっかけで」、さらに竹の子塾で薬草に関する取り組みが活発化し、浜田善利（熊本大学薬学部）を講師として聴衆100名以上の公開講座を実現し、その後、浜田の指導により「薬草をとりに行く会」が組織されるなど（原田正純、1989、p.164）、次第に「自然をみなおす運動」につながっていったという（原田正純、1985、p.207）。

しかし、それは、先の方原田と堀田の指摘を踏まえれば、薬草等を含む〈外なる自然〉のみならず、〈内なる自然〉の見直しにも通じていたというべきであろう。すなわち、竹の子塾は、水俣病事件を媒介とした、人間と環境とのかかわりの再調整に向けた学習実践——「内なる自然と外なる自然との対話と共生をとおして、自立した判断と行動の主体を形成する」（鶴見和子、1983、p.221）集団的な学習実践——として展開したのである。

#### IV. おわりに

##### 1. 結論

ここで改めて、環境教育史研究の観点から、医療講座・竹の子塾の成立過程と実践の特徴を整理して結論としたい。

水俣病事件史という「ローカルな文脈」（安藤聡彦）へのインパクトは、水俣病患者となった人びとを中心に有していた従来の発達文化と環境文化の双方に揺らぎを生じさせ、改変を迫った。患者たちにとってそれは何よりもまず心身が侵される経験として生じた。そうした中で、「不治」の水俣病と向き合わざるを得ない患者たちは、「多かれ少なかれ、自分に適した方法を研究し、工夫し、実験」を試みてきた（鶴見和子、1983、p.213）。「水俣病患者たちは、現代の医学が、水俣病を治癒する能力のないことを知ったとき、自らの創造性に依拠して、内なる自然の回復をはかったのである」（同上、p.213）。こうした患者たちの「自己回復への努力」（同上、p.213）は、水俣病運動を支援する中で近代医療や医師養成のあり方に疑問を呈していた医療関係従事者たちに共感を呼んだ。その結果、「不治」の水俣病と向き合う患者一人ひとりの技法を共有化する治療学習会、さらにはそれらを土台として、多様な専門家呼び入れて綿密なカリキュラムを設計し学習を高度化させた医療講座・竹の子塾が成立した。竹の子塾は、水俣病患者を含む人びとを水俣病と向き合うオルタナティブな「医師」として養成することを目指したのである。

このように、竹の子塾は、近代医療では「不治」の水俣病を背負い込んだ患者たちの生き直しの過程に付随して成立した（incidental learning、Foley, G. 1999）、水俣病被害地域における新たな人づくりの仕組みとすることができる。それゆえ、何よりもまず〈患者に学ぶ〉ことが中核に据えられ、それは学習のカリキュラム編成のあり方を規定し、患者講師による学習に重点がおかれた。またその過程では、水俣病患者の自らの病いと向き合う諸実践の有した性格——患者の有する「ローカルな知」（前平泰志、2008）といってもよい——が、「竹の子塾」という共同学習の性格へと浸透していたことも示唆された。そして、竹の子塾は、水俣病事件を媒介とした、人間と環境——〈内なる自然〉と〈外なる自然〉——との



かわりの再調整に向けた環境教育実践として展開したのである。

## 2. 今後の課題

最も大きな課題は、そもそもなぜ水俣病は近代医療では「不治」の病いとしてみなされてきたのか、その歴史過程を明らかにすることである。これは竹の子塾の成立前史への理解を深めるうえで不可避の問いである。換言すれば、「不治」の病いとしての水俣病は、科学の名の下にいかにして「無知」の位置に追いやられてきたのか、無知学／アグノトロジー（agnotology）の視角からの再検討が求められているといえる<sup>23)</sup>。

そのうえで、竹の子塾の歴史叙述については、筆者の有する資料——例えば、講義録『たけのこのうと』や副教材——をいまだ十分に検討しきれていない。また、本稿は、第1期に検討が集中しており、資料的制約の大きい第2期と第3期はほとんど検討できていない。

続いて、竹の子塾の実践思想である〈患者に学ぶ〉の源流とその水俣地域内外への史的展開を跡づけることだ。竹の子塾の実践思想はその後水俣地域内外に展開し、それら諸地域に張り巡らされていくボランティア・アソシエーションで生き続けてきた。例えば、元運営委員会の山下善寛が水俣学講義に登壇して、次のように語ったことは示唆深い。

原田先生や多くの先生たちにお願ひして、水俣病患者や支援者、チッソの労働者、市民が一緒になって、自分たちでできる医療を目指して「竹の子塾」というのを作って、医療を勉強した経験があります。／この熊本学園大学で始まった「水俣学」というのは、これをさらに大きくしたもので、新たな学問を確立され、実践を始められたものというふうに思っています。（山下善寛、2004、p.95）<sup>24)</sup>

こうした患者の生き直しを起点として水俣地域内外に展開した〈患者に学ぶ〉という人間形成方式の軌跡を解明する水俣環境教育史は、原田正純が「水俣学」を提唱し、その中核に「長きに渡る被害者の人権回復」とそれを担う「人づくり」の問題を位置づけた（原田正純、2006、p.19）、その一連の「人づくり」の展開を跡づける作業でもある（川尻剛士、2020、pp.9-10）。

最後に、社会教育研究との関連で、第一に、〈社会教育と当事者〉という問題構成（小林繁、2004：2010）に竹の子塾をどう位置づけるか。竹の子塾の中心には患者の当事者研究が位置づいており——例えば、杉本の「自分なりに研究してみようという気がしました」という語りがその典型である——、それゆえに〈患者に学ぶ〉という学習スタイルが可能だった。第二に、竹の子塾に参集し、〈患者に学ぶ〉ことで自らの専門性を問い直していった医療関係従事者たちは、社会教育研究の対人支援職研究（高橋満ほか、2015）にどう位置づけるのか。

以上を踏まえて、竹の子塾のさらなる研究に取り組んでいきたい。

## 謝辞

本稿の執筆のために、竹の子塾の元運営委員会の皆様をはじめとする、以下の各氏に大変お世話になった。記して心より謝意を表したい。堀田静穂、遠藤寿子、近沢一充、山下善寛、高倉史朗、谷洋一、緒方俊一郎、濱元二徳、永野隆文、大澤忠夫、大澤菜穂子（敬称略）。また、一般財団法人水俣病センター相思社の皆様には、資料提供や関係者の紹介などの便宜を図って頂いた。新聞記事の掲載許諾を頂いた西日本新聞社にも御礼申し上げたい。

## 付記

本稿は、日本社会教育学会第67回研究大会での口頭発表の内容に加筆修正したものである。なお、高木仁三郎市民科学基金2019年度国内調査研究助成、クリタ水・環境科学振興財団2019年度国内研究助成（19C023）の研究助成を受けた。

## 注

- 1) 竹の子塾関連資料では、「医療講座」「竹の子塾」についてそれぞれ種々の表記が認められるが、本稿では設立当初の「医療講座」「竹の子塾」に表記を統一する。
- 2) しかし、社会教育研究における健康学習の研究蓄積は、長野県松川町における社会教育主事・松下 拓の実践（松下 拓、1981）に関するものを除いてはごく限定的である。日本社会教育学会が設立30周年を記念して刊行した『現代社会教育の創造』（1988年）における「健康を守る運動と社会教育」の項目では、「総じて本分野に関する研究、報告は少なく、松下の著書、論文以外に本格的な研究を発見できなかった」（朝倉征夫ほか、1988、p.676）と指摘されているが、この研究動向はいまだ支配的といえる。
- 3) むろん、高度経済成長期以降に全国各地で展開された健康学習でも、背景には公害問題や農業問題が胚胎しており（同上、1988）、竹の子塾と問題意識が共有される点も少なくない。これに対して本稿では、人間と環境との関係を分析する環境教育研究の立場から健康学習に接近することで、従来の社会教育研究とは異なる描き方を示唆したい。
- 4) 安藤聡彦の「環境文化」の定義（安藤聡彦、2001、p.61）を本稿の議論に即して要約した。
- 5) 水俣病センター相思社の資料室には、10万点以上の水俣病関連資料（書籍を含む）、約10万点の水俣病関連新聞記事、約7万点の写真、1000点余の映像資料、1700点の音声資料が所蔵されている（一般財団法人水俣病センター相思社ホームページ「水俣病関連資料について」[https://www.soshisha.org/jp/support\\_learning/158-2](https://www.soshisha.org/jp/support_learning/158-2)、最終閲覧2023年9月25日）。
- 6) 本稿では、引用中の中略を「……」、改行を「／」で示し、引用者による補記を「」内で行う。また、傍点を含め引用元に改変を施す場合には引用者によることを特記しない。
- 7) 2017年10月8日に行った遠藤寿子・近沢一充氏への聴き取り。
- 8) 水俣病センター相思社編（2004）には、他方で、「相思社内においての医療活動は、分析班の活動として行われていた」（p.114）と記されているが、メチル水銀等の調査を担当した分析班の主軸を実際に担ったのは、チッソ第一組合の労働者たちであった（2017年11月15日に行った山下善寛氏への聴き取り）。
- 9) 2017年7月9日に行った堀田静穂氏からの聴き取り。
- 10) 同上。
- 11) 『「水俣に移動診療所を！」通信』に第1～2回の治療学習会開催の記載はあるが、それ以降は見当たらない。その他も、第1～2回について記した『治療学習だより』第1号（医療班、1975、B4・1枚〔相思社所蔵〕）と、開催を呼びかけた第2回のチラシ（「6月9日治療学習会へどうぞ」

- 1975、B5・1枚〔相思社所蔵〕のみ所在を確認できた。
- 12) ただし、原田らの自主研修会や自主検診の系譜の淵源はもう少し深い。例えば、熊本大学医学部による地域医療研究会（2019年4月28日に行った緒方俊一郎氏からの聴き取り）を含め、今後さらに精査する必要がある。
  - 13) 毛沢東思想を背景とする「はだしの医者」の実践（大森真一郎、1972）は、当時の日本社会には一定程度浸透していた。例えば、「自分達の健康は自分達で守る、運動の交流集会発起・参加団体」（竹の子塾編、1977a、pp.22-23）と記された竹の子塾を含む一覧表には、「新潟『はだしの会』『はだしの会』八丁堀学習会」といった団体名が見られる。
  - 14) 元運営委員会の高倉史朗は、当時の原田について、「正直いうと〔……〕僕は不本意だったと思う」と語る。また、この時期に竹の子塾が可能だった理由について、「それはやっぱり一つ闘争が終わったからです。もちろん川本輝夫はわーっとし出したときではあったけれども、それでもまだ端境期ですね。80年ぐらいになると国賠訴訟も被害者の会が始めるし、また新たな〔……〕社会活動の時代になっていきますよね。〔……〕まだ旧訴訟派の一次訴訟が終わった後2～3年、ちょっとブランクがあったときじゃないのかな」と語っている（2019年4月25日に行った高倉史朗氏からの聴き取り）。
  - 15) 『笥1』（竹の子塾編、1977a）の内容をいくつか列挙すれば、「医療講座へのおさそい」、「塾の主旨」（堀田静穂）、「塾の運営方向」（原田正純）、カリキュラム（案）、運営委員会議事録、「今後の方針について」、「竹の子塾名簿」（1977年5月時点）等である。なお、「竹の子塾名簿」には、運営委員会メンバーを含む45名が記載されている。
  - 16) ただし、当初は1期2年で30名程度を養成する計画だった（竹の子塾編、1977a、p.33）。
  - 17) 「第4回〔運営〕委員会」（1977年4月5日）の記録には、「講義録づくり時間に時間つかいすぎるので、メモ形式に変えようとの意見が出たが、やはり今後テキストとしても使えるように続行決定」との記載がある（竹の子塾編、1977a、p.26）。また、第2～3期の記録はほとんど残されていないが、それは実習を中心に展開されたことに起因すると推察される。
  - 18) 2017年7月9日に行った堀田静穂氏からの聴き取り。
  - 19) 同上。
  - 20) 濱元の語りは、竹の子塾編（1977b、pp.5-32）に「浜元二徳氏 肝臓疾患治療体験を語る」と題して収録され、その一部は原田正純（1995、pp.146-153）にも再録された。田上と杉本の語りは原田正純（1989、pp.152-158；pp.158-164）に収録された。
  - 21) 筆者は、「自分の病歴」と題された、講義で用いたと思われる坂本の病歴に関するレジュメを入手している（坂本輝喜「自分の病歴」推定1978年、A4・2頁〔相思社所蔵〕）。また、「テルキの話 No.2」（推定1978年）と記されたカセットテープ〔遠藤寿子、近沢一充氏提供資料〕を入手しているが、経年劣化により音声記録の内容は確認できていない。
  - 22) 2017年7月9日に行った堀田静穂氏への聴き取り。
  - 23) 『現代思想』2023年6月号（特集 無知学／アグノトロジーとは何か——科学・権力・社会）。
  - 24) 加えて、元運営委員会の谷洋一らが取り組んできた、NPO法人水俣病協働センターが運営する、水俣病患者の憩いの場である「遠見の家」「ほたるの家」も竹の子塾のその後の展開の一つである（2019年4月29日に行った谷洋一氏からの聴き取り）。また、水俣地域外への展開については、例えば、相良村で「食べものと健康のつどい」（緒方俊一郎、1993）を組織した緒方俊一郎は、これを竹の子塾の経験に基づいて発展させたものだと言っている（2019年4月28日に行った緒方俊一郎氏からの聴き取り）。

文献

- 朝倉征夫ほか「健康を守る運動と社会教育」日本社会教育学会編『現代社会教育の創造——社会教育研究三十年の成果と課題』東洋館出版社、1988、pp.673-676。
- 安藤聡彦「〈教育と自然〉の現在」『にいがたの教育情報』66、7月号、2001、pp.58-66。
- 大森真一郎『はだしの医者——中国の医療革命』講談社、1972。
- 緒方俊一郎『ヒトの健康・自然の健康——食べものと健康の集い』松籟社、1993。
- 川尻剛士「水俣病患者の「水俣病を伝える」実践に関する史的研究・試論——杉本栄子（1938-2008）のライフヒストリーを通して」『環境教育』30-2、2020、pp.2-13。
- 小林繁「人間的自立と相互主体的学習——「べてるの家」における“非援助”の場づくりを通して」『現代的人権と社会教育の価値』東洋館出版社、2004、pp.135-151。
- 小林繁「水俣における共生のまちづくりの可能性——「ほっとはうす」の取り組みから」『明治大学人文科学研究所紀要』66、2010、pp.88-114。
- 関啓子「比較発達社会史の冒険——ひとりだちをめぐるタタール人の葛藤」中内敏夫ほか編『人間形成の全体史——比較発達社会史への道』大月書店、1998、pp.281-311。
- 成元哲「汚染地域の民衆疫学の可能性」『水俣病研究』3、2004、pp.179-187。
- 高橋満・楨石多希子編『対人支援職者の専門性と学びの空間——看護・福祉・教育職の実践コミュニティ』創風社、2015。
- 竹の子塾編『筈1』1977a、37pp [相思社所蔵]。
- 竹の子塾編『筈2』1977b、47pp [相思社所蔵]。
- 竹の子塾医療講座実行委員会編『医食農を考える公開講座 講師竹熊宜孝・公立菊池養生園診療所所長』1977年11月4日（開催日）[相思社所蔵]。
- 竹の子塾事務局「たけのこ塾活発に」『「水俣」患者とともに』53、1978年2月25日、p.4。
- 『「治療学習会」報告』、「水俣に移動診療所を！」事務局編『「水俣に移動診療所を！」通信』30、1975年7月10日、p.2 [相思社所蔵]。
- 鶴見和子「多発部落の構造変化と人間群像——自然破壊から内発的発展へ」色川大吉編『水俣の啓示——不知火海総合調査報告』上巻、筑摩書房、1983、pp.155-240。
- 西日本新聞「水俣に「はだしの医者」患者ら竹の子塾開設 難病克服へ自衛 中国の新しい医療に学ぶ」1977年3月13日付朝刊19面 [西日本新聞社提供]。
- 原田正純「塾の運営方向」竹の子塾編『筈1』1977年6月25日、pp.5-12 [相思社所蔵]。
- 原田正純『水俣病は終わっていない』岩波書店、1985。
- 原田正純『水俣・もう一つのカルテ』新曜社、1989。
- 原田正純『裁かれるのは誰か』世織書房、1995。
- 原田正純「水俣がかかえる再生の困難性——水俣病の歴史の現実から」淡路剛久監修／寺西俊一・西村幸夫編『地域再生の環境学』東京大学出版会、2006、pp.13-30。
- 堀田静穂「患者さんから学ぶⅠ」『「水俣に移動診療所を！」事務局編『水俣に移動診療所を！つうしん』12、1974a年1月10日、pp.3-5 [相思社所蔵]。
- 堀田静穂「報告に代えて——〈中国行きから〉」『「水俣に移動診療所を！」事務局編『水俣に移動診療所を！通信』15、1974b年4月10日、pp.2-4 [相思社所蔵]。
- 堀田静穂「〈移動診療所〉日誌より」『「水俣に移動診療所を！」事務局編『「水俣に移動診療所を！」通信』26、1975年3月10日、pp.7-8 [相思社所蔵]。
- 堀田静穂「〈移動診療所〉日誌より」『「水俣に移動診療所を！」事務局編『「水俣に移動診療所を！」通信』36、1977年1月10日、pp.2-3 [相思社所蔵]。

- 堀田静穂「患者に学ぶ —— 水俣の地から・①えい子さんとの出会い」『季刊パターマ —— 病みへのまなざし』3月号、1982、pp.151-159。
- 前平泰志「〈ローカルな知〉の可能性」日本社会教育学会編『〈ローカルな知〉の可能性 —— もうひとつの生涯学習を求めて』東洋館出版社、2008、pp.9-23。
- 松下拡『健康問題と住民の組織活動 —— 松川町における実践活動』勁草書房、1981。
- 水俣<移動診療所>「治療学習会 —— 第一回の集まりを実施して」『「水俣に移動診療所を！」通信』29、1975a年6月10日、pp.3-4 [相思社所蔵]。
- 水俣<移動診療所>「「治療学習会」のこと —— <解説>にかえて」『「水俣に移動診療所を！」通信』30、1975b年7月10日、p.3 (執筆者は堀田静穂) [相思社所蔵]。
- 「水俣に移動診療所を!!」事務局編『「水俣に移動診療所を!!」通信』1、1972年12月3日、B4・1枚、頁なし [遠藤寿子氏提供資料]。
- 水俣病センター相思社編『もう一つのこの世を目指して —— 水俣病センター30年の記録』水俣病センター相思社、2004。
- 柳田耕一「世話日記」『「水俣」患者とともに』50、1977年11月25日、p.4。
- 山口忍「昭和四十年代の水俣における堀田静穂氏と「水俣に移動診療所を！」の活動」熊本学園大学水俣学研究センター編『水俣からのレイトレッシン』熊本日日新聞社、2013a、pp.33-43。
- 山口忍「1970年代の水俣病患者と住民による健康学習「たけのこ塾」の展開」『日本公衆衛生学会総会抄録集』72、2013b、p.467。
- 山下善寛「チッソ労働者と水俣病 —— 公害病と職業病との関係」原田正純編著『水俣学講義』日本評論社、2004、pp.73-95。
- Foley, G. *Learning in Social Action: A Contribution to Understanding In-formal Education*, Zed Books, 1999.

Voluntary Medical Course, Takenoko Juku (1977-1979)  
— Minamata Environmental Education History Section —

Tsuyoshi Kawajiri

Yamaguchi University, Organization of Education and Student Affairs

Abstract

The purpose of this study is to approach the practice of Takenoko Juku (1977-1979), a voluntary medical course developed in Minamata disease-affected areas, from the perspective of environmental education history research, and to elucidate the process of its establishment and the characteristics of its practice.

Minamata disease, which occurred in the Shiranui Sea coastal area due to contaminated wastewater containing methylmercury from the Chisso Minamata factory during the period of rapid economic growth, has been considered "incurable" by modern medicine. Takenoko Juku is an extremely unique independent medical course organized mainly for sufferers to share the techniques for dealing with the "incurable" Minamata disease that they had individually accumulated in their own lives and for basic medical study, and on the other hand, for medical professionals to collaborate with sufferers to learn about Minamata disease.

This paper traces the prehistory of the founding of Takenoko Juku, and then examines the curriculum of Takenoko Juku, focusing on the activities of sufferer instructors who talked and shared their own techniques for confronting Minamata disease.

Takenoko Juku was established in conjunction with the process of rehabilitating the lives of sufferers who had suffered from the "incurable" Minamata disease, and can be regarded as a new system for human resource development in the areas affected by Minamata disease. Therefore, first and foremost, "learning from the sufferers" was placed at the core of the program, and this defined the curriculum for learning. It is also suggested that the nature of the various practices by sufferers in dealing with their own illnesses permeated the nature of the joint learning program called "Takenoko Juku." Takenoko Juku developed as an environmental education practice which, mediated by the Minamata disease, readjusted the relationship between "inner nature" and "outer nature."

Key words : Minamata disease, Takenoko Juku, history of environmental education

## 水銀に関する水俣条約の採択・署名から10年、 日本における水銀使用をめぐる現状と課題

中地 重晴

熊本学園大学社会福祉学部

### 要約

2013年10月水銀に関する水俣条約が採択・署名されて、2023年で10周年を迎えた。2017年8月発効し、147か国が批准している。水銀条約の進捗状況を点検し、日本の現状と課題について取りまとめた。水銀条約遵守のために、日本では、水銀による環境汚染防止法の制定と大気汚染防止法を改正し、水銀の環境への排出は減少している。2020年をめどに水銀含有製品は製造禁止されたが、依然として水銀が輸出されており、ASGM（小規模金採掘、以下、ASGM）への使用が懸念される。環境リスクを減少させるためには、水銀含有製品の回収が課題である。COP5では、気候変動防止のために、水銀含有蛍光灯の製造禁止が提案されており、水銀による環境、健康リスクを削減する観点からの検討が必要である。エコパーク水俣（水俣湾埋立地、以下、エコパーク水俣）、八幡残渣プールは水銀条約の汚染サイトの観点から検討する必要がある。

キーワード：水俣条約、水銀、小規模金採掘、汚染サイト、水銀汚染防止法

### 1. はじめに

2013年10月10日熊本市で、水銀に関する水俣条約<sup>1)</sup>が採択・署名されてから、今年で10周年を迎えた。

国際的な慣例に従えば、会議の開催地名をとって、熊本条約となるはずが、事前に、水俣条約と名付けることが、日本政府の提案で決められていた<sup>2)</sup>。水俣病被害者への補償が不十分であり、水俣病問題が未解決な現状で、水俣条約と冠することに、国際的なNGOや水俣病の被害者団体等から疑問が投げかけられていること<sup>3)</sup>から、これを尊重し、本論文では、水銀条約と呼ぶ。

水銀条約は、2023年9月末現在、128の国とEUが調印している。条約締結時、50か国による批准後、90日後に発効すると取り決められていたため、2017年5月にEU諸国が批准したことで、2017年8月17日に発効している。気候変動防止や有害化学物質の規制に関する国際条約を批准しないアメリカ合衆国が、第1号の批准国という、異例の国際条約である。水銀

条約の批准国は、2023年9月末現在147か国にのぼる<sup>4)</sup>。

日本では、2013年10月水銀条約に調印後、条約の内容を遵守するために、2015年6月、水銀による環境汚染の防止に関する法律（以下、水銀汚染防止法）の制定と大気汚染防止法を改正し、2016年2月に批准した。その後、段階的に水銀含有製品の製造が禁止されてきた。

2013年10月の締結から10年を経た現在、日本における水銀使用をめぐる現状と課題をまとめた。あわせて、ASGMの調査の一部を報告する<sup>注1)</sup>。

## 2. 水銀条約の経過と概要

UNEP（国連環境計画、以下、UNEP）は2002年に世界水銀アセスメントを実施し、「先進国では水銀の使用量は削減されているが、大気中に排出される水銀は増加傾向にある。開発途上国では小規模金採掘などで水銀が使用されている。大気や水域に放出された水銀は、低濃度曝露でも、食物を通して人体に入ると、神経の発達障害、不妊、心臓病などの原因となる。クジラや魚類など野生生物に蓄積していて、環境リスクが高い。環境中に人為的に排出される水銀量の削減は必要である。」と判断し、法的拘束力のある国際的な水銀使用の規制が必要であると結論付けた<sup>5)</sup>。

2013年10月の水銀規制に関する水俣条約外交会議には、約140の国と地域が参加し、熊本市と水俣市で開催された。外交会議に先立って開催されたINC（政府間交渉会議）で議論された国際条約の議題は、水銀含有製品の使用削減、発生源の特定、環境上適正な保管方法、水銀鉱山からの採掘禁止、余剰水銀の輸出禁止、大気・水・土壌への放出を削減すること、汚染サイトの修復、水銀の使用・排出インベントリーの作成、代替技術利用のための資金や技術支援の方法など多岐にわたる<sup>6)</sup>。

2013年10月に締結された水銀条約の内容は、「①新たな水銀鉱山の開発禁止。②塩素アルカリ工程での使用を期限内に廃止。③輸出入は締約国間の同意を条件に許可された用途以外は認めない。④9分野の水銀添加製品を期限内に廃止。⑤小規模金採掘に伴う水銀の使用、排出削減に努力。⑥大気・水・土壌への排出削減。⑦汚染サイトの特定と評価、リスク削減。⑧条約規制の推進と順守を管理する国際委員会（事務局）の設置。⑨締約国は国内法を整備、国内実施計画を作成し、規制強化に努める。」など多岐にわたる。水銀条約は35の条文と5つの付属書に取りまとめられた<sup>4)</sup>。

2020年を目処に期限を決め、段階的に廃止、輸出入が禁止された水銀添加製品としては、電池、スイッチ・リレー、電球型蛍光灯、蛍光灯、水銀灯、せっけん・化粧品、殺虫剤・殺生物剤、血圧計、体温計（温度計）など9品目である。

水銀条約の調印時に合意できなかった内容については、COP（締約国会議）で継続して協議することになり、新型コロナウイルス感染拡大で、オンライン開催等変則的な会合もあったが、2022年3月までに4回開催され、2023年10月末に第5回COPが開催された。



### 3. 日本政府の対応

日本政府は、水銀条約の内容を遵守するために、2015年6月に、水銀汚染防止法を新たに制定するとともに、大気汚染防止法の改正を行った。環境省が取りまとめた水銀条約と国内法規との対応関係を図1に示す。

前述した水銀条約の内容の中で、①新たな水銀鉱山の開発禁止（条約第3条3）、②塩素アルカリ工程での使用を期限内に廃止（条約第5条）、及び⑤ASGM（小規模金採掘）に伴う水銀の使用、排出削減に努力（条約第7条）については、日本では水銀の新たな採掘やASGMは行われておらず、塩素アルカリ工程（水銀を触媒に使用した海水の電気分解による苛性ソーダの製造）は1970年代から事業者の自主的取り組みで、水銀を使用しないイオン交換膜法等に変更されていて、国内での実態はなかったが、水銀汚染防止法で、改めて、禁止を明示した。

③輸出入は締約国間の同意を条件に許可された用途以外は認めない（条約第3条6、8及び第4条）、については、輸出入に際し、経産大臣の許可を必要とする外為法の政令改正等

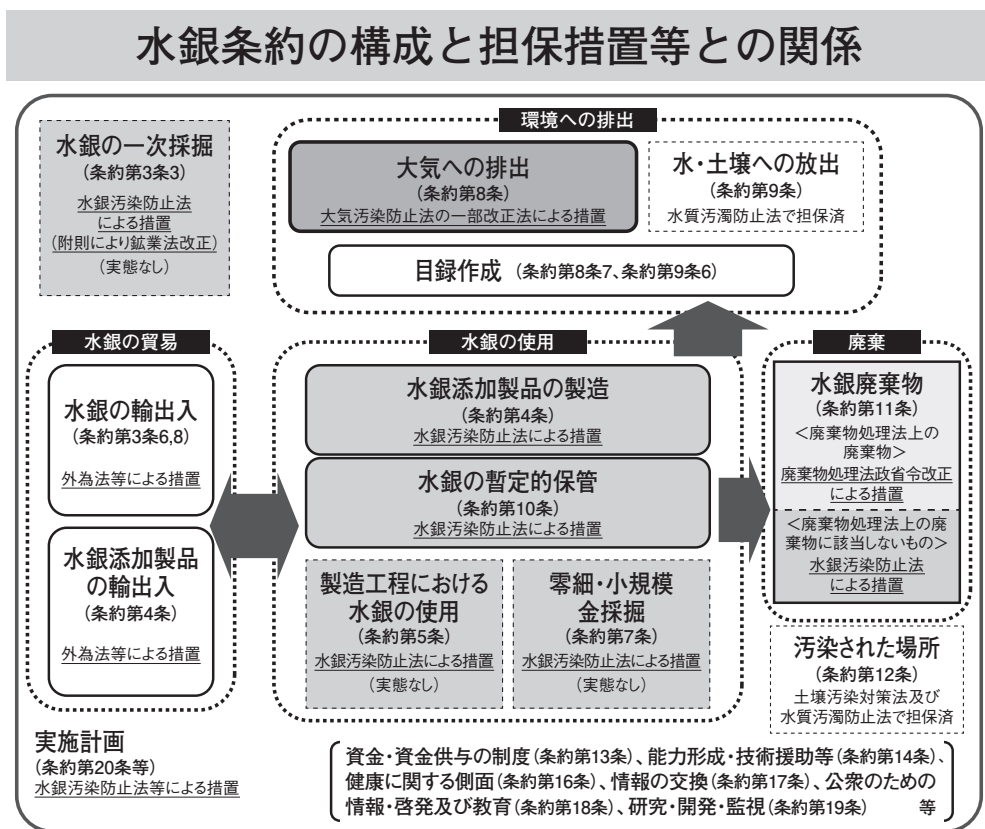


図1 水銀条約の国内での取り扱い概要

出典：中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会（第8回）平成28年7月1日資料3

で行うと規定された。水銀条約で認められていたASGMで使用する水銀については、輸出を禁止した。

④9分野の水銀添加製品を期限内に廃止（条約第4条）については、水銀汚染防止法で規定され、蛍光灯等は前倒しし、2017年末で製造を禁止したものと、条約の期限である2020年末で禁止されるものに分かれた。環境省のとりまとめを表1に示す。電池及び蛍光灯、化粧品、動植物及びウイルスの防除に使用される薬剤については、2017年末までとし、他は条約で定められた期限の2020年末までとした。

表1 水銀含有製品の国内規制の経過

品目		水銀含有量基準	規制開始日
電池	酸化銀電池 (ボタン電池であるものに限る)	1%以上	平成30年1月1日
	空気亜鉛電池 (ボタン電池であるものに限る)	2%以上	平成30年1月1日
	アルカリマンガン電池 (ボタン電池であるものに限る)	基準なし(水銀を使用しないこと)	平成32年12月31日
	上記以外の電池	基準なし(水銀を使用しないこと)	平成30年1月1日
スイッチ及びリレー		基準なし(水銀を使用しないこと)	平成32年12月31日
蛍光ランプ※	一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ(CFLs)	30W以下: 5mg超	平成30年1月1日
	一般的な照明用の直管蛍光ランプ(LFLs)	①60W未満で三波長形の蛍光体を用いたもの: 5mg超 ②40W以下でハロゲン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの: 10mg超	
	電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ(CCFL)及び外部電極蛍光ランプ(EEFL)	①長さ500mm以下: 3.5mg超 ②長さ500mm超1500mm以下: 5mg超 ③長さ1500mm超: 13mg超	
一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ(HPMV)		基準なし(水銀を使用しないこと)	平成32年12月31日
化粧品		基準なし(水銀を使用しないこと)	平成30年1月1日
動植物又はウイルス防除に用いられる薬剤※※	マーキュロクロム液以外の薬剤	基準なし(水銀を使用しないこと)	平成30年1月1日
	マーキュロクロム液	基準なし(水銀を使用しないこと)	平成32年12月31日
非電気式計測器 (気圧計、湿度計、圧力計、温度計、血圧計)		基準なし(水銀を使用しないこと)	平成32年12月31日

※蛍光ランプの水銀含有量基準はいずれも1本又は1個当たり。

※※薬剤については、チメロサルを有効成分とする保存剤(チメロサル以外の水銀等を含むものを除く。)であって医薬品等に添加されるものを除く。

出典: 環境省資料 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(リーフレット)より

事業者、業界団体による取り組みが先行していた電池及び照明器具（蛍光灯等）及び使用実態のない殺虫剤・殺生物剤については、深掘りと称して、2017年末までに規制時期を前倒した。

⑥大気・水・土壌への排出削減については、大気への放出（条約第8条）、水・土壌への放出（条約第9条）と条約で条項が異なる。大気への放出は大気汚染防止法の改正で対応した。

条約の付属書Dでは、水銀及び水銀化合物の大気への排出に係る特定可能な発生源として、石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造に用いられる製錬及びばい焼の工程、廃棄物の焼却設備、セメントクリンカーの製造設備があげられている。日本では、水銀に関するマテリアルフローの推計<sup>6)</sup>や排出インベントリーの推計<sup>8)</sup>作業の中で、この5業種と同等に、鉄鋼業（鉄鉱石の製錬の工程）からの水銀排出量が多いことが明らかであった<sup>5)</sup>。そこで、大気汚染防止法では、水銀条約の付属書Dにある5業種について、排出基準を設定し、付属書Dで水銀及び水銀化合物の大気への排出にかかる特定可能な発生源に指定されていない鉄鋼業からの排出は事業者の自主的取り組みで対応することとされた。

水、土壌への放出（条約第9条）に関しては、国は水質汚濁防止法で、以前から水銀には公共水域への排出基準が設けられており、土壌汚染対策法で汚染土壌の対応についても定められており、対策済みという見解で、新たな規制等を設けなかった。

⑦汚染サイトの特定と評価、リスク削減（条約第12条）に関しては、国は土壌汚染対策法及び水質汚濁防止法で担保済みという見解で、新たな対策を取っていない。

そのほか、水銀の暫定的保管（条約第10条）、水銀廃棄物の最終処分（条約第11条）に関しては、既存の廃棄物処理法と水銀汚染防止法とで対応することとされた。以下、③ならびに⑦の事項に関して現状と課題を述べる。

#### 4. 水銀輸出の課題

水銀の輸出入に関しては、水銀条約への批准を契機に、外為法の施行令で、水銀条約で許可された用途以外は認められず、輸出に際して、相手国の同意が必要とされている。加えて、日本では、ASGM用途の輸出及び水銀化合物の輸出も禁止された。

UNEPの世界水銀アセスメントの結果に基づき、法的拘束力のある水銀規制の必要性が国際的に認識され始めた2006年（暦年）以降の貿易統計で、日本からの輸出量の推移と輸出先を図2及び表2に示す。

2013年に水銀条約の締結を見越して、2006年、2007年ごろは、水銀の駆け込み輸出が多く、年間の回収量の2倍を上回る輸出量があったことと、2016年に水銀条約の発効にめどが立った時に、もう一度駆け込み輸出があったことがわかる。

それを反映して、環境省が公表しているマテリアルフローの推計<sup>7)</sup>では、2014年度ベースでは、水銀輸出量は84トン、2016年度ベースの推計でも、水銀の輸出量は101トンとされている。

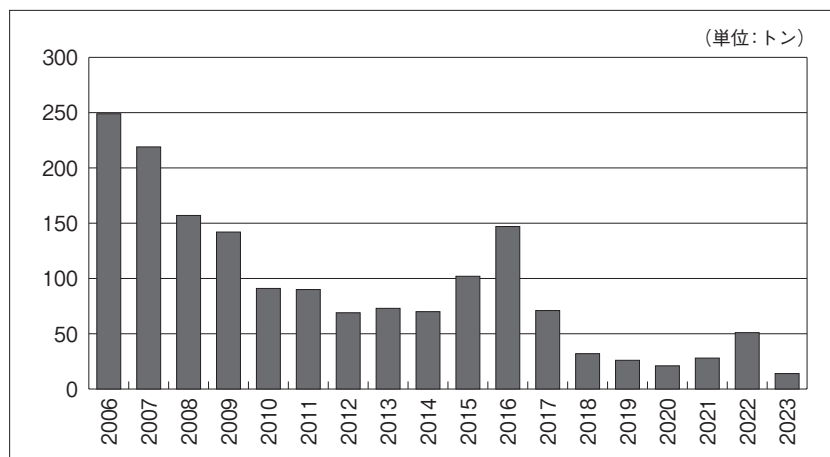


図2 水銀輸出量の推移 (暦年)

出典：貿易統計 文献11) より筆者作成

2017年以降は大幅に削減されたが、現在でも、表2に示す通り、年間30～70トン程度の輸出が継続している。輸出先についてはアジア、中南米への輸出が継続している。環境省は専門家をインドに派遣し、血圧計製造に利用されていることを確認したことを報告している。

近年ではアルゼンチン、ペルー、ブラジル、インドなどASGMを行っている国に輸出しており、用途が把握しきれているのか、確認する必要がある。

UNEP水銀プログラムの進捗に伴い、水銀の輸出禁止が現実化しそうになったので、余剰水銀の処理を急いだのか、輸出量が一時的に増加した。輸出先の多くは途上国であるが、先進国にも輸出されている。欧米では、すでに使用が制限されているので、商社を通じて、再度途上国向けに輸出していると想像される。これらの途上国に輸出された水銀は、水銀含有製品の製造に使用するか、あるいはASGMに使用され、UNEPが指摘している環境中への水銀排出量に寄与していると考えられる。水銀条約の目的である人為的な水銀の環境への排出量を削減するためには、水銀輸出を止めることが近道であることがわかる。

2021年12月に、水銀等に関する水俣条約関係省庁連絡会議が報告している「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画の実施状況の点検結果について」<sup>10)</sup>で記述されている経産省により承認された特定水銀の輸出量と貿易統計<sup>11)</sup>で報告されている輸出量には差がある。

点検結果では、「平成29(2017)年度から令和2(2020)年度までの水銀の輸出承認件数は、平成29(2017)年度8件(輸出総量26,462kg)、平成30(2018)年度7件(輸出総量27,567kg)、平成31(2019)年度(令和元年度)9件(輸出総量26,121kg)、令和2(2020)年度3件(輸出総量6,068kg)、輸出先国は、フィリピン、韓国、タイ、インド、エジプト、ブラジル、ペルー、アルゼンチン、ハンガリー、シンガポール、用途はクロルアルカリ製造やランプ用などであった。なお、水銀化合物の輸出実績は無い。」としている。

一方、貿易統計では、2017年度11か国43,597kg、2018年度6か国39,075kg、2019年度6か

表2 水銀の輸出量及び輸出国

年号の横は合計量（単位：トン）

2006年	249	2007年	219	2008年	157	2009年	142	2010年	91
イラン	81	イラン	100	香港	43	シンガポール	54	シンガポール	28
香港	56	香港	59	オランダ	35	香港	28	インド	21
インド	35	オランダ	35	シンガポール	30	ミャンマー	21	オランダ	17
ハンガリー	31	ミャンマー	10	ミャンマー	21	インド	20	ペルー	10
オランダ	17	韓国	3	イラン	18	オランダ	9	フィリピン	3
フィリピン	13	バングラディシュ	2	タイ	4	ブラジル	5	エジプト	3
ミャンマー	6	ブラジル	2	韓国	3	タイ	2	ベトナム	2
バングラディシュ	2	インドネシア	2	インドネシア	2	ベトナム	2	ドイツ	2
韓国	2	タイ	2	ベトナム	1	韓国	1	韓国	1
マレーシア	2	エジプト	2	ケニア	1	インドネシア	1	インドネシア	1
ベトナム	1	ベトナム	1	バングラディシュ	1	台湾	1	タイ	1
インドネシア	1	ドイツ	1	マレーシア	1			イラン	1
								バングラディシュ	0

2011年	90	2012年	69	2013年	73	2014年	70	2015年	102
インド	33	インド	33	インド	36	インド	36	インド	67
シンガポール	20	シンガポール	12	シンガポール	14	シンガポール	10	コロンビア	12
ポーランド	9	コロンビア	9	ブラジル	9	ブラジル	10	ミャンマー	11
香港	9	ブラジル	5	コロンビア	4	コロンビア	4	シンガポール	5
イラン	6	ベトナム	2	ベトナム	2	イラン	2	パキスタン	2
韓国	5	台湾	2	エジプト	2	台湾	2	韓国	2
コロンビア	4	バングラディシュ	2	エジプト	1	韓国	1	ベトナム	1
ベトナム	3	エジプト	2	タイ	1	ベトナム	1	エジプト	1
インドネシア	1	韓国	1	バングラディシュ	1	エジプト	1	タイ	1
台湾	1	イラン	1	インドネシア	0	バングラディシュ	1	バングラディシュ	0
バングラディシュ	0	パキスタン	0	パキスタン	0	ミャンマー	1	フィリピン	0
タイ	0	インドネシア	0	フィリピン	0	タイ	0		
		タイ	0	台湾	0	フィリピン	0		
				マレーシア	0	トルコ	0		
						トルクメニスタン	0		

2016年	147	2017年	71	2018年	32	2019年	26	2020年	21
インド	72	インド	52	ブラジル	21	ブラジル	14	ブラジル	12
コロンビア	36	ブラジル	10	インド	10	ペルー	6	アルゼンチン	9
ミャンマー	19	コロンビア	5	エジプト	1	インド	5	韓国	0
パキスタン	10	パキスタン	2	韓国	0	タイ	2	フィリピン	0
ペルー	5	韓国	1	フィリピン	0	韓国	0	ハンガリー	0
ブラジル	1	ベトナム	1	中国	0	フィリピン	0		
エジプト	1	シンガポール	0						
ベトナム	1	台湾	0						
韓国	0	フィリピン	0						
シンガポール	0	アメリカ合衆国	0						
台湾	0								

2021年	28	2022年	51	2023年	14
アルゼンチン	17	アルゼンチン	25	ペルー	6
ペルー	6	ブラジル	15	ブラジル	6
インド	5	インド	11	インド	2
シンガポール	0	英国	0		
韓国	0	フィリピン	0		
フィリピン	0				

出典：貿易統計 文献11) より筆者作成

国24,974kg、2020年度5か国22,091kg、2021年度5か国22,500kg、2022年度7か国63,312kg、2023年度（8月まで）1か国1,897kgと表示されている。2019年度や2020年度の点検結果と貿易統計の差がなぜ生じるのか。特定水銀以外の水銀輸出が認められているのか、確認する必要がある。

## 5. 蛍光管・蛍光灯をめぐる新たな議論

水銀条約で規制されている蛍光管・蛍光灯であるが、1970年代では、電球1本当たり30～50mgの水銀が水銀蒸気として封入されていた。年々、封入量を削減する技術開発がおこなわれ、1990年ごろには20mg、2000年ごろには10mg程度に削減された。2013年に締結された水銀条約では、1本あたり5mg以下に含有するもののみ製造、使用が認められ、水銀を5mg以上含む蛍光管・蛍光灯は、2020年末で製造が禁止された。日本では、日本照明工業会が蛍光管の水銀封入量の削減に成功してため、2017年末までに前倒して、蛍光灯と液晶ディスプレイのバックライトについては、既存の製品の製造が禁止された。

日本の内外を問わず、気候変動防止、地球温暖化対策のため、電力消費量の少ないLED照明に切り替えられていく流れが出ている。

初期に開発されたLED素子には、ガリウムヒ素が使用され、廃棄時の安全性が問題視されていたが、現在ではヒ素を含有しないLED素子が使用されているので、初期費用は高いが、長寿命で、使用電力も少ないLED照明を普及させるべきである。

日本では、安倍政権時代の新成長戦略の中で、半導体照明器具について2020年までに出荷量（フロー）で100%、設置台数（ストック）で50%、2030年までに設置台数（ストック）で100%という目標を掲げているが、一般市民が認知できるような広報はなされていない。蛍光灯に封入されている水銀量の削減という日本照明工業会の努力についても、業界団体からは積極的に広報されず、蛍光灯などの水銀含有照明器具に水銀条約対応という製品表示はなされず、いつの間にか切り替わったようである。

また、2000年代に入って、2005年頃までは、ノートパソコン等の液晶ディスプレイのバックライトとして、水銀含有蛍光ランプの生産量が増加していたが、製造者が自主的にLEDランプに切り替えたために、生産量は減少し、2017年末で、水銀条約に対応した。

問題は、蛍光管・蛍光灯の廃棄回収及び処分である。すでに、日本国内で、多くの自治体が家庭ごみとして蛍光管を回収しているが、仮に、10年前の蛍光管はほとんど寿命が尽きていると思うが、1本あたり10mgの水銀が含有していたので、1万本の蛍光管に含まれる水銀量は100gにしかならない。大量の蛍光管からの水銀回収には、輸送コストや加熱分離処理など多額の費用がかかることを念頭に置かないといけない。

血圧計1本に含まれる水銀量が50g、体温計1本に含まれる水銀量が1gと言われており、蛍光管の回収努力よりも、血圧計や体温計の回収努力を行った方が、水銀回収の費用対効果を容易にあげることができる。

とはいえ、環境中への水銀排出量を削減するためには、今後、日本全国にある蛍光管・蛍光灯の回収、安全な廃棄処分は必要であり、その体制を作ることが必要とされる。事業所内の蛍光灯は、産業廃棄物として廃棄し、水銀回収業者に引き渡すことを義務付けることは容易だが、家庭内の蛍光灯については、各自治体に処理責任が課せられているので、現在でも不燃ごみや資源ごみ、有害ごみなど収集方法が不統一である。環境省は家庭から排出される水銀含有製品の分別回収ガイドライン<sup>12)</sup>を自治体向けに公表しているが、蛍光管から水銀を回収せず、不燃ごみとして収集し、埋め立てている自治体も多い。今後、どのように蛍光管からの水銀回収を進めていくのか、処理費用を自治体が負担するのか、排出者に負担させるのかが課題である。

一般廃棄物における水銀廃製品の回収、処分の実態であるが、環境省は2016年度の実態調査<sup>13)</sup>しか公表していないので、現状については把握できないが、調査報告によれば、分別回収を実施していると答えた自治体数と割合は、蛍光管は1,262自治体（72.5%）、乾電池は1,391自治体（79.9%）、ボタン電池は893自治体（51.3%）、水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計は、1,060自治体（60.9%）である。蛍光管、乾電池は7割以上の自治体で実施されている。多くがステーション回収、拠点回収で、住民が指定された場所に持ち込んで回収されているようである。

水銀体温計、血圧計を回収している自治体は6割なので、今後、多くの自治体で回収する体制づくりが課題であると思われる。

こうした状況の中で、2023年10月末に開催される水銀条約の第5回締約国会議（COP5）では、蛍光灯への水銀の封入を認めず、水銀含有蛍光灯の製造禁止を求める提案が国際的なNGOから提案されようとしている<sup>14)</sup>。<sup>注2)</sup>

この提案の目的は、2050年のカーボンニュートラルの達成に向けて、蛍光灯を電力消費量の少ないLED照明等の半導体照明へ切り替えていくために、水銀条約で水銀を含有する蛍光灯の製造禁止を求め、LED照明への切り替えを加速させることにある。

水銀条約の目的は人為的に排出される水銀の削減であり、蛍光管による水銀使用は、ASGMでの水銀使用に比べてかなり小さい。また、初期コストが高額であるため、開発途上国に義務付けるのは、経済的に難しい問題もある。

水銀の削減という視点に立って、どういう対策が必要とされているのか、冷静に判断する必要がある。

## 6. 環境中への水銀の排出削減について

水銀条約の発効に伴い、大気汚染防止法の改正等で、水銀の環境中の排出抑制対策を実施している。水銀大気排出削減に関しては、事業者向けの説明会を開催するとともに、大気排出インベントリーを公表している。

水銀条約調印後の2014年度からは水銀大気排出インベントリーを、水銀条約の対象業種と

非対称業種に分けて、公表している。2014年度から2020年度までの経年変化を図3に示す。2014年度から2018年度までは16～17トン/年で変動はなく、2019年度14.4トン、2020年度9.4トンと減少している。

大気汚染防止法で排出規制が実施された2018年4月以降、すなわち2018年度は変動がみられず、2019年度以降、大幅な減少となっている。もともと化石燃料に不純物として、含有している水銀について、1998年から始まったダイオキシン類の排出規制に伴い、バグフィルターでの集塵が普及し、水銀も同様に捕集されており、大気への排出は以前から少なかったと考えられる。2019年度以降の減少については、排出規制の成果だと評価される。

一方、鉄鋼業については、排出基準が適用されず、事業者の自主的取り組みで対応してい

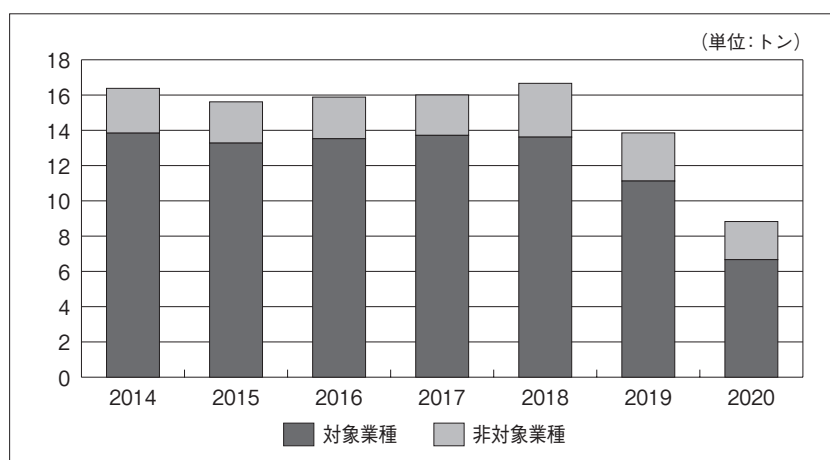


図3 水銀の大気排出インベントリーの推移

出典：文献8）から筆者作成

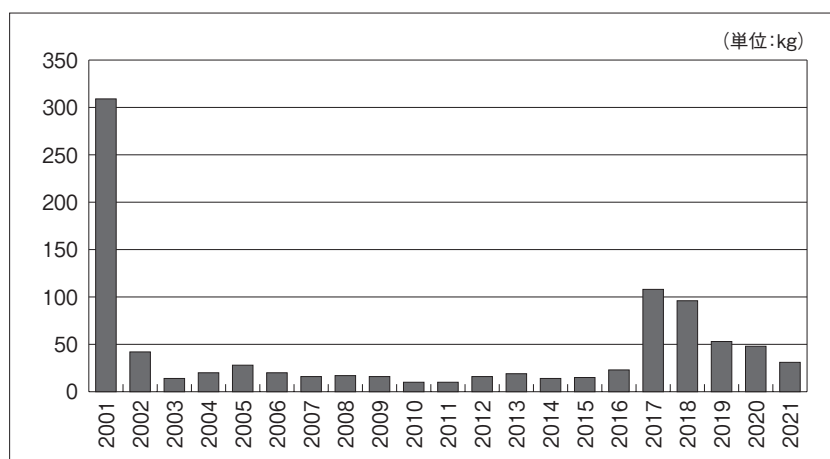


図4 PRTR制度で報告された大気への排出量の推移

出典：文献9）より筆者作成



るため、排出量については、年によって増減があり、着実に削減したとは認められない。

また、排出インベントリーについては、環境中への排出量を推計している他の制度との整合性がみられないことが分かる。

水銀条約に先行して、有害物質の環境中への排出量を削減する目的で、2001年3月から施行された化学物質排出把握管理推進法に基づくPRTR制度（環境汚染物質排出移動登録、以下、PRTR制度）で、公表されている大気への排出量<sup>9)</sup>と比較すると排出量に大きな差があることが分かる。PRTR制度で、事業者から届出され、集計公表された大気に排出された水銀量は最大でも、300kg程度で、排出インベントリーと大きな開きがある。

PRTR制度で、事業者より報告された大気への排出量を図4に示す。事業者の推計結果が過小評価していると考えられるが、推計方法について、詳細に検討する必要がある。

PRTR制度で、推計されている一般廃棄物焼却施設からの大気への排出量と排出インベントリーの推計値の比較を表3に示すが、若干の差があり、大気への水銀の排出量をより正確に推計することが今後の検討課題である。

表3 排出インベントリーとPRTR制度との推計値の比較

(単位：トン)

		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
一般廃棄物 焼却施設	排出インベントリー	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	2.3	1.3	
	PRTR制度推計	—	—	—	1.737	1.735	1.736	1.750	1.704
産業廃棄物 焼却施設	排出インベントリー	2.5	2.3	2.4	2.5	2.4	1.9	0.46	
	PRTR制度推計	—	—	—	—	—	—	—	—

注：表中の「—」は未推計、空欄は未公表を示す。

出典：文献8), 9)より筆者作成

## 7. エコパーク水俣を水銀条約の汚染サイトとして評価すべき

水銀に関する水俣条約では、第12条（汚染サイト）で、「締約国は、汚染された場所を特定し、評価し、優先順位を決定し、管理し、適当な場所では修復する。そのための戦略の策定及び活動の実施を求めている。また、汚染サイトの管理のための手引書（ガイダンス文書）を、条約発効後の締約国会議で作成していくこと。締約国間の協力体制の構築、途上国への国際的支援など」を求めている。

汚染サイトについては、2019年11月第3回締約国会議で、条約事務局が技術専門家グループと協力してまとめた手引書案について議論が行われ、一部を修正し、採択された。手引書は、汚染された場所の特定及び評価、リスク評価、リスク管理等に関する方法についてとりまとめられた。

手引書がまとめられる以前から日本政府は、汚染サイトの特定と評価、リスク削減（条約第12条）に関しては、土壌汚染対策法及び水質汚濁防止法で担保済みという見解で、手引書

完成後も見直しせず、新たに対策等の検討は行っていない。

水俣病発生後、環境汚染防止対策事業として、水俣湾の高濃度に水銀が含有した底質へドロを浚渫し、埋め立てられたエコパーク水俣とチッソの旧八幡残渣プールが該当するのではないかと筆者は考えており、ことあるごとに問題提起してきた<sup>15)</sup>。

旧八幡残渣プールはカーバイド残渣の上に、水銀を含んだ排水を注いで、埋め立てた産業廃棄物の最終処分場である。一部は盛土、整地され、エコタウン工業団地やメガソーラー発電所として使用されている。残りは、現在もJNC（チッソ分社化後の事業継続会社、以下、JNC）の自社産業廃棄物最終処分場として使用されており、水銀を含有した廃棄物が埋め立てられているのは確実である。

エコパーク水俣造成のための水俣湾の浚渫工事に関しては、計画発表段階では、当時の浚渫技術のレベルから、水銀の不知火海への拡散、汚染の拡大が懸念された。1977年から浚渫工事が開始され、川本輝夫さんなど水俣病患者団体による工事差し止め仮処分訴訟で、一時中断された期間があるが、1990年に浚渫土砂を鋼矢板と砂で封じ込め、水俣湾を埋め立てる工事が完成した。

水俣湾環境汚染防止工事として行われた事業は、まず、水俣湾内を500m間隔で分画し、底質の水銀濃度を調査した。水俣湾内290ヘクタールに広がった暫定除去基準値（水銀濃度25ppm）を超える底質へドロ約150万立方メートルを浚渫し、湾内最奥部58ヘクタールに埋立て後、ビニルシートで覆い、山砂で盛土し、埋立地が造成された。港湾施設と親水護岸、公園と運動施設として整備され、「エコパーク水俣」と名付けられた。工事費用485億円はチッソと国、県が拠出した。

浚渫され、封じこめられたへドロ中で、水銀は硫化水銀のような安定した化学形態に変化していると考えられるが、その濃度が高いことには変わらない。国や熊本県は恒久対策のように説明しているが、スチールパイル工法と呼ばれる鋼矢板の護岸は、50年の耐用年数で設計された<sup>16)</sup>。

2015年2月の熊本県の水俣湾公害防止事業埋立地耐震及び老朽化対策検討委員会報告<sup>17)</sup>では、護岸の状態はよいとされているが、海水で腐食、老朽化し、遅くとも30年後には、再度護岸工事を実施して、封じ込めないといけない。浚渫された水銀へドロを、半永久的に管理し続けていく必要がある。

造成された埋め立て地の内部がどうなっているのかは、遮水構造が損なわれるからとボーリング等の調査がなされていないので、詳細は不明である。また、硫化水銀の形態で存在し、安定であるかのように説明されているが、化学形態が変化しても、元素である水銀はそのまま残る。近い将来起こるとされている南海地震等で、護岸が崩壊したり、液状化し、水銀が埋立地表面に出てくる可能性もあり、再度、環境を汚染する可能性はある。

鋼矢板とコンクリートで造成された護岸で、50年の耐久年数で設計されている。老朽化すれば、再度造成しなければいけない。耐久年数を超えるたびに、護岸の造成を行う必要がある。半永久的に、護岸工事を繰り返し続けることになる。

汚染サイトとして、チッソが水俣湾に放出した水銀量は150トンから450トン程度と推定されているが、エコパーク水俣にどの程度埋め立てられているのか、災害時や老朽化による流出などの環境リスクを評価し、どのように管理していくのかを検討するのが、本来的な委員会の検討内容だと考えるが、そこまで検討されていない。

エコパーク水俣の水銀をどう管理するのか、「世代間の公平性」という環境倫理に基づけば、次世代にツケを残さないという観点から、水銀を回収し、永久保管する環境保全対策を我々の世代で行うべきであると考えている。

筆者は、40年前には検討されなかったが、現在、土壤汚染の修復のために、水銀汚染土壌を350~650℃程度に加熱し、還元気化させて、金属水銀として回収することが行われていること、将来的に環境リスクを減少させていくために、埋め立てられた浚渫土砂を掘り起こし、水銀を回収することも技術的には可能になっていることから、土壤汚染対策として実用化されているオンサイト処理設備による土壌中の水銀の濃縮、回収処理と、既存の焙焼炉（北海道の野村興産（株）の施設など）を組み合わせ、埋立て土壌から金属水銀として回収し、永久に保管することが可能であると考えた。

現在、実施されている工法による処理費用を用いて概算すると、オンサイトでの処理と他所での回収処理に関して、トン当たり5万円の処理コストがかかったとしても、150万㎡で、750億円程度ですむ。恒久対策として実現可能な工事であり、我々の世代で恒久対策を実施すべきだと考えている。

ただし、エコパーク水俣の水銀汚染土壌処理後の清浄土をどこに持っていくのか、水俣湾に埋め戻すのか、あるいは他所に持ち出し、エコパーク水俣を海に戻すのか、市民の合意を取り付ける必要があり、水俣市の町づくりの議論の中で、方針を決定するべきだと考えている。

熊本日日新聞で報道<sup>18)</sup>されたが、特段、面と向かった反論は聞こえてこない。

## 8. 水俣川河口臨海部振興計画の問題点

同様に、水俣湾に隣接するチッソの自社の産業廃棄物最終処分場である旧八幡残渣プールにも相当量の水銀が投棄されており、護岸の健全性や環境リスクを評価し、対策を検討する必要があると考えている。

2016年5月1日付けの熊本日日新聞の記事によれば、熊本地震で、旧八幡残渣プールの管理道路、護岸が熊本地震でひび割れた可能性があるとして報道されている。この護岸は、エコタウンの管理道路として使用されていたものであるが、現在の所有者は水俣市である。2002年、吉井市長時代に、チッソから水俣市に寄贈されたという経緯があり、もともと、チッソの産業廃棄物最終処分場である旧八幡残渣プールの管理道路として使用されていた。旧八幡残渣プールの一部は現在もJNCの産業廃棄物最終処分場として運用されているが、埋め立てが終了した部分は、約20年前にエコタウン産業団地に転用され、リサイクル関連工場や水俣市の下水処理場とごみ焼却炉等が建設されている。遊休地として残っていた部分は、2017年11月オリッ

クスと九電工が出資する特定事業会社により、塩浜メガソーラー発電所（発電能力7.8Mw）が建設、操業している。

水俣川の河口から丸島漁港につながるこの旧八幡残渣プールの護岸と管理道路は、建設から40年余が経過し、老朽化し、修繕費用などがかさむため、持て余したチッソが水俣市に寄贈したのではないかと考えられる。

チッソから譲り受けたため、水俣市にこの護岸と道路の管理責任があり、熊本地震でひび割れが拡大するなど、老朽化しているため、補修の必要性が生じている。旧八幡残渣プールは、今後、大きな津波や地震によって、護岸・管理道路が損壊すれば、有害物質が流出する可能性があり、耐震性調査や環境影響、流出防止対策などを検討する必要性もある。そこで、水俣市は、この護岸と管理道路を更新、耐震補強をするよりも、現在の護岸の沖を埋め立て、港湾施設等を造成することで、問題解決を図ることを考えたと推察できる。

現在、水俣市周辺では南九州自動車道の延伸工事が行われており、建設に伴う残土の処分が問題になっている。南九州自動車道の建設現場から出る建設残土の処分先として有効活用するという大義名分のもとに、この護岸、管理道路の沖に幅80m、奥行き600m埋立地を、建設残土で造成する水俣川河口臨海部振興計画を作成し、既存資料を基に環境アセスメントを実施し、問題はないとして、計画を進めている。

しかし、かつて、旧八幡残渣プールの跡地はエコタウン産業団地用地として造成されたが、思うように工場は進出しておらず、空き地もある。今回の公有水面埋め立て地に産業団地を造成しても工場が進出してくるとは考えらず、不必要、無駄な埋め立てだといえる。

また、水俣川河口部の堰堤は道路幅を拡幅し、補修するという計画であるが、地震や津波に対する強度がどの程度高くなるのか、不明で、災害による埋め立てられた廃棄物の流出の懸念は払しょくされていない。汚染サイトとしての評価が行われた形跡はない。

水俣市は、2018年11月に市民向けに計画説明会を開催、2019年3月に熊本県に公有水面埋め立て申請を行った。2019年10月に県知事名で、埋め立て許可後、3か月以内に埋め立て工事に着手し、8年6か月以内に竣工するという公有水面埋め立て許可が下りた。2020年1月水俣市議会で、水俣川河口臨海部振興計画が承認され、同年2月から埋め立て工事が開始された。計画では、2021年3月から2026年3月に土砂を搬入し、2027年7月に竣工する予定である。

すでに、公有水面埋め立てのための鋼矢板の打ち込みが完了し、2021年3月ごろから、JNCの自社産廃最終処分場に、建設残土の搬入が開始され、建設残土による公有水面の埋め立てが開始されている。水俣市民から公有水面埋め立て許可という行政処分に関して、不服審査請求が出されているためか、埋め立て工事は中断されているようだが、今後も注視していく必要がある。

## 9. 健康リスク削減のための摂食制限

国は、1974年に水俣湾の漁獲禁止を実施する際に、魚介類の総水銀濃度暫定基準値として0.4ppmと定め、基準を超える魚介類の摂取を禁じた。熊本県の調査では、チソウがアセトアルデヒドの製造を中止した1968年ごろまでは、水俣湾の魚介類中の水銀濃度は1ppmを超えていた。仕切り網の設置、汚染魚の捕獲、水銀ヘドロの浚渫工事の実施によって、魚介類の汚染レベルは低下していたが、浚渫工事がほぼ完了した1989年でも、16種類の魚種が0.4ppmを超えていた。

1997年に、3年連続で水俣湾の魚介類の総水銀濃度が暫定基準値を下回ったことから、熊本県は安全宣言をしたが、現在はカサゴとササノハベラの2種類の魚種しか、継続してモニタリングしていない。暫定基準値を下回っているとはいえ、魚が、水銀で汚染され続けていることには違いがない。

魚介類の水銀汚染は、水俣湾や不知火海だけではない。環境中に排出される水銀量が多くなり、微生物の働きによって、無機水銀が有機水銀に変化し、生物濃縮と食物連鎖を通じて、魚介類に蓄積されていく。食物連鎖の上位に位置する、たくさんの餌を摂取する大型魚やイルカやクジラなど哺乳類の水銀含有量は高い。国や自治体を実施した日本国内で捕獲された魚介類の調査では、マグロやキンメダイなどいくつかの魚種で、国の暫定基準値を超えている。北欧やインド洋などの島嶼部で、魚しか食べない人々の疫学調査<sup>19)</sup>で、神経障害等が確認されるようになった。この事実は、今回水銀条約を締結するための重要な理由である。

1976年に、WHO（世界保健機関、以下、WHO）が、メチル水銀による健康障害の発症基準値として、毛髪中で50ppmを示した<sup>20)</sup>。水俣病の発症例から、体内水銀残存量を考慮して決められたといわれている。それを受けて、政府は成人の魚介類暫定摂取基準値として、メチル水銀0.3ppm、総水銀0.4ppmを定めた。その後、イラクの水銀中毒事件や、ニュージーランド、カナダの研究結果などが蓄積され、1988年にWHOなどが作るIPCS（国際化学物質安全性計画）では、胎児が成人よりも水銀の影響を受けやすいことから、「妊娠中の女性の毛髪中の水銀濃度が20ppm以下であっても、あるいは10ppm以下であっても、胎児に影響が表れる可能性がある」として、世界の研究者に検討を呼びかけた。2003年に、FOA（国連食糧農業機関）とWHOのJECFA（合同食品添加物専門家委員会）が、胎児への影響を考慮して、メチル水銀の耐容週間摂取量として、1.6  $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ と再評価された<sup>21)</sup>。体重50kgの人が、1週間に摂取しても健康に影響のない量として、メチル水銀80  $\mu\text{g}$  (0.08mg) の摂取が目安とされる。2005年には、厚生労働省が妊婦に対する注意事項として、表4のように水銀を多く含む魚を食べ過ぎないように呼びかけている。キンメダイやホンマグロだと、1週間に1回80gまでを目安にするように注意している<sup>22)</sup>。

日本人の魚離れが進んでいるが、魚介類中の水銀濃度が減少しない以上、摂取には注意する必要があるレベルであることを知っておくべきである。長期的には、水銀の環境中への排出量を減少させ、魚介類への蓄積を減少させるしか、方策はないことを強調しておきたい。

表4 胎児への健康影響を考慮した妊婦が注意すべき魚介類の種類と摂取量の目安  
妊婦が注意すべき魚介類の種類とその摂食量（筋肉）の目安

摂食量（筋肉）の目安	魚介類
1 回約80 gとして妊婦は2ヶ月に1回まで (1週間当たり10 g程度)	バンドウイルカ
1 回約80 gとして妊婦は2週間に1回まで (1週間当たり40 g程度)	コビレゴンドウ
1 回約80 gとして妊婦は週に1回まで (1週間当たり80 g程度)	キンメダイ メカジキ クロマグロ メバチ（メバチマグロ） エッチュウバイガイ ツチクジラ マッコウクジラ
1 回約80 gとして妊婦は週に2回まで (1週間当たり160 g程度)	キダイ マカジキ ユメカサゴ ミナミマグロ ヨシキリザメ イシイルカ

(参考1) マグロの中でも、キハダ、ビンナガ、メジマグロ（クロマグロの幼魚）、ツナ缶は通常の摂食で差し支えありませんので、バランス良く摂食して下さい。

(参考2) 魚介類の消費形態ごとの一般的な重量は次のとおりです。

寿司、刺身	一貫又は一切れ当たり	15 g程度
刺身	一人前当たり	80 g程度
切り身	一切れ当たり	80 g程度

出典：厚生労働省資料 文献22)

## 10. ASGM（小規模金採掘）をめぐる状況

2020年初頭から世界にまん延した新型コロナウイルス感染拡大の中で、世界経済は停滞したが、ロシアのウクライナ侵攻などの政情不安が拍車をかけるように、金価格の高騰<sup>23)</sup>は続いており、資本を持たない者でも収入が得られるASGMはより盛んになると考えられる。世界で、1000万人がASGMに従事していると考えられ、水銀による健康影響が懸念されている。例えば、アマゾン川の上流部での大規模な操業により下流の漁民の健康影響が懸念されている<sup>23)</sup>。

筆者らもASGMの現状を把握すべくコロナ禍前の2019年3月に水俣学研究センターのメンバーとミャンマーのASGMの現場を訪問した。

ミャンマーは、現時点でも水銀条約に調印、批准していない。面談した天然資源環境省の環境保全局の担当者のお話では、2018年以降、20エーカー以下の小面積でも開発できるようにした。個人で、伝統的なやり方で水銀やシアンを使って操業している。環境に良い方法を勧めないといけないが、できていない。環境保全防止は環境保全局の仕事である。環境アセス

メント、環境管理計画を作っている。ASGMもそれに従うようにガイドライン作っているが、やれていない。ルール規制だけでなく、鉱山省は技術支援もやっている。ルール規制に従うように指導している。仕事を進めるためには、予算、技術がない。」とのことだった。政府の役人に同行してもらい、3日かけて、ザガイン管区のシングー周辺の金採掘現場を見学する機会を得た。

規模の大きな金鉱山（Forever鉱山会社）では、700～800人が24時間3交代で、採掘作業を実施しており、金鉱石を粉碎後、他の場所（150km離れたジャカドー）で、シアンを用いた浮遊選鉱、金の精製を行っているとのこと。鉱石の金含有量は数ppmとのことで、採算がとれるぎりぎりの純度とのことだった。環境に配慮した操業をしていると面談した技術者は説明していたが、金鉱石の粉碎作業に使用した排水を沈砂池で貯留していたが、重金属等の流出が懸念された。

シングー郊外のケンタウン村では、村人が集団で協力しながら、金鉱石の採掘を行い、個人の自宅で、鉱石を粉碎し、伝統的な方法で、砕いた鉱石を水と混ぜ、お盆のようなパンで、手作業で篩い、水銀と金のアマルガムにし、炭で加熱して、金の精製作業を行っていた。

また、プールに水を張り、粉碎した岩石を15日間放置する。砂、石灰（pH調整用）、シアンを混合して、さらに15日間放置する。その後、活性炭に吸着させて、燃やして、灰にする。その後、Boraxを混ぜて、燃やして金を精製する。という方法も併用していた。

さらに、一度銀と金を硝酸に溶かして、純度をあげる作業も行っていた。住居に近接した場所で金の純度をあげる作業をしており、直接的に水銀曝露の可能性を確認した。地形的に水銀が環境に飛散し、魚を介した環境ばく露による健康被害の可能性は少ないようだったが、採掘に従事する労働者は早死にするととのことで、粉じんばく露を提言する必要性を確認した。ASGMによる水銀使用は続けられているので、健康被害が出ないように作業する必要があることを確認した。

コロナ禍に加え、2021年から、ミャンマーが軍政になり、入国、渡航が難しく、調査に出かけることもできず、健康調査等の実施が難しくなったが、機会を見つけて実態を把握したい。

## 11. まとめ

水銀汚染防止法が施行され、水銀の貯蔵、保管に関しては、新たに報告<sup>25)</sup>が義務付けられた。水銀を所持し、販売や製品の製造、試験研究等に保管しているものは、毎年、水銀の保有量を、「水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵に関する報告」を提出しなければならない。2021年度の報告では、国内に約107トンの金属水銀と1.7トンの硫化水銀が貯蔵されている。

また、廃棄物として処理、処分せず、水銀の回収等の再生利用の目的のために、一時的に保有している汚泥等を所有するものは、毎年、「水銀汚染防止法に基づく水銀含有再生資源の管理に関する報告」を提出しなければならない。2021年度では、非鉄金属精錬スラッジが、

新たに1,350トン生成され、そのうち、14件、約355トンが、年度末時点で、保有、管理されていると報告されている。

水俣条約で、9種類の水銀含有製品の製造が禁止され、日本では、水銀汚染防止法の施行によって、電池や蛍光灯は2017年末に前倒し、温度計や体温計は2020年末で、製造が禁止され、水銀の環境への排出量が減少したのか、最終処分されている量はどの程度か、前述の2報告に加え、大気排出インベントリーは2020年度まで報告されているが、マテリアルフローについては、2016年度ベースまでしか公表されていない。そのため、水俣条約が目的とした水銀の人為的な排出削減や、水銀汚染防止法の効力を評価できない。

早急に直近のマテリアルフローを検討し、水銀に関する施策の実効性を評価し、必要な政策を検討すべきだと考える。

さいごに、本論文をまとめるにあたって、調査の一部は、令和5年度熊本学園大学学術研究助成を利用した。関係者に感謝の意を表したい。

## 注

- 1) ミャンマーでの小規模金採掘の現状と課題については、別途共同調査の報告を用意している。
- 2) 蛍光灯に含有する水銀については、本論文投稿後、2023年11月に開催された水銀に関する水俣条約COP5（第5回締結国会議）で、2025年から2027年末までに、段階的に規制を強化することが決議された。すべての水銀を含有する蛍光灯は2027年末で製造、輸出入が禁止されることになった。環境省報道資料、「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」の結果について、2023年11月9日 [https://www.env.go.jp/press/press\\_02370.html](https://www.env.go.jp/press/press_02370.html)（最終閲覧日：2023年12月5日）

## 参考文献

- 1) 外務省水銀に関する水俣条約（和文テキスト）  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000070111.pdf>（最終閲覧日：2023年10月25日）
- 2) 鳩山由紀夫総理大臣：2010年5月1日水俣病犠牲者慰霊式「祈りの言葉」  
<https://www.kantei.go.jp/jp/hatoyama/statement/201005/01inori.html>  
（最終閲覧日：2023年12月25日）
- 3) 国際NGOのIPENのウェブサイトに詳しく紹介されている。  
<https://ipen.org/projects/honoring-minamata>  
<https://ipen.org/projects/honoring-minamata/naming-mercury-treaty>  
（最終閲覧日：2023年12月25日）
- 4) UNEP：水銀に関する水俣条約事務局のウェブサイト  
<https://minamataconvention.org/en/parties>（最終閲覧日：2023年12月25日）
- 5) UNEP：世界水銀アセスメントのウェブサイト  
<https://www.unep.org/explore-topics/chemicals-waste/what-we-do/mercury/global-mercury-assessment>（最終閲覧日：2023年12月25日）
- 6) 外務省水銀に関する水俣条約（和文テキスト）  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000070111.pdf>（最終閲覧日：2023年10月25日）
- 7) 環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課：我が国の水銀に関するマテリアルフロー



- <https://www.env.go.jp/chemi/tmms/materialflow.html> (最終閲覧日: 2023年10月25日)
- 8) 環境省水・大気環境局: 我が国の水銀大気排出インベントリー  
<https://www.env.go.jp/air/suigin/inventory.html> (最終閲覧日: 2023年10月25日)
- 9) PRTR制度による公表データはPRTRインフォメーション広場から検索が可能である。  
<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/index.html> (最終閲覧日: 2023年12月25日)
- 10) 水銀等に関する水俣条約関係省庁連絡会議: 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画の実施状況の点検結果について、令和3年12月  
<https://www.env.go.jp/content/900518321.pdf> (最終閲覧日: 2023年10月25日)
- 11) 財務省貿易統計の品別国別表で検索している。  
<https://www.customs.go.jp/toukei/srch/index.htm?M=01&P=0> (最終閲覧日: 2023年10月25日)
- 12) 環境省廃棄物・リサイクル部廃棄物対策課: 家庭から排出される水銀含有製品の分別回収ガイドライン、平成27年12月1日  
<https://www.env.go.jp/content/900537050.pdf> (最終閲覧日: 2023年10月25日)
- 13) 株式会社リーテム: 平成28年度水銀使用廃製品(一般廃棄物)の回収・廃棄に関する業務報告書、平成29年3月  
<https://www.env.go.jp/content/900537034.pdf> (最終閲覧日: 2023年10月25日)
- 14) クリーン照明連合のウェブサイト  
<https://cleanlightingcoalition.org/ja-japan-clean-lighting/> (最終閲覧日: 2023年12月25日)
- 15) 中地重晴: 水俣学ブックレット⑩「水銀ゼロをめざす世界」、熊本日日新聞社、2013
- 16) 熊本県の水俣湾環境復元事業は以下のウェブサイトによる。  
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/47/1713.html> (最終閲覧日: 2023年10月25日)
- 17) 水俣湾公害防止事業埋地耐震及び老朽化対策検討委員会報告に関する熊本県知事の記者会見内容  
<https://www.pref.kumamoto.jp/site/chiji/6584.html#11> (最終閲覧日: 2023年12月25日)
- 18) 熊本日日新聞社、「水銀処理に750億円 水俣湾埋め立て地学園大学教授が試案」2014年10月17日、朝刊
- 19) 村田勝敬ほか: メチル水銀毒性に関する疫学的研究の動向、日本衛生学会誌、66、2011、pp.682-695
- 20) ICPS: Environmental Health Criteria Monographs (EHCs)「EHC1 Mercury」、1986
- 21) 農林水産省: 水銀・メチル水銀の暫定耐容一週間摂取量 (PTWI)  
[https://www.maff.go.jp/j/syuan/tikusui/gyokai/g\\_kenko/busitu/02c\\_jecfa.html](https://www.maff.go.jp/j/syuan/tikusui/gyokai/g_kenko/busitu/02c_jecfa.html)  
(最終閲覧日: 2023年12月5日)
- 22) 厚生労働省「妊婦への魚介類の摂取と水銀に関する注意事項の見直しについて」(平成17年11月2日)  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/suigin/051102-1.html>  
(最終閲覧日: 2023年12月25日)
- 23) 金価格は以下のマーケット情報による。  
[https://gold.mmc.co.jp/market/gold-price/#gold\\_longspan](https://gold.mmc.co.jp/market/gold-price/#gold_longspan) (最終閲覧日: 2023年10月25日)
- 24) 原田正純、中地重晴、中西準子他: 金採掘労働と水銀による環境汚染—アマゾン河水域(ブラジル)とビクトリア湖周辺(タンザニア)調査より、岩波書店、環境と公害No.27-3、1997、pp.9-15
- 25) 環境省: 水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源の管理に関する報告の集計結果  
<https://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/teikihoukoku.html> (最終閲覧日: 2023年10月25日)

## Current Situation and Issues Surrounding Mercury Use in Japan 10 Years After the Conclusion of the Minamata Convention on Mercury

Shigeharu Nakachi

Faculty of Social Welfare, Kumamoto Gakuen University

### Abstract

This year marks the 10th anniversary since the Minamata Convention on Mercury was adopted and signed in October 2013. In August 2017 the Minamata Convention has been ratified by 147 countries. This report examines the progress of the Minamata Convention and summarizes Japan's current situation and issues. In order to comply with the Minamata Convention, Japanese government has made the Mercury Environmental Pollution Prevention Act and amended the Air Pollution Control Act, resulting in a reduction in mercury emissions into the environment. Although the Minamata Convention bans the production of products containing mercury by 2020, mercury is still being exported, and there are concerns about its use in small-scale gold mining. To reduce the health and environmental risks posed by mercury, recall of mercury-containing products is a challenge. At COP5, a ban on the production of mercury-containing fluorescent lamps was proposed in order to prevent climate change, and consideration must be given to reducing the environmental and health risks posed by mercury. The Eco Park (Minamata Bay Landfill) and Hachiman waste disposal Pool need to be considered from the perspective of contaminated sites under the Mercury Convention.

Key words : Minamata Convention on Mercury, Mercury, ASGM, Contaminated site, Mercury Environmental Pollution Prevention Act

## 「鯨学校」の記憶と実像 — 寄鯨からみる水俣の歴史

矢野 治世美

熊本学園大学社会福祉学部

### I 水俣・丸島の「鯨学校」

2023（令和5）年1月上旬、大阪市の淀川河口に体長約15メートルのオスのマッコウクジラが迷い込んだ。「淀ちゃん」と呼ばれるようになったこの鯨は、沖に戻ることなく13日に死亡が確認されたが、その死体の処理・撤去の方法が問題となったこともあってメディアで大きく取り上げられた<sup>1)</sup>。

鯨類の座礁や漂着、漂流をストランディングというが、日本では年間300頭近くの鯨類のストランディングが報告されている。体長10～15メートルのマッコウクジラに関しては年間平均3～8件の頻度で発生しているという<sup>2)</sup>。2020（令和2）年3月には天草市の本渡港近くの浅瀬でマッコウクジラの死骸が発見されている<sup>3)</sup>。海に囲まれ、鯨類の回遊ルートに位置する日本ではストランディングはそれほど珍しい現象ではないといえる<sup>4)</sup>。

水俣には、明治時代に丸島に漂着した鯨の売上金で学校を建て、その学校は「鯨学校」と呼ばれたという話が伝わっている。丸島漁港に向かう道の途中で水俣市教育委員会が設置した「鯨学校」の史碑が残っている。「鯨学校」設置の経緯について、1956（昭和31）年発行の寺本哲往『みなまた郷土物語集』は次のように記している<sup>5)</sup>。

#### 史料1 寺本哲往『みなまた郷土物語集』

##### 第一九話 丸島の鯨学校

丸島には明治十七、八年頃鯨学校と云う学び舎があつたと云う実話が伝つている。

丸島の海岸よりに、オルカと云うお婆さんが住んでいた。或る嵐の夜の翌朝、起きがけに海辺に出てみると、砂浜に小山のように黒々と横たわつているものを見つけた。昨夜の大嵐であんなに砂山が出来たのかと、近よつて見ると、それは砂山ではなく、大嵐に打ち上げられた、生きた儘の鯨であつた。驚いた婆さんは早々村人に知らせ、部落総出で、思わぬ大漁の歓声をあげた。

鯨の売上金は相当額に達し、お祝や分配金に当てようと云うことになったが、オルカ婆さんは「これは神様が部落に下さつた金だから、私事に使つてしまうのは勿体無い、それより丸島から立派な人間を出す為に学校を建てたらどうだろう」と村人を説き巡り遂に小さいながら、立派な学校が出来上り村人は鯨学校と呼んでいたと云う。記録が無い為詳細は不明であるが学校は、亀の首付近にあつたと云われている。

「鯨学校」に関する文献は、『みなまた郷土物語集』のほかに4点の資料が確認できる。

- ① 熊本県警察本部警務部教養課編集『管内実態調査 城南編』（1962年）
- ② 中村政雄「丸島片々（8）鯨学校」（1980年）
- ③ 水俣市史編さん委員会編『新水俣市史 民俗・人物編』（1997年）
- ④ 日吉フミコ「くじらの学校」（2000年）

このうち、中村政雄「丸島片々（8）鯨学校」の前半部分は『みなまた郷土史料集』に依拠している。なお、いずれの資料も話者や根拠となる史資料に関する情報は不明である<sup>6)</sup>。熊本県警察本部がまとめた『管内実態調査 城南編』は、「県民の理解と協力を得るためには、まずわれわれ警察官が、県民を知り、郷土に対する深い愛着を持つことだと考え、郷土の歴史と伝統をさぐり、県民の生活の実態に触れようと試み」て、町村の外勤警察官を中心に「古老を訪ね、山河を跋涉し、文献をあさつて調査をすすめた」成果をまとめたものである。調査自体は1956（昭和31）年1月から翌年3月にかけて実施され、ちょうど『みなまた郷土物語集』の発行と前後する。なお、『管内実態調査 城南編』には「この学校に学んだ人物が、現在、三、四名生存している」とある。現在のところ、筆者が確認できた範囲では『みなまた郷土物語集』と『管内実態調査 城南編』が、「鯨学校」について戦後の最も早い時期に言及した文献である。

鯨の発見者の名前は、資料によって「江口ルイ」「（江口磯吉の妻）オロイ」「オルカというお婆さん」と一定しないが、「丸島片々（8）鯨学校」と後掲の史料2により、本稿では「江口ルイ」で統一する。鯨が発見された時期も『管内実態調査 城南編』は「明治13年11月」としているが、それ以外の資料は「明治17、8年ごろ」とあって明確ではない。

また、寄付の功績によりルイには県から「金七十円と銀盃一重ね」「賞状と金杯」「金杯」が贈られたというが、当時の賞典制度から類推する限り「金盃」ではなく「銀盃」だったと考えるのが妥当のようである。

学校があった場所についてはいずれの資料も「丸島」としており、「亀の首近く」「丸山の麓」「今の丸島町二丁目四七一番地、田中久次郎の屋敷」にあったという。学校が存続した時期について『管内実態調査 城南編』は「僅か四年位で廃校」、他の資料は明治30年ごろまであったとするが根拠は不明である。

これまで「鯨学校」に関しては、聞き取りや言い伝えにもとづいて語られてきた。当時の記録や史料は残っていないとされてきたが、明治期の『熊本新聞』を調査したところ、鯨の発見から学校建設に至る経緯を報じる記事が掲載されていることが判明した（引用にあたり、仮名遣い、ルビ、句読点は原文通りとした。また、原文には句読点はないが、読みやすさを考慮して読点を補った）。

#### 史料2 『熊本新聞』1880（明治13）年6月23日

○過去し事を今更爰に書載るは些遅<sup>おそまき</sup>時なれと、蘆北郡水俣の浜村なる江口浅吉<sup>（磯）</sup>は従来乃貧<sup>ひん</sup>民にして何と定めたる産業もなく僅かに<sup>さんげう</sup>鯨漁<sup>わつ</sup>を以て一家の活計<sup>かりすなとり</sup>をなし、或日は海上<sup>くらし</sup>遙か<sup>はる</sup>

に舟を浮め風波に漂ひつゝ、満干の汐の辛きを凌ぎ釣を垂れ網を引き、或日は太山深く分入り樹陰岩上に起臥雨露霜雪を冒して飛鳥走獸を斃す苦しき世渡りなれハ家に在る日も少なく、本年一月の比天草郡に渡り帰る日の遅きを待詫ひたる女房おルイは朝速き磯辺に立出て渡海乃船やあるとなかめやる沖中に、兼て見馴ぬ小島乃如きも乃あるにそコハ怪しやと眼を極めて能々見るうち、さし来る汐につれて岸近く寄り来るは斃れたる数丈の良鯨なれば且驚き且喜び走り帰り近隣に告たるゆへ、一村挙りて馳せ来り難なく鯨を岸頭に引揚げたり、斯る折しも浅吉も無事に帰りたれハ女房おルイが大慶一方ならず、鯨の獲物ハ該地にて始めてなれハ見物せんと老若男女遠近より寄集ひたるハ片陬に稀なる賑合なり、斯て鯨は投票にて価を立たるに六百余円の大金となりたるに、女房ハ殊勝にも浅吉に彼鯨は妾か見留めたるとはいへ村中の力にて取得たるものなれば一家に領取するも如何ならんと云を浅吉も其言葉に同心して、先三百円を学校に寄附し八十六円余を同村中に分配し七十五円を隣村に贈り百五十円余を以て亡父母の石碑建設と鯛網の資本に充たるは偏鄙なる一村の漁夫にしては中々感賞するに余りある所置と云へし、県庁に於ても寄附金の賞として先月中旬銀盃一個下し賜はりしは一身の榮譽のみならず万人の模範とも云へきなり

記事の内容を要約すると、

- ・鯨の発見・引き上げは1880（明治13）年1月で、発見者は葦北郡浜村の江口浅吉（磯吉）の妻ルイである。
- ・ルイは鯨の発見を近隣に知らせ、村の人びとが協力して鯨を陸に引き上げた。鯨の引き上げは当地では初めてのことで、集まった見物者で賑わった。
- ・鯨には入札で600円余りの値段が付いたが、「彼鯨は妾か見留めたるとはいへ村中の力にて取得たるものなれば一家に領取するも如何ならん（私が鯨を発見したとはいえ、村の人びとが力を合わせて手に入れたのであるから、わが家だけで独り占めしてもよいものだろうか）」というルイの提案により、売上金のうち300円をまず学校に寄付することになった。
- ・学校に寄付した残りの金額のうち、ルイと磯吉が住む村と隣村に合計160円余が分配された。その残りは磯吉の亡父母の石碑（墓碑）の建設と鯛網購入の元手に充てられた。
- ・ルイと磯吉の行為は賞賛に値する行為であるとして、5月中旬に県庁から寄付金の功績を称えて「銀盃一個」が授与された。

となる。なお、江口ルイの夫の名前は「浅吉」ではなく「江口磯吉」である。その根拠は『熊本県公文類纂』の1880年の学資金の寄付者を取りまとめた簿冊に「金三百円 一月廿四日 水俣小学校 同国<sup>(肥後)</sup>芦北郡浜村平民 江口磯吉」という記載が確認できたことによる<sup>7)</sup>。記載の欄外には「五月十九日賞スミ」という書き込みがあり、江口磯吉の寄付による「金三百円」は丸島で発見された鯨の売上金とみて間違いはない。

伝承とは異なり、県の記録では寄付者として銀盃を授与されたのは発見者のルイではなく、

夫の磯吉となっている。学資金の寄付者名簿には女性の名前も記載されているが、男性に比べると極めて少数である。当時の慣例として「家」を代表して、男性、おそらく戸主であった磯吉の名義で熊本県に寄付を願い出たものと考えられる。

「金三百円」という金額は、当時の個人による学資金寄付としては破格であった。磯吉と同じ月に学資金を寄付した者は磯吉を除いて20人確認できるが、個人による寄付金はほとんどが10円程度である。それらを合計しても280円余りで、磯吉個人の寄付金額に及ばない。この年、年間を通じて100円以上の学資金寄付者は磯吉以外に4人いたが、いずれも士族である。翌年には、阿蘇郡上色見村の中原学校に125円相当の「瓦家一棟」、芦北郡浜浦町の田浦小学校に130円相当の「家一棟」が個人による寄付があったことが確認できるが、それらと比較してもかなりの高額である。

鯨を売って学校を建てた経緯について、『みなまた郷土物語集』は「これは神様が部落に下さつた金だから、私事に使つてしまうのは勿体無い」と伝えている。鯨は「神様が下さつたもの」という言説は『新水俣市史 民俗・人物編』も日吉フミコ「くじらの学校」も踏襲している。『管内実態調査 城南編』は「丸島漁民は、この金で亀の首の海岸に、小さな学校を建設した」と事実のみを記載している。

『熊本新聞』の記事を読む限り、ルイの提案は鯨が「村中の力にて取得た」ことに基づいている。おそらく、このエピソードが水俣で語り伝えられていくうちに、「神様が鯨を下さつた」から「立派な若者を出すために学校を建てる費用」に充てたという解釈が付け加えられていったのではないだろうか。

## II 明治10年代の教育政策と「鯨学校」

ところで、当時の学校教育の状況について『新水俣市史 民俗・人物編』は、「このころの水俣は、学校はあったが学ぶ子弟も少なく、学校に通う子は比較的に裕福な家庭の子に限られ、庶民の貧しい家庭の子供は学ぶに学べない時代」であり、「鯨学校」の逸話は「一漁村であった丸島地区の人々の教育に対する熱意と、明治人の気骨がいぶし銀のように輝いた一事」であると賞賛している。

「鯨学校」設置後の状況が判明する史料は、筆者が確認した範囲では『管内実態調査 城南編』の記述に限定される。

### 史料3 『管内実態調査 城南編』

丸島漁民は、この金で亀の首の海岸に、小さな学校を建設した。

これは普通の民家を買ひ、解体して建てたものらしく、四間四方位の建物であったらしい。

そして、学年制を六、五、四、三、二、一の各級に区別し、最初六級より入学し進級なししていたとの事で、生徒は男子ばかりであり、それも良家の子供だけで、貧困家庭にあつ

ては入学させる事なく、無教育であつたらしい。

その当時は、一級毎、三名位平均であつた。

当時の先生は、士族の桂賀某一人で教育に当たっていたらしく、奥羽仙台の人であつたと云う。

然し、学校は建てたものゝ、丸島でそれを経営する事が困難となり、開校後、僅か四年位で廃校になり、当時の生徒は、現在の市内竹之内に設立された塾に移つたとの事である。

学制発布から2か月後の1872（明治5）年10月に袋村に小学校が設置され、1875年2月には現在の水俣第一小学校の前身となる浜村の小学校（浜小学校）が開校した。浜小学校の校舎は、月浦村にあった火薬製造庫を移築・転用した「縦十一間横三間半」の建物で、水俣村大字浜字竹之内にあったという。この小学校は1877年11月に陣内小学校との合併を機に陣内に移転し、公立水俣小学校と改称された<sup>8)</sup>。浜小学校の校舎の規模と比較すると、丸島の「鯨学校」の建物はその半分以下の広さであり、通学する児童は20人程度だったと推測される。

年月	できごと
1872.8	学制
1872.1	袋小学校開校
1875.2	浜小学校開校 〈1877.2～9 西南戦争〉
1877.11	浜・陣内両小学校が合併、公立水俣小学校と改称
1879.9	教育令
1880.5以後	「鯨学校」開校？
1880.12	改正教育令

図1 「鯨学校」略年表

出典：筆者作成

なお、浜小学校の1878年の児童数は207人（男185人、女22人）と報告されている<sup>9)</sup>。1882年の『熊本県統計書』によると、当時の葦北郡内の小学校の教員1人に対する児童数は平均32.9人、1校あたりの児童数は119.67人であり、それらと比較しても「鯨学校」はごく小規模な学校であつたといえよう。

明治初期の小学校では学制の規定にもとづいて学力水準に応じて児童を配置する等級制が採用され、進級の可否は試験によって決まる仕組みであつた。「鯨学校」も6級から1級まで順番に昇級していく等級制を採用していたようだが、標準的な学習期間や具体的な学習内容は不明である。

『管内実態調査 城南編』は、「鯨学校」に通っていた児童は男子のみで、「良家の子供」に限られていたとする。近代的な教育制度の整備によって、家柄や出自によらず「立身出世」を実現する道が広く開かれることになったとはいえ、この時期の女子の就学率は男子と比較するとかなり低く<sup>10)</sup>、また当時の公立小学校が原則として授業料を徴収していたこと、さらに子どもが労働力とみなされていたという時代背景を考慮すれば、「鯨学校」にもジェンダーや家庭環境による格差が存在したことはやむを得ないことだろう<sup>11)</sup>。

学制は「自今以後一般ノ人民華士族農工商及婦女必ス邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ

期ス」と宣言したが、政府は小学校教育に対して積極的に財政的な措置を取ったわけではない。学制は全国に53,760の小学区を設け、ここに小学校を1校設置することを定め、発布から3、4年のうちに26,000ほどの小学校が設置された。小学校の設立や運営費は受益者負担が原則で、住民によって賄われていた。1879（明治12）年に学制が廃止されて教育令が発布されると、教育行政の一部が地方に委任されるようになり、学校の運営は府県に任せられることになった。画一的な学区制は廃止され、町村ごとに、あるいは数町村連合して公立小学校を設置することが可能となったが、府県によっては学校の設置・経営が自由になったということで小学校を廃校したり、就学率が低下したりする状況もみられるようになった。そのため、1880年12月に教育令が改正され、学校の設置や就学についての規程が強化されるようになった。

学区制の廃止によって町村の実情に応じた小学校設置が可能となったことは、丸島に学校を設置する追い風になったとも考えられる。また『熊本県公文類纂』に寄付先として「水俣小学校」と記載されていることから、丸島の「鯨学校」は城山の麓にあった水俣小学校の分校・分教場となる可能性もあったのかもしれない<sup>12)</sup>。丸島から城山まではおおそ2.7km離れており、通学が困難というほどの距離ではなかったと思われるが、自分の村に学校があるかどうかは児童や保護者にとっては大きな違いであっただろう。『管内実態調査 城南編』によると、「鯨学校」の廃校後、通っていた児童は字竹之内にあった私塾に移ったという。この私塾と旧浜小学校との関係は不明である。

教育令改正後、紙幣整理による政府の財政緊縮政策（いわゆる松方財政）が引き起こした深刻な不況により、地方農村の窮乏化が深刻化した。1885（明治18）年8月には地方の財政を圧迫していた教育費の節減を目的として再び教育令が改正された。この改正により簡易な小学教場の設置が認められるようになった。しかし、翌1886年には教育令自体が廃止されて、新たに学校令が発布された<sup>13)</sup>。

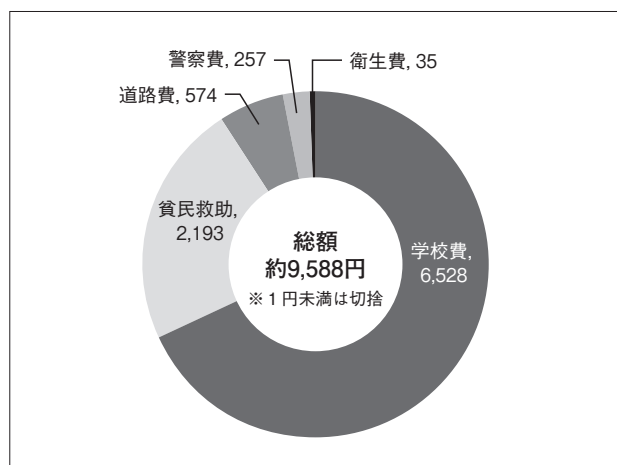


図2 熊本県に対する献金額の内訳 (1881年)

出典：『明治十四年熊本県統計表』をもとに作成

明治10年代の地方財政における教育費の割合は極めて高いものであり、先述したように小学校の設置・運営に必要な経費は住民がその大部分を負担しなければならなかった。住民の負担には各戸への賦課金や授業料のほか、有志による寄付金も含まれていた。

明治10年代に、熊本県が賞賜の対象としていた各種献金(寄付金)の区分には学校費、道路費、衛生費、貧民救助、警察費の五項目があり、この時期にはとりわけ学校



費が突出していた。1880（明治13）年分の献金額を示す統計資料がないため、参考として1881年の統計表をもとに献金額の内訳を示したものが図2である。また、1880年の寄付者の合計は2,590人であったが、そのうち約7割（1,818人）は学校費の寄付者であった<sup>14)</sup>。

ところが、熊本県の教育費の収入に占める寄付金の割合が特に大きいという訳ではなかった。表1は1882（明治15）年から1885年の葦北郡の公立小学校の収支状況である。このうち寄付金が占める割合は3か年を平均しても約2%程度にすぎず、収入の大半は各戸に割り当てられた「協議集金」と積立金の利子が占めていた。支出に関しては人件費が7割を超えていたが、葦北郡だけではなく県内の他の郡市も同様の状況であった<sup>15)</sup>。

表1 葦北郡公立学校の収支状況（1882～84年）

収入										(単位：円)
	前年ヨリ 越高	協議集金	寄附金	授業料	地方税	文部省 補助金	積金利子	雑入金	計	
1882年	145	3,625	138	431	1,134	－	3,569	105	9,147	
1883年	744	3,218	87	410	1,241	－	3,912	225	9,837	
1884年	523	1,642	71	327	1,506	－	3,908	482	8,359	

支出										(単位：円)
	諸教員 給料	学務委員 給料	其他 諸給料	借地 借家費	書籍 器械費	薪炭油費	営繕費	雑費	計	
1882年	5,164	557	180	83	689	226	947	313	8,159	
1883年	5,991	384	405	72	624	260	317	400	8,453	
1884年	5,127	864	196	4	708	416	434	246	7,995	

出典：『熊本県統計書』をもとに作成

当時の公立小学校は予算だけではなく、教員も不足していた。1881（明治14）年に師範学校を卒業し、郡部の小学校の教員となった人物は、当時の小学校は「殆んど寺小屋同様のもの」で「生徒数も四五十名以内で教師は一名と云ふのが普通」だったと回想している<sup>16)</sup>。1882年の葦北郡では、郡内の公立小学校27校には師範学校を卒業した教員は配属されておらず、教員補助が98人（男96人、女2）で、教員1人あたりの生徒数は32.97人という状況であった<sup>17)</sup>。

1880（明治13）年12月の教育令の改正によって文部省の教育補助金が廃止されたことに加え、1884年には県内で風水害や霜害が発生して農村に打撃を与え、教育費がますます町村の財政を圧迫していった。また、熊本県は1881年12月に学事違反処分規則を設けているが、これは正当な理由がなく父母や後見人が児童を入学・就学させない場合には拘留または科料が科されるという厳しいものであった。また、この規則では認可を受けずに小学校を設置・廃止することも処罰の対象となった<sup>18)</sup>。

このような状況のなかで、「鯨学校」の運営を継続することは浜村や丸島の住民にとって

決して容易ではなかったと考えられる。「鯨学校」が存続した期間は、『管内実態調査 城南編』が報告するように、4年程とみるのが妥当であろう<sup>19)</sup>。

### Ⅲ 寄鯨と寄船・寄物

丸島から「立派な人間を出す為」に「神様がくださった」鯨で学校を建てたという物語は非常に魅力的であるが、実は「鯨学校」と呼ばれる学校は水俣以外にも複数存在する。

秋田県の船川小学校（現男鹿市）の場合、校舎新築の費用捻出に苦慮していたところ、1889（明治22）年2月に村の沖合に鯨の大群が押し寄せた。捕獲した鯨の半分を各戸に配分し、半分を売却した代価370円を新築校舎の費用に充てたという<sup>20)</sup>。新潟県上越市にある上下浜小学校のホームページでは、1912年3月に座礁した鯨の肉を村の女性たちが行商し、その売上を村に寄付して新校舎を建てたことにより、同校が「くじら学校」と呼ばれるようになったことが紹介されている<sup>21)</sup>。福岡県の奈多小学校（現福岡市）の場合も、やはり校舎の新築費用に悩んでいたところ、1881年初夏に海に現れた鯨を漁師が仕留め、その収益の大半を学校に寄付したことにちなむという<sup>22)</sup>。

学校名は伝わっていないが、1892（明治25）年6月には鹿児島県川辺郡東南方村（現枕崎市）の丸田作次郎という農夫が、生きたまま漂着した「ナガシ鯨（ナガスクジラカ）」を発見・捕獲し、売上金124円のうち30円を村の学校に寄付している<sup>23)</sup>。

これらは外海に面した沿岸部に鯨が漂着した事例であるが、1908（明治41）年2月には、水俣村の神之川沖合を漂流していた「長さ三間余り」の死鯨を名護の漁民が引き上げたことがあったという。この鯨は「天草の捕鯨組合」が傷を負わせたものであったことが後日判明したため、捕鯨組合が引き取っていったという<sup>24)</sup>。

死鯨の拾得に関しては、1908（明治41）年6月に開催された全国捕鯨業者大会で「斃鯨拾得に関する件」が議決されている<sup>25)</sup>。これは「従来の慣習たる銚主判明の場合に限り銚のみを銚主に引渡し鯨は拾得者の所有となしたるを改め自今銚主判明したる場合は直に通知し銚、鯨とも銚主に引渡すことに定め但し拾得者は銚を保管し鯨体は任意に処分し置くも差支なし」というものであった。明治期の終わり頃まで、銚が打ち込まれた死鯨を発見した場合、銚は持ち主に返還し、鯨は拾得者の所有となる慣習が存在していた。

また、1895（明治28）年11月には不知火海の獅子島沖に鯨が漂着し、同島の御所浦と天草の大多尾の間で奪い合いになったという<sup>26)</sup>。内海の不知火海でも、しばしば鯨の漂着がみられたのである<sup>27)</sup>。

死んだり、傷を負ったりして自力で移動することができなくなって漂流・座礁した鯨は、寄鯨や流鯨と呼ばれてきた。江戸時代の辞書『倭訓栞』には、「くぢら」の項に「寄鯨といふは沙洲に衝き上げて帰るを得ず乾死する也、こは多く真甲鯨の鯛を逐来る也といへり」という語釈がみえる。丸島に漂着した鯨について『熊本新聞』は「数丈の良鯨」と伝えるのみで（1丈は約3.03メートル）、種類や正確な大きさ、雌雄に関する情報は不明確である。

日本で組織的な古式捕鯨が始まるのは17世紀初頭のことであるが、それ以前は主に寄流鯨の捕獲によって鯨を取得していたと考えられている。鯨の回遊ルートに位置する日本列島の近海では、縄文時代にはすでに寄鯨や流鯨の捕獲が行われていたと考えられており、中・近世の古文書・古記録にも寄流鯨に関する記録を確認することができる。

壱岐島では、陸に打ち上げられたイルカ（ユルカ）<sup>28)</sup>を発見した場合、女性が自分の腰巻きを外してかぶせると、その女性の所有となるという慣習があった<sup>29)</sup>。『管内実態調査 城南編』によれば、丸島で鯨を発見した江口ルイは、拾った木片を鯨の上に乗せて、自分が最初に鯨を発見したという目印にしたという。公文書に名前が記載された磯吉ではなく、鯨を発見したルイが「鯨学校」設置の功労者と伝えられてきたのも、寄流鯨は発見者のものになるという慣習が関係しているのかもしれない<sup>30)</sup>。

寄流鯨がもたらした利益の分配方法は実際には多様であった。江戸時代の税の一種に鯨運上や鯨分一金と呼ばれるものがあった。引き上げられた鯨は入札によって価格が決められたが、1712（正徳2）年の幕府令では、落札金のうち一定の額を幕府や藩に納めなければならなかった（「地方凡例録」ほか）。運上金の額は鯨の取得方法によって異なり、突鯨（生きた鯨を鉈などで突いて仕留めたもの）は落札金の20分の1、寄鯨は3分の2、流鯨（沖で漂流している鯨を船で曳航して引き揚げたもの）は10分の1、切鯨（流鯨の肉を沖でそのまま切り分けたもの）は20分の1を納めることが定められていた。寄鯨に突鯨や流鯨よりも高い税が課せられていたのは、自然に漂着した寄鯨は、捕獲・引き上げに人手や船が不可欠であった突鯨や流鯨よりも少ない労力で獲得できたことによるらしい。

江戸時代中期になると寄鯨の運上金は軽減されるようになり、庄内藩では1773（安永2）年に鯨運上が廃止され、鯨はすべて村方に下し置かれることになった<sup>31)</sup>。毎年のように寄流鯨が発生したという伊豆諸島の新島では、江戸時代には獲得した寄流鯨は4つに分けられ、そのうち3つは惣百姓の取り分となり、残り1つをさらに四等分して明神様・役人分と諸入用に宛て、1つは公儀方で売却した。鯨の拾い主には「げすひれからおがまたまで」が取り分として与えられた<sup>32)</sup>。

捕鯨が盛んであった平戸藩でも、寄流鯨を引き揚げた場合には藩に運上金を納めなければならなかったが、鯨の発見者や船の漕ぎ手には運上金から褒美が与えられた<sup>33)</sup>。紀州藩では、田辺領・新宮領を除いて寄鯨はすべて藩のものとなったが、鯨の発見者や引き上げに尽力した浦々の住民には藩から褒美が与えられた<sup>34)</sup>。

庄内藩の村々では、鯨の売上金のうち、藩に運上金を納めた残りは村中に分配されたり、非常時に備えて備蓄金に宛てられたりした。また、1825（文政8）年には、村に配分された売上金のうち2両1分2朱を鯨供養代に宛てている<sup>35)</sup>。

なお、鯨の用途であるが、鯨肉や鯨油のほか、髭や骨まであらゆる部位が余すことなく利用された。畿内では、中世後期には高級食材として鯨肉を食べる習慣があった。江戸時代になると鯨肉の需要はさらに増大し、多くの料理書に鯨料理に関する記述がみられる。また鯨の骨は肥料として利用された。皮身などから精製される鯨油は、江戸時代には安価な灯油と

して利用された。また、鯨油にはウンカ類を駆除する効果があることから、18世紀には農薬（鯨油除蝗法）としても利用されるようになった<sup>36)</sup>。

寄流鯨は沿岸部の人びとにとって、まさに「海の恵み」であったが、鯨そのものが神とみなされることもあった。漂着神のエビスを祀る漁村は多いが、これは餌となる魚群を追って出現することから鯨や鮫がエビス神とみなされたことによる<sup>37)</sup>。

人びとに利益をもたらした漂着物は鯨だけではなかった。宗像三女神を祭神とし、海上交通の守護神として崇敬される宗像大社の縁起等が伝えるところによると、中世において、筑前国遠賀郡葦屋津（現福岡県芦屋町）から糟屋郡新宮浜（現新宮町）に到る十数里の海上で難破し、海岸に漂着した船（寄船・流船）や船荷（寄物）は、宗像大社の社殿の修造に充てることができた。これは、海難は神意によるものであり、漂着した船・物は「皆神物」となると認識されていたことによる。1578（天正6）年の第一宮造営に関連する置札（釘や釘跡のない棟札）には、「白浜沖之瀬寄船分」として「参百五拾目」の銀が造営費用に寄進されている<sup>38)</sup>。寄物そのものが造営に利用されることもあった。江戸時代の地誌『懐橘談』によれば、島根県の出雲大社は、1115（永久3）年の遷宮の際、大社西方の稲佐の浜に流れ着いた大木100本を用いて正殿を造営したと伝えられている。

戦国期になると、寄船を城郭の資財に転用した事例も確認できる。1569（永禄12）年2月、毛利元就の三男の小早川隆景は小倉城の搔楯板（城壁代わりに板）とするため、長門国西豊浦郡吉母浦（現山口県下関市）に漂着した寄船を入手するよう命じている。吉母浦は長門国一宮の住吉神社の神領であったから、本来であれば寄船は神社の得分となるものであった<sup>39)</sup>。

宗像大社の事例をはじめ、寄船を「神物」とする慣習は古くから存在したが、日本最古の海運に関する法規とされる廻船式目（廻船大法、廻船之定法）は、第1条で「寄船流船は其所之神社仏寺之可為造営事。若其船に水主一人にても残於有之者、可為其者次第事」と規定している。廻船式目を研究した海事研究者の住田正一は、難破船である寄船は無主物の船であり、発見者が勝手に処分するものであったが、略奪や強奪の弊害が生じたり、故意に船を難破させたりすることがあったため、寄船は原則として村の公有物とする思想から神社や寺院の造営・修理費に充当されることになったと解釈している<sup>40)</sup>。

廻船式目は室町期末から戦国期に成立したとされるが、それ以前の時代から寄船は神社や寺院のものとする慣習が存在し、のちに成文法化されたのであろう。江戸時代になっても、寄船や寄物は拾った者が取得することができ、1711（正徳元）年5月の江戸幕府の法令では、寄船や荷物が漂着した場合はいったん回収し、半年が経過しても荷主が判明しないときは拾った者が取得できると定められた<sup>41)</sup>。

寄鯨や寄船・寄物の歴史を振り返ると、鯨の利益を学校に寄付し、村々に分配するという江口ルイの行動は、彼女の個人的な発想だけに基づいたものではなく、寄船・寄物は神仏のものであるという伝統的な意識や、寄鯨・寄物は発見した人や拾った人が取得できるという慣習の上に成り立っていたように思われる。「鯨学校」は、前近代以来の伝統・慣習と学校教育という近代の新しい制度が交差したところに生まれたとみることもできよう。

#### IV 漂着物の過去・現在・未来

かつて、寄鯨や寄船、寄物は人びとに恵みをもたらすものでもあった。ところが、現代においては海からの漂着物は「厄介者」として扱われる傾向にある。

日本列島の海岸には、国内外から大量の漂着物（流木や葦、ごみ等）が押し寄せ、漁業活動や生活環境、自然環境の保全に深刻な影響を及ぼしている。2009（平成21）年7月には海岸の景観・環境保全に係る「海岸漂着物処理推進法」が制定され、海岸漂着物の対策が進められている。2020（令和2）年7月の豪雨では不知火海に大量の流木やごみが流出し、沿岸部の環境や漁業に被害をもたらしたことは記憶に新しい<sup>42)</sup>。

水俣市でも、恋路島などの海岸における漂着ごみが後を絶たない状況であり、回収と処理が課題となっている。また、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえて、第3次水俣市環境基本計画では近年世界的に問題となっているマイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策を市の取り組みの一つに位置づけている。

寄鯨に関しても、現在でも珍しさから注目を集めることはあるにしても、鯨体の用途は限定される。座礁した鯨類が生存しており、救出が可能と判断された場合は救出が試みられるが、すでに死んでいたり、救出中に死んでしまった場合、食用として販売されたり、学術利用に供されることがある。ただし、シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、コクジラおよびスナメリの4種類の鯨は農林水産省令により採捕してはならないことになっているので、生きたまま速やかに海に戻すか、死んでいる場合は埋設、焼却等によって処理しなければならない。食用利用が可能な鯨類についても、食中毒発生事例や罹病鯨発見の事例があることから、慎重な判断が必要とされている。なお、鯨体を利用する者がいない場合は、市町村等が廃棄物処理法に基づいて処分しなければならない<sup>43)</sup>。

その一方で、漂着物に固有の魅力を見出し、生物学や歴史学、民俗学、そして環境問題等、あらゆる角度から検討していこうという試みもなされている<sup>44)</sup>。

鯨類に関しては、一部地域では、行政と研究者、研究機関がストランディングの情報収集や調査活動、生存個体救助や死体処理において連携するネットワークを構築し、学術研究だけでなく、鯨の死体（＝寄鯨）を幅広く社会的に活用するための活動が展開されている<sup>45)</sup>。ストランディングの研究には、生態学的・生物学的・病態学的・環境学的・博物学的な意義があるとされる。このうち、環境学的な意義としては、食物連鎖の頂点に立つ鯨に蓄積される水銀汚染物質を海洋汚染の指標とすることで、環境調査への貢献をあげることができる<sup>46)</sup>。

海岸で漂着物を収集したり観察したりすることをビーチコミングというが<sup>47)</sup>、1990年代から海岸での自然体験や環境教育として漂着物の観察や収集が注目されるようになっていく<sup>48)</sup>。明治以前の社会のように漂着物から金銭的な利益を得ることは現代では困難であろうが、今もなお漂着物は私たちに多くのことを教えてくれる存在なのである。

明治時代に鯨が漂着した丸島の海岸一帯は「海藻や貝類の宝庫」で、干潮時には海藻取り、貝掘りの人でにぎわったというが<sup>49)</sup>、チッソ水俣工場から排出された水銀は丸島漁港にも流

入し、海底には高濃度の水銀を含む汚泥が堆積していた。1987（昭和62）年7月には、汚泥を除去し環境を復元する目的で丸島漁港港外防止事業が実施され、湾内に堆積していた汚泥が浚渫された。除去された汚泥は水俣湾埋立地へ運ばれ、埋め立て処理された。同事業については「二次汚染もなく順調に進み、1988年3月に無事完了し、環境の復元がなりました」と説明されている<sup>50</sup>。

「魚湧く海」という言葉が象徴するように、水俣病発生以前の不知火海や水俣湾一带は「美しく豊かな海」と説明されることが多い。甚大な公害被害を描き出すために、水俣病発生以前の水俣を対比するという意図があるのかもしれないが、歴史研究者としては実態を検証せずに、漠然と「水俣の海は美しく豊かだった」と語ることには若干の躊躇をおぼえる。その意味では、水俣病発生以前と以後の歴史が寸断されてしまっているようにも思われる。丸島の「鯨学校」の物語にしても、「美談」として語り継がれてきた一方で、急速に推し進められていく近代化の波に人びとが絡め取られていったことには、目が向けられてこなかったのではないだろうか。

水俣病事件の被害からの回復（レジリエンス）を考えると、事件以前の地域のすがたを歴史的に明らかにする作業が必要であると考え。本稿はその試みの一端であり、150年近く以前に丸島に流れ着いた寄鯨をめぐる、水俣の歴史の一コマを紹介した。また、水環境において絶えず生み出されている漂着物という存在と人間の歴史的な関係は固定的な物ではなかったことを明らかにした。水俣における人と人、人と環境の関係の歴史を明らかにする作業を継続していくことが今後の目標である。

## 注

- 1) 『朝日新聞』2023年1月21日「迷い込んだ？クジラの「淀ちゃん」 大阪湾の淀川河口」ほか。
- 2) 田島木綿子『海獣学者、クジラを解剖する。』山と溪谷社、2021年、p.136。
- 3) 『読売新聞』2020年3月22日「港の浅瀬でクジラ死ぬ 天草・本渡」。
- 4) 国立科学博物館提供の「海棲哺乳類ストランディングデータベース」(<https://www.kahaku.go.jp/research/db/zoology/marmam/drift/index.php>)によると、2022年には熊本県で3件のストランディングが報告されている。2023年4月には上天草市湯島沖でクジラの死骸が漂流しているのが発見された（『熊本日日新聞』2023年4月5日「熊本県上天草市の湯島沖にクジラの死がい」）。
- 5) 寺本哲往『みなまた郷土物語集』水俣市社会福祉協議会、1956年。著者の寺本哲往は、水俣市浜町にある浄土真宗本願寺派の源光寺の住職（当時）である。
- 6) 『新水俣市史 民俗・人物編』は、巻末の「主要参考文献・資料一覧」で寺本哲往『みなまた郷土物語集』と『千鳥巢』（巻号不明）を挙げているが、本文のどの部分に引用したかの記載はない。なお、1999年10月23日付の『熊本日日新聞』の「新生面」で、日吉フミコから聞いた話として「水俣にあったという『くじら学校』の話」を紹介している。
- 7) 熊本県立図書館架蔵『熊本県公文類纂』（資料番号10-46）。なお、「丸島片々（8）鯨学校」では、「オルイ婆さんは、江口辰也氏の妻女」となっている。
- 8) 熊本県教育会葦北郡支会編纂『葦北郡誌』、1926年、p.308。
- 9) 熊本県教育会編『熊本県教育史』上巻、熊本県教育会、1931年、p.458。

- 10) 1881年の葦北郡の学齢人員のうち、就学者数は男子1,890人に対し、女子538人、不就学者数は男子1,827人、女子3,001人で、男子の不就学率49%に対し、女子は約85%であった（『熊本県統計書』）。なお、熊本県全体でも女子の不就学率は75%を超えていた。
- 11) 『管内実態調査 城南編』によると、教育令発布前の水俣には、公立小学校のほか、部落ごとに掘立小屋を校舎として5、6人ずつが学ぶ「野暮学校」があった。
- 12) 丸島が属した浜村と陣内村は1889年に合併し、水俣村が成立した。
- 13) 文部科学省「学制百年史」—「二 近代教育制度の創始」[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317567.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317567.htm)（最終確認日2023年12月22日）
- 14) 通常、県に献金を希望する者は戸長に趣旨と金額を申請し、それを受けて戸長から県知事に寄付の報告と賞賜を推薦することで賞盃や賞状が授与される仕組みになっていた。『熊本県公文類纂』にはその手続きに関する書類が含まれているが、学校費に関しては献金者が多い年については個々の書類が残っておらず、寄付者の名簿のみ確認できる。
- 15) 表1を作成するにあたって各年度の『熊本県統計書』を参考としたが、1881年分は郡市別の収支が不明のため1882～1885年分とした。
- 16) 前掲注9) pp.647～648。
- 17) 『明治十五年 熊本県統計書』による。同書によれば、熊本県全体で教員は121人、教員補助は1,582人、教員・補助教員1人あたりの生徒数は49.12人となっている。
- 18) 前掲注9) p.622。
- 19) 「明治30年ごろまでであった」とする説は、「鯨学校」の校舎として使用していた建物がその時期まで存続していたことに依拠しているのかもしれないが、学校廃止後の建物の用途については不明である。なお、水俣の近代史を研究する上で基本文献である岡本達明・松崎次夫編『聞書水俣民衆史』（草風社、1990年）には「鯨学校」に関する証言は確認できない。
- 20) 男鹿市編『男鹿市史』大和学芸図書、1982年。「男鹿市立船川第一小学校 — 学校紹介 — くじら学校」（おがっこポータルサイト<https://edu.city.oga.akita.jp/funaichi-es/about/kujira-school/> 最終確認日2023年12月22日）。
- 21) 上越市立上下浜小学校「くじら学校のひみつ」（<https://www.jogehama.jorne.ed.jp/>、最終確認日2023年9月29日）。また、井上こみち『わたしたちのクジラ学校』（文溪堂、1995年）、小林甚三『小説 くじら学校』（ファーストワン、2013年）など、絵本・小説が出版されている。なお、児童文学作家の松谷みよ子は、浜に迷い込んできた鯨を獲った金で建てた「北の海辺」の「鯨小学校」をモチーフにした童話を発表している（「おじさんの話 鯨小学校」『松谷みよ子全集12』講談社、1972年）。
- 22) 『西日本新聞』2020年12月7日「鯨学校跡地」の石碑完成 福岡市・東区。奈多小学校は福岡市立和白小学校の前身で、現在は福岡市東区奈多に「鯨学校跡地」の石碑が建っている。
- 23) 『読売新聞』1892年6月19日「農夫鯨を拾ふ」。
- 24) 中村一正『出水風土誌』無常蘭、1915年、p.229。1915年の秋には不知火海に紛れ込んだ体長7～8メートルの鯨が捕獲され、丸島の魚問屋に水揚げされたという話が伝わっている（『新水俣市史 民俗・人物編』、「丸島片々（8）鯨学校」）。『出水風土誌』によれば、1896年3月に鹿児島県川辺郡の「佐潟鼻の口」（現阿久根市）で捕獲された雌雄の鯨の大きさはそれぞれ10尋、9尋で（1尋は約1.8メートル）、合計2000円余りで販売されたという。マッコウクジラの場合、オトナ雄で15～18メートル、雌で11～13メートルになるという（国立科学博物館 海生哺乳類データベース[https://www.kahaku.go.jp/research/db/zoology/marmam/pictorial\\_book/p\\_macrocephalus.html](https://www.kahaku.go.jp/research/db/zoology/marmam/pictorial_book/p_macrocephalus.html)、最終確

- 認日2023年12月22日)。
- 25) 「全国捕鯨業者大会」『大日本水産会報』(310)、1908年。
  - 26) 前掲注24)。
  - 27) 不知火海沿岸に寄流鯨が漂着する要因は本稿では明らかにしえないが、鹿児島県出水郡の脇本湾(現阿久根市)では1880(明治13)年から捕鯨が行われており、外海で網や捕鯨船から逃れた鯨が不知火海に迷い込むことがあったと考えられる。
  - 28) 便宜的に、鯨目のうち一般に体長5m以下の種をイルカ、5m以上の種をクジラとして分けている(『旺文社 生物事典〈五訂版〉』旺文社、2011年)。
  - 29) 山口麻太郎『壱岐島民俗誌』一誠社、1934年、p.168。
  - 30) 「丸島片々(8) 鯨学校」は、水俣川河口付近の船津地区が「鯨を見つけたのは当方」と申し出たが、先に発見したのはやはりルイだとわかったという話も伝わっていると紹介している。
  - 31) 前田光彦「江戸時代庄内浜の寄鯨・流鯨」『山形県地域史研究』(34)、2009年。庄内藩では1826(文政9)年3月に寄流鯨を村方に下し置くかどうかの判断を庄内藩の合議機関である会所の判断に委ねることになったが、前後して寄鯨・流鯨が頻発したため、同年4月に藩独自の鯨分一運上に関する規定が設けられた。
  - 32) 段木一行「伊豆国新島島役所日記」『新島村博物館 研究紀要』、2001年。
  - 33) 山口麻太郎編『平戸藩法令規式集成 中巻』壱岐郷土史料刊行会、1958年。山口麻太郎「平戸藩における流物・寄物の取り扱いについて」(和歌森太郎・谷川健一・鈴木棠三編『山口麻太郎著作集』3(歴史・民俗編)、佼成出版社、1974年：初出1949年)。
  - 34) 和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 近世史料五』和歌山県、1984年。田辺領・新宮領は紀州藩付家老の安藤氏・水野氏の領知であったことから、例外とされたと考えられる。
  - 35) 前掲注31)。
  - 36) 中園成生『日本捕鯨史 概説』古小烏舎、2019年、pp.123~125。
  - 37) 鯨の信仰やエビス神については、前掲注36) pp.140~145、宮田登『江戸のはやり神』法蔵館文庫、2003年(初出1993年)を参照。
  - 38) 宗像神社復興期成会編纂『宗像神社史』下巻、宗像神社復興期成会、1966年、pp.651~654。
  - 39) 北九州市史編さん委員会編『北九州市史』古代・中世、北九州市、1992年。このころ北部九州の覇権をめぐって大友氏と争っていた毛利氏は小倉城を急造する必要があり、新たに材木を切り出す手間を省くために、寄船の船板を城壁代わりに利用しようとしたものと考えられている。
  - 40) 住田正一『廻船式目の研究』東洋堂、1942年。
  - 41) 天草郡教育会編『天草郡史料』第1輯、天草郡教育会、1913年、pp.267~277。この規定では、半年を過ぎて持ち主が現われた場合も返還する必要はなかったが、代官など役人の指図を請けることとされた。
  - 42) 『西日本新聞』2020年7月16日「八代海に大量流木、九州豪雨の6倍超に 台風で災害リスクにも」。
  - 43) 水産庁「鯨類座礁対処マニュアル(令和4年度改訂版)」<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/bycatch-13.pdf>(最終確認日2023年12月22日)。
  - 44) 「漂着物学会 設立趣意書」[https://drift-japan.net/?page\\_id=83](https://drift-japan.net/?page_id=83)(最終確認日2023年12月22日)
  - 45) ストランディングネットワークの具体的な活動については、松石隆『出勤! イルカ・クジラ110番一海岸線3066kmから視えた寄鯨の科学』海文堂出版、2018年、に詳しい。
  - 46) 石川創「漂着鯨類の情報収集・蓄積と社会的活用」『沿岸海洋研究』45(2)、2008年。
  - 47) 日本におけるビーチコーミングの先駆者として、30年間に渡って、各地の漂着物の採集・研究を続



けた石井忠の業績がある（『新編 漂着物辞典 海からのメッセージ』海鳥社、1999年、『海辺の民俗学』新潮社、1992年ほか）。

- 48) 中西弘樹「海岸漂着物に注目した教育学部学生のための環境教育と海岸自然体験」『漂着物学会誌』Vol.3、2005年。
- 49) 中村政雄「丸島片々（6）わが町丸島区」『千鳥巢』（18）、1980年。
- 50) 水俣市立水俣病資料館編集『水俣病—その歴史と教訓2022—』水俣市立水俣病資料館、2023年。

#### 参考文献

- 石川創 2008 「漂着鯨類の情報収集・蓄積と社会的活用」『沿岸海洋研究』45(2)
- 熊本県警察本部警務部教養課編集 1962 『管内実態調査 城南編』
- 住田正一 1942 『廻船式目の研究』東洋堂
- 田島木綿子 2021 『海獣学者、クジラを解剖する。』山と溪谷社
- 段木一行 2001 「伊豆国新島島役所日記」『新島村博物館 研究紀要』
- 寺本哲往 1956 『みなまた郷土物語集』水俣市社会福祉協議会
- 中西弘樹 2005 「海岸漂着物に注目した教育学部学生のための環境教育と海岸自然体験」『漂着物学会誌』Vol.3
- 中村一正 1915 『出水風土誌』無常菴
- 中村政雄 1980a 「丸島片々（6）わが町丸島区」『千鳥巢』（18）
- 中村政雄 1980b 「丸島片々（8）鯨学校」『千鳥巢』（20）
- 前田光彦 2009 「江戸時代庄内浜の寄鯨・流鯨」『山形県地域史研究』（34）
- 中園成生 2019 『日本捕鯨史 概説』古小烏舎
- 日吉フミコ 2000 「くじらの学校」（くまもとの女性史編さん委員会編『くまもとの女性史 本編』くまもと女性史研究会）
- 水俣市史編さん委員会編 1997 『新水俣市史 民俗・人物編』水俣市
- 宗像神社復興期成会編纂 1961 『宗像神社史』上巻、宗像神社復興期成会
- 山口麻太郎 1934 『壱岐島民俗誌』一誠社
- 山口麻太郎 1974 「平戸藩における流物・寄物の取り扱いについて」（和歌森太郎・谷川健一・鈴木棠三編『山口麻太郎著作集』3（歴史・民俗編）、佼成出版社、1974年：初出1949年）
- 山口麻太郎編 1958 『平戸藩法令規式集成 中巻』壱岐郷土史料刊行会
- 和歌山県史編さん委員会編 1984 『和歌山県史 近世史料五』和歌山県



## 水銀被害に関するオーラルヒストリー カナダ水俣病とアニシナベ先住民

森下 直紀

三重県立看護大学

カナダにおける水銀汚染は、1969年末に発見された。1962年から始まったその汚染は、カナダの主要産業の一つであるパルプ産業からのものだった。パルプの漂白に用いる塩素を製造する工程で大量の水銀が用いられ、イングリッシュ川に水銀が排出された。大陸を流れる河川の影響は広範囲に及び、少なくとも工場下流の百数十キロの河川の魚が魚食に適さない有機水銀を含有するようになった。イングリッシュ川に水銀を排出したドライデンにある国際的企業リード社の系列のドライデン化成工業の下流百キロ程にある、イングリッシュ川と接続するワビゲーン川沿岸に住む二つのアニシナベ先住民の集落、グラッシー・ナローズとヴァバシムーンは、この産業公害の影響を受けることになった。

本報告は、2017年2月22日に東京都町田市の和光大学ポプリホール鶴川で開催された和光大学地域連携研究センター主催の国際シンポジウム「カナダ・オジブエ先住民の水銀被害の歴史と現在：カナダの水俣病」の報告内容から、グラッシー・ナローズとヴァバシムーンの代表者の報告と質疑応答を、オーラルヒストリーとしてまとめ、カナダにおける水銀汚染の発覚以降のアニシナベ先住民の歴史として記録に残すものである。

グラッシー・ナローズとヴァバシムーンのアニシナベたちとの交流は、1975年に原田正純氏をはじめとする日本からの研究者がカナダに赴き、調査を行なったことから始まった。そして、水俣病患者や支援者との交流が開始され、現在も相互の交流が続いている。このシンポジウムに先立って、2017年2月18日および19日に熊本県熊本市および水俣市で開催された熊本学園大学水俣学研究センター主催の水俣病公式確認60年国際シンポジウム「カナダ先住民の水俣病と水銀汚染」が開催された。このシンポジウムも相互交流プログラムの一環として開催された。

シンポジウムに参加した、サイモン・フォビスター氏は、現地時間2019年8月5日に亡くなった。サイモン氏は、グラッシー・ナローズに最年少首長として選出され、のべ10年以上を首長として、水銀汚染問題をはじめとするアニシナベ先住民の地位回復と経済的自立に向けて尽力した。本報告が、サイモン氏の活動の一端を後世に残す一助となれば幸いである。

本稿を作成するにあたり、和光大学名誉教授ロバート・リケット氏の協力を得た。また、日本学術振興会科研費JP258709およびJP20K02121より研究助成を受けた。



シンポジウムの様子：(左から) サイモン・フォビスター首長、ルーシー・フォビスター、マービン・リー・マクドナルド

## 第一部 グラッシー・ナローズとヴァバシムーンからの報告

サイモン・フォビスター首長（グラッシー・ナローズ）

ここ数回のシンポジウムでは立っていましたが、最近膝の手術をしましたので、座ってお話しさせていただきます。敬愛する人々のいる美しい国に伺えて本当に光栄です。

[フォビスター首長はアニシナベ語で自己紹介し、それから英語で続ける。]<sup>1)</sup>

私はグラッシー・ナローズの首長、サイモン・フォビスターです。私は「オンタリオ州北西部の」グラッシー・ナローズ・コミュニティの出身です。名前の意味は「風に乗って遠くからやってきた英雄」です。私たちの文化では嵐を恐れない。なぜなら「雷鳥は、翼の下に教を携えてやってくる」からだ。時に人生の嵐は、私たちが知恵と知識において成長するための教訓を教えてくれる。

イングリッシュ・ワビゲン川の流域にあるグラッシー・ナローズとその下流の少し離れたところのヴァバシムーン [別名ホワイト・ドッグ] という私たちの二つのコミュニティは、1960～70年代以降、嵐のような苦難に見舞われました。その苦難というのは水銀汚染の問題です。河川の水銀汚染は健康被害だけでなく、私たちの経済生活を破壊しました。というのも、観光客の釣り人を案内したり、漁業を営んだりして、魚をとることが生活の糧になっていたからです。

寄宿学校にまだ行っていない若い頃、夏の間はバーニー・ラムさんの経営するボール・レイク・ロッジ<sup>2)</sup>で過ごしました。当時父はそこで釣り人たちのためのガイドの仕事をして



おりました。1970年だと思いますが、ロッジが閉鎖されて、父は仕事を失うことになりました。ガイドが頼っていた魚のすべてが汚染されていたからです。ロッジの経営者だったラムさんは、ガイドたちを危険な目に合わせたくなかったので、閉店したわけです。彼は、我々のリーダーや一般住民より川の汚染実態をよく知っていました。その原因は、上流のドライデンの化学工場が10トンという凄まじい量の水銀をワビグーン川に垂れ流したことにありました<sup>3), 4)</sup>。そしてまもなく、ラムさんは、オンタリオ州政府がドライデン製紙工場の稼働を認可した責任があるということで、政府を相手に損害賠償請求の訴訟を起こしたのです。そういった経緯があって、1970年にオンタリオ州政府がイングリッシュ・ワビグーン水系における漁業を禁止することによって、川に生きる私たちの大きな収入源が奪われました。

何が起きているのか私たちのほとんどは分からなかったのですが、私たちの指導者たちは少しずつ、そうした出来事が魚の水銀汚染によるものだと分かってきました。一つのきっかけはその頃、妻のルーシーの叔父さん、トマス・ストロングが若いのに、突然心臓発作で亡くなりました。[その後、遺体から高い水銀値が検出されたので]<sup>5)</sup>、多くの地域住民も工場による水銀公害が関係していると薄々気付きました。私たちはケノラ<sup>6)</sup>の裁判所へ抗議行動に出かけて、この水銀とは何か、人体にどのような影響を与えるものかという説明を要求しました。実は、そのときに一人の赤ちゃんが重い障害を持って生まれました。当然その両親はなぜ障害を持った赤ちゃんが生まれたのかを知りたがりました。その問いかけに対して返ってきたのは、地元の医者や州政府の役人の「それはアルコール中毒か、性感染症のせいだろう」という答えでした。つまり当局はその責任が親の生き方にあるという説明を持って問題をすり替えようとしたのです。

ちょうどその頃、1975年と思いますが、原田正純先生の調査団がカナダにお出でになり、そして私たちの健康状態を調べ始めたわけです。その結果は、検診を受けた人たちに水俣病、



ドライデン製紙工業に交渉に訪れたアニシナベたちと日本人支援者たち<sup>7)</sup>

つまり水銀による中毒の症状が診断されました。ですが、メディアがその結果を報じたら、オンタリオ州議員の一人は、調査団に「身勝手な旅芸人」というレッテルを貼ったのです。そして私たち若者組は刺激を受けて、先ほど森下先生が見せてくれた写真にあるように積極的に公害問題に立ち向かっていきました。

その写真の中に私はおりませんが、私の兄だとか妻の兄なども写っていました。そして私も当時若者だったから、やはり活動をやり始めました。1976年の私が21歳のとき、グラッシー・ナローズの首長に立候補して選ばれました。それで、首長として、行政当局に対して水銀問題の真実は何なのかを求めて被害者、政府関係者、原因企業などとの話し合いを提案しました。

[フォビスター首長のくしゃみ] カナダでは、「だれかに噂されるとくしゃみが出る」という諺がありますが、日本ではいかがでしょうか。そうですか。日本と一緒にですね。おそらく、今オンタリオの州政府関係者がなにか私の悪口を言っているのではないのでしょうか。[会場：笑い]

とにかく私たちは、カナダ連邦政府とオンタリオ州政府に働きかけて話し合いを行ないました。そして1978年12月15日にその合意書を取り交わすことができました。合意書は私たちのコミュニティをめぐるさまざまな問題の解決を図ったもので、その参加者のなかには原因企業やオンタリオ・ハイドロ [州設立の電力会社]<sup>8)</sup> という電力会社もありました<sup>9)</sup>。

その後、妻と私の間には、6年間に5人の男の子が生まれまして、子育てのためにしばらくは活動を休止しなければなりません。妻は公害による健康被害に立ち向かいながら子育てもして、大変な20年を過ごしました。この場を借りて改めて感謝の意を表したいです。そしてその後政治活動に復帰し、2002年に首長として再選されました。その20年の間は、私以外のリーダー、グラッシー・ナローズ とヴァバシムーンの首長と評議員のメンバーたちは、国および州政府と交渉して和解し、いくつかの協定を締結しました。

その主たる和解協定は1985年11月に合意されました。それは、水銀障害委員会というものの設立でした。州政府が地域経済を支えてきた製紙会社を庇ったので、我々はその原因企業の法的責任を追及できなくなりましたが、その代わりに政府自体が賠償責任を負うことになったわけです。そして1986年7月に、カナダ連邦議会とオンタリオ州議会は救済措置として水銀障害委員会の制定立法案を通過させました。同委員会では8つの症状を設定して、その1つ1つをポイント化しました。8つの症状全てが認められた場合 [8ポイント] には、州政府が毎月800カナダドルという補償額を支払いますが、最低点数の4症状 [4ポイント] の場合は、200カナダドルしか支出されないという内容のものです。なお4つの症状しか認められなくても、より多くの症状の認定を求めて被害者には交渉する余地があります。ですが、結果的に水銀障害委員会から補償金を受けられた人たちはあまり多くありません。たくさんの人びとが漁業で生業を立てていましたが、漁業者でなくても皆川の魚を食べていたわけで、症状が出ています。約90%が水銀被害の症状を持っているはずですが、実際に補償金を受けた申請者は約20%に過ぎませんでした。

そして最近になって国や州政府は、やっこの水銀障害委員会の運用規定を見直し、我々に対して説明責任を十分に果たして、より多くの被害者に補償金を認めるための改定作業の議論に前向きになりました。その作業は今始まったばかりです。来日する2週間前に、州政府の首相と会合を持ち、州政府が河川から水銀を取り除くことで合意しました。いうまでもなく私たちはそれを何年も前から待ち望んでいたし、強く要求してきたことなのですが、川をきれいにしてくれるという方針転換もまた、キリスト教団体、環境グループ、労働組合や多くの市民の応援による、広く活発な支援活動の成果です。そして来週、帰国後に私はトロントに出向いて、新法案を提出する州政府の閣僚に会う予定です<sup>10)</sup>。

ところが、最近になって分かったことですが、川の浄化と川底に蓄積されてきた水銀の除去作業を進める上で更なる難題が出てきました。旧工場が川に垂れ流した水銀の他にも、その近辺に水銀は漏れ出ていることが分かりました。1年以上前の新聞の速報記事によると、1972年に工場の日雇い労働者が穴を掘って防水シートを貼り、その中に50~60バレルの塩と混ぜ合わされた液体水銀を不法投棄したとのこと<sup>11)</sup>。オンタリオ州の環境・気候変動省と私たち側の科学者もその場所へ行き埋められた場所を探しています。州政府は、見つからなかったと既に発表していますが、私たちはその場所を探し続けています。

[ソア・アトキンヘッド（カナダ先住民権活動家）がコメント]

私たちと同行しているソア・アトキンヘッドさんが指摘してくださったのですが、『トロント・スター』の新聞記者二人が液体水銀を埋めた告白者の方にインタビューをして、地図の上にその捨て場をマークしてもらってから5日間かけて探し当てたそうです。ソアさんによると、科学者たちはその場所の土の水銀値が通常より4000倍以上高かったことを確認したそうです。ですがこの新たな汚染源が埋められた液体水銀によるものか、旧工場から周辺の土にしみ出たものなのかは現時点で定かではありません。

ところで、日本語通訳者の最相博子さんと私の話を補っていただけるソアさんがここにいるので大変心強いです。この場にアニシナベの通訳者がいれば、自分の母語でもう少し自由にお話が出来たのに残念です。[会場：笑い]

さて、オンタリオ州の首相を旧工場現場へ案内した時にアメリカから来た旧知の一流の科学者にも同行してもらいましたが、その時に首相が「この川は本当にきれいにできるでしょうか」と尋ねました。彼は、「他の地域ではうまくいきました。[汚染源さえ見つければ、]可能です」と答えたのです。他の例では、浄水場を設置することで、川から水銀を濾過してその毒性を中性化することに成功しているそうです。

これで私の話を終わります。私はコミュニティ・リーダーとして選ばれて、長年この問題に取り組んで来ました。そうした中、カナダだけではなく、日本にも強い味方が多くいて、私たちは大変感謝しております。特にカナダを何度も訪れていただいた原田先生と彼の率いた医師団がその道を切り開いてくださり、たくさんの研究成果も残してこられたわけです。こここのところにきてやっとなカナダ人やアメリカ人の科学者、医者もその信憑性の高い水俣研究の業績に頼るようになり、そのことから連邦政府もオンタリオ州政府も耳を傾け始めまし

た。何より大事なのは、政府関係者は水俣病が私たちのコミュニティの中に存在するという状態を認めざるをえなくなったということです。

河川を浄化することがようやく始まっているわけですが、あまり浮かれてはいけないところもあります。もし旧工場の周りの水銀汚染や川に蓄積してきた水銀を「浄化」「中性化」「封じ込め」ができて、それには相当な時間がかかります。汚染された魚が安全に食べられるようになり、漁業活動が再開するまでに長い歳月を必要とするからです。とはいえ、私たちの水俣の体験からの教訓の一つは、頑張ればその日が必ず来るという希望を持つということです。

最後に一言で締めくくりますが、私たちのコミュニティでは、3世代にわたって地域住民が水俣病を抱えてきており、それは生涯にわたる病気なので、今現在も水銀中毒に苦しみ喘いでいるし、将来においても病み苦しんでいくでしょう。水俣で起こった悲劇は、今も先住民のコミュニティ内で繰り返されています。これからもみなさんと一緒にこの戦いを成し遂げていきたいと願っています。ご清聴ありがとうございました。[会場：拍手]

ルーシー・フォビスター（グラッシー・ナローズ）

*Boozhoo!* [アニシナベ語で「こんにちは」] 私はグラッシー・ナローズから参りましたルーシー・フォビスターです。子どもの頃の話をしたと思います。私事ですが、それを通じて川の水系に捨てられた水銀というものが私たちの生活にどのような影響を与えてきたかということ想像していただけるかと思います。

私は子どもの時に母と一緒に魚を獲って売るという仕事に携わっておりました。その手伝いを4歳の頃から始めていました。

毎日母が釣ってきた魚を、捌いたりしていろんな形で売するための準備を手伝いました。そしてその捌いた魚は氷を入れた木箱の中に詰め込んだりしました。そしてそれを冷蔵庫のところまで持って行き、バイヤーが買いに来るまでそこに置いておきます。4歳の子供のことですから、大変な作業でした。それから数年後、私が9歳から10歳の間に、川に白い泡がブカブカ浮くようになり、なにか異変が起きていると気づきました。

兄と私は夏に川辺で遊んだり、泳いだりしていました。ある日、そのふわふわと浮いてきた白い泡を見た時、その一部を口に入れてみましたが、それが何かは分かりませんでした。そしてそれが積み上がったりして、悪臭もしました。軽く味わってみると、嫌な味だったので、母に聞きましたが、彼女にも分かりませんでした。私たちは当時、犬と猫を家で飼っていたのですが、生魚を餌にして与えていました。しばらくして特に猫に変な現象が現れてきました。歩き方がおかしくなって、猫なのにつまずいたり、そのうちに口から泡を吹き出したりするようになりました。私たちはその猫の様子を見て、魚の骨が喉に突っかったのだらうと思い、猫の口を開け中を覗きましたが、骨などが引っかかっている様子はありませんでした。そして猫は後にのたうち回ってひどく苦しんで死んでいきました。





子どもの頃の私は、脚のひどい火照りに悩まされていました。夜は痛みが特に酷かったです。私は何が起きているのかわからないから母に尋ねたのですが、母も何も分からなかった。とにかく少しでも痛みを和らげようということで、マッサージをしてくれたのですが、痛みは変わりませんでした。その頃すでに水銀の中毒ということで、いろいろなことが起きていたのですが、私たちは当時そのことについては何も知りませんでした。そして、その頃には魚が死んで川の表面にプカプカと浮かんでいるのをしばしば見るようになりました。水俣とも同じですね。

私たちは一体どうなっているかと思っていましたが、誰も水銀の話をしてくれませんでした。ですが、ある日、釣った魚をバイヤーに持って行ったら、バイヤーがもうこれ以上魚は買えないと言います。川の水に何か変なことが起きているからと説明されました。その後、ボール・レイク・ロッジが閉鎖され、観光客のための釣りガイドの仕事がなくなり、父が突然失業しました。その時点で収入の道は閉ざされたわけですから、どうやって子どもたちを養って、食べて行くかと母は悩みました。父は冬の間、罟を仕掛けて小さな動物を捕ってその皮を業者に売るといって仕事をしておりまして、なんとかそちらの方で私たちの生計を維持するという状態でした。

冬だったと思いますが、当時の首長が私たちを知らないコミュニティへ招き、そこである人物に会って欲しいと頼まれました。その人物とは行政の役人みたいな者で、ある紙切れを私たちに差し出して、それをお店に持って行けば食料品などを購入できると説明しました。それはどういうことかと言うと、社会福祉の担当者から社会福祉証明書をもって、政府の食料券で必要な買い物ができるとのことだったと思います。それがハドソンベイ・ストアまたは、ケノラの店でも使えると社会福祉の方は教えてくれました。それ以来、多くの人々が社会扶助を受けて生活しています。

水銀障害委員会が確か1986年に設置されました。同委員会は最初5人の住民に健康診断を行い、5人の毛髪が高い水銀濃度を示していることを発見しました。それにもかかわらず、一人も補償金をもらえる対象となりませんでした。その毛髪検査だけではだめで、神経内科のお医者さんたちに認定してもらわなければならないという条件だったからです。私の父は実はその5人のうちの1人でした。そして、父が補償金を受ける資格があると認定されたのは、それから30年後、今から10年前でした。父は他界してからもう2年が過ぎました。

私自身も水銀障害委員会にこれまで3回ほど申請しましたが、3度とも棄却されました。私の兄は2、3年前にやっと、その補償金を得られる対象となりました。私もめげずに来日する前に神経内科の先生にもう一度診てもらおう予約を取り付けました。さてどうなるものでしょうか。私のお話はこの辺で終わります。Miigwech [アニシナベ語で挨拶]

マーヴィン・リー・マクドナルド（ヴァバシムーン）

[アニシナベ語で挨拶]

[最相（通訳）：ソアさん、今の話を訳してくれませんか。]

ソア：アニシナベ語はそんなにできなくて全然分からなかったです。（会場：笑い）

今話したのはすべてアニシナベ語です。私の名前はリトル・ウルフと言います。カリブーという氏族の出身です。私はカナダのオンタリオ州にあるホワイト・ドッグから来ました。アニシナベ族の1人として、ホワイト・ドッグが属するヴァバシムーンの代表としてまいりました。この美しい国に来たのは初めてです。私のコミュニティの首長が長い飛行機移動には耐えられないということで、来日できなかったのですが、皆さんにくれぐれもよろしくと言っておりました。首長の代わりに来るようにと頼まれました時は、「冗談でしょ」と思いましたが、結局、今日、皆さんの前に立つことになりました。

日本に来たのが2月15日だったと思いますが、カナダと東京の時差は15時間あるので、はっきりしませんが、とにかく日本について東京で一晩か二晩いて、それから熊本へと羽田から飛んで行ったわけですが、羽田から熊本への便に乗っている途中に、末娘が私の8番目の孫を出産しました。[会場：拍手] 孫は女の子ですが、カナダに帰って初対面する時に、既に生後10日の赤ちゃんになります。

日本のいろんなところを見てからやっと水俣に辿り着きました。「水俣」とか「水俣病」という言葉は、若かった頃から耳にしていた言葉です。水俣では先生方が、水俣病の患者たちに引き合わせてくださったのですが、私たちのコミュニティでも現れている症状が、水俣のそれと同様なものであることを自分の目で確認できました。いろんな方々にお会いして、そのたびにお一人お一人と握手を交わしてまいりました。そして、食事後の懇親会では、そこに参加してくださったみなさんに、水俣の人たちと共闘し、お互いに協力し合いたいという気持ちを伝えておきました。

簡単に私たちはどういう人間なのかということをお話したいと思います。大昔から私たちの伝統的な呼び方はアニシナベですが、これまで「インディアン」とか「ネイティブ」とか「アボリジニ」や「ファースト・ネーション」と呼ばれたりして、近年だと「インディジェナス [先住という意味]」と形容されてきました。私たち自身はアニシナベ族と自称します。親の世代と同じようにヴァバシムーンで私はずっと狩猟、仕掛け罠猟や釣りなどで採れたものに頼って家族を支えてきたのですが、10年前までは夏にフィッシング・ガイドもやっていました。釣りにやって来るアメリカ人の観光客をいい魚がとれる場所へ案内したりしていました。これまでの生活は、我々の民族の培ってきた伝統的な暮らしぶりをしておりました。例えば、魚を釣ったりヘラジカを捕まえたり、[湿地に自生する] ワイルドライスを収穫することで生存してきました。

もっと昔に遡ると、私たちは広大なカナダで季節の移り変わりに従って夏と冬に移動しな



がら自由な暮らしぶりを営む狩猟収集の民族だったのですが、私たちは1873年にカナダ政府と「第三条約」なるものを交わしました。結果的にその3年後、私たちは狭い保留地に移住させられました。アニシナベ語でその土地を、*ishkoniganan*「荒地」と呼んでいます。

1900年代当初から政府が寄宿学校という制度を設立して、私たちに英語という異質な言葉を押し付けました。実はこの寄宿学校はアニシナベの子どもたちを、自らのコミュニティから引き離し、アニシナベの言葉と伝統文化を子どもたちから奪うために作られたものです。この寄宿学校がようやく閉鎖されたのが、100年後の1996年でした。

私のコミュニティにもやはり、水俣病に侵されている人々がたくさんいます。先程申しました私の末娘は、実は12歳のときにはもう水銀中毒ということで、水銀障害委員会から認定されて補償金を受け取っています。私の母も同様に補償金を受け取っています。私は1962年の生まれですが、製紙工場が水銀をワビグーン川に流し始めた年なのです。私自身は水俣病を持っていないとカナダのお医者さんに言われています。本当にそうだといいのですが、少し不安ですね。カナダに水俣から何度も行き来していただいています。数年後、次の調査団が私たちのコミュニティを訪ねることになっていると聞きました。大変感謝しております。次回調査に出来る限りお手伝いしたいと伝えておきました。私はヴァバシムーンの資源情報係を勤めていますが、今回の来日での水俣の経験を踏まえ、水銀問題に取り組んでいきたいと思えます。次回の水俣調査団のカナダ訪問を楽しみにしています。

資源情報係として私は、首長と評議会のもとで、木々、岩、水系などの天然資源と生き物の管理を担当しています。最も意欲的に取り組んでいるのは絶滅危惧種の問題です。また、子どもたちがアニシナベ族の伝統文化と言葉を取り戻すよう努力しています。先ほど話した寄宿学校に子供時代通わされたここ2～3世代のアニシナベたちは、母語や伝統文化を失いました。言語文化や伝統的な生活様式に接して広大な大地の恵みによって生きることをもう一度体験してほしいと思っています。

1970年頃、政府は漁業に警鐘を鳴らしたのですが、それが私たちの生活に大きな影響を与えました。それまでは、ほとんどの家族が魚を獲って売るという生業で、漁業と釣りのガイドという仕事は一番の収入源でした。私たちが副食として採っていたヘラジカやワイルドライスもきれいな水を必要としたので、水銀の垂れ流しは伝統的な食文化に大きな変化をもたらした。一方、政府は観光客のキャンプとスポーツ・フィッシングの再開を促しましたが、私たちは今に至っても川の魚の販売は禁じられています。それでも、私たちの家族は長年その魚を食べ続けてきましたし、これからも食べるつもりです。水銀公害の問題が日本とカナダの医療研究者の注目を引いているので、政府当局は河川から水銀を取り除いてきれいにするようになるでしょう。そうすれば、いつか私たちは安全な魚を食べることもでき、健康を害する恐れのない暮らしを営むようになるでしょう。

今日ここに至るまで、花田先生はじめ、森下先生、最首悟先生や通訳者の最相さんにもお世話になりました。このシンポジウムを企画してくださった皆さんに、そして今日ここに集い、私たちの話を聴きにきてくださった皆さまに心からの感謝の意を表したいと思

ます。[会場：拍手]

## 第二部 質疑応答

質問者A：カナダから来られた方々、本当に長旅お疲れ様です。まず確認したいのですが、水銀障害委員会で補償金を受け取られた人の位置づけはどのようなものでしょうか。また、その補償制度というのは、何らかの例えば法的根拠を持った制度として今成り立っているのでしょうか。そして、それは政府と企業と住民との和解ということのできた制度という理解で良いでしょうか。

サイモン・フォビスター首長：1978年12月15日に取り交わされた政府との合意書 [Memorandum of Understanding] は、連邦政府が昔から実施してきた強制移住政策に関する諸問題の解決に向けて、被害者、政府関係者、原因企業などによる話し合いの結果を確定したものです。その問題として、例えば、連邦政府が何かの都合で先住民を従来の保留地から他の保留地や収容所みたいなところへ移住させたりしたものです。もう一つのテーマは、行政側が保留地の洪水を引き起こしたという問題です。[1906年以降] オンタリオ州政府が水力発電会社 [オンタリオ・ハイドロ] という政府系企業を設立してあちこちの水系にダム建設を行ないました。それぞれのダムは多くの保留地に浸水被害をもたらしました。特に1958年に [ヴァバシムーンの] ワン・マン・レークという保留地が浸水して、家ごと何もかも流されていったという人災が起きました。その時、湖畔に位置していた墓地が浸食され、棺の一部も流されてしまいました。その後、ホワイト・ドッグの保留地に移住させられてしまいましたが、それ自体未解決の大問題です。グラッシー・ナローズも同様に浸水被害を受けましたが、私たちの場合は補償金が州政府ではなくて、水力発電会社によって支払われました。そういった事情で、オンタリオ・ハイドロが交渉のテーブルに着きました。

他にオンタリオ政府が交渉に参加させたのは、水銀を川に流したドライデン化成工業でした。ドライデン化成工業はリード社の系列会社です。そして、我々の二つのコミュニティは共同で親会社のリード製紙工業 [リード社の子会社] を相手にして賠償請求訴訟を起こして裁判で争ったのです。リード製紙工業は、1979年にドライデン製紙工業をグレイト・レイクス製紙工業に売り渡すことにしました。私たちが訴訟を起こしていたので、リード製紙工業は、法律上の定めによって私たちとの争いを企業の会計帳簿で債務として報告しなければならなかったのです。ところが州政府は、製紙工場が地域経済に必要だと考えたのです。工場の閉鎖を避けるために政府は調停者としてグレイト・レイクス製紙工業に買収計画を促しながら、被害者の賠償を引き受けることを提案しました。結局1985年に、州政府は1,670万カナダドルを補償として被害者に支給することを決めました。

リード製紙工業、グレイト・レイクス製紙工業、オンタリオ州政府の三者と私たちは、この和解を内密にして部外者の誰にも話さないことに合意しなければなりませんでした。しか

し、州政府と両会社の三者だけの密話を、内部告発者が明かしてくれました。その内容は、州政府が補償金の一部を両会社にも付与するつもりだったということです。私たちの指導者は早速、政府に対して補償金の全額がヴァバシムーンとグラッシー・ナローズに支払われるものだと主張をしました。その結果、両コミュニティに800万カナダドルずつ分けられました。州政府が、その補償金を払った理由は、オンタリオ州の水銀被害の責任を果たすためではなく、原因会社の売却を円滑に行なうためでした。その結果、私たちは裁判を取り下げることにいたしました。結局そういう形で、ドライデン製紙工業はグレイト・レイクス製紙工業に売られたわけですから、グレイト・レイクスという新しいオーナーには水銀被害の法的責任がなく、リード製紙工業とドライデン化成工業が起こした問題に対して知らん顔をしました。実質的に州政府は、リード製紙工業とグレイト・レイクス製紙工業の水銀汚染問題に対する法的責任を免除して自らそれを請け負い、両社の買収計画の実現を可能にしたわけです。

和解協定の一つとして、1986年7月に連邦・州両政府が水銀障害委員会〔とその管轄下にある水銀障害ファンド〕の設置に関する法律を制定しました。その委員会が設立された時にも、州政府は原因企業の責任を新たに免除しています。ファンドの仕組みとは、次のようなものでした。州政府はまず500万カナダドルを積み立てました。それを基に水銀障害委員会は先述のようにポイント制度に沿って水銀被害者に補償金を案分しますが、ファンドの残高が40万ドルに低下した時点で、州政府にはその総額を500万ドルの上限に戻す義務があります。現時点では、州政府はその義務を果たし続けています。水銀障害委員会は、独立した機関で、4ポイント以上の障害が認定される被害者に対して補償金を付与するという任務を持っています。例えば、先に述べたように4ポイントに相当する支払額は月に200カナダドルです。

要するに、1978年の合意書は、水銀被害だけではなくて、洪水や居留地の移転等々、さまざまな問題をめぐる和解協定を生み出したものです。これまで水銀障害委員会が繰り出した総額は2,200万カナダドルです。これは州政府が補償金として払ってきたものですが、このシステムは被害者にとって有用ではないという問題があります。例えば、先にも述べましたが、私たちの90%は子どもの頃に水銀被害を受けていますが、実際に補償金をもらう者は20%に過ぎません。そのため私は連邦・州両政府の代表者と同じテーブルに着いて、水銀障害委員会の機能改善について近く話し合うことになっています。今始まったばかりの取り組みです。実は私の隣に座っているルーシーとマーヴィンは先ほどお話にもあったように、子どものときに水銀被害を受けましたが、補償金を受けることがなかったのです。妻のルーシーは3回も申請を却下されました。私自身も検診を受けましたが、今まで水銀障害委員会に申請していません。なぜならば、同委員会の運用の在り方に疑問を持っているからです。ヴァバシムーンの方は1978年の合意書に沿って、コミュニティ全体として洪水被害の賠償金を少し受けとったかと思いますが、妥当かどうかは別の話です。グラッシー・ナローズでは、そのようなコミュニティに対する総合賠償は行われておりません。だからこそ、これから訴

訟を起こしたりして政治的にも闘う必要があります。さて長い話でした。何人かの方には眠たい時間になったかもしれません。[会場：笑い]

質問者A：2点だけ質問させてください。その基金による補償というのはヴァバシムーンとグラッシー・ナローズ以外の地域の人たちにも適応されているのか、という点と、その症状を拾う検診、医者はどうな人がやっているのかという、この2点確認させてもらっていいですか。

サイモン・フォビスター首長：一つ目の質問ですが、実はドライデン工場にあった水銀の吐口に我々より近いもう1つの犠牲になったクワイベルという小さな集落があります。クワイベルは、カナディアン・ナショナル鉄道の蒸気機関に木材、石炭、水などを提供したり、保線区内に整備労働者を供給したりしていました。その住民がワビグーン川の魚を食べていて、水銀中毒の症状が出てきました。クワイベルの代表も1978年の話し合いの場に呼ばれていたのですが、結局参加しなかったので、補償も受けられませんでした。したがって、水銀障害委員会の補償の対象になったのは、ヴァバシムーンとグラッシー・ナローズだけです。

2番目の質問ですが、実は水銀被害の検診のために、水銀障害委員会は神経内科の医者を雇っています。その医者が「コミュニティ内の」クリニックへ来て診断をするのですが、あまり信頼がおけません。日本から来られる先生のように徹底的な検査を行わないのです。足の反射作用だけを簡単に診て、それによって水銀被害があるかないかその場で決めてしまうのです。

最近、私たちのコミュニティの評議員の一人が、委員会の雇った神経内科の医者に診てもらったのですが、その医者は足をこちょこちょっとくすぐったくらいで「あなたにはなんの悪影響もないよ」と診断を下しました。評議員は、「なぜ日本の先生みたいに詳しく調べてくれないのか」と尋ねたら、その医者は怒って「もう帰りなさい。出ていきなさい」と言い放ったのです。

質問者B：このシンポジウムの題名に「オジブエ先住民」って言葉が入っていて、ご自身たちはアニシナベと名乗られています。権利の回復に関わる先住民の呼び方や地名の見直しとかかわりがあるのでしょうか。それから水銀問題に関して全体的に少し状況が良くなっていると理解してよかったのかどうか、この2点確認させてください。

ルーシー・フォビスター：オジブエというのは言語の総称です。私たちは自分たちのことをアニシナベ人という呼び方をしています。

サイモン・フォビスター首長：まず、ルーシーが指摘したように、私たちはアニシナベと自称しています。ご存知のようにカナダではさまざまな種族が存在しており、各々が固有の呼

び名を持っています。私たちの祖先は、ヨーロッパ人の到来以前にカナダとアメリカの東海岸からロッキー山脈までという広大な領土に住む大きな種族でした。

しかし、今大事なことは、私たちの権利を取り戻すことです。今日になって、私たちを「先住民族 (indigenous people)」と呼びはじめたのは、国連が2007年に採択した先住民族の権利に関する国際連合宣言のためです。私たちはその宣言を基にして、国連が保証する権利を回復する運動に取り組んでいます。しかしながら、カナダとアメリカは、もともとその宣言の採択に後ろ向きでした。両国が先住民の諸権利を認めたら、かつてヨーロッパの植民地主義が奪った領土と資源の一部を我々のコミュニティに返すことになるからでしょう。ヨーロッパ人は先住民の広大な土地を強奪し、狭い荒地からなる保留地の範囲内に拘束してきました。おとなしくそこに延々と暮らせばいいと考えています。その窮地に立たされて生きるというのは私たちの歴史的体験だし、その状態が未だに続いています。2015年にジャスティン・トルドーがカナダの首相になったその翌年、国連の先住民族の権利宣言を受け入れて国内法に組み入れると約束しましたが、いろいろな問題は山積みになっているので、具体的にどうなるかはまだ見えてきません。

最後のコメントになります。カナダ連邦政府は徐々に先住民の諸権利を認めていこうとしていますが、本格的な問題が出てきています。国連の宣言によると、先住民の領域における経済開発に関しては先住民自身が合意をしないと実現できないとなっていますが、その点でさまざまな困難が生じています。例えば、一部の種族は「このような大規模の工業化は望ましくはない」と判断しています。ところが、大手企業と政府関係者が力を合わせて開発事業を押し進めると、普通誰が勝つと思いますか。そのような難点は多々あります。

#### 注

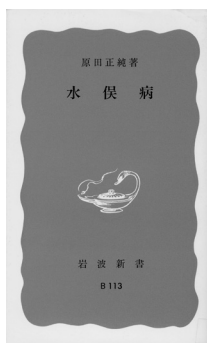
- 1) 括弧内および脚注は、主張を明確にするために編集者が追加したものである。
- 2) ボール・レイク・ロッジはグラッシー・ナローズの北に位置していた。グラッシー・ナローズはイングリッシュ川とワビゲーン川の合流地点にある。
- 3) ドライデン化成工業は、リード社の系列企業のドライデン製紙工業が所有する水銀陰極塩素アルカリ工場、グラッシー・ナローズの南東約130キロのワビゲーン川沿いのドライデンの町で操業していた。この工場では、隣接するリード社のパルプ・製紙工場で漂白剤として使用する塩素やその他の化学薬品を生産していた。詳細はShkilnyk, Anastasia, 1977, *A Poison Stronger than Love: The Destruction of an Ojibwa Community*, Yale Univ. Press, p.189.
- 4) カナダ政府とオンタリオ州政府は、1962年から1970年の間に20,000ポンド (10トン) の水銀が河川水系に流出したと主張したが、初期の調査報告書では流出したのは1962年から1975年の間とされていた。河川に投棄された量は政府の推定通りとされている。しかし、製造過程では40,000ポンド (20トン) の水銀が失われており、紛失した10トンの水銀が適切に処理されたかどうかについては現在も明確になっていない (Shkilnyk, 同書, pp.189-91)。
- 5) トマス・ストロング (42歳) の体内には安全レベルの10倍の水銀が検出されたという。"Inquest on Indian Promised," *Globe & Mail*, December 12, 1972.
- 6) ケノラは、オンタリオ州の行政単位であるケノラ地区の州都であり、グラッシー・ナローズとヴァ

バシムーンのコミュニティが属している。ケノラはグラッシー・ナローズの南西約80キロに位置する。

- 7) 写真は伊東紀美代（ほたるの家）提供。宇井によると、撮影日は1975年9月23日。宇井純 1975 「水俣病とカナダ・インディアン——住民と住民を結ぶ旅」『展望』8、pp.57-70
- 8) 1958年、オンタリオ水力発電公社（現オンタリオ・ハイドロ社）がイングリッシュ・リバーにダムを建設した際、グラッシー・ナローズとヴァバシムーン・コミュニティが浸水した。その結果、先住民族住民は移転を余儀なくされ、伝統的な土地の一部を失った。
- 9) 覚書の第6節には、この協定で扱われる問題が簡潔にまとめられている。「解決されるべき問題は、特に以下のことに直接的または間接的に起因する、当該保留地の住民の健康、経済的、社会的、文化的、環境的福利への悪影響に関するものである：(i) 保留地に影響を及ぼす人為的な水位の上下 (ii) 保留地および非保留地の土地の浸水 (iii) 保留地および／またはその住民の移転 (iv) 保留地に影響を及ぼす環境の汚染。Cosway, Sylvia, 2001, "The Grassy Narrows and Islington Band Mercury Disability Board : A Historical Report 1986-2001," The Grassy Narrows and Islington Band Mercury Disability Board.
- 10) 2017年12月14日、オンタリオ州政府のイングリッシュ＝ワビグーン河川修復基金法が施行された。これは8,500万カナダドルの信託基金を積み立て、イングリッシュ＝ワビグーン川修復委員会によって運用される。この委員会は、グラッシー・ナローズ、ヴァバシムーン、オンタリオ州政府の代表者が構成する。水銀汚染の影響を受けている他の3つの先住民コミュニティも参加権を有している。Government of Ontario, *2019-2020 Panel Annual Report on English and Wabigoon Rivers Remediation Trust*, July 22, 2020.
- 11) このスキャンダルを暴露した作業員は、45年間沈黙を保っていたが、彼自身が健康上の問題を抱え、インターネットでグラッシー・ナローズの水銀汚染が継続的な問題であることを知り、メディアに連絡を取った。また、政府は1980年以来、イングリッシュ＝ワビグーン川の水銀検査を行っていないことを記者団に認めている。Jayme Poissons, David Bruser, "Province ignores information about possible mercury dumping ground: Star investigation," *The Star*, June 20, 2016.



## 書評



## 岩波新書『水俣病』（原田正純著） を再読する

『見えていたもの、見えていなかったもの』

岩波新書、1972年

評者 高峰 武

熊本学園大学特命教授

大河の一滴、という言葉がある。

どんな大河も一滴から始まる、という意味の寓意であるが、熊本地裁の水俣病一次訴訟判決（1973年）からちょうど50年になる2023年、原田正純著の岩波新書『水俣病』（1972年刊）を再読し、あらためてその感を強くした。2023年時点の私たちの手元には、写真では桑原史成の『水俣病』（1965年 三一書房）があり、書籍では宇井純の『公害の政治学』（1968年三省堂）、石牟礼道子の『苦海浄土 わが水俣病』（1969年 講談社）があり、記録では水俣病を告発する会の機関誌「告発」の創刊号が1969年6月25日に出され、映画では土本典昭「水俣 — 患者さんとその世界」（1971年）があるといった具合。昭和で言えば、それぞれ40年から47年にかけての仕事である。

この時期、水俣病事件は大きく動いた。第二の水俣病である新潟水俣病の確認（1965年）、政府による統一見解、いわゆる公害認定（1968年）、水俣病患者家庭互助会の分裂と訴訟派によるチツソを相手にした裁判の提起（1969年）、環境庁の発足（1971年）、そして同庁による、水俣病の認定にあたっては「否定できない場合は認定」とする事務次官通知（同）とたて続く時期。いわば事件の沸騰期のような動きの中で、上記の作品、記録は水俣病の意味するところを“等身大”で今に伝える貴重なものである。

中でも今回再読する岩波新書『水俣病』は現在51刷という息の長い書物となり、水俣病問題の「入門書」的な読まれ方をしているものだが、原田は執筆当時38歳で、熊本大学体質医学研究所の助教授。恐らく水俣病に関する初めてのまとまった著作だったと思われる。筆者の手元にあるのは1972年11月22日、第1刷発行の奥付のあるもので、発売とともに買い、ずっと手元に置いていたものだ。

本稿は一人の精神科医が未曾有の事件に出合い、何を見、何を感じ、何を学んでいったかを見ていくものだが、そこでは原田が見た世界の深さをあらためて再認識するとともに、当然のこととして、時代の制約というか、原田が見えていなかったことを見ることにもなったのである。以下、ページを追いながら紹介する。

## 出会い

「私が水俣病とはじめてかかわり合いをもったのは、昭和三十五年である」。こんな言葉で始まる「はじめに」には、前年の1959（昭和34）年にNHKテレビ「日本の素顔」で水俣病患者のフィルムを見てショックを受けた原田が、希望した熊本大学医学部神経精神科の教授・宮川九平太のところで勉強を始めたのは1960（昭和35）年だった、とある。宮川は水俣病の原因について1人、「タリウム説」を主張、原田の仕事は実験に使う動物の餌やりが日課だった。ところが宮川は同年9月、急死。「水俣病は最後までやれよ」が遺言となった。そして東京・松沢病院から立津政順が教授として赴任する。現場で患者を見たいという立津のお供として、水俣市湯堂の公民館で診察したのが原田の初めての患者との出会いだった。立津は生活の場での徹底した診察がモットー。原田の晩年まで変わらなかった診察姿勢は「立津先生から叩き込まれたんですよ」と筆者に語った原田だが、一度、こんな話を聞かせてくれたことがある。「これから患者を見に行こう、と先生が突然言うんですよ。先生、今日は大晦日ですから迷惑ですよ、と言ったら『それなら患者が皆そろっているからかえって好都合だ』と。そんなこともありました」

本文のスタートは「I 水俣病の発生」である。

ここでは、事件が水面上に浮上するきっかけともなったチッソ附属病院への2人の幼い姉妹の入院から書き始められ、水俣市の奇病対策委員会発足などが紹介されているが、ここで原田のまなざしは『「正式発見」以前の患者たち』に向けられている。チッソ附属病院長細川一らの調査で「奇病発生」は1954（昭和29）年までさかのぼれたが、当時、他の病名で死亡していたことが書かれた例には事欠かなかった。無理からぬ面もあるのだろうが、原田はここで自戒を込めて書いている。「病気を診断するにあたっては、その背景をも見通す洞察力がいかに必要かを感じさせられる」

筆者が時折、読み返すものがある。

それは「一葉の投書」と題された短い文章である。執筆者は松本芳医師。水俣市陣内の開業医。「S30年10月第二火曜日 水俣保健所に於て」と書き出された文章は水俣保健所長の伊藤蓮雄氏に呼ばれた際、一通のはがきを渡され、「心当たりはありませんか」と問われた、で始まる。見ると裏面に「百間地方に変な病気がはやって居ますので調査をお願いします」とあった。百間はチッソの排水口がある場所だ。会議が終わった帰り道、同行する細川に「私は、いま、脳梅毒の様で脳梅毒でない患者があります」と話すと、細川も「実は私も7人の変な患者を入院させて、数日前、勝木教授（筆者注＝熊本大学）に診て頂いたがそのうち男子一人が間もなく亡くなりました」と話され、「変ですね」「これから、連絡情報を密にしましょう」と約してお別れした、とある。「公式確認の8ヶ月前、投書の形をとり、地域住民の叫びともとれる一葉の声は、地域住民の健康管理、環境衛生、並びに、疾病治療の責めを負う学術団体たる地域医師会の吾々会員に対する警鐘と、反省への大いなる鉄槌であった、と今尚、受けとめている」

1982（昭和57）年8月発行の『水俣市芦北郡医師会史』から引いた。水俣病公式確認前の話ではあるが、70年近くになろうとする水俣病をめぐる医学を振り返ってみれば、松本の最初の反省をどれほど生かし切ったのだろうか、という疑問がどうしても湧いてしまうのだ。もちろん、時代も状況も大きく異なるということを知しつつも、「地域住民の叫びともとれる一葉の声」に「反省と鉄槌」とを感じるという一開業医の受け止めは、その後医学界の中で実態解明と患者救済にどう持続し、どう血肉化されたのか。現在に至る認定基準をめぐる現実の動きなどをみるにつけ、疑問は深まりこそすれ、薄まることはない。

この本書のIで、原田が強調していることは重要である。

それはこんな指摘だ。昭和30年代の前半、保健所やチッソ附属病院、地元医師会などで「患者発掘」の努力が続けられるのだが、その方法は「開業医を手掛かりにして、検診によって、その家族の聞き込み調査から患者を洗っていった」というものであった。原田は書く。「これは患者発見には優れた仕事」だが、「いったいこの水銀に汚染された地区の住民全体に、どのような健康障害が実際に起こっているかという集団としてのとらえ方が欠落したことは、あとに大きな問題を残すことになった」。いわゆる疫学の不在である。現在に至るまで不知火海一帯の健康調査は実施されたことはない。地域全体に大きな網をかぶせて調べ、その結果を他地区と比べる調査の不在は、公式確認時から存在していたのである。

原田はこの章で、ある重要な言葉を紹介している。チッソ附属病院長の細川の言葉である。「公害においては、救済よりも、防止の方がはるかに重要な仕事である」。2人の姉妹の入院を契機に水俣病を「発見」し、その後は猫400号実験で原因はチッソの工場排水と突き止め、最後は患者が起こした水俣病一次訴訟の臨床尋問でチッソを告発した細川の、身を切り刻むような経験の中から生まれた言葉であろう。「救済より防止が大事」。私たちが忘れてはならない言葉である。裏返せば、起きてからでは遅い、という警告である。

この章に付けられた写真も興味深い。患者の中心性視野狭窄の写真だが、Aは発病当時で、見えているのは小さな点に過ぎない。これに比べBの写真とは言えば、見える範囲がぐんと広がっているのだ。説明には「田○義○の場合」とあるが、患者の田上義春であることは容易に分かる。視野狭窄が回復したケースは教科書にはないことらしいが、実際、田上はこんなふうに戻ったのである。懸命なりハビリの結果というが、よほど印象に残ったのだろう、原田が生前、さまざまところで紹介した話である。

「II 原因物質を追う」では、1956年に始まった原因物質を追いかける過程が詳述されるが、筆者が持つ疑問の一つは、工学部や理学部を擁する総合大学としての熊本大学で、各部を含めた総合的な研究班が組織されておれば、原因究明は随分違ったものになったのでないか、ということだ。実際、一部では理学部などの研究者の参加もあったが、多くは医学部内で、しかも講座ごとに縦割りで原因究明を競い合っていた。

「III 水銀をつきとめる」にも関連することだが、当初の研究班の中にはこんな声もあった。「水銀などそんな高いものを、まさか海に捨てるわけがない」という先入観から、水銀をリストからはずすことになった」とは、原田が紹介する研究班の公衆衛生学教授・喜田村正次

の回顧である。しかし、現実には「高価な水銀」は捨てられていたものであり、利潤追求という企業論理がいかに強烈なものであるかを逆に証明していると見るべきだろう。さらに言えば、アセトアルデヒド製造工程で水銀を使用するのは工学系の関係者には常識的なことで、その後の熊本大学工学部の入口紀男名誉教授の調査によると、その過程で有機水銀が発生することを記した文献は熊本大学をはじめとする各研究機関には既にあった、という。

## 子どもたちの異常

1959年は水俣病事件が大きく動いた年だ。熊本大学研究班による有機水銀説発表、漁業補償、チッソによる排水浄化施設・サイクレーターの完成、チッソと患者との見舞金契約の締結などがあり、これ以後、水俣病問題は水面下に深く沈んだ。

「Ⅳ 胎児性水俣病」で原田はこう書いている。「臨床的にも、水俣病患者はもう発生していないと考えられた。残る問題は、昭和三十三年ごろから細川院長や長野教授（小児科）、喜田村教授（公衆衛生）、入鹿山教授が目撃していた、脳性小児麻痺の子どもが多発しているという問題のみである、と一般的には受け取られていた。私がはじめて水俣を訪れたのはそのような背景のなかであった（昭和三十六年七月）。すなわち激しい緊張のあとの、なかだるみの時期と言えよう」

実際は、患者の発生は続き、サイクレーターは水銀除去には役に立たず、本来の意味での補償問題は棚上げされたままだったのだが、それはもう少し後になって顕在化することである。

1961（昭和36）年8月、水俣湾の明神崎に原田は寝たきり患者の診察に行った。往診を済ませた家の隣に、「一目で異常が分かる」2人の少年が遊んでいた。しばらくして母親が帰ってきたので、2人のことを聞くと、「兄は水俣病です。下の子は水俣病じゃなく脳性小児麻痺です」と答えた。そしてこう続けた。「（下の子は）魚を食べておらんです。生まれつきです」

母親は「この年に生れた子どもは、ほかにもこんな子どもがたくさんいるとです。うちのいとこのところもです」と具体的な地名を挙げて話した。原田は書いている。「驚くべきことをきわめて淡々と話した。これには私たちはひどくショックを受けた」

水俣病は汚染された魚介類を多食して起こる中毒性疾患である。魚を食べていないとするこの子どもたちは診断基準に当てはまらない…。原田の胎児性水俣病との直接的な出会いであった。

話は少し外れるが、ある時、筆者はある臨床医に笑われたことがある。「原田先生のやり方が珍しいんですよ」。話は医師が行う診察の場面に及んだ時のことだった。原田は熊本から水俣に通い、患者の自宅で診察していたということをよく聞いていたので、そのことを話題にしたところ、その臨床医はこう言うのである。「医師は普通、診察室で患者を診るものなんです。病院がそうでしょう。だから医師が出向くというのは珍しいんです」。確かに言われればそうである。医師は患者を診察室で診るものだ。民間病院であれ、大学病院であ

れ事情は変わらない。

熊本大学のそのころの現地調査は、水俣市に調査をしたいと申し込むと、市の担当者が患者を市立病院や公民館に集めてくれていたのである。しかしそのやり方だと、先ほどの2人の兄弟のうち、兄は病院に診察に来るのだが、弟の方は自宅に1人残されるのである。となると、弟の診察はできないままで、何よりその存在すら分からないことになってしまう恐れすらある。

原田の往診という方法は「能率はきわめて悪かった」が、原田に見えないものを見せてくれることになった。しかし最初のうち患者から出て来たのは強い「不信」の言葉であり、「怨み」の言葉であった。そして原田は気付くのである。これらはこれまでの医師側の「診てやる」という姿勢が生んだものでもあった、と。

こうして原田は胎児性水俣病についての初めての統一的、網羅的な論文をまとめていくことになっていくのだが、胎児性水俣病をめぐる往診の話は、患者の実態をいかに見落とさずに行くことができるかを考える時、極めて示唆的な例であろう。

1962（昭和37）年、チッソが組合に提案した「安定賃金」をめぐる労組が分裂、水俣市民も、提案に反対する第一組合支持派と新しくできた新労支持派に真っ二つに分かれる。市民の分裂では、水俣病よりこちらの方がより深刻だったという指摘もあるほどだが、この争議の余波とも言うべき事態で原田がとった行動がいかに原田らしかった。原田は往診に行く先々に組合のピケ小屋があったことから、その度にいぶかしがられたのだ。このため原田は初めから首に聴診器を下げて診察に回ったのだという。こういう憎めないところもあるのが原田だった。

### 三池に学ぶ

原田と言えば水俣病研究が浮かぶが、実は精神科医として他疾患と向き合ったことがまた水俣病への理解を深めることにもつながっていた。好例が福岡県大牟田市で起きた一酸化炭素中毒である。

1963（昭和38）年11月9日。三井三池三川鉱で起きた炭じん爆発で、入坑者1,403人のうち救出前の死亡者は450人を数え、救出された者の多くが一酸化炭素中毒に罹患した。熊本大学、久留米大学、九州大学の3大学から救急班が現地に駆け付けた。原田も後遺症が表面化した12月に現地に行くのだが、そこで見たのは、教科書とはあまりにかけ離れた現実であった。ここで原田らは気付くのである。「実態把握の中からしか一酸化炭素中毒の症候学は生まれてこない」と。

原田は1965（昭和40）年の筑豊・山野鉱の事故でも緊急連絡を受けて応援に駆け付けたのだが、ここではガス爆発で273人が死亡していた。これらの事故の中で、合理化の実態と労災補償の矛盾を知ることになる。それは原田らが一酸化炭素中毒後遺症100人について9年間にわたる長期の追跡調査をやった結果から教えられたものであった。筆者もその原田らの

追跡調査について新聞社の記者時代に取材し報道した経験があるが、その追跡調査はこれまでに例がない貴重な報告であった。原田は明快に書いている。「ほかのどこよりも詳細に、しかも長期にわたって後遺症を追跡できた点で、学問的にも社会的にも非常に意味があると思う。よそのところに後遺症がないのではなく、その資料がないのである」

## 新潟水俣病の発生

「Ⅵ 新潟水俣病の発生」は、第二の水俣病と呼ばれる新潟水俣病に関する記述であるが、この項を原田は「ついに第二の水俣病が」という書き出しで始めている。この書き出しに、恐れていたことが、というニュアンスが込められていることを知るべきである。チッソは言っていたものだ。「同じ工場はいくつもあるのに、なぜ水俣だけか」と。アセトアルデヒドの生産はチッソが1位で2位が昭和電工であることを考えれば、「ついに」という意味が分かる。

1965年6月、新潟水俣病の発生が正式に発表されたが、ここでも事前に猫の発症などが起きていた。水俣での猫の狂死は異変の前兆だったのだが、新潟でもそれを生かすことはできなかった。

新潟水俣病の確認で最も大きな影響を受けたのは何か、と言えば、その一つは熊本の水俣病像であった。全く皮肉なことであるが、熊本の水俣病の反省が不十分だったが故に第2の水俣病が起きた。そしてその第2の水俣病から実は第1の水俣病像が問い直されていったのである。この問題は原田が本書の後半で詳述しているので、そこで論じることにしたい。

新潟水俣病の影響は病像という面にとどまらなかった。1968年1月、水俣病対策市民会議（のちに水俣病市民会議、日吉フミコ会長）が発足。水俣における初めての患者支援の組織であった。その市民会議が新潟の患者や弁護団を水俣に迎えた。被害者同士が初めて手を結んだのである。水俣市民も患者も動き始めていた。

ここで原田は本稿の冒頭に紹介した、石牟礼道子の『苦海浄土』、宇井純の『公害の政治学』、桑原史成の『水俣病』が次々に発表されたことに触れて、「ようやく真の公害病として水俣病が少しずつ世間に正しく認識されはじめた」と書き、そして「余談であるが」と前置きして、「昭和三十六、七年ごろ、私が水俣病多発地区をうろろうしていたちょうどそのころ、この三人もその辺でそれぞれの立場からこの水俣病に取り組んでいたのである」と書いている。原田は検診会場によく顔を出していた石牟礼を看護師さんか何かだと思っていた、と以前語ったことがあるが、筆者はこの当時の若者4人を「水俣病の4銃士」と評することがある。アレクサンドル・デュマの『三銃士』にちなんだものだが、銃士隊ではないものの、同世代の原田にはほかの3人について、「同年兵」とでも呼ぶような何がしかの親近感のような意識があったように感じる。当時、お互いを知らない若者4人だが、彼らに取り組んだ仕事は今を生きる私たちに貴重な記録として事件の実相を伝えているのだ。

## 「公害」認定の意味

「Ⅶ 公害認定から訴訟へ」と題された項から、いよいよ事件が具体的に動き出してくる。表題になっている「公害認定」とは1968年9月、政府が統一見解を出したことである。熊本水俣病について、「新日窒水俣工場のアセトアルデヒド酢酸施設内で生成されたメチル水銀化合物が原因」と断定し、新潟水俣病は「昭電鹿瀬工場のアセトアルデヒド製造工程中に副生されたメチル水銀化合物を含む排水が中毒発生の基盤をなしている」としたのである。

水俣病の公式確認から12年。しかもその時、チッソのアセトアルデヒド製造工程は同年5月にスクラップされていた。さらに言えばこの統一見解には明らかな誤りがあった。例えば患者の発生が1960年を最後に終息し、その理由として魚介類の漁獲禁止や工場の廃水処理設備が整備されたことを挙げている。しかし、それまで水俣湾の漁獲が禁止されたことは一度もなく、旧水質保全法と旧工場排水規制法に基づく規制が開始されたのは1969年のことである。ここには「終わった事件」としての処理、という政府の意図が透けてみえると言うべきではないか。当時、この統一見解は「公害認定」と一般には呼ばれた。「公害」という言葉が市民権を得ていた時代だった。

原田もこうした「遅すぎた公害」認定に対して、「行政の措置のあまりのおそさを怒ると同時に、間の抜けたような公害認定を滑稽にすら感じた」と書いている。しかし、ここでも原田は患者たちがまったく別の受け止めをしたことを知るのである。「ある胎児性水俣病の母親が私にこう語ったのである。『これでわたしは恥ずかしい思いをせんでよくなりました。いままでは病院に行くにも、バスに乗ると人がジロジロ見ます。恥ずかしかった。しかし工場が原因での公害病とはっきりわかったので、もう胸を張って人の前に出られます』。私はあきれて質問した。『だってB子ちゃんが水俣病ということは何年も前にわかっていたし、どうしてこれまでそんなに恥ずかしい思いをしていたんですか』。『いいえ、わかっているけど、やっぱしお上が認定してくれんと、肩身の狭い思いばし続けなければならんとですたい』」

この母親の言葉を原田は「医学はこれまで何をしてきたのか」と医者への問いかけと受け止めているが、しかし、この胎児性患者の母親の言葉は、医師だけでなく、「世間」「社会」全体に向けられたものではないか。本書を読み進めながら筆者はこんな思いを抱かざるを得なかった。

1971（昭和46）年の認定患者数は121人。今更ながらこの数字の少なさに驚く。胎児性患者の母親が語った「肩身の狭い思い」とはさまざまな現実が複雑に重なった言葉であった。しかし、公害認定はやがて水俣に地殻変動を起こしていく。申請者の増加や新たな補償要求などであるが、それはある意味、水俣病の医学が正面から問われることを意味した。

## 水俣病研究会

水俣病患者家庭互助会は補償の在り方をめぐって、チッソが求めた厚生省への「一任派」

と裁判に訴える「訴訟派」に分裂。1969年6月、29世帯、112人はチッソを相手に慰謝料請求訴訟を熊本地裁に起こす。水俣病一次訴訟である。この訴訟のエネルギーの中心にあったのは抑圧され続けてきた患者たちの激しい思いであったが、実は原田もまたその渦中に投げ込まれることになったのである。その渦中とは、「医学とは何か」という、ある意味、医学者としての本質的な問いかけであった。問いかけの直接的な場となったのが水俣病研究会である。

研究会を提案したのは水俣病市民会議の裁判研究班である。研究会は、同班と熊本大学の法文学部、医学部、理学部の研究者、それに同年に発足した「水俣病を告発する会」の有志らで構成された。オブザーバーも含めると多様な人たちが出入りする自由な研究会で、原田は医学の専門家として「多少なりとも役に立つだろう」というぐらいに構えていたのだが、「その自負は冒頭の討論からもろくも崩れ去り」「全体の討論のなかで私の文章はズタズタにされていった」のである。

研究会のテーマの一つは、裁判の最大の焦点であるチッソの過失責任をどう立証するか、であった。

水俣病の発生は全く予想できなかった。その時々で可能な限りの対策をとってきた — 予想されるチッソの主張をどう論破するか。当時、東京の関係者が非公式に“その道の権威”に聞くと、「立証の難しい裁判になる。早く和解した方がいいのでは」などという声が聞こえてくるほどであった。しかし、それは患者の意思ではなかった。この時、研究会が参考にしたのが武谷三男の『安全性の考え方』であった。ここで展開されていたのが核爆発実験の放射能をめぐる議論である。アメリカ原子力委員のノーベル賞学者が許容量をたてにとり、「原水爆の降灰放射能は天然の放射能に比べると少ないから、その影響は無視できる」としたのに対して、武谷らは「害が証明されないというが、降灰放射能の害が証明されるのは人類が減びるときであり、人体実験の思想にほかならない。放射能が無害であることが証明できない限り、核実験は行うべきではない」としたのである。この考え方を、原水爆実験のみならず、工場廃棄物にもあてはめて考えると、無害であるという確証がない限り放出は許されない、という立場での理論構成となる。中心になったのは熊本大学法文学部の富樫貞夫らであったが、本書を再読しながら、この考え方は実は今も生きている、もっと言えば生かされねばならないと思った。2011年の東日本大震災による東京電力福島第一発電所の処理水問題で、基準値以下の微量でしかもさらに薄めて放出、というやり方を日本政府はとっていると説明するが、水俣で起きたのは、拡散・希釈ではなく、反対の食物連鎖による濃縮だった。原田は福島第一原発事故の翌年に急性骨髄性白血病のため77歳で亡くなるのだが、生前の原田が強く心配していたのがこの福島の汚染水問題であった。

もう一つ。裁判の隠れたテーマがチッソという会社が持っていた体質の問題であった。チッソ水俣工場は労働災害が多発していたのである。「内に労働災害、外に水俣病」である。裁判ではチッソ労働者が工場内の危険な実情を証言した。原田は書いている。「水俣病は、水俣において起こるべくして起こった」のだと。

原田の専門である医学も研究会の大きなテーマとなった。ここでは、水俣病とはどんな病



気か、認定とは何か、が正面から問われることになっていく。

水俣病を告発する会の機関誌『告発』の創刊号に原田が寄稿した文章がある。1969年6月25日付。『告発』1面の「患者家族紹介」は裁判の原告団長・渡辺栄蔵、執筆者は石牟礼道子である。『告発』の2面に原田の原稿がある。「水俣病の認定基準—認定患者は氷山の一角すみやかに全貌の究明を一」。原田の肩書は熊大精神神経科講師である。本書にはその全文を再掲しているが、ここでは要約で紹介したい。

①われわれが水俣病（有機水銀中毒）患者としているものは、認定されたものであって、有機水銀中毒そのものではない。②新潟に比べて熊本は厳しい。熊本は視野狭窄と知覚障害が100%、新潟は視野狭窄37%だ。熊本は典型例だけを認定しており、それは氷山の一角だ。③医学的にも社会的にも有機水銀中毒の全貌を明らかにする必要がある。

原田のこの指摘は今も十分生きているというのが、残念ながら2023年時点での現実である。そして、問われている医学という領域には、当然のこととして原田自身もいた。

## 素人の質問

この時期、一人の患者が出てくる。川本輝夫である。原田は川本のことを「患者掘り起しにあたって不可欠の働きをした人物」と書く。

川本は狂死した父親が水俣病ではないかと思い、水俣市や保健所、人権擁護委員会に訴えたが、返ってきたのは「お金がほしいのか」などとの言葉だった。以後、川本の認定制度との闘いが始まる。「同じ魚を食べて、ある人は水俣病、ある人は水俣病でなかと、先生たちは言う。水銀はこの辺の人の体のなかに全部入るとるばい。水俣病は二十八年から三十五年までしか起こつたらんというけど、それはどういう理由からか」。川本が繰り出す「素人の質問」に原田は「私はいわゆる専門家として、この医学には素人の男の質問に答えきれないことに屈辱を感じた。なんとしてもこの男の質問に答えねばならないとも思った」人と書く。

原田の前には通説という名の幾つもの壁があった。

まずは発生時期の問題である。

1956年の公式確認以降、奇病対策委員会と熊大医学部教授が寄り合って患者を決めていたのだが、「昭和二十八年発生説」の根拠は「そこまでさかのぼることが可能であったということではなかった」のである。そして原田は気付く。発生時期をはじめ、発生地区、さらには「本丸」とも言うべき水俣病の症状。これらは実は確定したものではなかったのである。

原田は書いている。「水俣病の典型的症状は、ハンター＝ラッセル症候群によく一致した。これが水俣病の原因がメチル水銀であることの決め手になったのであるが、水俣病は広範な環境汚染の結果、食物連鎖を通じて起こったメチル水銀中毒であり、被害は胎児から老人にわたる広範に及ぶ中毒事件である。当然、水俣病の概念はハンター＝ラッセル症候群を中心とした狭い概念では、とても把握できない」

こうして原田は新潟の現地を調査し、熊本と新潟の「臨床症状の差はどこまで細かく患者

をピックアップしたかの差によるものだ」と気付く。

原田の調査は続く。そして水俣には多数の患者がいることに気付く。いわゆる「隠れ水俣病」である。原田はこう書いている。「まさに社会的に『隠れた』または『隠された』水俣病であった」

なぜこんなことになったのか。幾つも理由は挙げられるが、最も大きな原因は不知火海一帯の健康調査が行われてこなかったことだろう。

原田は興味深い議事録を本書で収録している。1969（昭和44）年の熊本県議会の6月定例議会議事録の抜粋である。答弁者は伊藤蓮雄。伊藤は公式確認時の水俣保健所長で、水俣湾の魚介類を使った猫実験で猫の発症を確認した人である。

伊藤はまず当時問題になっていた「不顕性水俣病」について、「結核でも約90%近く体内に結核の病変があるが、必ずしも症状は呈していない」と否定。さらに自身の毛髪水銀値が30ppmあったことを紹介しつつ、「症状は出なかった」とこれまた否定。「自分で症状のある人は開業医に診察してもらい、日本一、世界一の市立病院に診せ、あやしい人は審査会に出すようにしている。門戸は開放されている」と強調したのである。議事録には（「六年に一回ぐらいやってなんになる」と叫ぶものあり）と会場のやじを記録している。「六年に一回」というのは当時の審査会開催日程のことと思われるが、さらに基準についても伊藤は「学問的に水俣病という証拠がそろいますことが、すなわち基準であります」とあいまいな答弁に終始している。

一斉検診の必要はないと言う伊藤の「門戸は開放されている」という言葉がどれだけ実態と乖離したものであるかは、その後の展開が具体的に明らかにすることになる。本書ではこの後、伊藤の発言を否定する具体的ケースが例示されていく。

原田は本書の終わりの部分で自身の診断の原則を列記している。

- ①水俣地区の疾患ではメチル水銀との関係を徹底的に注意する
- ②発症時期を限定しない
- ③症状をありのままの生活状態でとらえる
- ④多様性、症状の変遷も無視できないので症状の軽いものまでピックアップ
- ⑤自覚症状を重視
- ⑥家族の症状も重視
- ⑦経過に関する調査を徹底する
- ⑧症状を固定的にとらえない
- ⑨症状は多様性を示す
- ⑩中毒は全身病としてとらえる

自身も言っているように、これらは何も特別なことではないが、川本の行政不服審査では、こうした原則に立った原田の診断書が反論の中心になった。

1976年8月、1カ月ほど前に発足したばかりの環境庁は川本らの棄却処分を取り消す裁決を行うとともに、事務次官通達を出し、水俣病の認定に当たっては、「否定できない場合は

認定」として広く救済することをうたい、認定に当たっては症状の重い軽いや補償とは関係ないことを明示した。

分かりやすく整理したはずの通知だったが、しかし、記者会見で当時の環境庁長官の大石武一が質問に答える形で「疑わしきは認定」という言葉を使用したことも加わり、熊本県の認定審査会の委員らが猛反発、委員の辞任騒ぎともなり、結果、次官通知の精神は骨抜きとなった。

## 批判を受けるのが進歩

原田はこんな言葉を本書に記している。「考えてみると、一つの仕事が一〇年もたって、まったく批判を受けないということはありませんし、批判を受けることこそが進歩ではなからうか」。専門家とは何か。原田が自問してきたことである。

実際、原田は自身の記念碑的論文と言える胎児性水俣病をめぐる論文を自ら訂正しているのだ。論文は「水俣地区に集団発生した先天性・外因性精神薄弱 — 母体内で起った有機水銀中毒による神経精神障害“先天性水俣病”」で、「水俣学研究資料叢書3 復刻 水俣病論文三部作 (I 1963-1964) 熊本大学医学部神経精神医学教室 (主任: 立津政順教授)」として熊本学園大学水俣学研究センターから2009年に発行されたものだが、ここで原田は「本論文は胎児性水俣病に関する詳細な臨床報告としては世界初である」と自解しながら、論文の誤っている点として、①患者の発生を時間的にも地理的にも狭く限定してしまった、②さらに重大な誤りは胎児性患者を脳性小児マヒ型に限定してしまった — などと書いている。この原田の自戒とも言える記述は、水俣病研究では大きな意味を持っていると思われるが、残念ながらまとまった研究はまだ姿を見せていない。

水俣病に特徴的とされる四肢末端優位の感覚障害の問題もある。この四肢末端優位の感覚障害は長く末梢神経障害とされてきたが、熊本大学教授の浴野成生らの研究で中枢神経の障害であることが明らかにされる。原田も本書の中で「末梢性に限らず、中枢性などのさまざまな型のものが証明され」と書いているように、明確な中枢説ではなかった。患者に多い腱反射亢進は末梢神経障害では説明できなかったのだが、それはあいまいなままであった。「腱反射亢進が多いのは末梢神経障害では説明がつかないんだよな」。原田はかつてそうも語っていたが、中枢説が強く言われ始めたころ、その説に同意しながらも、「末梢で随分救ってもらったもん」と苦笑いしながら振り返ったこともあった。「救ってもらった」とは患者として認定してもらった、ということである。原田自身が認定審査会委員を務めたこともあり、認定という、医学とはまた異なる位相での原田の回想であった。

本書の最終章は「X 水俣病は終わっていない」で、1972年6月に坂本しのぶ、フジエ親子、浜元二徳、宇井純と国際会議に出席するためスウェーデンのストックホルムに出かけた話である。51年前だ。写真に写っている全員が若い。この中で原田、宇井、坂本フジエが既に鬼籍に入っているが、1956(昭和31)年、公式確認の年に生れた坂本しのぶは今も積極的

な発言を続けている。2023年10月19日には、熊本学園大学第22期水俣学講義で講師として若い学生を相手に「わたしと水俣病」を語った。

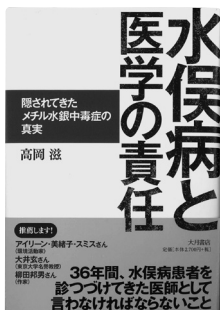
本書は、ストックホルム報告に続いて、大詰めを迎えていた一次訴訟に触れながら、「今後に残された課題」を挙げ、その最後の小見出しを「水俣病は終わっていない」として、「水俣病の中に存在するどす黒い病根は、現代社会の中で第三、第四の水俣病を引き起こそうとして大きく口を開いて私たちを待っているのである」を結語としている。この結語の通り、この後、原田自身が第三水俣病事件に当事者の一人として入っていく。

岩波新書『水俣病』には入らなかったが、原田も大きく関与した水俣病一次訴訟判決が熊本地裁で言い渡されたのは1973年3月20日。斎藤次郎裁判長は患者勝訴の判決を言い渡した後、異例のコメントを出したが、それにはこうあった。「企業側とこれを指導監督すべき立場の政治、行政の担当者による誠意ある努力なしに根本的な公害問題解決はあり得ない」。関係者が「誠意ある努力をしたかどうか」。原田の『水俣病』が書かれてから半世紀以上。残念ながら、私たちの眼前にある風景がその答えである。

今なお、水俣病の医学はピリオドを打てる状態でない。汚染の広がりを狭く狭くとらえようとする動きはむしろ勢いを増している。その一方で、水俣病という概念は社会的概念だという立場から、有機水銀中毒としての位置付けで再検討されるべきだという意見が、かつて原田も属した水俣病研究会の有馬澄雄らから提起されている。それはこれまでの医学論争が認定医学としての「自分が診れば水俣病」「私が診れば水俣病ではない」という果てのない繰り返しのような混迷から脱する一つの道としての提示である。さらに疫学という視点からの水俣病医学史の再点検も大きな課題として浮上している。

「魯迅は『思うに希望とは、もともとあるものとはいえぬし、ないものともいえない。それは地上の道のようなものである。もともと地上に道はない。歩く人が多くなれば、それが道になるのだ』と言った。まさに川本輝夫は、道なき所をかき分けながら先頭を歩いた男であった。そして私を含む多くの人々が、今その道を歩いている」。原田が「水俣病研究3、水俣病研究会編、2004年」に書いた文章である。この文章の、川本輝夫を原田正純に置き換えることも可能だろう。加えて言えば、先頭を歩くということは、後を歩く者から肯定と否定という両方のまなざしを浴びるということでもある。（本文では敬称を略した）

## 書評



高岡 滋著

## 『水俣病と医学の責任』

—隠されてきたメチル水銀中毒症の真実—

大月書店、2022年12月

評者 田尻 雅美

熊本学園大学水俣学研究センター

水俣病の公式確認から66年を迎えた2022年に刊行された本書は、いまだに水俣病の病像について争う裁判が継続しているのはなぜなのか、医学そして、行政と医学（者）との関係の問題をあぶり出し、不明とされている水俣病の医学を明らかにしようとしている。

著者の高岡医師は、民間病院に勤務し、毎日数多くの患者を診療している。その医師が、長年にわたって調査し、研究した結果を世に出したものである。一般の病院の医師の多忙さは想像に難くない。朝から晩まで、土曜日曜祝日も関係なく、人（患者）の命を守ることを使命に働いている。高岡医師は、水俣病被害地域で長年診療し、現場をみながらこそ、「被害の実態を明らかにしなければならない」「医学のことは最終的に医師が決着をつけなければならない」と、水俣病の実態解明に力を注ぎ、被害者救済のために裁判の場でも、証人として医師として責任を果たしている。

水俣病の公式確認当初は、「奇病」「伝染病」と恐れられていた。しかし、公式確認から早い時期に伝染病ではなく重金属による病気であることがわかった。そして1959年7月には、熊本大学の研究班が水俣病の原因は水銀化合物、有機水銀であると公式に発表した。しかし、当時の厚生省食品衛生調査会水俣食中毒特別部会が同年11月に厚生大臣に答申したが、当時の通産省はこの結果を生かすことはなかった。また、チッソもチッソ附属病院のネコ実験で1959年10月に、水俣病の発症を確認しているが、公表しなかった。この時点で、国民の命を守る責任のある国は排水を止めさせ、魚介類の喫食を禁止するなどして、被害の拡大を防ぐべきであった。しかし第2章に書かれているように、工場排水を止めることも、魚介類の喫食も止めさせることもせず、チッソが1968年5月に水俣病の原因となる工程をやめるまで被害は拡大され続けたのである。1956年から1968年まで水俣病は放置され、また、1968年9月に公害と認められたあとも、本書にあるように、1960年の熊本大学の徳臣教授の論文によって新たな患者発生はないことにされ、見舞金契約によって解決済みの問題とされた。そのため被害者が立ち上がり、問題解決へ裁判や自主交渉の道へ突き進むしかなかった。現在も、認定申請、行政不服などで水俣病かどうかを争う裁判が続いている。水俣病は終わっていない

い問題であり、様々なことがわからいままなのだ。これらについて、医学者がどうかかわったのか、第2章で詳細に紹介している。

公式確認から66年過ぎた現在も何がわかっていないのか。(1) 水俣病がいつ発生し、いつまで続いたのか(被害年数)、(2) 水俣病の被害地域はどこまで広がっているのか(被害地域)、(3) 水俣病の患者はどのくらいいるのか(被害者数)、(4) 水俣病の症状(水俣病の病像・水俣病の医学)など、基本的なことが不明なままなのである。わかっているのは、チッソの排水が原因で海が汚染され、魚介類が汚染され、食物連鎖によって汚染された魚介類を食べると水俣病が発症することだけなのである。

1960年代の公害水俣病がこんなにも何もわかっていないことを本書によって知ることができる。著者は本書を、専門家だけでなく一般の方々に読んでいただきたいとの思いから、表現は「です」「ます」調で読者に語りかけるように、水俣病の発見から今なお解決されない現在の問題までを紹介している。

一般社会では理解できないが、水俣病は、病院の医師が水俣病と診断しても「水俣病患者」として認められない。公害健康被害補償法に基づき、熊本県・鹿児島県・新潟県・新潟市に認定申請をし、疫学調査や公的検診を受け、認定審査会で審議され、県知事が認定しなければ「水俣病患者」ではない。この摩訶不思議な状況を著者は、「水俣病は医学の対象ではなく、政治的に判断するもの」であったことを明らかにしている(第1章、第2章)。また、それらの医師が不十分な研究にもかかわらず行政の意図に沿った発言をしていること、裏付けがないままであるため裁判の証言では矛盾が生じていることを、実際の裁判での証言をもとに世に知らせている(第7章)。さらに、「水俣病医学を混迷した原因は、医学者のみにあるのではなく、必ずといっていいほど行政が関与した結果による」として、行政、特に官僚、医系技官が水俣病、公衆衛生行政にいかにかかわっているか、その影響、結果を導き出している。

水俣病が公式に確認されたときから行政が被害調査を継続的にしていたら、遅くとも認定された患者たちは継続的に調査していたら、もう少し水俣病の医学は明らかになっていたと思う。水俣病が医学の対象と見せかけて、実はいかに政治的な判断で捉えられてきたのがよくわかる。医学は人の命を守るための学問であるはずだが、「本来医学者がまっとうな医学をおこなっていれば、水俣病の裁判は続かなかったかもしれません。少なからぬ神経内科医が、水俣病の実態把握、病態解明に資する研究に背を向けたことが、このような訴訟が何十年も繰り返されている大きな原因の一つであるということでしょう。」と高岡医師は言う(第7章245ページ)。そして、262ページには「官僚機構・専門家集団が正しく機能するために」とも書かれている。これは、日本社会を形成する私たちにも向けられた言葉でもあると思う。知らなかったから責任がないのではなく、知って、行動することが必要なのだ。本書には253もの参考文献が記載されている。膨大なこの文献リストも、水俣病を調べる際、学ぶ際に貴重なものだ。

(初出『図書新聞』2023年3月18日 3583号より転載)

## 水俣学研究センター研究活動の記録

(2021年4月～2022年3月)

## 目次

- I. 水俣学講義
- II. 公開講座
- III. 研究会
- IV. 情報発信
- V. 国内外の研究者の受け入れ、ワークショップの協力、地域貢献など
- VI. 胎児性水俣病世代の被害に関するWG
- VII. 健康・医療・福祉相談

## I. 水俣学講義

## 第20期 水俣学講義

期間：2021年9月30日(木)～2022年1月20日(木)

- 第1回 9月30日「水俣学への誘い」  
花田昌宣(熊本学園大学社会福祉学部・水俣学研究センター長)
- 第2回 10月7日「水俣病の補償・救済制度－小児性・胎児性水俣病患者のいま」  
田尻雅美(水俣学研究センター研究員)
- 第3回 10月14日「わた史の中のミナマタ」  
柳田耕一(初代水俣病センター相思社世話人)
- 第4回 10月21日「胎児性水俣病患者と障害者」  
永本賢二(胎児性水俣病患者)
- 第5回 11月4日「水俣病か知ることを『戦争』と表現するしかない患者たちの今」  
井上ゆかり(水俣学研究センター研究員)
- 第6回 11月11日「琵琶湖と共に50年～原点は水俣～」  
藤井絢子(NPO法人菜の花プロジェクトネットワーク代表)
- 第7回 11月18日「私の反原発闘争と水俣、そして東日本大震災」  
阿部美紀子(宮城県女川町議会議員)
- 第8回 11月25日「水俣病と地方紙の役割」  
石貫謹也(熊本日日新聞社編集局地域報道本部社会担当部長)
- 第9回 12月2日「目標年度2020年を経過した水俣条約と世界の水銀使用の現状と課題」  
中地重晴(熊本学園大学社会福祉学部・水俣学研究センター)
- 第10回 12月9日「新潟メチル水銀中毒症の公表とその後の経過、今後の課題」  
斎藤 恒(木戸病院名誉院長)
- 第11回 12月16日「チッソの企業体質とその特異性」  
磯谷明徳(下関市立大学経済学部特命教授)
- 第12回 12月23日「チッソ水俣病関西訴訟最高裁判決の歴史的意義と残された課題」  
小野田 學(小野田法律事務所)
- 第13回 1月6日 DVD上映

第14回 1月13日「石牟礼道子と水俣学」

田中優子（法政大学名誉教授）

第15回 1月20日「水俣病と水俣学の将来展望」

花田昌宣（熊本学園大学社会福祉学部・水俣学研究センター長）

## Ⅱ. 公開講座

第18期 公開講座

「新型コロナウイルス感染症に翻弄される暮らしと社会：私たちはどのような未来を選択しようとしているのか？」

日時 2021年9月28日から10月26日の毎週火曜日

会場 エコネットみなまた

後援 水俣市、水俣市教育委員会

第1回 「新型コロナウイルス対策これまでとこれから」

和田耕治（国際医療福祉大学医学部公衆衛生学教授・厚生労働省専門家会議疫学班）

第2回 「新型コロナ対策の疫学的検討」

緒方 剛（茨城県潮来保健所長・日本公衆衛生学会感染症対策委員）

第3回 「政令指定都市の保健所での取組を振り返って」

高木佳代子（宮崎県立看護大学講師・元熊本市保健衛生部長統括保健師）

「今だからこそ考えよう、持続可能でレジリエントな暮らしと社会」

宮北隆志（熊本学園大学社会福祉学部教授・水俣学現地研究センター長）

第4回 「熊本県の県型保健所におけるコロナ対応」

剣 陽子（菊池保健所長・県北広域本部保健環境福祉部長・菊池福祉事務所長）

第5回 「感染症と人権－新型コロナウイルス感染症をめぐる差別－」

矢野治世美（熊本学園大学社会福祉学部准教授・水俣学研究センター研究員）

## Ⅲ. 研究会

1. 水俣病事件資料集編纂委員会

統括責任者・編者：花田昌宣

資料編纂顧問・編者：高峰 武（熊本学園大学特命教授）

資料収集指揮・編者：山本尚友（客員研究員）

編者：東島 大（客員研究員・熊本県民テレビ）、石貫謹也（熊本日日新聞社）、

隅川俊彦（熊本日日新聞社）、矢野治世美（熊本学園大学）、井上ゆかり（熊本学園大学）

アドバイザー：富樫貞夫（客員研究員・顧問）

有馬澄雄（客員研究員・水俣病研究会）

第43回水俣病事件資料集編纂委員会

日時 2021年8月2日(月)

場所 熊本学園大学14号館143C教室（一部オンライン）

内容 事件資料集続刊行にむけた各担当の進捗状況報告

第44回水俣病事件資料集編纂委員会

日時 2021年9月27日(月)



- 場所 熊本学園大学14号館143C教室（一部オンライン）  
 内容 事件資料集続刊刊行にむけた各担当の進捗状況報告  
 第45回水俣病事件資料集編纂委員会  
 日時 2021年11月8日(月)  
 場所 熊本学園大学14号館143C教室  
 内容 事件資料集続刊刊行にむけた各担当の進捗状況報告  
 第46回水俣病事件資料集編纂委員会  
 日時 2022年1月17日(月)  
 場所 熊本学園大学14号館143C教室（一部オンライン）  
 内容 事件資料集続刊刊行にむけた各担当の進捗状況報告  
 第47回水俣病事件資料集編纂委員会  
 日時 2022年3月17日(木)  
 場所 熊本学園大学14号館143C教室（一部オンライン）  
 内容 事件資料集続刊刊行にむけた各担当の進捗状況報告

#### IV. 情報発信

- ・水俣学通信 第64号～第67号発行
- ・水俣学研究 第11号 2022年3月28日発行
- ・水俣学研究センター所蔵資料データベース
  1. 松本勉旧蔵資料の音声データ（H038～H052）をアップロード 2022年3月14日
  2. 新日本窒素労働組合旧蔵資料 写真目録ネガ番号1123～1174をアップロードおよび当該画像について画像有検索でヒットするように写真目録と横断検索に対するデータの修正を行った。  
2022年3月18日
- ・水俣学研究センターホームページ <http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/>

#### V. 国内外の研究者の受け入れ、外部の研究会・ワークショップの協力、地域貢献など

1. 国内外の研究者・研修の受け入れ
  - ・広島女学院研修：宮北、田尻、山下（水俣）
  - ・広島女学院中高等学校研修：宮北（水俣）
  - ・西日本新聞社取材：花田（水俣）
  - ・熊本日日新聞社取材：花田（熊本）
  - ・北日本新聞社取材：花田（水俣）
  - ・シティエフエム収録：高峰（熊本）
  - ・コープ研修：花田（水俣）
  - ・立命館大学 佐藤氏水俣学現地研究センター資料調査：（水俣）
  - ・立命館大学 佐藤氏水俣案内：井上（水俣）
  - ・長崎核廃絶グループ研修：宮北（水俣・オンライン）
  - ・熊本日日新聞社取材：中地（熊本）
  - ・和田先生水俣案内：中地、井上（水俣）
  - ・京都大学 田中名誉教授 水俣学現地研究センター来訪：宮北（水俣）

- ・(一財)地球・人間環境フォーラムグローバルネット 鈴嶋氏 水俣学現地研究センター取材：田尻 (水俣)
- ・東京大学大学院生 資料閲覧・調査：(熊本)
- ・福岡女子大学辻先生ら研修：田尻 (水俣)、中地 (熊本)
- ・熊本大学大学院生三嶋千尋氏避難所調査：花田 (熊本)
- ・徳島ラジオ出演：高峰 (熊本)
- ・NHK熊本放送局取材：高峰 (熊本)
- ・NHK熊本放送局取材：田尻 (熊本)
- ・NHK熊本放送局取材：花田 (熊本)
- ・西日本新聞社取材：花田 (熊本)
- ・西日本新聞社取材：井上 (熊本)
- ・熊本大学香室氏資料閲覧：井上 (熊本)
- ・毎日新聞社避難所に関する取材：花田 (熊本)
- ・茨城県立医療大学保健医療学部看護学科地域看護学科地域看護学山口忍氏資料閲覧：井上 (熊本)

## 2. 外部の研究会・ワークショップの協力、地域貢献

- ・パルシステム東京学習会「PRTR制度の見直しと今後のせっけん運動」：中地
- ・香害を考える連絡会運営委員会：中地 (オンライン)
- ・香害をなくす連絡会運営委員会：中地 (オンライン)
- ・香川民医連アスベスト学習会「静かなる時限爆弾～迫るアスベストの脅威～」：中地 (オンライン)
- ・エスコープ大阪学習会「香害を考える」：中地 (オンライン)
- ・香害連絡会打合せ：中地 (オンライン)
- ・香害をなくす連絡会打合せ：中地 (オンライン)
- ・香害をなくす連絡会省庁交渉：中地 (オンライン)
- ・Tウォッチ運営委員会：中地 (オンライン)
- ・Tウォッチ総会：中地 (オンライン)
- ・Tウォッチ公開講座「PRTRデータ20年を読み解く」：中地 (オンライン)
- ・「PRTR対象物質の見直しの経緯」：中地
- ・Tウォッチ化管法見直し学習会：中地 (オンライン)
- ・オリーブ基金事務局会議：中地 (香川)
- ・オリーブ基金運営委員会：中地 (香川)
- ・オリーブ基金運営委員会：中地 (岡山)
- ・オリーブ基金運営委員会：中地 (大阪)
- ・オリーブ基金運営委員会：中地 (オンライン)
- ・オリーブ基金総会：中地 (オンライン)
- ・水俣・出水ウィンドファーム調査：宮北 (水俣・鹿児島)
- ・ちょっと待った！水俣の風力発電、相談会：中地 (オンライン)
- ・ちょっと待った！水俣の風力発電：宮北 (オンライン)
- ・ちょっと待った！水俣の風力発電事務局会議：宮北 (オンライン)
- ・ちょっと待った！水俣の風力発電・現地調査、講演会：宮北 (水俣・芦北)
- ・風力発電に関する集会「レジリエントで持続可能な地域社会！今だからこそ、一緒に考えてみませんか！！～自然資本としての「風」は誰のもの？～」：宮北 (水俣)

- ・熊本豪雨と水俣風力発電計画について考えるセミナー：宮北（熊本）
- ・風力・太陽光発電関連調査、災害レジリエンス学習（DRL）に関するヒアリング：宮北（水俣）
- ・大規模風力発電を考える会世話人会：中地（水俣）
- ・球磨・芦北豪雨被災地調査、水俣・芦北風力発電関係調査：宮北（球磨、芦北、水俣）
- ・肥薩ウインドファーム事前説明会：中地（水俣）
- ・大関山を守る会：宮北（芦北）
- ・大関山の巨大風力発電勉強会：宮北（芦北）
- ・風力発電講演会実行委員会：中地（水俣）
- ・水俣の暮らしを守る・みんなの会例会：宮北（水俣）
- ・水俣の暮らしを守る・みんなの会総会：宮北（水俣）
- ・若かった患者の会：田尻（水俣）
- ・若かった患者の会SUP：田尻（水俣）
- ・エコネットみなまた理事会：花田、田尻（水俣）
- ・エコネットみなまた打ち合わせ：花田（水俣）
- ・エコネットみなまた：田尻（水俣）
- ・エコネットみなまた監査：田尻（水俣）
- ・エコネットみなまた総会：花田、田尻（水俣）
- ・豊島遮水機能WG現地視察：中地（香川）
- ・遮水機能解除WG：中地（香川）
- ・豊島地下水雨水検討会：中地（オンライン）
- ・豊島地下水雨水検討会：中地（香川）
- ・豊島撤去等検討会：中地（オンライン）
- ・豊島撤去等検討会：中地（香川）
- ・豊島弁護団会議：中地（オンライン）
- ・豊島処理協議会：中地（香川）
- ・豊島香川県事務連絡会：中地（香川）
- ・豊島香川県拡大事務連絡会：中地（香川）
- ・豊島住民会議全体会：中地（香川）
- ・水俣病被害者・支援者連絡会：花田（水俣）
- ・胎児性水俣病世代ヒアリング調査：田尻、佐伯、谷、谷（水俣）
- ・水俣病公式確認から65年！いまだ終わらない水俣病事件を考えるシンポジウム：花田、宮北、井上、田尻（水俣）
- ・水俣病被害者のヒアリング：花田（水俣）
- ・水俣病－熊本65年、新潟56年－チツソ、昭和電工、国の責任を問うオンライン集会：花田、田尻（オンライン）
- ・胎児性水俣病患者ヒアリング：井上（水俣）
- ・胎児性水俣病患者世代ヒアリング：井上、康（水俣）
- ・胎児性水俣病患者2名打ち合わせ：田尻（水俣・オンライン）
- ・水俣病認定申請に関連する会議：花田、井上、田尻（水俣）
- ・ノー・モア弁護団と上野眞也報告書に関するWG：井上（オンライン）
- ・ノー・モア弁護団と打ち合わせ：花田、井上（熊本）
- ・Lauri-Ann Marshal（Mercury Care Homeエグゼクティブディレクター）などとクリニックの組織方法に関する意見交換：田尻、中地（オンライン）

- ・グリーンコープかごしま学習会「せっけんとPRTR制度」：中地（オンライン）
- ・グリーンコープ岡山地域セミナー「せっけんとPRTR制度」：中地（オンライン）
- ・グリーンコープみやざき学習会「せっけんとPRTR制度」：中地（オンライン）
- ・石綿全国連運営委員会：中地（オンライン）
- ・石綿全国連総会：中地（オンライン）
- ・震災アスベストPT：中地（オンライン）
- ・アスベストPT打合せ：中地（オンライン）
- ・アスベストPT運営委員会：中地（オンライン）
- ・震災アスベストPT運営委員会：中地（オンライン）
- ・震災アスベストリスクコミPT：中地（オンライン）
- ・震災アスベスト調査：中地（宮城）
- ・震災アスベスト調査：中地（福島）
- ・震災アスベストPJ打合せ：中地（オンライン）
- ・石綿問題総合対策研究会：中地（オンライン）
- ・震災アスベスト学習会「熊本地震とアスベスト」：中地（オンライン）
- ・アスベストリスクコミPT東北調査：中地（宮城）
- ・岡山大学アスベスト調査：中地（岡山）
- ・震災アスベスト調査報告セミナー：中地（オンライン）
- ・差別禁止法研究会：花田、井上（オンライン）
- ・差別禁止法研究会：田尻（オンライン）
- ・差別禁止法研究会：田尻、花田（オンライン）
- ・差別禁止法研究会：花田（オンライン）
- ・差別禁止法研究会 当事者のつどい：花田、井上、田尻（オンライン）
- ・差別禁止法研究会 当事者のつどい：花田（オンライン）
- ・差別と人権委員会：花田（熊本）
- ・筑後市人権講演「部落の歴史と現在」：花田（福岡）
- ・九州地区部落史研究会：花田（熊本）
- ・熊本部落解放研究会：花田（熊本）
- ・くまもと障害者労働センターおれんじ村理事会：花田、田尻（熊本）
- ・くまもと障害者労働センター書初め大会：花田（熊本）
- ・ダイオキシン国民会議国際セミナー：中地（水俣、オンライン）
- ・ダイオキシン国民会議運営委員会：中地（オンライン）
- ・ダイオキシン国民会議編集委員会：中地（オンライン）
- ・ダイオキシン環境ホルモン対策国民会議運営委員会：中地（オンライン）
- ・日本環境会議打合せ：中地（水俣）
- ・日本環境会議拡大事務局会議：中地（オンライン）
- ・日本環境会議理事会：中地（オンライン）
- ・日本環境会議分科会事前打合せ：中地（熊本） 予定
- ・公害研究委員会編集会議：中地（オンライン）
- ・廃棄物研究委員会：中地（京都）
- ・廃棄物法制度セミナー：中地（オンライン）
- ・廃棄物資源循環学会：藤本（オンライン）
- ・廃棄物資源循環学会セミナー：中地（オンライン）

- ・写真家の眼P J 打ち合わせ：井上（オンライン）
- ・写真家の眼P J 資料に関する検討会：井上（オンライン）
- ・写真家の眼P J 写真整理に関する打合せ：花田、井上、芥川、吉永（熊本）
- ・FEMA障害者への緊急時対応と情報共有の重要性講演：東、井上（オンライン）
- ・災害と社会（演習）益城町FW：花田、中地、東、井上（熊本）
- ・災害と社会（演習）：花田、中地、東、井上（熊本）
- ・災害と社会 人吉視察：花田、中地、東、井上（人吉）
- ・災害復興学会：藤本（オンライン）
- ・熊本地方最低賃金審議会本審：高峰（熊本）
- ・最低賃金産業別審議会：高峰（熊本）
- ・「植民地型」再生可能エネルギーのリスクとガバナンスに関する調査：宮北、田中（熊日南関支局長）、林田（南関町自然学校代表）（熊本）
- ・「植民地型」再生可能エネルギーのリスクとガバナンスに関する調査：宮北、「ちょっと待った！水俣の風力発電」のメンバー（水俣）
- ・JESCO大阪打合せ：中地（オンライン）
- ・JESCO大阪監視委員会：中地（オンライン）
- ・JESCO大阪PCB処理監視委員会：中地（オンライン）
- ・全国労働安全衛生センター運営委員会：中地（オンライン）
- ・全国労働安全衛生センター総会：中地（オンライン）
- ・関西労働者安全センター運営協議会：中地（オンライン）
- ・環境社会学会：藤本（オンライン）
- ・環境ホルモン学会「東京都多摩地域における有機フッ素化合物の水道水汚染と血液調査」：中地（オンライン）
- ・西日本社会学会：藤本（福岡）
- ・日本社会学会：藤本（オンライン）
- ・リスク学会シンポジウム：中地（オンライン）
- ・デジタルアーカイブ学会：井上（オンライン）
- ・経済理論学会報告「公害発生企業チッソの企業体質とその特異性」：花田、磯谷（北海道）
- ・日本公衆衛生学会「健康・医療・福祉相談から見える水俣病被害の実態と施策の課題－被害者が求めるもの」：田尻、井上（オンライン）
- ・アイリーン・美緒子・スミスさん、映画「MINAMATA」配給会社打合せ：中地、田尻（水俣）
- ・映画「MINAMATA」ロングライド打合せ：田尻、原田（水俣）
- ・映画「MINAMATA」上映会：宮北、田尻、山下、永野（水俣）
- ・環境省水循環セミナー：中地（オンライン）
- ・南方新社打合せ：花田（鹿児島）
- ・日弁連環境法セミナー：中地（オンライン）
- ・通史研究会：藤本（オンライン）
- ・熊本未来基金配分委員会：高峰（熊本）
- ・出水市高尾野地区調査：宮北（鹿児島）
- ・出水市文献調査：花田（鹿児島）
- ・芦北町古石地区調査・懇談会：宮北（芦北）
- ・北陸新幹線トンネル問題シンポ：中地（オンライン）
- ・ADEAC第1回ワークショップ：井上（オンライン）

- ・国立環境研五箇先生ヒアリング：中地（オンライン）
- ・国立環境研究所パリ協定セミナー：中地（オンライン）
- ・大阪弁護士会SDGsセミナー：中地（オンライン）
- ・せっけん運動ネットワーク全国交流会：中地（オンライン）
- ・神奈川工科大学災害ケア講座：花田（オンライン）
- ・環境資源学会休廃止鉱山セミナー：中地（オンライン）
- ・休廃止鉱山と土壌の保全シンポ：中地（オンライン）
- ・原発と人権集会：中地（オンライン）
- ・川合ゼミ学習会「豊島産業廃棄物不法投棄事件の経緯と現状」：中地（京都）
- ・能勢安定化委員会：中地（大阪）
- ・憲法集会：花田（熊本）
- ・公害弁連セミナー：中地（オンライン）
- ・人工林の皆伐、林道開発などに伴う災害に関する調査研究：宮北（水俣）
- ・PFASパンフ編集会議：中地（オンライン）
- ・県人教大会：花田（オンライン）
- ・SRIREP（地球総合研究所）セミナー：宮北（オンライン）
- ・公害資料館ネットワークセミナー：中地（オンライン）
- ・佐与谷川弁護士会会議：中地（オンライン）
- ・るびなす理事会：高峰（熊本）
- ・るびなす評議員会：高峰（熊本）
- ・国立水俣病総合研究センター NIMD フォーラム：花田、田尻、井上（オンライン）
- ・国立水俣病総合研究センター写真家の眼プロジェクト：花田（オンライン）
- ・免田事件資料保存委員会：高峰（熊本）
- ・労働資料協総会：花田、井上（オンライン）
- ・九州隣保館協講演：花田（熊本）
- ・八戸市講演（災害）：花田（オンライン）
- ・生協総研賞第13回表彰事業受賞式：井上、花田（東京）
- ・梨の木ピースアカデミー講座入居差別と在日外国人：田尻（オンライン）
- ・化学物質リスクセミナー：中地（オンライン）
- ・「環境と公害」編集委員会：中地（オンライン）
- ・「環境と公害」座談会：中地（オンライン）
- ・環境と公害アスベストセミナー：中地（オンライン）
- ・定時制通信制高校に関する集会：花田（教育会館）
- ・西尾市産廃跡地検証委員会：中地（愛知）
- ・水俣・芦北の地域戦略に関する情報収集：宮北（水俣）
- ・化学物質と環境政策対話打合せ：中地（オンライン）
- ・化学物質と環境政策対話準備会合：中地（オンライン） 予定
- ・酒類容器の3R推進のためのステーキホルダー会議：藤本（オンライン）
- ・学術会議「子供の毒性学」セミナー：中地（オンライン）
- ・相思社50周年資料室構想に伴う検討会：井上（オンライン）
- ・環境科学会シンポ：中地（オンライン）
- ・水俣ダイオキシン埋立地現地調査：中地、田尻、山下（水俣）
- ・九州再エネ検討会：宮北（オンライン）

- ・熊本豪雨・再エネ関連調査：宮北（熊本）
- ・水銀条約COP4サイドイベント：中地（オンライン）
- ・環境省海洋プラスチックシンポ：中地（オンライン）
- ・藤原書店創業30周年記念の集い：井上（東京）
- ・熊本市国際交流振興事業団ワークキャンプ：高峰（熊本）
- ・PRTRデータ検討会「第20回PRTR県計公表データへのコメント」：中地（オンライン）
- ・3R検定総会：中地（オンライン）

## VI. 胎児性水俣病世代の被害に関するWG

客員研究員を加えて構成されている胎児性水俣病ワーキンググループによる調査・研究を以下のよう  
に開催した。合計30回。

2021年

- 4月2日（水俣）、4月13日（水俣）、4月18日（オンライン）、5月21日（熊本）
- 6月7日（オンライン）、6月11日（熊本）、6月20日（オンライン）、6月22日（熊本）
- 6月23日（熊本）、6月24日（水俣）、7月4日（オンライン、水俣、熊本）、7月8日（熊本）
- 7月9日（熊本）、7月25日（大阪、オンライン）、9月19日（オンライン）、10月17日（水俣）
- 10月19日（水俣）、10月22日（大阪、オンライン）、10月24日（大阪、オンライン）
- 11月3日（大阪、オンライン）、11月12日（水俣）、11月14日（大阪、オンライン）
- 11月26日（熊本）、12月10日（水俣）、12月12日（オンライン）

2022年

- 1月25日（熊本）、2月13日（オンライン）、2月20日（水俣、オンライン）、3月11日（水俣）
- 3月13日（オンライン）

## VII. 健康・医療・福祉相談

水俣学現地研究センターなどにおいて13回開催し、延べ35人の方の相談を受け入れた。うち電話相  
談を2回行った。

## 水俣学研究センター研究活動の記録

(2022年4月～2023年3月)

### 目次

- I. 水俣学講義
- II. 公開講座
- III. 公開セミナー・シンポジウム
- IV. 研究会
- V. 共催
- VI. 情報発信
- VII. 国内外の研究者の受け入れ、ワークショップの協力、地域貢献など
- VIII. 健康・医療・福祉相談
- IX. 胎児性水俣病世代の被害に関するWG

### I. 水俣学講義

#### 第21期 水俣学講義

期間：2022年9月22日(木)～2023年1月19日(木)

- 第1回 9月22日「水俣病事件の歴史と現在」  
花田昌宣(熊本学園大学社会福祉学部・水俣学研究センター長)
- 第2回 9月29日「水俣病被害を捉えるための事始め」  
井上ゆかり(水俣学研究センター研究員)
- 第3回 10月6日「水俣病と、ともに歩んできた私の人生」  
佐藤スエミ(水俣病被害者互助会)
- 第4回 10月13日「水俣病裁判解説」  
佐伯良祐(あらた法律事務所・弁護士)
- 第5回 10月20日「『チッソ』と歩んだ我一族」  
藤本寿子(水俣市議会議員)
- 第6回 10月27日「水俣病取材が教えてくれたこと」  
久間孝志(熊本日日新聞編集局・地域報道本部地方都市圏担当兼論説委員)
- 第7回 11月10日「水俣病事件において国は事実を無視し続けている—第二の水俣病事件に関わって」  
萩野直路(新潟水俣病訴訟を支援する会事務局)
- 第8回 11月17日「胎児性水俣病自立への回路」  
田尻雅美(水俣学研究センター研究員)
- 第9回 11月24日「一医学生の見た水俣病」  
副島秀久(熊本学園大学社会福祉学部・水俣学研究センター)
- 第10回 12月1日「発効5周年を迎えた水銀に関する水俣条約の現状と課題」  
中地重晴(熊本学園大学社会福祉学部・水俣学研究センター)
- 第11回 12月8日「市職員として水俣病にどうかかわったのか」  
川野恵治(医療法人善哉会・山田クリニック事務長)



- 第12回 12月15日「私とユージン・スミスと水俣」  
石川武志（フリーランス・フォトグラファー）
- 第13回 12月22日 DVD上映
- 第14回 1月12日「水俣病から原爆被害へ 私のかかわりの軌跡と二つの病気からみえてくるもの」  
調 漸（長崎大学特命教授、公益財団法人長崎平和推進協会理事長、  
核兵器廃絶長崎連絡協議会会長）
- 第15回 1月19日「水俣病と水俣学の将来展望」  
花田昌宣（熊本学園大学社会福祉学部・水俣学研究センター長）

## Ⅱ. 公開講座

- 第19期 公開講座  
「いのちと環境を考える～水俣・芦北に風力発電は必要か～」  
日時 2022年9月27日から10月25日の毎週火曜日  
会場 エコネットみなまた
- 第1回 「日本のエネルギー・環境政策と再生可能エネルギー」  
大島堅一（龍谷大学教授）
- 第2回 「水俣の自然（地形・地質及び動物）と風力発電問題」  
長峰 智（日本地質学会会員）
- 第3回 「風力発電による健康障害－低周波騒音について」\*オンライン講義  
松井利仁（北海道大学教授）
- 第4回 「みなまたに風車はいらない」  
水俣・芦北住民からの報告（中村雄幸（ちょっと待った風力発電の会）、ちょっと待った！出水風力発電の会、ちょっと待った！伊佐巨大風力発電の会、大関山を守る会）
- 第5回 「カーボンニュートラルと水俣での大規模風力を考える」  
中地重晴（熊本学園大学社会福祉学部教授・水俣学現地研究センター長）

## Ⅲ. 公開セミナー・シンポジウム

- 第7回 若手研究セミナー  
期間 2022年9月9日(金)～9月11日(日)  
会場 熊本学園大学水俣学現地研究センター  
プログラム
- 9月9日(金)  
オブショナルツアー：水俣がはじめての人向けの水俣現地案内  
セミナー1：「いま、水俣はどうなっているか：研究の課題と展望」  
花田昌宣（熊本学園大学教授・水俣学研究センター長）  
セミナー2：「胎児性・小児性水俣病の自立への回路」  
田尻雅美（熊本学園大学水俣学研究センター研究員）
- 9月10日(土)  
セミナー3：「コロナ差別と水俣病差別」  
矢野治世美（熊本学園大学准教授・水俣学研究センター研究員）  
フィールドワーク：水俣病被害者聞き取り

9月11日(日)

特別セミナー：「水俣病の疫学の現在」

頼藤貴志（岡山大学大学院医歯薬学総合研究科教授）

セミナー4：「水俣市周辺の水銀汚染の現状と水銀条約における世界と日本の課題」

中地重晴（熊本学園大学社会福祉学部教授・水俣学現地研究センター長）

## IV. 研究会

### 1. 第17回 水俣病事件研究交流集会

日時 2023年1月7日(土) 10:30~17:00

開催方法 ハイブリッド方式

会場 エコネットみなまた

#### セッション1

「水俣病の診断について」

津田敏秀（岡山大学大学院環境生命科学）

「水俣病における胎児期曝露の健康影響についてと今後の調査の計画」

頼藤貴志（岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 疫学・衛生学分野）

「メチル水銀中毒症の発症機序と病態」

高岡 滋（神経内科リハビリテーション協立クリニック）

#### セッション2

「水俣病・東海の会活動報告（これまでとこれから）」

原武千潮・一本木康二・藤田圭一・早乙女理（水俣病・東海の会、名古屋・水俣病を告発する会）

「カネミ油症の恒久救済に向けてのロードマップ」

藤原寿和（日台油症情報センター）

「教育と水俣病事件（そのⅢ）『教室の出来事』から街へ」

石井雅臣（水俣学研究センター客員研究員）

#### セッション3

「歴史実践としての水俣学～部落史研究からのアプローチ」

矢野治世美（熊本学園大学水俣学研究センター）

「水俣周辺に計画されている大規模風力発電と水俣のまちづくりを考える」

中地重晴（熊本学園大学水俣学研究センター）

「八幡残渣プールと沖合の埋立の工事について」

山下善寛（水俣の暮らしを守るみんなの会、水俣病被害市民の会）

#### セッション4

「水俣病で行政はいまも事実を無視し続けている」

萩野直路（新潟水俣病訴訟を支援する会）

「ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟の現状（近畿判決を控えて）」

板井俊介（ノーモア・ミナマタ第2次国賠弁護団）

「平成25年義務付訴訟最高裁判決後の環境省の水俣病認定に関する通知が与えた影響」

三角 恒（熊本県弁護士会）

「水俣病被害者互助会の訴訟の現状と課題」

佐藤英樹、谷 洋一（水俣被害者互助会）

## 2. 水俣病事件資料集編纂委員会

統括責任者・編者：花田昌宣

資料編纂顧問・編者：高峰 武（熊本学園大学特命教授）

資料収集指揮・編者：山本尚友（客員研究員）

編者：東島 大（客員研究員・熊本県民テレビ）、石貫謹也（熊本日日新聞社）、

隅川俊彦（熊本日日新聞社）、矢野治世美（熊本学園大学）、井上ゆかり（熊本学園大学）

アドバイザー：富樫貞夫（客員研究員・顧問）

有馬澄雄（客員研究員・水俣病研究会）

### 第48回水俣病事件資料集編纂委員会

日時 2022年11月21日(月)

場所 熊本学園大学14号館143C教室

内容 事件資料集続刊刊行にむけた各担当の進捗状況報告

### 第49回水俣病事件資料集編纂委員会

日時 2023年1月23日(月)

場所 熊本学園大学14号館143C教室

内容 事件資料集続刊刊行にむけた各担当の進捗状況報告

## V. 共催

### 第39回 天草環境会議

テーマ：「これからの食を考える」

日時 2022年7月9日(土) 14:30～18:30

場所 苓北町農協志岐支所2階会議室

主催 天草環境会議実行委員会「はえん風」

共催 熊本学園大学水俣学研究センター

企画協力 一橋大学自然資源経済論プロジェクト

視点1 「私達の食生活と日本の食糧自給率：世界の食糧供給力」

視点2 「日本の食の安全性は」

視点3 「日本農業の役割と私達は誰に頼るのか」

田尻和子（弁護士、くまもとのタネと食を守る会）

野口昭信（天草環境会議事務局）

## VI. 情報発信

・水俣学通信 第68号～第71号発行

・水俣学研究センターホームページ <https://gkbn.kumagaku.ac.jp/minamata/>

## VII. 国内外の研究者の受け入れ、外部の研究会・ワークショップの協力、地域貢献など

### 1. 国内外の研究者・研修の受け入れ

・部落解放同盟和歌山県連水俣研修受け入れ：田尻、永野（水俣）5月13日

- ・水俣高校探究授業：中地（オンライン）7月4日
- ・日本通運水俣研修：高峰（水俣）7月28日
- ・学習院大学 宮盛先生、花田先生インタビュー調査：中地、井上（熊本）8月1日
- ・学習院大学 宮盛先生、大学院生インタビュー調査：山下（水俣）8月3日
- ・峇北火力発電所関係資料調査（熊本）8月4日
- ・愛知教育大学 榊原先生研修：中地、石坂（熊本）8月5日
- ・熊本県高等学校教職員組合 水谷氏面談：花田（熊本）8月12日
- ・UCL大学 リスクと災害軽減研究所 避難所調査：井上（水俣）8月25日
- ・東京学芸大学研修：田尻、井上、山下（水俣）9月1日
- ・六花亭研修受け入れ：井上（熊本）10月18日
- ・六花亭研修受け入れ：山下（水俣）10月20日
- ・新潟大学 渡邊先生ゼミ水俣研修：田尻（水俣）11月11日～13日
- ・福岡女子大学研修受け入れ：田尻、中地（熊本・水俣）12月14日～15日
- ・MJC大淵氏ヒアリング調査（避難所関連）：花田、黒木（熊本）6月7日
- ・アスベストリスクコミPJ水俣案内：中地（水俣）8月7日
- ・山都町三枝氏ら来訪：中地（熊本）8月24日
- ・熊本学園大学西崎先生ゼミ水俣研修受け入れ：井上（水俣）11月26日
- ・大阪大学避難所調査受け入れ：井上（熊本）11月30日
- ・慶應義塾大学EBA研修、明石氏と打合せ：井上（オンライン）1月17日
- ・肥後の水とみどり祝賀会：高峰（熊本）1月20日
- ・広島女学院水俣研修受け入れ：中地、山下（水俣）2月12日
- ・共同通信社インタビュー：山下（水俣）2月15日
- ・慶應義塾大学研修受け入れ：井上（水俣）2月24日
- ・カネミ油症被害者支援センター藤原氏面談：中地（熊本）3月1日
- ・國學院久我山高校教職員研修「人権を保障するインクルーシブな避難所とは－障害者を受け入れた熊本学園大学の災害時避難所運営の経験」：花田（東京）7月26日
- ・公開講座講師大島氏水俣案内：井上（水俣）9月27日
- ・田部氏水俣（頭石）案内：藤本（水俣）3月31日
- ・NHK鹿児島取材：田尻（水俣）5月13日
- ・NHK熊本取材：花田、井上（熊本）5月23日、6月6日
- ・NHK熊本、鹿児島取材：田尻（水俣）6月1日
- ・NHK東京取材打合せ：花田（熊本）6月2日
- ・NHK東京取材：花田（熊本）6月6日
- ・NHK東京取材（避難所関連）：花田（熊本）6月8日
- ・NHK熊本取材：中地（熊本）8月8日
- ・熊本日日新聞社取材：花田（熊本）5月23日
- ・熊本日日新聞社取材：井上（水俣）8月23日
- ・熊本日日新聞社取材：井上（熊本）6月8日
- ・熊日広告社 取材：花田（熊本）7月12日
- ・熊本日日新聞 取材：花田 1月31日
- ・西日本新聞 水俣条約発効5年に関する取材：中地（熊本）8月10日
- ・毎日新聞社取材：花田（熊本）3月9日
- ・徳島ラジオ出演：高峰 12月18日

- ・シティFM出演：高峰 11月8日

## 2. 外部の研究会・ワークショップの協力、地域貢献

- ・若かった患者の会：田尻（水俣）4月8日、7月16日、9月9日、10月1日、10月14日、11月11日、12月3日、1月13日
- ・若かった患者の会：田尻、坂本、原田ほか（水俣）6月24日、2月17日、3月25日
- ・水俣病認定義務付け訴訟報告集会など：田尻、井上、谷、斎藤、山口、番園ほか（東京）4月1日～2日
- ・水俣病認定義務付け訴訟報告集会など：花田（東京）4月1日～3日
- ・「不当判決糾弾！3月8日最高裁決定、3月30日熊本地裁判決を問う集い」：花田、中地、田尻、井上、谷、伊東、山下、永野、坂本、田中、原田ほか（水俣）4月30日
- ・「水俣病公式確認から66年！新潟公表から57年！なぜ実施しない！水俣病の住民健康調査 いのちを守る『住民健康調査』の重要性を考えるシンポジウム」：花田、中地、谷、山下、永野、田中、濱口、梅田、原田（水俣）田尻、井上（オンライン）4月30日
- ・水俣病被害者・支援者連絡会会議：花田 6月14日
- ・水俣病被害者・支援者連絡会主催：「いのちを守る住民健康調査を考えるシリーズ 第2弾！水俣病全貌解明第10回講座『昭和50年代に水俣市が全市で実施した「水俣市住民健康調査」の概要』」講師・蜂谷：花田・谷・山下（水俣）中地・田尻・井上（オンライン）6月22日
- ・免田事件資料保存委員会：高峰（熊本）8月12日、9月1日、10月16日、11月11日
- ・みらい基金会議：高峰（熊本）9月5日、10月29日
- ・公害資料館ネットワーク資料研究会（オンライン）10月29日
- ・土壌汚染CSCCセミナー講演「大深度地下利用と土壌汚染、自然由来重金属等、土壌汚染のリスクコミュニケーションの課題」：中地（大阪）11月4日
- ・環境と公害セミナー：中地（オンライン）11月9日
- ・講演「ごみから考えるわたしたちの暮らし」：藤本（熊本）12月1日
- ・化学物質リスクセミナー：中地（オンライン）12月21日
- ・環境省リスクヒアリング：中地（オンライン）12月26日
- ・西日本社会学会：藤本 5月7日～8日
- ・水俣病研究会資料打合せ：有馬、阿南、香室、向井、花田、中地、井上、田尻（熊本）5月9日
- ・メチル水銀シンポ：中地（オンライン）5月22日
- ・災害と社会演習フィールドワーク：花田、中地、東、井上（熊本）5月28日
- ・熊本県人教大会：花田（熊本）5月31日、10月22日
- ・熊本県最低賃金審議会：高峰（熊本）6月10日、7月7日、7月27日、8月2日、8月4日、8月5日、8月23日、10月17日、10月23日、10月24日、10月26日、1月27日、3月9日
- ・つんなう基金講演会：高峰 6月11日
- ・環境社会学会第65回大会 企画セッション3「環境社会学と障害学の交差点-『胎児性水俣病患者たちはどう生きていくか』を出発点として-」：田尻、井上（オンライン）6月12日
- ・「3月のCOP4の決定事項に関する評価」MICOネット学習会：中地、谷、谷、斎藤、原田（水俣）6月21日
- ・3R検定センター総会：中地（オンライン）6月28日
- ・災害と社会演習・朝倉杷木FW：花田、中地、井上（福岡）7月2日
- ・球磨川セミナー：中地（オンライン）7月3日
- ・熊日情報文化懇話会：高峰（熊本）6月30日、7月14日、9月8日、11月22日、12月9日、1月

25日、3月22日

- ・天理市水源保護審議会：中地（奈良）7月26日
- ・被災地障害者センター理事会：花田（熊本）8月13日
- ・九同教夏期講座：花田（長崎）8月17日
- ・メコンデルタ2022セミナー：中地（オンライン）8月20日
- ・水銀条約5周年セミナー：中地（オンライン）9月8日
- ・国会図書館とジャパンサーチ連携に関する打合せ：井上（オンライン）9月21日
- ・熊本県人権教育大会：花田（熊本）10月22日～23日
- ・宇城文化協会：高峰 11月5日
- ・懸賞論文審査会：花田 11月15日
- ・福岡みやま市避難所講演「熊本地震における熊本学園避難所モデルから学ぶこと」「避難所における医療的ケアの意味」：花田、井上（福岡）12月4日
- ・日教組講演「病と差別：水俣から学ぶ」：花田（熊本）12月10日
- ・定時制の灯を消すな県民集会：花田（水俣）12月17日
- ・化学物質と環境政策対話準備会合：中地（オンライン）11月7日、11月21日
- ・環境省「化学物質と環境政策対話」：中地（東京）2月1日
- ・県立広島大学交流研究会：花田、田尻、矢野、高峰、井上（熊本）中地（オンライン）3月8日
- ・労働科学学会イブニングセッション講演：中地（オンライン）3月16日
- ・新潟水俣病4大学合同フォーラム：田尻（オンライン）3月18日
- ・川本輝夫氏咆哮忌：田尻、井上、原田（水俣）3月18日
- ・平和憲法を生かす会総会：花田（熊本）3月18日
- ・東京告発意見交換会：中地（東京）3月19日
- ・徳島県上勝町調査：藤本（徳島）3月26日～28日
- ・国立環境研究所 堀口氏打合せ：中地（水俣）3月27日～28日
- ・公衆衛生懇話会：宮北（熊本）7月9日
- ・共同連大会：花田（北海道）11月12日～13日
- ・情報公開訴訟意見書打合せ：中地（オンライン）2月28日
- ・ちょっと待った風力発電の会討論会：中地、中村、山下（水俣）3月15日
- ・JRE風力発電アセス説明会：宮北（水俣）6月24日
- ・風力発電学習会実行委員会：中地（水俣）11月28日
- ・「風力発電を地域から考える～北の国からのメッセージ」：中地、田中、山下（水俣）12月11日
- ・廃棄物研究委員会：中地（オンライン）6月15日
- ・産廃処分場問題学習会：中地（熊本）9月6日
- ・上益城郡産廃学習会：中地（熊本）2月15日
- ・くまもと未来ネット学習会講演「産業廃棄物の処理・処分をめぐる現状と課題」：中地（熊本）12月11日
- ・山都町産廃処分場シンポ：中地（熊本）3月5日
- ・くまもと障害者労働センター、エコネット永野氏打合せ：花田（熊本）3月14日
- ・障害者労働センター監査：花田（熊本）11月28日
- ・くまもと障害者労働センター理事会：花田、田尻（熊本）3月15日
- ・熊解研総会：花田（熊本）6月12日
- ・熊解研：花田 7月25日、8月29日、11月22日、3月27日
- ・JESCO大阪監視部会：中地（オンライン）9月8日

- ・JESCO大阪PCB監視委員会事前説明：中地（大阪）2月17日
- ・JESCO大阪PCB処理監視部会：中地（オンライン）3月2日
- ・本郷処分場弁護団会議：中地（広島）8月31日
- ・本郷処分場証人打合せ：中地（オンライン）10月27日
- ・広島地裁本郷処分場証人尋問：中地（広島）11月1日
- ・西尾市処分場跡地検証委員会：中地（愛知）12月27日
- ・西尾市処分場跡地検証委員会：中地（オンライン）6月30日
- ・日本環境会議理事会：中地（オンライン）4月9日
- ・第37回日本環境会議九州大会シンポジウム水俣病分科会「水俣病をめぐる今後の課題」：中地、佐藤（福岡）田尻（オンライン）4月16日
- ・第37回日本環境会議九州大会シンポジウム：中地、花田、田尻、井上、山下、谷、尾崎、除本、高岡、藤野、寺西、原田（熊本）4月17日
- ・水俣の暮らしを守るみんなの会（水俣）5月11日、8月24日
- ・水俣の暮らしを守るみんなの会総会：中地（水俣）6月8日
- ・水俣の暮らしを守るみんなの会例会：中地（水俣）5月11日、2月22日、3月29日
- ・水俣の暮らしを守るみんなの会運営委員会（水俣）7月27日、10月26日、11月30日
- ・第2回メチル水銀中毒症シンポジウム：中地（オンライン）5月22日
- ・公害研究委員会（オンライン）6月18日
- ・公害研究委員会・日本環境会議事務局会議：中地（オンライン）7月16日、3月4日
- ・公害研究委員会（『環境と公害』編集委員会）（オンライン）5月14日
- ・差別禁止法研究会：田尻、山下（オンライン）4月14日、19日
- ・差別禁止法を求める当事者の会集会：田尻、佐藤（大阪）12月16日～18日
- ・水俣フォーラム講演会 水俣セミナー第120回「女島に惹かれて―漁村の中の水俣病調査」：井上（東京）7月20日
- ・デジタルアーカイブ学会：井上（オンライン）8月23日
- ・日本環境会議と水俣病被害に関するWG：田尻、井上、山下、谷 他32名（オンライン）8月31日
- ・水銀条約5周年セミナー：中地（オンライン）9月8日
- ・エコネットみなまた：花田（水俣）4月5日、5月31日
- ・エコネットみなまた理事会：花田、田尻、山下、永野（水俣）6月10日、9月26日、11月7日、3月24日
- ・エコネットみなまた総会：花田、田尻、山下、永野（水俣）11月26日
- ・鹿本高校SSH令和4年度SS国語探究計画「世界や日本の課題を水俣病から考える」打合せ：花田、高峰、井上（熊本）6月17日
- ・鹿本高校講義打合せ：井上、永本（水俣）9月15日
- ・鹿本高校講義『「水俣病を知っていますか」の反転学習』：高峰（熊本）9月30日
- ・鹿本高校講義「胎児性水俣病患者として、障害者として」：井上、永本（熊本）10月7日
- ・鹿本高校講義「水俣病事件前と後の漁村の暮らし」井上（熊本）10月21日
- ・鹿本高校 令和4年度SS国語探究I成果発表会：井上、高峰、花田（熊本）3月17日
- ・鹿本高校打合せ：花田、高峰、井上（熊本）3月27日
- ・全国労働安全衛生センター運営委員会：中地（オンライン）4月22日、6月8日
- ・全国労働安全衛生センター連絡会議総会：中地（神奈川）10月1日
- ・全国労働安全衛生センター運営協：中地（オンライン）9月27日
- ・関西労働者安全センター運営協議会：中地（オンライン）6月16日

- ・関西労働者安全センター総会：中地（オンライン）2月20日
- ・アスベストリスクコミPJ：中地（オンライン）4月20日
- ・アスベストリスクコミPJ運営委員会：中地（オンライン）10月8日、11月22日
- ・震災アスベストPT運営委員会：中地（オンライン）5月18日
- ・築地市場アスベスト除去工事見学：中地（東京）5月24日
- ・震災アスベストPT：中地（オンライン）6月22日
- ・石綿全国連総会：中地（オンライン）7月9日
- ・石綿全国連運営委員会：中地（オンライン）9月21日
- ・震災アスベストリスクコミPT：中地（オンライン）7月20日
- ・アスベストリスクコミPJ熊本地震調査：中地（熊本）8月5日
- ・アスベストリスクコミPJ熊本調査：中地（熊本）8月6日
- ・アスベストリスクコミPJ長野調査：中地（長野）9月2日
- ・石綿問題総合対策研究会：中地（東京）2月5日
- ・アスベストリスクコミPJ打合せ：中地（オンライン）2月17日
- ・アスベストリスクコミPJ学習会：中地（東京）2月24日、3月17日
- ・アスベストリスクコミPJ合宿：中地（東京）3月7日、3月8日
- ・Tウォッチ運営委員会：中地（オンライン）4月4日、5月2日、6月6日、9月5日、11月7日、12月5日、12月12日、2月6日、3月6日
- ・Tウォッチ運営委員会：中地（東京）8月1日
- ・Tウォッチ総会：中地（オンライン）5月29日
- ・Tウォッチ公開講座：中地（オンライン）10月20日、11月16日、12月21日
- ・CS労災訴訟打合せ：中地（オンライン）4月6日
- ・岡田CS労災不服審査：中地（東京）4月19日
- ・南相馬市現地調査：花田、東（福島）4月8日～9日
- ・香害をなくす連絡会打合せ：中地（オンライン）4月13日、2月9日
- ・香害をなくす連絡会運営委員会：中地（オンライン）6月16日、7月14日、8月4日、10月13日
- ・香害をなくす連絡会：中地（オンライン）5月19日、9月8日、11月17日、3月9日
- ・オリーブ基金運営委員会：中地（大阪）4月23日、6月8日、8月27日、10月15日、12月17日、1月28日、2月18日、3月25日
- ・オリーブ基金運営委員会：中地（香川）9月17日、11月12日
- ・オリーブ基金アーカイブ打合せ：中地（オンライン）5月9日
- ・オリーブ基金事務局会議：中地（オンライン）5月30日
- ・オリーブ基金学習会：中地（オンライン）7月31日
- ・オリーブ基金打合せ：中地（オンライン）12月22日、2月9日
- ・オリーブ基金海ごみフォーラム：中地（香川）3月11日
- ・九州地区部落史研究会：花田 5月22日、6月19日、10月16日
- ・部落史研究会：花田（大分）5月8日
- ・部落史研究会：花田（佐賀）7月21日
- ・熊本県部落解放研究会：花田（熊本）6月20日
- ・部落解放全国女性集会：花田（熊本）5月14日
- ・部落解放・人権研究所、水俣病差別に関する共同調査研究：花田、谷川雅彦（熊本）4月15日
- ・部落解放・人権大学講座、講演「水俣病問題の歴史と現在」：田尻（オンライン）10月26日
- ・九州地区部落解放史研究集会研究発表「戦後高度経済成長と同和对策事業」：花田（大分）7月28日



- ・部落解放・人権確立第41回全九州研究集会：花田（福岡）11月29日～30日
- ・フィールドワークポストコロナ：宮北（熊本）5月8日、5月14日
- ・フィールドワークポストコロナ：宮北（水俣）5月29日
- ・豊島弁護団会議：中地（オンライン）6月3日、6月15日、6月30日、7月14日、9月5日、10月12日、11月14日、12月20日、1月23日、2月20日、3月20日
- ・豊島、香川県との事務連絡会：中地（香川）6月14日、8月23日
- ・香川県との事務連絡会：中地（香川）4月12日、5月17日、9月13日
- ・豊島フォローアップ委員会：中地（香川）7月9日、1月26日、3月26日、（オンライン）11月14日
- ・豊島地下水雨水検討会：中地（香川）7月30日、3月3日、（オンライン）10月3日、12月20日
- ・豊島住民会議と永田先生の意見交換会：中地（香川）8月12日
- ・豊島、縞の学校プラス：中地（香川）9月17日
- ・豊島撤去等検討会：中地（香川）10月9日、3月26日
- ・豊島処理協議会：中地（高知）8月9日、（香川）2月4日
- ・豊島の委員会：中地（オンライン）8月5日
- ・能勢ダイオキシン打合せ：中地（オンライン）6月6日、2月21日
- ・能勢安定化委員会：中地（大阪）6月19日
- ・ダイオキシン対策国民会議運営委員会：中地（オンライン）7月13日
- ・ダイオキシン環境ホルモン対策国民会議国民市民セミナー：中地（オンライン）8月3日

## VIII. 健康・医療・福祉相談

水俣学現地研究センターなどにおいて23回開催し、延べ28人の方の相談を受け入れた。うち電話相談を4回行った。

2022年

- ・4月7日、4月26日、5月17日、6月7日、6月9日、6月21日、6月29日、7月12日、7月20日、8月23日、9月20日、9月27日、10月11日、11月11日、12月6日（電話相談）

2023年

- ・1月11日、1月17日、1月24日、1月30日（電話相談）
- ・1月31日、2月14日（電話相談）
- ・2月17日、3月17日（電話相談）

## IX. 胎児性水俣病世代の被害に関するWG

客員研究員を加えて構成されている胎児性水俣病ワーキンググループによる調査・研究を以下のよう

2022年

- 4月23日（大阪、オンライン）、5月10日（水俣）、5月18日（水俣）、5月21日（オンライン）
- 5月24日（水俣）、6月4日（大阪、オンライン）、6月14日（水俣）、6月21日（水俣）
- 6月22日（オンライン）、6月26日（大阪、オンライン）、7月12日（水俣）
- 7月17日（大阪、オンライン）、7月27日（オンライン）、8月2日（水俣）、8月5日（水俣）
- 8月7日（大阪、オンライン）、8月9日（水俣）、8月27日（大阪、オンライン）
- 8月31日、9月2日（水俣）、9月18日（大阪、オンライン）、10月4日（水俣）
- 10月10日（大阪、オンライン）、10月19日（水俣）、11月5日（水俣・大阪、オンライン）

12月11日（水俣）、12月28日（水俣）、12月30日（大阪、オンライン）  
2023年

1月18日（水俣）、1月29日（オンライン）、1月31日（水俣）

2月7日（水俣）、2月15日（水俣）、2月18日（オンライン）、3月25日（大阪・オンライン）

## 水俣学研究センター規程および内規

熊本学園大学水俣学研究センター規程

水俣学研究センター自己点検・評価実施委員会内規

客員研究員に関する運用内規

特別研究員に関する運用内規

「水俣学教育活性化プログラム予算」運用に関しての申し合わせ

熊本学園大学水俣学研究センター研究資料利用規程

『水俣学研究』投稿規程・執筆要領

## 熊本学園大学水俣学研究センター規程

(設置)

第1条 高度学術研究支援センター規程第3条1項に基づき、熊本学園大学水俣学研究センター（以下「研究センター」という）を置く。

(目的)

第2条 研究センターは、水俣学に関する研究調査を行い、その成果の公開を通じて地域社会並びに国際社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 研究センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 水俣学に関する研究調査及びその成果の発表
- (2) 水俣学に関する資料の収集、整理及び公開
- (3) 水俣学に関わる国内外の研究者等との交流
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(役職員及び研究員)

第4条 研究センターの構成は次のとおりとする。

- (1) センター長 1名
- (2) 現地研究センター長 1名

(3) 事務局長 1名

(4) 運営委員 若干名

(5) 研究員 若干名

(6) 客員研究員 若干名

(7) 特別研究員 若干名

(8) 研究助手 若干名

(9) 事務職員 若干名

(センター長)

第5条 センター長は、研究員の中から総会において選出し、学長が任命する。

2 センター長は、研究センターを代表し、業務を統括する。

3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。任期中にセンター長が辞任した場合には、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4 センター長に事故があるときは、センター長が指名する運営委員がその職務を代行する。指名がない場合には、運営委員の協議により職務代行者を定める。

(事務局長)

第6条 事務局長は、研究員の中からセンター長の推薦により学長が任命する。

2 事務局長は、センター長を補佐し、各研究プロジェクトの調整を図り、かつ全体を統括する。

(運営委員会)

第7条 研究センターを運営するために運営委員会を置く。

2 運営委員会は、センター長及び運営委員で構成する。

3 運営委員は、研究員の中からセンター長が委嘱する。

4 運営委員は、センター長を補佐し、研究センターの運営に当たる。

5 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(現地研究センター)

第8条 水俣市に水俣学現地研究センター（以下「現地研究センター」という）を設置し、現地研究センター長を置く。

2 現地研究センター長は、研究員の中からセンター長の推薦により学長が任命する。

3 現地研究センターに関する規定は、別に定める。

(研究員)

第9条 研究員は、本学専任教員及び研究助手の中から運営委員会において選考し、センター長が委嘱する。

2 研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第10条 水俣学に関して知識・経験を有し、研究センターの目的達成に資する者を客員研究員として招聘することができる。

2 客員研究員は、運営委員会において選考し、学長が委嘱する。

3 客員研究員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(特別研究員)

第11条 水俣学を研究課題として本学大学院に在籍し、研究センターの研究調査を分担できる者を特別研究員として委嘱することができる。

2 特別研究員は、運営委員会において選考し、

センター長が委嘱する。

3 特別研究員に関する細則は、別に定める。

(研究助手)

第12条 研究助手は、研究センターの研究調査の企画、準備及び実施を分担するとともに、学内外の連絡調整に当たる。

(事務職員)

第13条 事務職員は、センター長を補佐し、研究センターの事務を処理する。

(顧問)

第14条 研究センターに顧問を置くことができる。

2 顧問は、センター長の推薦により学長が委嘱する。

(総会)

第15条 研究センターの運営に関する重要事項を審議するため、総会を置く。

2 総会は、センター長及び研究員をもって組織し、センター長が招集する。

3 総会は、原則として、年度当初に1回開催する。

4 総会は、研究員の3分の2以上の出席（委任状を含む）により成立し、議事は出席者の過半数によって決するものとする。

5 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画に関すること
- (2) 予算・決算に関すること
- (3) この規程の改廃に関すること
- (4) その他、運営に関する重要事項

(資料の閲覧等)

第16条 研究センターが所蔵し又は管理する資料の閲覧その他の利用に関する規程は、別に定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、総会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

## 附則

1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成19年12月18日から施行する。

3. この規程は、平成21年12月19日から施行する。

## 水俣学研究センター自己点検・評価実施委員会内規

制定 2014年5月1日

## (設置)

第1条 水俣学研究センター（以下、本センター）が掲げる理念、目的のもとに展開する諸活動について、自主的、継続的に自己点検・評価を行い、その結果を改革、改善に結びつけるため、熊本学園大学水俣学研究センター規程第3条の第4項に基づき、本センターに水俣学研究センター自己点検・評価実施委員会（以下、委員会）を設置する。

## (職務)

第2条 委員会は、本センターが自己改革、改善を推進するために設定する目標に対し、その進捗状況を点検・評価し、課題等を提起して、新たな改革、改善を継続的に促進することを職務とする。

## (構成等)

第3条 委員会は、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 水俣学研究センター長
- (2) 水俣学現地研究センター長
- (3) 水俣学研究センター事務局長
- (4) 水俣学研究センター長が指名する者  
若干名

- 2 前項第4号の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員会等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、第3条第1項第1号の委員を

もってあてる。

- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、第3条第1項第2号の委員をもってあてる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合は、その職務を代行する。

## (審議事項)

第5条 委員会は次の各号の事項を審議し、熊本学園大学自己点検・評価委員会に提案又は報告する。

- (1) 自己点検・評価活動の計画に関する事項
- (2) 設定目標の進捗及び達成状況に係る点検・評価に関する事項
- (3) 自己点検・評価結果の公表又は活用に関する事項
- (4) 認証評価機関による認証評価に関する事項
- (5) その他自己点検・評価に関して熊本学園大学自己点検・評価委員会から付託された事項

## (事務所管)

第6条 委員会の事務は、学術文化課が行う。

## (改廃)

第7条 この内規の改廃は、本センターが行う。

附則 この内規は、2014（平成26）年5月1日から施行する。

## 客員研究員に関する運用内規

水俣学研究センター

熊本学園大学水俣学研究センター規程第9条及び第10条に基づき、水俣学研究センター（以下、「研究センター」という）の客員研究員に関する運用内規を次のとおり定める。

1. 客員研究員は、水俣学に関して知識・経験を有し、次に掲げる研究センターの活動に参加できる者の中から選考する。
  - (1) 長期・短期を問わず一定の期間本学に滞在して水俣学に関連した研究調査に従事する者
  - (2) 定例の研究会、研究資料の収集・編集又は野外調査等に参加して、研究センターが企画する研究調査を分担できる者

(3) その他、運営委員会において研究センターの目的を達成するために必要と認められた者

2. 客員研究員は、水俣学に関する研究調査に際して、次のサービスを受けることができる。
  - (1) 研究センター（現地研究センターを含む）の施設の利用
  - (2) 研究センターが所蔵する研究資料の閲覧・複写
  - (3) 学内入構証の発行

附則 この運用内規は、2006年2月6日から施行する。

## 特別研究員に関する運用内規

水俣学研究センター

熊本学園大学水俣学研究センター規程第11条に基づき、特別研究員に関する運用内規を次のように定める。

1. 特別研究員は、本学大学院修士課程または博士後期課程に在学し、水俣学またはそれに関連するテーマを研究課題とする者の中から、運営委員会の議に基づき、センター長が委嘱する。
2. 特別研究員を希望する者は、指導教員の推薦を得て毎年4月末までに特別研究員採用申請書と研究計画書（2000字程度）を添えてセンター長に申請するものとする。
3. 特別研究員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4. 特別研究員は、毎年3月末までに研究経過報告書を提出するものとする。

5. 特別研究員は、研究のためセンター所管の研究資料及び研究機器を利用することができる。

6. 特別研究員は、センターが企画する調査研究活動に参加するとともに、研究活動に要する旅費宿泊費等の支弁を受けることができる。

7. その他、特別研究員に関して必要な事項は、運営委員会の議を経て定めるものとする。

附則 この内規は、2007年4月1日より施行する。

申し合わせ事項：  
旅費・宿泊費の支給に関しては、当面一人当た

り年間総額5万円とする。

## 「水俣学教育活性化プログラム予算」 運用に関する申し合わせ

水俣学研究センター運営委員会

「水俣学教育活性化プログラム予算」は、本学の学部並びに大学院の正規授業（演習、卒業論文など）で、水俣学現地研究センターを活用した研修やフィールド調査を実施する場合に係る経費の一部を補助するものである。

1. この「水俣学教育活性化プログラム予算」を利用するに当たっては、当該授業の担当教員が事前に利用申請書を、水俣学研究センター長に提出することとする。

2. 補助の対象となる経費は次のとおりである。
  - 1) 宿泊費の半額。ただし1泊上限3,000円、最長6泊とする。
  - 2) 交通費（海上タクシー代）、および現地案内謝礼。

付記：この申し合わせは、2007年7月19日、水俣学研究センター運営委員会で決定され、同年8月1日より実施される。なお、改正は、水俣学研究センター運営委員会の議を経て水俣学研究センター長が決定するものとする。

## 熊本学園大学水俣学研究センター研究資料利用規程

水俣学研究センター

（趣旨）

第1条 この規程は、水俣学研究センターの所蔵する研究資料（以下、「資料」という。）の利用について必要な事項を定める。

（資料の種別）

第2条 研究センターの資料は、一般資料、閲覧制限資料および貴重資料の3種に分類する。閲覧制限資料は個人のプライバシーに関わるもの、および利用に際して破損の恐れのあるものとする。

- 2 一般資料は、資料室に保管する。
- 3 閲覧制限資料および貴重資料は、貴重資料保管室に保管する。

（利用）

第3条 資料の利用を希望する者は、利用目的

を記した利用申請書を提出しなければならない。

- 2 閲覧制限資料および貴重資料の閲覧を希望する者は、あらかじめ研究センター長の許可を得て、指定の場所で閲覧しなければならない。

（開室）

第4条 資料室の開室時間は、10時から12時30分および13時30分から16時とする。

- 2 資料室の休室日は次のとおりとする。ただし、研究センター長が特に必要と認めるときは、これを変更し、または臨時に休室することができる。

(1) 土曜日、日曜日、祝日、および熊本学園大学が定める休日。但し、現地センターは月曜日も休室日とする。

- (2) 水俣学研究センター長が定める曝書のための休日。

(資料の複写)

- 第5条 資料の複写を希望する者は、利用目的を記した複写申請書を提出しなければならない。
- 2 閲覧制限資料の複写は、利用目的を勘案して制限を設けることがある。

(資料の帯出)

- 第6条 研究センターの研究員は資料を帯出することができる。帯出は10冊以内および3カ月以内を原則とする。
- 2 次の資料は帯出することができない。
- (1) 参考資料（禁帯出のラベルを貼用したもの）
- (2) 閲覧制限資料および貴重資料
- 3 帯出中の資料は、第三者に転貸してはならない。
- 4 帯出中の資料については、帯出予約をすることができる。

(資料の返却)

- 第7条 帯出した資料は、期限内に返却しなければならない。

- 2 水俣学研究センターの研究員が資格を失うとき、1年以上出張予定のとき、および曝書が行われるときには、帯出中の資料を速やかに返却しなければならない。
- 3 その他、水俣学研究センターが必要と認めるときは、帯出資料の返却を請求することがある。

(禁止条項と罰則)

- 第8条 資料室における談話、喫煙、飲食等の行為は禁止する。
- 第9条 閲覧または帯出中の資料を汚損または紛失したときは、ただちにその旨を届け出、係員の指示に従わなければならない。
- 2 帯出資料を期日までに返却しないときには、以後の帯出を禁止することがある。
- 3 前条の禁止条項に違反する者には、退出を命じることがある。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、水俣学研究センター運営委員会の議を経て水俣学研究センター長が決定するものとする。

附則

- 1 この規程は、2010年1月5日から施行する。

## 『水俣学研究』投稿規程・執筆要領

(2023年12月改訂)

### I 投稿規程

#### 1. 論文投稿の原則

本誌に掲載される原稿は、水俣学に関する理論的・実証的研究成果をまとめたものとし、未発表のものを原則とする（投稿中のものは含まない）。投稿は原則として水俣学研究センター（以下、センター）の学内研究員・客員研究員・特別研究員・水俣学研究センターの趣旨に賛同する者とする（以下、会員）。

#### 2. 著作権

すべての著作権は、水俣学研究センターに属する。本誌掲載原稿を著者が他の著作などに収録・転用する場合は、文書でセンターに通知すること。

#### 3. 原稿の種類

原稿の種類は下記の通りとする。各種原稿とも本文の使用言語は日本語もしくは英語とする。



## ＜投稿論文原稿＞

### 研究論文

理論的・実証的研究における分析視点、研究方法などにオリジナリティを有する論文。

### 研究ノート

素材の新しさを含む理論的・実証的研究の中間報告、あるいは新しい手法の提案などを有する論文。

### フォーラム

水俣学研究に掲載された研究論文、研究ノートに対する批判と討論などを有する論文。英文による投稿の場合は、国際フォーラムとして扱う。

### 書評

水俣学に関する図書の批評と紹介。

### エッセイ

自由な形式での水俣学に関する問題提起や情報の提供、国内外の研究動向や政策動向の批評を含んだ論文。

## ＜依頼原稿＞

### 特集論文

特定のテーマの下での論文。特集是水俣学研究編集委員会（以下、委員会）で企画し、最も適任と思われる研究者に執筆を依頼する。

### 資料紹介/復刻

水俣学に関する史料・資料の提供。これらには、委員会から研究者に解題の執筆依頼に加えて会員からの投稿を受け付ける。

## ＜その他＞

### 研究会報告

センターの研究会の内容をまとめた成果。

### 活動報告

センターの研究調査活動・講座活動・教育活動・研究業績などの報告。

## 4. 原稿の採否

研究論文を除く投稿論文・依頼原稿は委員会が掲載の採否を審査する。審査結果は、掲載可となった著者に委員会から書面で連絡を行う。委員会は、必要に応じて外部の査読者を指定して意見を求めることができる。

## 5. 原稿の長さ

原稿の長さには、論文表題・著者名・和文要旨・キーワード・注・文献・英文要旨のほかに図表も含むものとする。長さの制限は下表の通りとする。

原稿種類	文字数
研究論文・特集論文	20,000
研究ノート	16,000
フォーラム・国際フォーラム	18,000
書評・資料紹介/復刻	900~12,000
エッセイ	10,000

## 6. 論文の投稿

投稿方法は郵送とメールで送信の2種ある。

- ・郵送の場合は、投稿申込書（様式1）とともにセンター宛（奥付参照）に郵便小包・宅配便で送付すること。送付部数は2部とする。また、原稿（図表含む）をCD-R等の磁気媒体に収め、原稿に同封されたい。
- ・メールでの送信の場合は、電子メール（minamata@kumagaku.ac.jp）での投稿が可能である。この場合、投稿申込書および原稿をそれぞれ別ファイルとして電子メールに添付すること。添付ファイルには、著者名を識別できるファイル名を付すとともに拡張子を必ずつけること。

## 7. 校正

原稿に対して著者は校正を行う責任を有している。校正時には誤字・誤記以外の修正は原則として認めない。研究論文を除く原稿の著者校正是、初校までとし期限までにセンターに返却すること。再校は委員会が行う。

## 8. 原稿の返却

掲載された原稿・不掲載の原稿に関わらず、原稿・図表・電子媒体は返却しない。

## 9. 別刷

別刷は、著者が印刷・製本・送料を実費負担すれば作成することができる。その場合は、投稿申込書に希望部数を明記しておくこと。

## 10. 掲載順の決定

掲載が決定した論文の掲載号は、原稿種類ごとに委員会が決定する。

## II 執筆要領

### 1. 原稿出力のスタイル

原稿は、A 4 の用紙に41字×36行とし、天地各35mm、左右各30mmの余白をとり、10.5ポイント活字で、通し頁番号を頁中央下にふり印刷すること。英文要旨はこの限りではないが十分な行間をとること。

### 2. 文章表現・綴りなど

- ・文章は、とくに特別な場合を除き、常用漢字・新かなづかい・新送り仮名を用い、である調で書く。
- ・副詞は、なるべくひらがなで書く。動植物名は慣用的使用法による。
- ・数字は、熟語など特別な場合を除きアラビア数字を用いる。ただし、「兆・億・万」などの漢字を使用してもよい。分数は、1/2とせず2分の1と書く。
- ・年号は、原則として西暦を用いる。ただし、和暦を併用する必要がある場合は用いてもかまわない。  
例：1890（明治23）年。
- ・度量衡の単位は、原則として記号を用いることとする。  
例：km、kg、m<sup>3</sup>。
- ・句読点は、「。」「，」を用いる。
- ・数字および欧文文字は、一字で単独に用いる場合以外は、半角数字・文字を用いる。
- ・数式は、2行分とり、文字の大小、書体を区別する。

### 3. 原稿のまとめ方

原稿は、論文表題、著者名、勤務先・所属（大学の場合は学部あるいは大学院研究科まで記載）、和文要旨とキーワード、本文、注、文献、英文要旨、図表の順にまとめる。謝辞、研究費、発表集会名など入れる場合は、本文末尾に一行あけて記すことができる。

### 4. 表題・著者名など

- ・原稿には、和文・英文の表題および著者名・ローマ字表記をつける。
- ・英文表題は、前置詞・冠詞を除いてキャピタライズを施す。著者名のローマ字表記は、名・姓の順とし、その間にカンマを付けない。
- ・所属は、著者名の下に一行空けて9.5ポイントで記入する。
- ・著者が複数にわたる場合は「\*」「\*\*」の記号を付して著者名の下に所属を記入する。
- ・書評の表題については、以下の記載事項ならびに記載順序とする。  
著者、編者、訳者名、『書名』出版社名、総ページ数、価格（書籍に明記されている場合：税別）とする。著者名～出版社名の書式は、執筆要領「8 文献の表記法」を準用する。

### 5. 要旨・キーワード

- ・研究論文の原稿のみ、本文の前に論文全体の和文要旨（600字以内）およびキーワード、論文末尾に英文要旨（650ワーズ以内）および英文キーワードを必ずつける。その他の原稿は、和文要旨・英文要旨は必要ない。
- ・キーワードは6語以内とする。キーワードは、その論文のテーマ、フィールド、目的、方法、結果などを過不足なく表現するものを選定する。ただし、検索されることを考慮した一般性を備えたものとする。並べ方は、一般性のあるものから個別のものへと配列すること。

### 6. 章節項の構成

- ・研究論文、研究ノート、特集論文の本文は、章および節以下に区切る。
- ・章にはローマ数字「I」、節にはアラビア数字とピリオド「1.」、項は片括弧でアラビア数字「1）」を用いる。
- ・章・節名はゴシック体とする。

### 7. 注記

- ・原稿には、注記をつけることができる。
- ・注記は、章ごとでなく文末脚注で一括し記載する。

- ・各注記は、片括弧を付けた番号を付し、その番号は論文全体の通し番号とする。この番号を本文中の文章の該当箇所<sup>1)</sup>に右肩一字分とって書く。複数の文献を列挙する場合は連番の間に「,」（カンマ）を付けて並べる。  
例：明らかになった<sup>1)</sup>、明らかとなった<sup>1), 2)</sup>。
- ・本文のなかに注をつける場合は、文献欄に掲げられた著者名と発行年のみを両括弧書きして、当該文献を参照したことを示す。必要があれば、引用ページを両括弧内の発行年に続けて表示する。  
例：…（原田正純、2011）。…（原田正純、2011、pp.123-124）。

## 8. 文献

- ・本文ならびに注記、図表の中に使用したもの以外の文献は、すべて論文末（注の後）に「文献」として一括して表示する。
- ・文献は、日本語の文献を著者名の五十音順、アルファベット使用する言語の文献をアルファベット順に配列する。日本語文献を一括で記載し、そのあとにアルファベット文献を記載する。
- ・日本語文献の文末は「。」、欧語の文献の文末は「.」（ピリオド）とする。
- ・共著・編・訳者などが2名以下ならば全員の氏名を表記するものとし、2名以上の場合は最初の2名の氏名のみ表記し後は「ほか」、「etal」（欧語文献の場合）とする。
- ・論文末の文献表記は次に示す要領によるものとする。

### <日本語の文献>

#### 単行本

原田正純『水俣病』岩波新書、1972。

#### 雑誌

原田正純ほか「カネミ油症患者の現状－40年目の健康調査」『社会関係研究』16-1、2011、pp.1-53。

#### 編書

羽江忠彦ほか「水俣病問題をめぐる子ども市民の意識とおとな市民意識の変遷」原田正純・花田昌宣編『水俣学研究序説』藤原書店、2004、pp.241-269。

### <翻訳文献>

#### 単行本

レヴィ・ストロース著、川田順造訳『悲しき熱帯』I、中央公論新社、2001。

#### 雑誌

Toal, G., 'Critical geopolitics' (Toal, G. ed., Critical geopolitics:the politics of writing global space, University of Minnesota Press, 1996).pp.152-174. [トール、成瀬厚訳「批判地政学」『現代思想』27-13、1999、pp.232-247]

### <欧語の文献>

#### 単行本

Harada,M. Minamata disease, translation edited by Timothy S. George.Kumamoto Nichinichi Shinbun Culture and Information Center, 2004.

#### 雑誌

Harada,M. et.al. 'Mercury contamination in human hair at Indian reserves in Canada'. Kumamoto Medical Journal. 30, 1977. pp.57-64.

#### 編書

Harada,M. 'The global lessons of Minamata disease: An introduction to Minamata studies' (Takahashi,M. ed., Taking life and death seriously bioethics from Japan, Elsevier, 2005), pp.299-335.

## 9. 図表類の作成

- ・図表類は、必要最小限なものに限り、本文原稿とは別に1枚1葉ずつ作成すること。カラー図版、パワーポイント図版は原則として掲載できない。カラー図版は、著者が金額を負担する場合に掲載可とするため、投稿申込書にその旨記載すること。写真は図として取り扱う。
- ・図および表には、「第3図」、「第2表」というように、それぞれ通し番号を付し、本文原稿の挿入箇所に赤字で指定する。
- ・図表のタイトルは、図は下部、表は上部に書く。出典・注記などは、図の場合は図のタイトルの下に、表の場合は表の下に、注記、出

典の順に片括弧で表記すること。注・出典の表記は左詰めで記載する。出典の表記は、著者名『書籍名』発行年を記すこと。

例：注）～は～を意味する、出典）農林水産省統計情報部「第8次漁業センサス」1988より作成。

- ・写真・図版を他の文献から引用、転載する場合は、著者自身が事前に著作権者から許可を得ること。本誌はその責を負わない。
- ・表の単位は、タイトル末尾の右詰めの位置に（ ）で示す。例：（単位：%）。複数の単位を併用する場合は表本体の各項目に単位を明記する。

・表は、特に過大なものにならないように注意すること。表の縦罫は両端の罫をつけず、中間の罫は縦罫をできる限り付けず作成すること。

例：

表1 タイトル  
(単位： 隻)

年	全国	首都圏	熊本県
1959			
1960			
1961			

注）表中の○○は○を○を示す。

出典：農林水産省統計情報部「第8次漁業センサス」1988より作成。

## 『水俣学研究』査読要領

(2010年10月18日水俣学研究編集委員会決定 2011年1月7日実施)

### 1. 査読の目的

熊本学園大学水俣学研究センターは、研究紀要『水俣学研究』として掲載論文の水準を高めるために査読制度を設置し、水俣学研究編集委員会（以下、委員会）がその運用をおこなう。

### 2. 査読対象

本査読要領の対象とする論文の範囲は研究論文のみとする。

### 3. 査読委員

3-1 水俣学研究編集委員会は、査読委員を選任する。

3-2 委員会は、当該応募論文査読のための担当委員を定めた後、原則として査読委員候補者のなかから、当該論文にふさわしい者2名を選定依頼する。さらに査読委員辞退ある場合、および採否が分かれて第3の査読者を必要とする場合のための補欠の査読委員1名を選定しておく。なお、査読上必要とする場合には、査読委員候補者以外の適任者に依頼することができる。ただし、その数は必要最小限に

とどめるものとする。

3-3 継続的内容の論文にあっては、なるべく前査読委員に査読を依頼する。

3-4 査読の公平を期するため、当該研究と利害関係のあるものは避ける。

3-5 選定された査読委員候補は、査読委員就任を辞退することができる。ただし、辞退表明は、委員会から査読依頼を受けた後、1週間以内に行うものとする。

3-6 委員会は、査読委員の辞退があった場合、補欠の査読委員に直ちに依頼するとともに、さらに1名の補欠査読委員を委員会の協議により人選しておく。補欠の査読委員が辞退した場合には同様の手続きを繰り返すものとする。

3-7 査読委員は、査読に関する事項を他に漏らしてはならない。

### 4. 査読の方法

4-1 投稿規定および執筆要領等と照合できる事項は、委員会で査読に先立って処理する。

4-2 査読委員名は著者に秘す。

4-3 査読委員は、判定結果の是非にかかわ

らず、査読書に査読の意見を必要な範囲で簡潔、具体的、客観的に明記する。

4-4 論文の査読期間は、委員会が査読を依頼した日から3週間以内とする。

4-5 委員会は、査読期間が過ぎたとき査読未了の査読委員に対し査読を促進することができ、委員会開催日の2日前に必ず完了するように依頼する。

4-6 論文の責任は、著者が負うものであり、査読者は掲載の採否を判定するための資料を提供するものであり、論文の改善を図るものである。

## 5. 論文の採否の判定方法

5-1 論文の採否の判定は、5-2項の査読委員の評価基準に基づき、5-3項に示す査読委員の評価をもとに、最終的には委員会が決定する。

### 5-2 査読委員の評価基準

論文の内容・表現は、すべて著者が責を負う。査読委員は、執筆要領と本項の適用細則に従い客観的な評価を行う。論文についての査読判定基準の具体的適用は下記による。

#### a. 全体的な位置づけ評価

##### a-1 一般的な査読の項目

査読委員による一般的な査読項目は下表の通りとする。

	審査項目
1	論文題名
2	英文要約
3	問題意識・課題設定
4	独創性の有無
5	先行研究・既存学説の取扱
6	用語法・文章表現
7	根拠資料
8	図表
9	データの分析方法
10	論文全体の構成
11	記述の論理展開
12	首尾一貫性

13	注釈のつけかた
14	考察

##### a-2 査読委員の総合評価項目

査読委員による総合評価は下表の通りとする。

A	掲載可	簡易な修正を依頼する場合もある。再査読なし。
B	部分的な修正をすれば掲載することが可能	修正期間は3週間以内。掲載の可否は再査読後に決定する。
C	大幅な修正をすれば掲載の可能性はあるが今号への掲載は見送る	大幅な修正が必要であるため今号の掲載は難しいと判断される論文であるものの、査読者がカテゴリーを「研究ノート」に変更すれば掲載可と判断する場合もある。修正期間は3週間以内。再査読1回のみ
D	掲載不可	題材・内容が『水俣学研究』に掲載する論文として適切でない判断された論文。

a-3 査読委員は、当該論文を下記カテゴリに応じて次の基準で査読する。

- ・研究論文：理論的または実証的な研究・技術成果、あるいはそれらを統合した知見を示すものであり、独創性があり、論文として完結した体裁を整えていること。
- ・研究ノート：論文として体裁が整わないものであっても、新しい研究・技術成果を論じたもの。既発表の論文・報告に対する補足または修正は研究ノートとする。

##### b. 査読委員の評価

b-1 査読委員の第一次査読評価は、a-2項で示したA～Dのいずれかとする。

Aの場合：4-1の基準に照らして、水俣学の論文として内容・表現が基本的に掲載に値するならば「掲載可」とする。「採用」には簡易修正意見付採用を含む。簡易修正の期

間は、1週間とする。また、再査読はおこなわない。

Bの場合：部分的な修正をすれば掲載することが可能な論文。「修正」は修正意見付採用を含む。修正意見付採用の場合は、査読結果を著者に通知し、3週間以内に修正した論文が返ってきた場合において、再査読を同一査読委員に依頼し、再査読の結果を委員会で協議し、掲載の最終的判断は委員会でおこなう。再査読は1回までとする。

Cの場合：大幅な修正が必要であるため今号への掲載は難しいと判断される論文。しかし、査読者がカテゴリーを研究ノートとすれば掲載可能と判断する場合を含む。この場合の修正期間は3週間以内とする。査読結果を著者に通知し、3週間以内にカテゴリー変更・修正した論文が返ってきた場合において、再査読を同一査読委員に依頼し、再査読の結果を委員会で協議し、掲載の最終的判断は委員会でおこなう。再査読は1回までとする。

Dの場合：5-1の基準に照らして、水俣学の論文として掲載に値しない、または根本的に書き直しを必要とするならば「掲載不可」とする。なお、不採用とする場合、査読者は、その理由を「査読コメント」に明記しなければならない。

## 6. 査読結果の通知

6-1 当該論文査読委員の評価終了後、直ちに委員会は査読結果を著者に通知する。

6-2 当該論文査読委員の評価および査読書の内容は、委員会名で通知する。

6-3 査読委員の査読書は、パソコンで打ち直し筆跡を非人格化して著者に通知する。

## 7. 再査読判定による修正論文の提出期限

7-1 修正判定を受けた論文は、再査読論文とし、b-1で定めた各判定基準に基づく提出期限とする。

7-2 7-1の期限を越えて提出したものは、新規論文として扱う。ただし、期限延長の申請があった場合は、編集委員会の判断で提出期限を猶予することができる。

## 8. 査読料

査読終了後、査読委員への報酬は発生しない。

## 9. その他

9-1 緊急の問題が発生した場合、委員長、幹事が処理し、その結果を委員会に事後報告することができる。

9-2 査読中論文の著者を変更することは認められない。なお、共著者の追加は可能である。

9-3 採用論文、ならびに不採用論文の原稿は保管しない。

9-4 査読期間が過ぎた査読委員には、直ちに査読促進を事務局から行う。

9-5 論文の著者には、査読状況の通知ならびに電話対応はしない。

水俣学研究編集委員会

委員長：萩原修子（文化人類学・宗教学）

委員：矢野治世美（前近代部落史）、花田昌宣（社会政策学）、田尻雅美（社会福祉学・水俣学）、井上ゆかり（福祉環境学、水俣学）

#### 投稿案内

投稿ご希望の方は、投稿規定・執筆要領を熟読の上、原稿を原稿締切日までに熊本学園大学水俣学研究センター宛にお送り下さい。原稿提出締め切りは2024年10月21日（月）（いずれも消印有効）です。

---

## 水俣学研究 第12・13合併号

2024年3月30日

編集 水俣学研究編集委員会

発行 熊本学園大学水俣学研究センター  
センター長 中地重晴

〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1

TEL:096-364-8913 FAX:096-364-5320

E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp

URL:<https://gkbn.kumagaku.ac.jp/minamata/>

印刷 ホープ印刷株式会社

---





## 『水俣学研究』刊行にあたって

水俣学研究センター長 原田 正純

チッソ付属病院の細川一医師らが水俣病を発見して水俣市保健所にそれを届けて半世紀以上の時が流れた。その間、熊本大学医学部の原因究明のための尽力があり、患者たちの“沈黙の時”があり、“法廷の闘い”、“チッソとの直接交渉”、“行政との闘い”などがあり、水俣病事件は日本の公害運動の先駆けとなっていた。しかし、1970年代を過ぎるとオイルショックを契機に全国的に反公害運動は弱体化の兆しを見せ始めた。そのような流れの中にあって、水俣病事件は1970年代、80年代と多数の訴訟と多様な運動の展開によって国の内外にその名を知られ、名実共に“公害の原点”となっていた。

そんな中で1995年初頭から始まった水俣病の和解の流れは、ほぼ1年かけて各患者団体や個人を対象に終着点へたどり着いていったかのようにみえた。水俣の実情を知る者は、これで水俣病事件が全面解決するとは到底考えられなかった。しかし、高齢化し次々と亡くなっていく患者たちをみていると、これもやむを得ないことと受け止めなくてはならなかった。とするならば、この事件を学際的・多面的に研究して後世に活かすしかないと考えた。

そのような水俣と係わりをもってきた多くの人々の気持ちが形となって、熊本学園大学に2002年9月に正式授業としては本邦初（世界でも初）の「水俣学」（2単位）が開講された。かつて、東京大学の宇井純（故人）が開講した自主講座をはじめ各地、各大学に公害を中心とした自主講座開設の歴史はあったが、水俣病を中心とした大学の正式の講座は本邦初である。これは「水俣病学」ではなく「水俣学」であるところにその特徴があった。

水俣病事件を多面的に捉える学問を目指すことはもちろん、水俣病を通じて、現代の学問を捉え直そうとする野心的な試みでもある。そのような試み（思考）が評価され、注目されたのであろうか、2005年度文部科学省の「私立大学学術研究高度化推進事業 オープン・リサーチ・センター整備事業」に選定され、2005年4月、本学内に水俣学研究センターを、8月に水俣市現地に水俣学現地研究センターを開設することができた。

一方、センター開設前年の2004年10月、最高裁判所によって国・県の水俣病に関する責任が明確に認められた。この判決によって、それまで沈黙を守っていた多くの患者たちが次々と認定や新保健手帳受給を求め、さらには救済を求める裁判をおこした。その数は3万人を越えている。

水俣病事件は決して過去の事件ではない。したがって、水俣学研究は過去の事例を追跡することばかりではなく、現在進行中の事例研究が要求されている実学である。しかし、水俣学は将来の学際的研究、行政、司法、教育などに問題を提供することにもなるはずである。

本誌は学際的水俣学研究の専門誌を目指すものである。水俣学研究センターではすでに教育と研究の伝承を中心とした『水俣学講義』、入門と学習手引きを目的とした『水俣学ブックレット』、資料収集・保存を目的とした『水俣学研究資料叢書』が刊行されているが、これに次ぐ水俣学研究論集である。

2009年3月

# Journal of Minamata Studies

## CONTENTS

---

 Number 12•13
 

---



---

 March 2024
 

---

Issue Published on the Memorable Occasion of Retirement

- Professor Masanori Hanada and Minamata Studies  
 ..... Yukari Inoue (*Open Research Center for Minamata Studies, Kumamoto Gakuen University*) ..... 3
- Reflecting the Achievements of Professor Takashi Miyakita  
 ..... Shigeharu Nakachi (*Open Research Center for Minamata Studies, Kumamoto Gakuen University*) ..... 17
- Professor Toshihiro Higashi and Human Right of People with Disability  
 ..... Masatsugu Hori (*Faculty of Social Welfare, Kumamoto Gakuen University*) ..... 27

### Research Article

- Left Behind Victims of Kanemi Yusho  
 Part 2. The congenital permanent teeth deficiency and the nosebleed (Glanzmann thrombasthenia) in children of the second and third generations of Kanemi Yusho patients  
 ..... Tadashi Fujino ..... 35
- Voluntary Medical Course, Takenoko Juku (1977-1979)  
 – Minamata Environmental Education History Section –  
 ..... Tsuyoshi Kawajiri ..... 63
- Current Situation and Issues Surrounding Mercury Use in Japan 10 Years After the  
 Conclusion of the Minamata Convention on Mercury ..... Shigeharu Nakachi ..... 85

### Research Note

- Memories and Real Images of “Whale School” : History of Minamata in the Light of  
 Whale Stranding ..... Chiyomi Yano ..... 105

### Report of Research Group

- Oral History of Mercury Damage : Minamata Disease and the Anishinaabe,  
 an indigenous population in Canada ..... Naoki Morishita ..... 121

### Book Reviews

- Rereading “Minamata Disease” by Masazumi Harada (Iwanami Shinsho),  
 What Had Been and Had Not Been Seen ..... Takeshi Takamine ..... 135
- “Minamata Disease and the Responsibility in Medicine :  
 The Truth of Methylmercury Poisoning that Has Been Hidden” by Shigeru Takaoka  
 ..... Masami Tajiri ..... 147

### Center for Minamata Studies Report

- Record of Research Activities ..... 149
- Regulations and Bylaws ..... 169